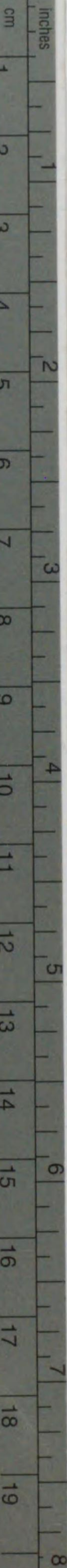


Kodak Gray Scale



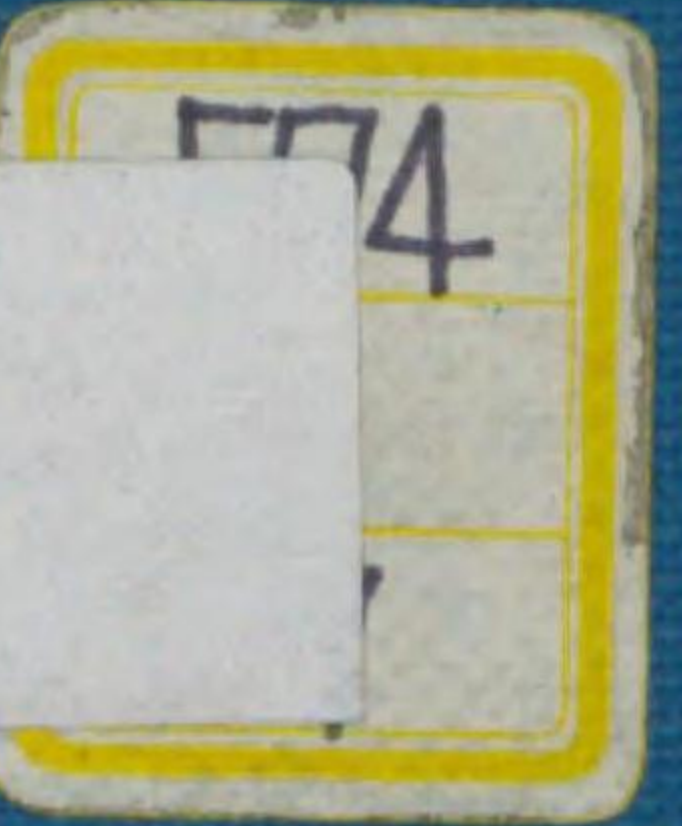
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19





Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



574-7
1200501519315





IT-62-59



南部叢書

第七冊



574-7

南部叢書 第七册 目次

舊蹟遺聞——(一—四)

北奧路程記——(五—四七)

解題

『舊蹟遺聞』は藩命による郷土史料の版本として唯一のもので、昔時から史上に表はれてゐる。藩内の名所舊迹に考證を試みたものである。考證出典は相應廣汎に亘つてはゐるが、間々附會の憾みはないではない。文化三年十一月の上梓で、青表紙大和綴四冊本、黄表紙四冊本、同じく二冊本の三種があり、一二字句の違ふところから見ると重版したと思はれる。

本書は三輪秀福、阪牛助丁、梅内祐訓の合著となつてゐるが、實は國學者、凹齋、黒川盛隆が稿を起したが、己れの意に充たざるところから、著者名を辭して三氏に名を譲り、自らは三氏の爲めに、跋文を書いてゐるが、その「松の下草」に詳しく載せてある。

三輪秀福は表秀の子で、初め大吉、後左司と改め、更らに邊と稱へて歌道に明るく、良杉齋又は杉齋の別號がある。天保七年三月十日、行年七十五才を以て歿す、良杉齋林操、白青居士、市内北山法泉寺に葬る。「古今集六體辨」の著はあるが傳承してゐない。

阪牛助丁は三輪梅内等と共に當時の國學者に伍して藩に出仕した外、その人とな

りか定かでない。自序によると、藩命によつて江戸に上り、千蔭春海に乞ふて本書の序文を得たとある。

梅内祐訓、解香文松窗學亦漢の別號がある。篆刻を嗜み、藏六居士橋茂喬に師事して刀法をうけた。明治二年五月六十八才を以て歿す、市内寺ノ下長松院に葬る。遺著に著名な「聞老遺事」がある。なほ本項に於て聞老遺事の解題中、藤六を祐訓の雅號としたのは誤であつたことを附言して置く。

本書は新渡戸仙岳氏所藏一本及太田孝太郎氏所藏二本を校合し、誤字、脱字とおぼしき箇所を改めた。

舊蹟遺聞の序

東路のみちのくの國は、吾みかとむそちあまりのくにのうちに、並ひなく廣らなる國にして、その中に南部の君の世々しきませるは、十郡にしもわたりて猶あまりあれば、古しへ芳野の國泊瀬をくになといへるになすらへて、何かしの國ともいふへくなむ有ける。今の君古ことにみ心をよせたまふまゝに、かのくぬちの名ところの古き書ともに聞えたるを、かうかへ合せてひとつのふみとなすへきよし、其おみたちにおほせ給へれば、ふみの林のしけみにわけ入りて、深くかうかへて事成ぬ。さて其ところくゝのさまをは、其道心えたる人におほせてうつしゑつかうまつらせ給へり。そもくゝいにしへの事も世々をふるまゝに、よこなまり行ならひなるを、かくつはらにたしおき給へれば、今よりをちの幾よゝをへぬとも古しへのまゝに傳りなむは、いとめてたきわさにあらすや、かれ其書のはしにいさゝかことくはへよと、おほせ給ふによりて、やかて筆をとりてしるしぬ。

文化三年十一月

橋 千 蔭

舊蹟遺聞序

國郡のあるかたち山河もろくの跡をたつねて書に載られたる事は、寧樂のみかとの御時はしめてくに／＼におほせ定たまはりてしるさしめ給ひ、また延長の御時ふたゝひ其事おこさせたまひて、さらにしるしそへさせ給ひつれば、六十あまりの國々のふるきあとゝもゝらさす傳へ來にけるを、時うつり世へたゝりて今はその書とおほくはうせにけり。さてたま／＼にちりのこれるか有も、わつかにひとくに二くににはすきす、かゝれば今にありていにしへのくにこほりの大方を見るへきものは、たた民部の式、神名の帳、順朝臣の和名、東山のおとゝの拾芥のたくひのみあり。されとこのくさ／＼の書ともは、國をかそへ郡をつらねたるのみにて、古の跡を考るには猶ことたらはすしかる、をよもの海なみ風をさまれる事にもとせおのつからよるつの事、其道々に心ふかむる人々いてまうて來て、今はくに／＼にふるきあとを考へあつめたる書とも、こゝにかしこにやう／＼おほく聞えたり。みちのくにゝは、仙臺の佐々木義和か聞老の志といふありて、くはしくとひ廣くあつめたれと、をしきかな

其君の知り給ふさかひにはくはしくて、あたしかたにはなほもらしたる事もおほかりき。こゝに盛岡の君は其とほつ御祖の御時より、其國しろしめす事今にいたりて、六もゝとせ世をかさね給ふ事三十あまり六世繼になんおはすなる、さるは古の事をもわすれし又すたれたることをもおこさしめ給はむとて、よろつおほしいたらぬかたなくまつりこち給ふあまりに、このふるき跡の事ともしるせる書の、なほそなはらぬをあかすおもほしとりておもとにさふらふ人々のなかに、其事にたへたるをえらせ給ひてその書つくらせたまふ。其知り給ふ所は郡の數十といひてなほあまりあれと、いにしへの世に聞えぬ所々をはおきてふるき書にあらはれたるかきりを集めさせ給ふ、名をは舊蹟遺聞となんつけられたる。そのふみなりて後春海に猶かへさひよみて考へしらへよとしてしめし給ふを見るに、其書のさまもとよりふるきふみに廣くわたれる事はさらにもいはし、かたはら國のふる人の昔かたりをさへに載られたるはめつらかなりといふへし、かゝるをわかみしかき心に事にかはた今いはん。そも／＼これはしもしり給ふ國の寶なるのみかは、あまねく世にもつたへさせ給は、いにしへを考て今を見む人たれかたふとみめてさらむ、とく／＼板にゑら

せ給へとまうせは、さらは其ゆゑよし記せとのたまふまゝに、身のいやしく詞のつたなきをもわすれて、かしこみからはしつかたにかきつく。

文化の四とせやよひはつかなぬかに春海謹識

舊蹟遺聞のおほよそ

一このふみは、我君のしらしめす十余りの郡の中には、古く名たゝる所おほかれと、年ふるまゝに世にもしられすなりもてゆき、あるは里人などの語傳るも、あらぬすちにいひひかめたるを、さたかにせまほしくとしころおもほし給ひて、あかれる世の書にも歌にもはやく見えたるをより所として、そのところくを、つはらに正して、黒川盛隆・三輪秀福・梅内祐訓らとゝもに考へ物せよと仰ことあれと、やつかりらかみしかきさえもていかゝはなしえむ。されといなみ奉らんもなかゝにをこなれば、ふみに歌に見てたるをかひつめて、かく四卷となんしたりける。助丁仰ことによりてことし大江戸にまうのほり來にたれば、年ころまなひのおやとして、雁の行かひをたのみつる千蔭春海の二人のうしたちにもはかりて、み山木のおのかまゝなるを、まかれる枝をためふしたちたるをけつりて、やうくこのなほき一本とはこつくりなしたり。

一めつらしき海山、をかしき杜林、あるはふるき宮寺おほくありて、いろくにいひ傳

へたることの中には、いにしへおほゆることもあり。それは風土記などの傳の残れるにやとおもはるゝこともあれと、さるふみとも今は世に傳らねはたしかにしりかたし。されといひ傳へたる事のよしありとおほゆるをは、すてかたくてのせたり。

一日本紀續日本紀日本逸史、また延喜式東鑑袖中抄陸奥話記等に見えたることの證となるへきをはいまことごとくひろひ出つ。されとあなかに廣くももとめねは、なほもれたることもありなにかし。

一物かたりはおほかた作りことにてより所としかたけれと、地名などはそのまゝに書たるものとみゆれば、いせ大和の物かたりをもとれり。

一前太平記などの類ひは、後の世にもしたる俗書なれと、こも又はやくいひ傳へたりとおもはるゝふしなどは、すてかたくて引り。

一この書は世にひろくせんとにはあらず、たゞ我君のみそなはさむためにもおほつかなからず、又國人のいにしへの跡考へしらんためにもうつしひかめんはあかぬわさなれはとて、かく板とはものしつるになむ。

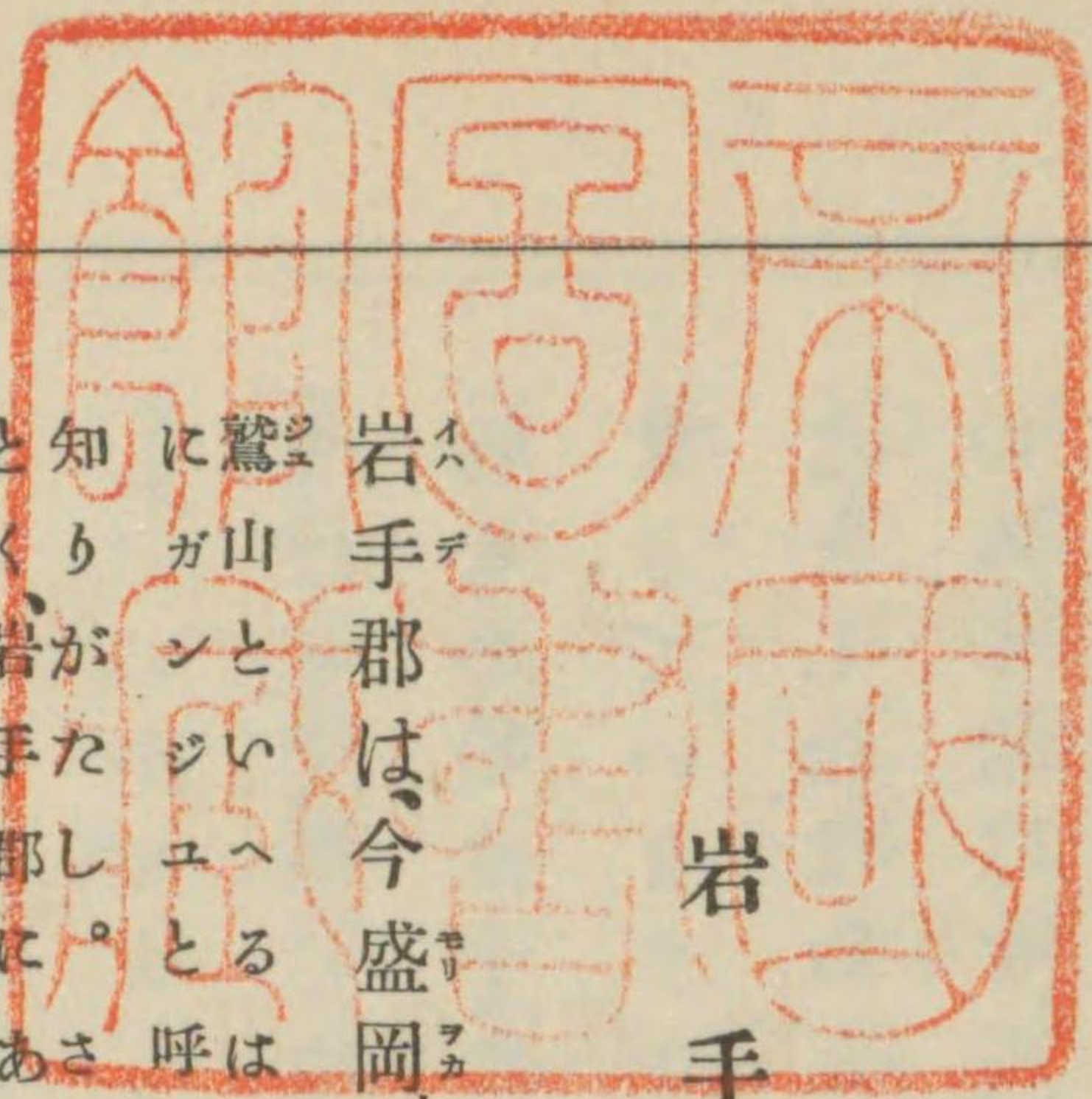
文化のみとせといふとしの霜月坂牛助丁しるす。

舊蹟遺聞卷一 目錄

岩手 北上川 厨川 姫戸 御堂 波氣 觀音

舊蹟遺聞 卷第一

三輪 秀福
坂牛 助丁
梅内 祐訓
輯録



岩手郡

岩手郡は、今盛岡城を構たる郡、則是なり。岩手、森岩手、里岩手、關など、古歌に見ゆ。岩手、今に鷲山といへるは、岩手山なり、いつばかりのことは、誠にしかるやけん、手鷲の字音の通ふかに、知りにあて、大和國吉野山、常陸國筑波郡に筑波山ある。大和物語に、云、同帝、此前に天皇の御事也。狩いとかしこく好み給ひけり。みちの國岩手の郡より奉れるみたか、世になくか、しこかりければ、なくおぼして、御手鷹にし給ひけり、名をば岩手となむつけ給ひける。それをかの道に心ありてあづかりつかまつり

給ひける大納言にあづけ給ひけり、夜晝これをあづかりてとりかひ給ふほどに、いか
ゞし給ひけんそうし給ひてけり。心肝をまどはして求るに、さらにえみ出ず、山々に
人をやりつゝもとめさすれどさらになし。みづからも深き山に入てまどひありき
給へどかひもなし、此事を奏せでしばし有べけれど、二三日にあけずごらんせぬ日な
し。いかゞせんとして、内に参りて御鷹のうせたるよし奏し給ふ時、〔に〕みかど物ものた
まはせず、聞しめしつけぬにやあらむとて、又奏し給ふに、おもてをのみ守らせ給ひて、
物もの給はずたいくしとおぼしたるなりけりと。我にもあらぬ心ちして、かしこ
まりていますがりて、此の御鷹のもとむるに侍らぬ、いかさまにかし侍らむなどか仰
ごとし給はぬと奏し給ふ時、帝いはでおもふぞいふにまされるとの給ひけり。かく
のみの給はせて、別事ものたまはざりけり、御こゝろにいとひがひなくをしくおぼ
さるゝになむ有ける。これをなん世の中の人、本をばとかくつけゝる、もとはかくの
みなむありける。

大和物語は作り物語にて、其うちには實事もそらごとまじれり。しかれどもい
かに作り物語なりとて、國の名郡の名などまうけ作るべきものにはあらず。すべ

て作り物がたりは、なかりしことも有ることのごとくかまへて興とせしものなれ
ど、かうやうのことは其地名の證とはすべし。

東鑑卷九に云、頼朝が泰衡追討の時也、文治五年九月二日己未、出平泉、令赴岩井郡。岩井は岩手厨河

邊給。是爲相尋泰衡隱住所也。云々。同書同卷云、同十二月己巳、於岩井郡これも岩手厨川、點此所坤角、倭仗次之波氣被定御
館。今日工藤小次郎行光、献盃酒、〔玩〕椀飯。是於當郡者、行光依可拜領。別以被仰下之間、及此

儀云々。同卷云、同二十三日庚辰、於平泉、巡禮秀衡建立無量光院給。是摸宇治平等院地形之處也。

豐前介爲案内者、候御供申云、清衡繼父武貞號荒川太郎鎮守府將軍武則子卒去後、傳領奥六郡。伊賀和賀

同書卷四十六云、建長八年十月五日改庚元年六月二日辛酉、奥大道夜討強盜蜂起。成
往反旅人之煩。仍此間度々有其沙汰。可被警固之旨。今日被仰付于彼路次地頭等、所謂小

山出羽前司云々。中略岩手左衛門太郎岩手次郎已上二十四人云々。此所にも、岩手とあり
此岩手と名のりたるは、いかなる人ともしれず、名もみえねば考るよしなし。しか

れども此頃はおほく我領したる所の名を呼名とせしかば、此二人は其頃岩手郡を領せしか又先祖などの所領にて、呼名に後までもかく呼しか。もしは工藤小次郎行光などの子孫にはあらぬか、今考ふべきよしなし、たゞ心見におどろかしおきて、後の考をまつ。

東鑑の文を考るに、岩井郡とのみ見えて、岩手郡とはみえず、郡ならで只岩手といふ地名はみえたり。延喜式和名抄には岩井郡と書り、今も又しか書なり。古書にはしからば岩手は郡の名ならずともいふべけれど前に引たる如く、奥六郡と言へる下の小書に岩手とみえたれば、岩手は郡の名なること疑なく、よく考るに、東鑑には岩手郡と書べき所をも、誤りて岩井郡と書たりとみえたり。そは井と手と字のさま似たるより、後世うつし誤りたるにて、岩井と岩手と二郡有しならむか。そのよしいかにとなれば、平泉は岩井郡にて、同書文治五年九月二十三日庚辰云々。康保年中移江刺郡豊田館於岩井郡平泉爲宿館。歴三十三年云々。と見えたるに、同書同年同月二日己未出平泉令赴岩井郡厨川邊給。是は頼朝の趣給ふを言なりと見えたるをもて考るに、平泉と厨川と同郡のうちならば、いかでか出平泉令赴岩井郡厨川邊給とは書べき、同郡ならば岩井郡は

平泉のかたへつけて、令赴厨川邊と云々。などこそ書べけれ。これにて平泉と厨川は同郡ならず、平泉は岩井郡、厨川は岩手郡とこそあるべけれ。又、同書同年九月丙寅中略亦被遣比企藤内朝宗於岩井郡。是於彼郡。清衡基衡秀衡等建立數字堂塔之由云々。また、同廿四日辛巳中略凡清重今度勳功殊拔郡之間。匪奉此等重職。剩伊澤磐井牡鹿等郡已下。拜領數箇井とかけり。又同廿八日乙酉中略東限北上川。南限岩井川。西限寫王岩屋。北限午木長峯。者東西廿余里。南北廿余里云々。また同十一月八日甲子中略岩井伊澤柄差江刺と同じ訓の通ふまゝに此頃以上三箇郡者自僊北方。可遣農料和賀部貫今の種貫なり文字の違兩郡分者自秋田郡。可被下種子等也云々。右の件に、岩手郡また磐井郡と有は誤ならで、今の磐井なり、上と合せ考て、其所々の名、又は其様其行程をはかりみれば分るゝなり、よくせずは紛れぬべし。そは同書同年九月十一日戊辰今日令立陳岡給云々。自是厨河柵者。依爲廿五里行程。未屬黄昏著御件館云々。これら今の道のりにも叶へり猶このたぐひ合考て知べし。しかるにすべて陸奥國の奥の方は、郡などもむかしはさだかならさりしかば、此厨河のあたりも、岩井郡にて有しかとも疑はるれど、平泉の邊岩井郡なるに、又膽澤郡をへだて、またこゝ

に岩井郡あるべくもあらねば、前にもいへるごとく、かにかくに井は手のあやまれるなるべし。

歌に、岩手とよみたるは、

新古今集雑下、前大僧慈圓ふみにてはおもふほとこの事も申盡しがたきよし申つかはしける返事に

右大將頼朝

陸奥のいはでしのぶはえぞしらぬかき盡してよつぼのいしぶみ

是は慈圓のもとより文にては申盡しがたしといひおこせし返事に、つゝまでいひおこせよといふことを、陸奥國の名所岩手信夫夷壺碑を集めてよみて一興とせしものなり。信夫は郡名なれば、岩手信夫とつゞけたるにても、岩手は必郡名なりとしるべし。岩手は郡の名ならで、所の名のみならば、みちのくの岩手信夫と郡名と所の名とをば、つゞけてはいふまじきものをや。

岩手山とよみたるは、

千載集戀一、百首歌奉りける時戀の歌とてよめる、

左京大夫顯輔

思へどもいはでの山に年をへてくちやはてなむ谷のうもれ木

同集同巻、歌合しける時忍戀のこゝろをよめる、

顯昭法師

人しれぬ涙の川のみなかみはいはでの山のたにのしたみづ

古今六帖第二 山の部に、

人 磨

いはで山いはでながらの身のはては思ひし如く誰かつげまし

岩手の森とよみしは、

夫木集卷二十一 森の部に、

よみ人しらず

陸奥の岩手の森のいはでのみおもひを告る人もあらなん

岩手のさとよみたるは、

同抄卷六家集中、山吹、

前中納言大江匡房

くちなしの色とぞ見ゆるみちのくの岩手の里の山吹のはな

同抄同卷、永久四年中院入道右大臣家の歌合、山吹、

よみ人しらず

きて見ればくちなし色に咲にけり岩手のさとの山ぶきのはな

岩手の關とよみたるは、

中務卿みこ

夫木抄卷二十一 關部、六帖題
陸奥にありてや關のいはておもふこゝろの奥を誰かしるべき
同抄卷二、建仁元年影供歌合 鶯、

前中納言藤原定家

東路やいはての關のかひもなく春をば告るうぐひすのこゑ

この外にも岩手の山岡森などよめる歌代々の集どもをはじめ家々の集などにも、これかれ見ゆれど、伊勢國にもおなじ名所みゆれば、疑しきは略せり。

考るに、岩手の郡といへるは、上の件に引ける書どもの外には見當らず、六國史・延喜式・和名抄等の郡名にも見えず、又後世陸奥國五十四郡と呼べるうちにもみえず。

五十四郡の事考あれども、ことに長ければ、ここに略せり、後にいふをむかへて見るべし。しかれども國史等に見えたる郡名の、

後にみえぬもあり 此事は他の國にはみえず、此陸奥國にのみかぎりてさる事この

岩手郡は、むかし假に立られたる郡とみゆ、さて古書には其事もれしにやあらむ。

定りたる郡と假に立られたる郡有すべて上古は陸奥國のおくには、皇命にしたが

し事は、後に言を合せて考ふべし。はぬ夷どもおほく住て、時々あらびたる事など、代々の國史にみえたれば、郡なども

さだかには立られがたかりしなるべし。又郡を立られても、今のごとく境などま

では、きはしく定がたかりしと見えたり。かゝれば古は今の膽澤郡の邊まで

ひらけて、奥はかぎりしられざりしかば、おしこめて奥のかたをば、膽澤郡のうちと

せられしとみえたり。其故いかにとなれば和名抄に膽澤郡に鎮守府あるよしみ

ゆ、これはその奥のはかりがたかりしかば、おさへに此所に府を立られて、將軍をお

かれしものと見えたり、こはおしはかりの考ながら、必しかあるべきいきほひなり。

さて又しか膽澤郡よりおくのかたしられがたかりしかば、其地をさして、其頃は凡

に遠膽澤とよびけんかとおぼゆるよし有。いかにとなれば、日本逸史に言 こゝに

記を引べきに逸史を引けるは、今日本後記は亡びたり、寫本にて傳はれるは全物な

らねば引ず。逸史は後世の撰なれど、古書より抜出て集たる物なれば證とすべし。弘仁五年二月己卯朔戊子、夷第一等遠膽澤公母志授外從五位下云々。又三代實錄

云、元慶四年十一月三日發丑。授近江國俘囚外正六位下遠膽澤公秋雄外從五位下云々。これは陸奥國俘囚なるが功ありて位を給はり、又都ちかき近江國などにうこれら遠膽澤といへる姓、上にもいふごとく膽澤郡のおくのしれざりしかば、凡に遠膽澤とは呼けむ。大和國などにも飛鳥に對して、遠つ飛鳥など呼る地古さ呼けんからに、その邊りに住める夷ども、かくは名のりけるなるべし。又是はもし功有て姓を賜はりし時、所の名を給しにも有べし、かゝるたぐひ古書に多くみえてあぐるにたえず。考るに、花卷といふ所に豊澤川といふ川、膽澤川のこなたにあり。もしは文字とせしにやあらん。今豊澤とはかけど、猶所の者はトイサと唱ふるは古語の残れるにはあらぬか、膽澤川に向へて名づけしにはあらぬか。これら誠にあしはかりの考なれど、後考ん人の爲。かゝれば、上件にいへる如く、此岩手郡はもと假に立られたる郡にて、膽澤郡の中なるにやあらん、しかおもはるゝ事は、延喜神名式に陸奥國膽澤郡岩手堰神社とみゆ。又三代實錄云、貞觀四年六月十五日壬子、陸奥國鎮守府正六位上岩手堰神社預官社ともみゆ。此神いかなる神とも傳へなければ、今知るべからねど、すべて上古は其國その所々に功ある神を其所にいひて、その名をもて神の御名に稱へ、又其神の御名もて、其所の名ともせし事多かり、この事

國人本居宜長が古事記傳には、されば此神も岩手郡に功ありていはひたる神なり。論ぜり、事長ければはぶきつ。されば此神も岩手郡に功ありていはひ奉るべきを、膽澤の事疑なし。堰と呼たるは、いかなる。さらばその岩手の地にいひ奉るべきを、膽澤郡にいへるはいかゞといふに、もと岩手郡は膽澤郡の内なる故にもあるべく、又かの奥のかたは皇命にしたがはねば、鎮守府の邊りちかき所にいひたるにも有べし。此類ひ同國に見えたるは、延喜式に、陸奥國色麻郡伊達神社とみゆ、これも伊達の地に功ありし事有ける故有て、この色麻郡にいひし成べし。さてこの伊達郡、延喜式拾芥抄等にはみえず、今五十四郡と言うちには入たり。又和名抄國郡部に、陸奥國磐瀨伊達郡信夫伊達郡とみえて、同書後の郡名の下に郷名を擧し所には伊達郡みえず、しからば此郡も岩手郡と同じ、眞郡にはあらざりしなるべし。和名抄の文を以て考ふれば、伊達郡は磐瀨信夫兩郡より分れたれば、伊達の神社この兩郡の内、有べきを、色麻郡にあるを思へば、この神社は伊達郡にはよしなしと言べし。色麻郡も此兩郡の傳なれば、しるがたし、其故有て色麻郡にいひしとみゆ。もしもて考べければ、このは、正以來諸侯の封國と成ては思ひ思ひに、この伊達郡のたぐひをもて、岩手郡は膽澤郡のうちにて、眞郡にはあらねど、昔より岩手郡と呼し事疑ひなし。又上古は今郡なる所を國ともいひ、又一郷の名をも郡など、も呼

し事みゆ。其例は萬葉集卷一に、伊奈美國波良とよめるは、播磨國印南郡也。又大和國吉野郡を吉野國、同國城上郡初瀬郷を初瀬國など、も同書にあまたみえ、山城國乙訓郡はもと墮國なりしを、後に郡の名になりしよし古事記に見ゆ。催馬樂我門^上略我名をしらまくほしからば、みそのふのみそのふの、あやめの郡の大領のまなむすめ云々又新撰六帖正三位知家の歌に、みちのくのけふの郡におる布のせばしき世にも逢にける哉ともみゆ。これらは郡の名ならで郷の名又所の大名などを郡といひしなり、もしこの岩手郡も此類ひかと思へど、前に引る古書共にもさだかにみゆれば、これも假に建られたる郡にて、此類にはあらざるべし。又後に聞えぬ郡名の國史等に出たるも見ゆ。續日本紀云、和銅六年十二月辛卯、新建陸奥國丹取郡とみゆ。又同紀云、寶龜十一年三月丙寅朔丁亥、陸奥國上治郡大領外從五位下伊治公皆呂反云々。又日本紀略云、弘仁二年正月丙申朔丙午、於陸奥國置和賀稗縫斯波三郡とみゆ。丹取郡上治郡は、延喜式和名抄拾芥抄等にも後世五十四郡といふ中にもみえず、眞郡にはあらざりしかさだかならず。和我稗縫斯波三郡もやがて延喜式和名抄等にも見えず。斯波郡は延喜式にのみ見えて民部式にはみえず。その事は委しく下に論へるをまつべし。拾芥抄と

後世五十四郡といふうちにはみゆ、すべて是らの郡どもかにかくにいふかし、眞郡にはあらざりしと見ゆ。前にもいへるごとく、陸奥國はすべて境ひろく、奥のかきりも、上古はしれざりしかば、臨時に郡を建られしとみゆ。そのよしは、延喜民部式云、凡郡不得過千戸。若餘五十戸以上者、分隸此郡地勢不宜分者、隨狀立分^(別)郡其不滿百戸者、隸入他郡。若不得已而應分者、別錄申官。とみゆれば、かのおくのかたもしれず、境内も廣く次々に夷ども伏^{マシ}ひて戸數もまさり又は山多き國なれば一郡としがたくて折折國司より請ひて假に郡を立られしとみえたり。しかしありけんとおもはるゝよしは、續日本紀云、延曆四年四月辛未中納言從三位兼東宮大夫陸奥按察使鎮守府將軍大伴宿禰家持等言、名取以南一十四郡僻在山海、去塞懸遠、屬有徵發、不會機急。由是權置多賀階上二郡、募集百姓、足入兵於國府、設防禦於東西、誠是預備不虞、推^(鋒)萬里者也。但以徒有開說之名、未任統領之人、百姓願望、無所係心、望請建爲眞郡、備置官員。然則民知統攝之歸、賊絕窺窬之望、許之。とみえたり。しかるに此多賀階上の二郡、この時眞郡とせられしかども、延喜式和名抄等にみえざるはいふかし。又後世五十四郡といへるうちに階上はみえて多賀は見えざるもいふかし。上にもいへる

ごとく、陸奥國のおくのかたさだかならざりし事、これらにてもおしはかるべし。かく眞郡とせられしだに、程もなくしられぬ計になれ、ば、まして假に建られたる郡は延喜式、和名抄等にのせられざりしもうべなり。此岩手郡も、上のくだりにいへる假に建られし郡どもの類ひなれば、延喜式、和名抄にはのせられぬなるべし。しかれどもはやくよりその郡名有しとみえて、古書どもにその名はみえて、始に引出たるがごとし、これらにて延喜式、和名抄にはのせられねども、古よりある郡名〔な〕ること疑なし。因にいふ、岩手郡のみならず、すべて陸奥の郡ども、むかしよりさだかならざりし事は、上古より東夷皇命にそむき奉りて、折々うてのつかひなど下されし事、代々の國史どもにあまた度みゆ。そのうての使下りて、一わたりはまつろひても、猶異心をさしはさみて、かしこくもしばしば、そむき奉りたり。保元、平治以來、都ちかき國々に戦ひ初りてよりは、ごとさら東夷ひそまりて、いよ、ます、皇命にしたがはざりしかども、中國のさわぎにのみかゝづらひて、此邊の事はたゞされざりしなるべし。しかれば郡なども假に立られたる郡も、みな境だにしれぬことゝなり、某の郡某の郷はそこなりといふ事しられず成しとみゆ。元暦の頃源

頼朝相模國に勢ひをふるひて、文治に泰衡を亡し、所とて地頭、目代などを置かれしより、夷ども漸く私する事あらざりしとはみゆれど、猶郡又境などの事まで、こまかにさたせらるゝいとまはあらざりしなるべし。すべて陸奥國の郡ども古書に出たる所をこれかれ合せ考るに、いとくいぶかしき事おほかり、今そはこと長けれど委しく論はん。まづ延喜民部式に陸奥國大管、白河、磐瀨、會津、耶麻、安積、安達、信夫、刈田、柴田、名取、菊多、磐城、標葉、行方、宇多、伊具、亘理、宮城、黒川、賀美、色麻、玉造、志太、栗原、磐井、江刺、膽澤、長岡、新田、小田、遠田、登米、桃生、氣仙、牡鹿、とみえて三十五郡なるに、同書神名式に其三十五郡のうちになき斯波郡をあげたり。神名式は、神社ある郡のみを三十五郡のうちよりぬき出で、三十一郡あげられたれば、民部式には郡は残らずあげらるべきことなるに、斯波をのぞかれたるはいかにとも考るよしなし。心見にいはく、民部式三十五郡は、眞郡をのみ舉られたるなるべし。斯波郡は其頃假に立られし郡なれど、神社ある郡なれば、其神社に引かれて、神名式のかたには舉られたるなるべしとなんおほゆる。もしはもと三十六郡にて、斯波郡も入しを、今の本に

あやまりて落せるか、又はすたれたる郡なれども、神社などには古き傳のこれるものなれば、つたはれるまゝにのせられたるか。又和名抄には陸奥國管三十六、白河今分爲大沼河沼二郡。磐瀨爲伊波世國分。會津阿比。耶麻山安積。安達知安多。信夫志乃不國分。刈田太菊。柴田太波。名取奈止。菊多木久。磐城波伊。岐標葉。波志。行方奈多。宇多太字。伊具久伊。巨理和多。宮城美也。黒川久呂。賀美色麻。志加玉造。久萬豆。志太栗原。久利磐井。井伊波。江刺依佐。膽澤伊佐。長岡乎加。新田太比。小田太乎。遠田太止。保氣仙世。介牡鹿。乎志登米。止與桃生。乃不大沼。奴於保。を分て。高野郡とせしを。今分爲大沼河沼二郡。とみゆるは白河。見ゆ。よく。廿六。郡のう。ちに。高野郡みえぬは。此郡を廢した。大沼河沼二郡を置れしと。げて。河沼郡をあげ。れぬ。はし。大沼河沼二郡を置れしと。真郡にあらずとみゆ。れぬ。はし。大沼河沼二郡を置れしと。れぬ。はし。大沼河沼二郡を置れしと。さき。にい。へる。伊達郡の考にあり。とみゆ。しかるに延喜式は小一條關白忠平。勅をうけて撰れて、延長五年十二月廿六日に奏覽せられしなり。和名抄は醍醐天皇第四皇女勤子内親王の仰にて、源順が撰べるなり、皇女の母は順が祖父至が弟唱稱す。和名抄の序に外威の寄せある。此皇女は、天慶年中三十四にて薨せられたり。

順は永觀元年歳七十三にて卒たれば、延喜十一年に生れて、皇女の薨られし頃は二十三四ばかりにもやありつらむ。しかれば延喜式を撰れし時にいくばくもへだゝらぬに、かく郡の數などたがひあるはいぶかし。拾芥抄には陸奥大三十六郡、白河 磐瀨 會津 耶麻 安積 安達 信夫 刈田 柴田 多取 菊多 磐城 標葉 行方 宇多 伊具 巨理 宮城 府 黒川 賀美 色麻 玉造 志太 栗原 登米 桃生 氣仙 牡鹿 長岡 小田 新田 遠田 磐井 江刺 膽澤 和我 稗縫 斯波 磐手 高野 奥四道已上四郡不入とみえて、三十六郡と有て、四十郡のせたるはいぶかし。これは考るに、初にもいへるごとく、膽澤郡のおくのかたはしれざりしかば、なべておくを膽澤郡と呼て、さて其うちにつきゝに假に郡を立られしかば、和我、稗縫、斯波、岩手の四郡は、眞郡にはあらねど、其名有しかば除がたくて、眞郡三十六郡、膽澤郡のうちの假郡四郡をあげて、膽澤和我、稗縫、斯波、岩手など、細註になして原本には有けんを、後に寫もの(の)ゆくりなく本文に大字とせしなるべしとおぼゆ。此類ひのあやまり古書にはおほく有事也。又高野と有る下の二行の小書に、奥四道已上四郡不入云々とある、四道已上といへる事、何ごとも解がたし、

四郡不入云々とある四郡は、和我、葺、新、波、岩手の四郡をさせりとみゆ。この四郡は、上にもいふごとく、膽澤郡のうちにて、眞郡ならねば、田數は膽澤郡のうちにおのづからこもれ、ば、不入と書しものなり。是はまことにおしはかりの考ながら、卅六郡とありて、四十あくべきいはれなければ、必さる事なるべし。板本の拾芥抄甚誤多くして、かうやうの類ひあまた所にみゆ、善本を得て後、そのうたがひをとくべし。さて陸奥國五十四郡といふは、白河、黒川、磐瀨、宮城、會津、耶麻、小田、安積、安達、柴田、刈田、遠田、名取、信夫、菊多、標葉、阿曾沼、行方、磐井、和賀、河内こはもし河沼のあや、稗稗繼繼、稗稗繼繼とあるは、いぶかし、稗稗拔拔、稗稗貫貫、にみゆ。拔拔と貫貫とは訓同じく、繼繼もヒヒとキキとは近ければ、かよはしたるにや、繼繼ははたく音語も遠し。考るに、繼繼の草書に似たれば、繼繼のあやまりならんかとぞあるもは。高野、亘理、玉造、大名門、加美、志太、栗原、江刺、伊澤、長岡、登米、牡鹿、郡載、鹿角、階上、津輕、宇多、伊具、本吉、石川、大沼、色麻、稻我、斯波、磐前、金原、新田、伊達、閉伊、桃生、氣仙、星河と後の世の書どもに見ゆ。このうちいぶかしき事多かり、其事を委く言んに、先磐城郡は延喜式和名抄拾芥抄は更にも言ず、其外代々の國史實錄等にも見えて、正しき郡なるを除

たるはいかゞ。又高野郡は、和名抄に此郡を分て大沼河沼の二郡とするよし見え、高野郡はのせられず。しかるに大沼郡有上に、高野郡をのせたるはいかゞ、大沼をのするならば河沼郡をも載べきに除たるはいかゞ、又星河郡は黒川郡の誤りなり。其よしは和名抄にはじめ郡名をあげたる所に黒川と有て、訓註に久呂加波とさへ有を、郷名をあげたる所に星川と有は、字體の似たるより寫し誤れるものなる事明らかなるを、星川、黒川と二郡になしてあげたるはいかゞ。和名抄今の板本は誤字脱字あり、或は同郡に郡に郷名を付て舉たるかたには、これのみならず、郡などをもとせしむるを又出しなどしてみだりなる事多きを、よく考へず、ゆくりなく二郡とせしとみゆ。本書に付て共う。又延喜民部式に云、凡諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名。たがひをとくへし。又延喜民部式に云、凡諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名。この嘉名は嘉字と言事なり、伊勢國人本居宜長が地名字音轉用例といふ書に論へり。こは、ひかしより地名のあしきを改てよき名をつけよと云こと、心得てはたがこへり也。名は昔のまをいひかて、よき字をとれり。とも見え、又かならず二字と定られしも、延喜式よりはじまれるにはあらずはやく、奈良の朝の程より、多くは二字と定められしとみゆ。出雲風土記に、郷名ども神龜三年改字と言事みえたり、そは續日本記和銅六年五月詔に言、畿内七道諸國郡郷名著好字。とみえたりつぎ、神龜の頃よき文字を撰てつけ、又二字などにもせしとみゆ。さてかく二字と定られし

は古よりの事にて、諸國の郡名今も三字なるもの一つも見えぬに、此五十四郡といふうちのみ阿曾沼大名門の二郡、三字なるはいかゞ、右のくだりのことゝも、いとくいぶかし。これによりて考るに、五十四郡となりしは、天正已來のことゝおもはる、其よしいかにとなれば、すでに拾芥抄にも陸奥國卅六郡とみゆ。拾芥抄は、東照公の作か、がて文明の頃の人にてはある也。しかれば文明の頃までは猶卅六郡にては有しなり。文明より天正までは、おほよそ百年計りなるに、其間中國戰ひたえざりしかば、此東の奥の郡のことなど、くはしくさたせらるべきにもあらねば、天正のはじめ織田信長公まつりごとまうされて諸國みな諸侯の封國と成しより、領主地頭思ひくゝに所の古名、又大名郷名などを郡名にせられしなるべし。さありしかば、古の制にもよらで郡名を三字などにもせられしとみゆ、かゝればこの五十四郡と云事、すべてより所としがたし。岩手郡などは上件にいへることく、古書どもにもみえて、後世わたくしに立られし郡などの等類にはあらぬを、かへりてもらせるはいかゞ。此五十四郡にもれたるより、岩手は五十四郡に定られし後に立られし郡など、思ふ人も有べけれど、上に引ける古書ども、又つきくゝの考どもにいへるをおもひあはせて、さはあらぬことを知べし。五十四郡に入たる郡よりも、かへりてふるくよし有郡名なるものをや。

北^{キタ}上^{カミ}河

北上河は岩手郡御堂村といへる所より流れ出る河なり。こは加美川といへる川の北より流れ出るからに、かく名付たるよし前太平記にみえたり。そは天喜五年六月安倍を征伐し給ふ條に、文略兵ども水に渴たるをたすけ給ふとて、みづから弓強もて岩を穿ち給ひけるに、澧水湧出て兵どもを助け給ふに、この水加美川に落入たりけり、この所を北上川と名づけたり云々。又東鑑にはあまた所にみえたれば、いとやくより此名は有けむ、東鑑に出たるは伊澤磐井の戦のくだりに見ゆ、此川はこの所より流れ出て、かの郡へも流るればなり。

考るにいにしへ加美川といへるは別に有て、夫より北の方御堂村より流れ出る水の入れは、北上川と名づけしよし見ゆれば、今の丹藤川をかみ川といひしにや。御

堂村より出る流を今は北上川のみなもと、し、かみ川といへる名はおのづから失
たるさまなれば、今いづれの川をかみ川といひけんとも定がたけれど、この丹藤川
は、末は北上川と流合ぬれば、これなめりとおもはれぬ。さてこの川は岩手志波和
我、稗貫、膽澤、磐井、江刺、登米、桃生の數郡をへて、いよ、南のかたに流れて海に
なり。かゝれば東鑑に衣河も北上川にながれているなど見ゆるは、磐井郡をも流る
ればなり。

厨川柵

厨河柵は、若手郡北上河のあなたにしかいふ所ありて、その川にそひて古き城のあと
あるこれなり。此所の事、東鑑陸奥話記に見えたり。こゝには東鑑のみ舉て、東鑑卷
陸奥話記ははぶけり。九に、文治五年九月二日己未出平泉令赴岩井郡井は手のあや厨河邊給、是爲相尋泰衡
隱住所也。亦祖父將軍追討朝敵之頃、十二年之間、所々合戦不決勝負、送年之處、遂於件厨
河柵、獲貞任等首、依曩時佳例、到當所可討泰衡、獲其首之由、内々令思案給。云々。同十一日

戊辰、今日令立陳岡給。云々。自是厨河柵者、依爲廿五里行程、未屬黃昏、着御件館。云々。こゝ
五里と有は東みち六丁を一里とせる里數なり。又同廿七日甲申、二品歴覽安倍頼
京みちの四里に當れり。よくせずはまざれぬべし。又同廿七日甲申、二品歴覽安倍頼
時衣河遺跡給。云々。昔點此所構家屋男子者、并殿盲目厨河次郎貞任。云々。此外にも所々
わづらはしければは
ぶきてあげず。

右の東鑑を考るに、若手郡のうちなる里にて、其所を領せしからに、厨河の次郎とは
名のりしなるべし。外には國史などにもみえず、たゞ前太平記にみえたり、前太平
記は後世に送りしものにて、ことごとくは據がたし。されと又古書どもにつきて
かけるものとみゆる事もあれば、一向には捨がたし。こゝは古しへ貞任らがこも
りたる城なり、頼義義家の朝臣たち御軍人を集へて戦ひ給ひて、この柵にて貞任ら
が首をえ給ひし所なり。頼朝の心も泰衡を征するとき、こゝにて其首を見給んと
おぼし給ひけること、東鑑にみえたり。因にいふ、此厨河の柵よりひつじさるの方
は義家朝臣の軍を屯し給ふ所なり。に、今土人ども方八丁と唱ふる所あり。こ
とて、今猶土居のさま残れり。

樞戸柵

陸奥話記に貞任らを征伐する條に、上同十四日向厨河柵十五日酉尅到着。圍厨川姫戸二柵。相去七八丁計也。云々。

考るに、今厨河の柵より西の方に、土人姫屋敷と呼ぶ所有、此所なるべし。戸は則人家をいへれば、後に屋敷とはいへるなるべし。土人はおほく尊卑にかゝはらず、家地をば屋敷といへり、かゝれば、姫戸の柵は、此所なる事疑ひなし。

御堂 觀音

御堂、觀音は岩手郡御堂村にあり、此み堂を建られしよりこの寺をば、天台北上山新通法寺正學院といへり。こは前太平記天喜五年安倍頼時征伐の條に、六月上旬、さらだに炎蒸しのぎ難きに、流るる汗漿をなし、中將軍遙に本國の方を伏拜み、至信に祈念し給ける。歸命頂禮通法救世大士、擁護の手をたれ給へと懇精を致して、しばらく禮拜恭敬有、みづから弓弭をもつて、岸を穿ち給ひしかば、眞に大悲の感應にや、もゆるがごとき岩かどより、澧水俄に湧出て、滔々として始て流る。古今希有の瑞驗なり、此水



の流、加美川に落入たりける程に、此所を北加美川と名づけたり。されば朝敵ことごとく誅伐の後、こゝに一字の梵字を建て、新通法寺と號し、八幡太郎殿の髮中に被り給ひし、觀音の小像を安置し奉り給ける云々。

考るに、新通法寺と號たる故は、八幡殿將軍として、陸奥國に下り給ひける時、河内國壺井の通法寺といへる寺の觀音を髻の中に被り給ひて、戦ひ終りてのち、こゝに安置し給ふとて、新の文字を冠らせて、新通法寺とは號給ひけん。こは後の條にも前平記をさ奥州には耳納寺を建て、當國通法寺にては、七日の法會を修て、永く亡卒の罪根を資させ給などみゆれば、新の文字を冠らせ給ふよしは、つまひらかにしられぬ。此邊に搦糶村馬喰村といへる有、こは土人のいひ傳には、戦のいとはげし

波 氣

波氣は岩手郡厨河野の西の方に八卦村といふ所ありそこにやと思はる、波氣八卦音通へば、後世に文字を改しならんか、この八卦といふ所東鑑に坤角と見えたるによく

あたれり。

東鑑卷九に云、文治五年九月十二日己巳、於厨河點此所坤角儼仗次之波氣被定御館云々。か、その文落字あらん。

考るに、厨河の坤の角の波氣と言所に、儼仗次之といへるものゝ家又は領地など有を其所を假のみたちとせられし事とみえたり。波氣を點じてと言てはいかなることゝも聞えがたし、こは波氣の下に家の字ありしが落たるならんか。點此所坤角儼仗次之波氣家被定御館。などありしならん猶いかにぞや思はるれど、東鑑の様を見るに、かうやうの文勢おほし猶よく考べし。儼仗は職原抄鎮守府の條に、授之官也。凡儼仗者陸奥守同給二人、按察使給四人。などみゆ。此次之といへるも、按察使の儼仗なるか。又鎮守將軍陸奥守などの儼仗にて有しにや。

舊蹟遺聞卷第一終

舊蹟遺聞卷二目錄

- 志波郡
- 志波城
- 志加里和氣神社
- 比爪
- 比爪五郎季衡之墓
- 陣岡
- 陣岡蜂社
- 高水寺
- 和我郡
- 黒澤尻
- 稗貫郡

舊蹟遺聞 卷第二

志波郡

志波郡は今もしかいへり、古書に子波斯波とも書けり。今志和と書は、後に改し物ならん。古くみえたるは、日本逸史、延暦八年六月庚辰、征夷將軍奏稱、膽澤之北、賊奴奧區、方今大軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺略人物、又子波和賀僻在深奥、臣等遠欲薄伐、運糧有難、其從玉造塞、至衣川營、四日、輜重受納二箇日、然則往還十日、從衣川至子波地、往還廿四日程也、途中逢賊相戰、及妨雨不進之日、不入程內、河陸兩道、輜重壹萬貳千四百四十人、一度所運、六千二百十五斛、征軍二萬七千四百七十人、一日所食、五百四十九斛、以此支度、一度所運、僅支十一日、臣等商量、指子波地、支度交關。云々。また同書に、弘仁二年正月丙午、於陸奥國置和賀稗縫斯波三郡。云々。又續紀に、寶字八年十二月辛卯、初陸奥鎮守將軍紀朝臣廣繼言、志波村賊、蟻結肆毒、出羽軍兵、與之相戰、敗退。云々。また東鑑に、文治五年九月の條に、四日辛酉、著御志波郡。云々。又同書廿三日の條に、奧六郡。伊澤稗枝、和賀、江刺、志波、岩手、云々。

考るに、もとより志波といふ所のありしを、弘仁二年に、郡とは定められしならん、されどはやくより、その郡の名すたれしにや。延喜民部式に、陸奥の郡名をあげし所にみえず、たゞ同書神祇式に、志波郡みえたり。こはさきにいへることく、弘仁のころ定められしを、延喜の頃にはすたれたれば、民部式には載られずして、おほよそにこの郡をば、伊澤郡などの中にこめて載られたるにや。しかれども、同書神祇式にみえたるは神祇の事は、古き傳への残れるものにしあれば、郡名すたれたれど、神社に傳ふる所は、古き傳へのまゝに、志波郡とのせられたるにや。又東鑑に、文治の頃この郡の名のみえたるは、武衡、清衡、秀衡など、代々國內を、さめしより、古き郡のすたれる名をもおこしてよべるにや。また村といひしは、寶字八年にみえたるは、いまだ郡に定められざる前の事とみえたり。こは大和はもと大和の里より出て、一國の名となれるたぐひにて、村の名の郡の名に成しにやあらん。

志波城

今、志波郡郡山郡山のあたりに、古き城のあとあるこれなり。古き書にみえたるは、日本逸史に、延暦廿二年癸巳。令越後國米三十斛鹽三十斛送造志波城所云々。又同書に、同年三月。造志波城使。從三位行近衛中將。坂上田村麻呂辭見。賜彩帛五十匹。綿三百屯云々。東鑑文治五年の條に、四日辛酉。著御于志波郡。而泰衡親昵俊衡法師驚此事。燒失當郡内比爪館。逐電赴奥方云々。

考るに延暦の時造れる城は、今郡山の古城なりと言傳ふ。東鑑に比爪の館といへるは、この志波の城のあとにかまへしものならん。

志加里和氣神社

しかりわけの神社は、今志波郡郡山の邊に赤石明神といへるあり、この御社なりといへり。こははやく志加里和氣神社と定められたれど、其後火にあひて、古き縁起神寶やうの物焼たれば、今はしるべきよしなし、その定られたりし頃までは、たしかなる證こそ有つらめ。此み社の古書にみえたるは、延喜神名式に、陸奥國斯波郡一座。小志加

理和氣神社。また文德實錄に、仁壽二年八月辛未。陸奥國伊豆佐咩神。登奈考志神。志加里和氣神並加正五位下云々。

考るに神名式に宮城郡に伊豆佐咩神社あり、氣仙郡に登奈孝志神社あり。孝の字
録には考
とかけり。文德實

比爪

ひつめは、今志波郡郡山の邊にあり、今は日詰と書けり。古くは比爪樋爪とかけり、訓おなじければ、通はしてかけるならん。東鑑に、文治五年九月四日辛酉著御于志波郡。而泰衡親昵俊衡法師驚此事。燒失當郡内比爪館。逐電赴奥方云々。同書に、同年同月十五日壬申。樋爪太郎俊衡入道。並五郎季衡爲降人參厨河云々。同書に同十八日乙亥。被奉消息於京都。其狀云。比爪俊衡法師。同五郎季衡云々。

考るに東鑑に比爪館といへるは、今の日詰に有古城ならむ。其所を領したる故に、樋爪とは名のりしにや、五郎もやがて此所に住て、しか名のりしならん。

比爪、五郎季衡之墓

志波郡比爪今日詰とといへる所に、館のあと有、そこより南のかた十四五丁計に五郎沼と言あり。そこに比爪五郎季衡の墓あり、碑石あれど文字きえてみえず、五郎沼と名付たるならん。故この季衡は泰衡が親昵俊衡が弟なり。東鑑に九月十八日都に奉るといふ消息に、比爪俊衡法師同五郎季衡等、焼比爪館、逃籠奥之方を、即追繼いて、厨河と申館まで罷着之間、俊衡法師并季衡等爲降人出來候。注折紙謹進上之。其中俊衡法師者、年齒高侯之上。令受持法華經。充給本住所。所令安堵候也。其外輩皆召具て、鎌倉へ可上道候云々。

考るに、季衡は鎌倉へ上りたるよしみゆれど兄の俊衡は罪をゆるされて、もとの住所にあらしむるよしみゆれば、季衡も後にこゝにくだりてみまかりしなるべし、されば今も墓の残りてはあるなり。

陣岡 カフカ 蜂社 ハチノミヤ

志波郡郡山の西八九丁あなたの廣野に、陣岡蜂社の名残り。東鑑に、文治五年九月四日辛酉、著御于志波郡、略中今日二品令陣于陣岡蜂社給云々。又同書に十一日戊辰、今日令立陣岡云々。

考るに、こは土人義家朝臣の陣し給ふよりの名なりといふはよし有て聞ゆ。すべて右にいへる頼朝の泰衡を征伐し給しは、古へ頼義義家の朝臣たちの安倍の貞任らを征平らけ給ひし時のあとのまゝにし給しとみえたり。されば東鑑文治五年九月二日の條に、出平泉、令赴岩井郡、井は手のあ、厨河邊給。是爲相尋泰衡隱住所也。亦祖父將軍追討朝敵之頃十二年之間、處處合戰、不決勝負、送年之處、遂於件厨河柵、獲貞任等首、依曩祖佳例、到當所、可討泰衡、獲其首之由、内々令思案給、なとみゆ。こゝのみならず、所所に曩祖の例にならひ給しこと見ゆれば、この陣岡も、頼義義家の朝臣の御軍を宿し給しあとにて、又頼朝卿もこゝにいくさを集へ給しならん、さらば陣岡

は、義家の朝臣のやどり給しよりの名なめりとおもはる。さて蜂の社はこの陣岡のうち小祠のあるは、則ちこれなりといひ傳ふ。こは義家朝臣の此所に社を建給しなどいへれど、今考るよしなし。今はこの社を八幡の社なりとすれど、蜂の訓と八の音とおなじければ、後の世にかくはあやまりしならん。今縁起といふものにも蜂の社とあり、この縁起は後世に僧などの作りたるものと見ゆれど、古の名は猶のこれり。

高水寺

志波郡郡山に、今も高水寺あり。真言宗也こは東鑑に、文治五年九月九日丙寅、今日二品猶逗留蜂社、而其近邊有寺、曰高水寺。是爲稱徳天皇勅願、諸國被安置一丈觀自在菩薩像、隨一也。彼寺住侶禪修房已下十六人、參訴于此旅店云々。又同書に、十一日戊辰、中高水寺鎮守者奉勸請走湯權現、其傍又有小社、號大道祖、是清衡勸請也。此社後有大槻木、二品菫彼樹下、稱奉走湯權現、令射立上箭、給云々。

考るに、こはおほくの年月をへたれば、古き傳へもうせて、くはしくはしるべきよしなし。この寺今は十日市町と言所のうしろのかたにあり、これは慶長年中郡山の城の舊跡に、さらに城を構へられし事あり、其時にうつされしなるべし。走湯權現は、今二日町といふ所の北の出口にあり、今も大なる槻の木傍に有、これ古の跡なるべし。

和我郡

和我郡は今花牧といふ所に和我川といふ有、そのわたりをしかいへり。古書にみえたるは、續紀に、天平九年四月戊午、陸奥持節大使從三位藤原麻呂奏狀云、文略和我君計安壘、遺山道、並以使旨慰諭鎮撫之。また日本逸史に、弘仁二年正月丙午、於陸奥國置和我郡、カミ縫斯波三郡云々。同書に延暦八年六月庚辰、征東將軍奏稱、膽澤之地、賊奴奧區、方今大軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺略人物、又子波和我僻在深奥云々。又東鑑に、文治五年九月廿三日、文略傳領奧六郡。伊澤江刺和我云々。同書に同年十月八日甲子、文略葛

西三郎清重依被仰付奥州所務事。還御之時。不令供奉。所留彼國也。仍今日條々有被仰遣事。先國中今年有稼穡不熟愁之上。二品相具多勢。數日令逗留給之間。民戶殆難安堵之由就聞食_{略中}。仍岩井伊澤柄差以上三箇郡者。自山北方可遣農析。和我部貫分者。自秋田郡可被下行種子也云々。

考るに、和我は弘仁二年に郡と定められたるを、其後すたれたるにや。延喜式和名抄などの國郡をあげし所にみえず、もしはかりに立られし郡なりしにや、東鑑には、猶さる名もみえ、今の世にもしかとなへ來れり。さて延喜神名式を考るに、膽澤郡七坐のうちに、和我觀登_譽神社見ゆ。こはかならず和我郡によしある神なるべくおぼゆれど、延喜式和名抄のころは、この郡名廢れたれば、膽澤郡に屬したるにや。

黒_{クロ}澤_{サハ}尻_{シリ}

黒澤尻は、今和賀郡の内にあり、古き城のあとあるは、黒澤尻の柵なり。古書にその名のみえたるは、東鑑に、文治五年九月廿七日甲申。二品歴覽安倍頼時衣河遺跡給。郭土空殘。秋草鎖_鎖分數十町。礎石何在。舊苔埋_埋分百餘年。頼時掠領國郡之昔。此所。構家屋男子者并

殿、盲者厨河次郎貞任。鳥海三郎宗任。境講師宮照。黒澤尻五郎正任。白鳥八郎行任也云々。又前太平記卷卅一に、かくて將軍鳥の海に逗留ありて、軍勢をわかち、諸方の賊を攻しめらる、貞任が弟四郎正任がこもりたる和我郡黒澤尻の柵へは、八幡殿を大將として、二千五百餘騎にてさしむけらる云々。

考るに、東鑑にのせたる頼時が子、厨河鳥海境、黒澤尻白鳥みな所の名とみえられたれば、其住し所々を名のりしなるべし。正任は黒澤尻の柵に住しかば、黒澤尻五郎と名のりけん、前太平記に四郎と見ゆるは五郎のあやまりなるべし。昔は太郎次郎三郎などつぎ／＼に呼しなり、東鑑の文にて、五人めの子なることいちじるし。又井殿は所の名なるか、外によし有て呼名とせしか、今考るよしなし。

稗_{ヒキ}貫_{スキ}郡

稗貫郡は、今花牧といふ所にあり。古書にみえたるは、日本逸史に、弘仁二年正月丙申朔丙午。於陸奥國置和我稗縫斯波三郡云々。東鑑に、文治五年九月廿三日_{略中}傳領奥六

郡。伊澤 和賀 稗技
志波 江刺 岩手 また同書に同年十月八日甲子。葛西三郎清重依被_レ仰_レ付奥州
 所務事_中。和我部貫兩郡分者自秋田郡可被_レ下行種子也_{云々}。
 考るに稗縫。稗技部貫などあれど、皆同じ名なるべし。さて稗縫が本名なるをヌヒ
 とヌキと通はしいへるは後世の事なるべし。稗技は新刊の東鑑にヒエノキと訓
 を付たれど、技は拔をあやまれるならんか。又部貫とあるは、今も土人ヒエをへと
 のみいへれば、轉じてへヌキとよなへしまゝに、部貫と書せしにや。へエの反音通
 又拾芥抄に稗縫とあるは、稗縫のあやまりか、縫と縫と草書の形の似たりしよりあ
 やまれるならん、今は稗貫と書り。

舊蹟遺聞 卷第二終

舊蹟遺聞 卷三 目錄

錦_ニ 希_ハ 閉_ニ 都_ニ 尾_ニ 宇_ニ
 木_ニ 婦_ハ 伊_ハ 島_ニ 駿_ニ 曾_ニ
 塚_ニ 沖_ニ 牧_ニ 利_ニ
 の 井

舊蹟遺聞 卷第三

錦木塚

錦木塚は、今鹿角郡花輪村と毛馬内村との間にあり。其所にいひ傳へしは、むかしこのならはしにて、思ふ女の門に錦木といふものをたて、けさうのしるしとせしとなん。さてむかしおもひかはせる男女ありて、錦木を立しかど逢がたきよし有て、終に二人ともに身まかりしかば、おなし所に葬りて塚をきつきたりとぞ、其はこのにしき々塚なりとなん。こはむかし有けん眞間の手兒奈うなゐをとめのたぐひにて、早くよりいひ傳し事とみえたり、もしは風土記などにもやしかな有けん。今諸國の風土記は絶にたれば考べきよしなし、かうやうの説にいしへにおほかれれば、すてがたし。古き書どもに錦木の出たるは、袖中抄に

錦木は千束になりぬ今こそは人にしられぬねやの中みめ

顯昭言に、しき々といふは、世の古ことにて、むかしよりいひ傳たるに付て、ふたつのや

うあり。一には陸奥のおくのえびすは、考るにこのえびすといへるは、今言えどといたが、はぬものを蝦夷といへり。日本紀卷三、神武天皇倭國八十梟師を撃給し時の歌に、愛瀬詩鳥毗懐利云々とみえたるも、公にそむき奉れるもの故、えみしといへり。即えびすと同じ。また膽澤の夷津輕の夷など、代々の國史どもにもみえたり。今えどと言ふのは、公の御ことむけにしたがはぬより、蝦夷とはいへど、上にいへる夷とは、種類いたく男女をよばんとするに、文をやる事はなくて、一尺ばかりなる木を、まだらに色どりて、その女の家の門に立るに、逢んとおもふ男なれば、其錦木をほとなく取れつ、おそく取入れれば、しひて猶立て、千束をかぎりに立れば、誠に心さし有けりとて、其時に取入て逢といへり。或は千束になりてもとり入れねば、思ひたえぬといへり。今のうたは千束立て逢よしの心をよめるなり。錦木とは、色々斑らなれば言なり一筋立る木を千束といはむこといかうとうたかはる、故に薪をこりて立るといふも侍れど、それは別事なり、まだらなる一筋なりとも、なか束とはいはざらん。弓にもとつかといふは、一つなれどもいへり、魚にも束鮒といふは、一にぎりといふ也、さればあまたをゆひあはせずとも、千束といひつべし。考るに此千束に、弓束東ぶなを引れ言に枝などを一束に切るなど言一束にて、詞は同じ物をとらつてゆふ緒をつかねの千束といふは、俗言にたばねといふに同じ、物をとりあつてゆふ緒をつかねをと一本づゝ立たるが、おほくつもりて、千束ばかりに成たりといへるなり、よくせすは

まぎれぬべし。さてかく此法師などの説を論はんはをこがましく且罪うるわさなれど、本のまゝにては、かにかくに文きこえかたければ、止事をえずて論ぬ下みなおなじ。

和語抄の公任卿に言、錦木の數は千束に成ぬらむいつかみたちのうちは見るべき。今云法師とみゆ昭今のうたおなじ心なり、詞をいひかへたるなり。考るに此説いはれ同歌也、いづれ匡房卿の歌に、おもひかねけふ立そむるにしきとのちづかもまたで逢か本ならん。又千束過ても猶立るよしをよめり、藤長實の歌に云、いたづらに千束よしもがな。又千束過ても猶立るよしをよめり、藤長實の歌に云、いたづらに千束朽ぬるにしきとの猶こりずまにおもひ立哉。一には錦木といふは灰の木なり、物の色に合ゆゑに、其木を灰に焼てさせば言なり。東國の紺布のいろのひかりめでたきは、その灰の木をさすなり、やがて其木をえりてたつれば、かいはかりては撰りてか又彫りて錦木の千束とはいふなり。物のいろに合ゆゑに祝ひてとく逢べきしるしに、けさう文に用ひて門にたつるなり。さればにしきまだらにいろどりなどいふは、たゞ錦木といふに付ていふなるべし。此詞も、何とかやまぎらはし。考るに、にしきぎといひば、にしきといふなにつきていふなるべしと、ひ色などといふは、其名をにしきぎといへるとより、顯昭はいろどるといふを諾なはれざりしかば、かくはいへるなるべし。たりさるあらしきふるまひにて、千束まで色どり立ん事もいかゞとぞおぼゆる。此詞はし、

心みにいはば、さるあらしきふるまひとは、東夷のさるあらべし。敷さまにて、千束までとこまといは、さるあらしきふるまひといは、れしにあらべし。こゝにやうなく聞ゆれど、後にしきぎにしきぎにしたりきといふ説をも、すこしはとられたれば、此言葉はそれにあて、見るべくおほえぬ。もとより法師は色どりたりといふ説を諾はれざりしとみえたり、さてはあまうらひなり。奥儀抄に云、灰の木にてにしきとの糸をも染れば、そのことは後にあげつらひぬ。錦木は立ながらこそ朽にけれけふの細布むねあはじとや、といかゞ、又能因か歌に、

錦木は立ながらこそ朽にけれけふの細布むねあはじとや、

これは色どりたる木とも思ひてん、私に言、此歌にも唯にしきぎといふばかりなり、いろどりたるともみえず。考るに能因が歌朽るとよめれば、いろどりを言ともみして、いろどりたりと言説をもやぶられし也。無名抄に言、陸奥に男女をよばはんとおもふとき、ぜうそをばやらで、薪をこりて、日毎に一束その女の家の門に立るを、逢んとおもふ男の立る木をば、ぼどなく取入つれば、其後は木をばたて、偏に言寄て、親しく成、あはじと思ふ男の立る木をば、いかにも取入れねば、千束をかぎりにして三年たつるなり。夫に猶とりいれねば、思ひ絶てのきぬ、この木をにしきぎといふことは、玉鉾のさをのやうに、まだらに色どりてたつればなりとぞ。知たりとおほしき人は

申せど、實にはさもせぬとかや、錦木といふにつけていへるにや。私にいふ此儀いか
とときこゆ、初には薪をこりて一束たつと言、後にはまたらに色どりたれば錦木とい
ふといへり。色どる義にては、薪一束といふべからず、薪一束といはゞ、色どる義ある
べからず、おぼつかなし、一かたにいひ通すべし、眞實にはさもせぬとかや、錦木といふ
につけていへるにやと有はあしからず。考るに此所詞いたくまぎらばし、無名抄と
きならずとて、顯昭の難ぜられたる文とみえたり。しかれども、無名抄を難ぜられた
る意、いかと聞ゆ。いかにとなれば、この文意をとりつまみても、いはば、無名抄の説
は、男思ふ女の門に、薪を一束づゝ日毎にたつるに、取入れれば逢、とりいれねば思ひ絶と
なり。さて此木をにしきといふは、色どりたるに、故にしかいふと物しり人はいへど
實にはさもせぬとなりといへるを、法師いかゞ見たるか。はじめに薪といひ、後
に色どりたる木といふ、一方に言べしと難ぜられたり。眞實はさもせぬとかや、云々
といへるは、くわしからずといはれしは、法師もといはれしとみえたり。うけられぬ
こゝろより、わかつたきと薪なりとて、色どりたるを、色どりたるをば、實はさもせぬ
は、本より一方に言べしと難ぜられたり。色どりたるをば、實はさもせぬとかや、云々
いふ詞にて、色どりたるを、色どりたるをば、實はさもせぬとかや、云々
法師色どりたる木なりといふ事をかへす、説なれば、其意よくわかれぬ。しかるを
をしひて言やぶらんとて、この説は甚しむとみえたり。又言、

あらてくむ門に立たる錦木はとらずはとらず我やくるしき

あらてくむとは、山賤のいやしき宿のめぐりに垣をして、みつくみにしたるわら組に
て、其かきをしめたるをいふなり。こは袖中抄の目録に、しきとあらてと有て、こゝ
はあらての説のみにて、さのみ錦木に用なけれど、

袖中抄の文を全くあげた私に言、古書どもには、千束たつとあれど、日毎に三年たつと
もいはず、文をやる事はいく度ともなければ、三年までやらずとも、千束たつる事もあ
らん。又、此にしきとの歌をにしきと書たる本あり、夫はにしきといふ同じこと
也。きとこと同音なれば、通ひて書るなるべし、たとひ彼所の詞にても、同じ事と心得
べし。かの所とは陸奥國のえびすは、女孕みぬれば、女ならばわがめにせん、をの
こゝ持たる者は、わがよめにせん、をのこゝならばむこにせむなど約束して、三つの木
を門にたつるなり。其孕たる時より契りてたつれば、にしきとはいふなりともい
へり。又五色の木ともいふ、私に言、このききのこと、唯詞につれていへるなるへし。
考るに、顯昭さまの、の説を擧られて、そのよしあしを論らばれたり。にしきとい
ふ説は、子木とあるへるより言傳へしことなり、うけられざりしぞうへなる。然れど
ありげにききと云詞は、よし或は、にしきとは、にしきといふべきを、詞を略したる
なりと言人もあれと、これらみなおしはかりごとなり。又能因が歌枕に、にしきと
は、薪をこりて東のえびすのけさう文やるにつけてよぶ女のもとにやるなり。云々
今案に、これも錦木をにしきと書なしたるなり、又にしきとは、女のかたにたて、にし
きぎは薪をこりてけさう文を付て呼女のもとへやる義にや。考るに、今案といふよ
り以下、法師の説なり。

にしがとぎといふ説は、はじめは諾なはれざりしかど、此説を法師もしひていひやぶりがたく、二わけにかくもやといはれたりとみえたり。にしきとにしぎと異ものけがたんとこそあほゆれ。又錦木にとりて、唯木ばかりは立ずして、灰の木にも文を書て付て、女の門にも立るにや。それをもとり入ねば、立ながら朽といはん事違ふまじ、打まかせては、文を付るぞいはれたる。申文をもうるはしきことには、木にはさみてこそは上もし、立る事にてあれば、いはひて灰の木に文をつけて立ん事いはれあるを、にしきとたつるといふことをむねとして、ふみつくる事をいひ残したるにや。又此やうにて、或はいひ傳ふべきゆかりもなき者は、門に文をたて、言かはすべき便ある中らひには、錦木に文をやる事もやあらん。文の下つての三字落おぼつかなし。いかさまにも薪をこると書たれば、灰の木はかなへり、わざとまだらにいろどるとはいふべからず。

後拾遺集戀一 題しらず

能因法師

錦木は立ながらこそ朽にけれけふの細布むねあはじとや

詞花集戀上 堀河院の御時、百首の歌奉りけるによめる、

大藏卿匡房

おもひかねけふ立初る錦木の千束もまた逢よしもかな

同集同卷 題しらず

藤原永實

いたづらに千束朽にし錦木を猶こりずまにおもひたつ哉

千載集戀二 題しらず

加茂重保

錦木の千束のかぎりなかりせば猶こりずまに立ましものを

六百番歌合 初戀

顯昭

にしきとに書そへてこそ言のはも思ひ初つるいろはみゆらめ

右申云、左歌錦木に志をみせ初るにてこそあれ、文を添べき事かは。左陳云、能因が書たるものにも、にしきとは夷が文を付るなり。云々これは法師が袖中抄に書る説ども袖中抄と合せ考へ見るべし、こゝには文を略せり。

考るに、錦木といふこと、右のくだりの書どもの外に見あたらす、塚のこと、すべて書にも歌にも見えす。にしきとのは、袖中抄に委しく論らはれたれど、猶をりりさだかならぬ事どもおほかり。しかれども古き説どもをおほく引れたる、中にはよしありげなる事どもあまた見えたり。扱古へいまた文字などをもしらざり

しころかの外國より文字わたりての後も猶陸奥國此邊には、かうやうのならばし
 ありて、逢んと思ふ女のかどに、木などを立て、けさうする男のしるしとはしたりけ
 む。袖中抄の中の古説に、灰の木を立たりといふ説あり、いかにも物の色によくあ
 ふにつきて、女にあはんことをいはひて立たりけむ。其木をにしこぎとも、にしこ
 りきともいへり、同書に委しく論はれたり。顯昭は諾はれざりしかど、猶すてがた
 くて、其説によられたる所も見えたり、このにしこぎにしこりぎの事よしありげに
 おぼゆ。そはいかにといふに、まづにしきといふ木一種あり、眞弓といふ木に似
 たり、これはいづれの國にも有ものなり。又にしこりといふ木あり、今いふにしき
 とまゆみに似て、今少し葉ひろく薄めなり、今鹿角郡のあたりにて、紫根染には、かな
 らず此木の灰を用ふ、夫をにしこりあくともいふ。しからば、にしきとにしこり木
 は同じ類ひの木にて、袖中抄の説のごとく訓の通ふまゝに、にしきとも、にしこり
 ぎとも、にしこぎともいひしなるべし。袖中抄のおもむきにては、紺染などの灰に
 も用ひたりとみえたれと、其道しれる者に尋しに、今はかならず紫染にのみ用ふと
 いへり。いまかの塚の邊に錦木といふ木あり、そはかさらばむかし女の門に立た
 の灰に用ふるにしこりなりと或人いへり。

りけんは、この木なるべし、又色どりて立りといへる事も、古くいひ傳へてすてがた
 きを、袖中抄に諾なはれざりしも心ゆかず。東の奥の事にしあれば、いかにもはじ
 めはいろどりなどもせで立たりけんを、とにかくに男女のなからひに用る物にし
 あれば、やさしくもし、殊に女がたにめで、取入れんと人々かまへたりしより、目
 につくべくせむとて、後には色どりなどもし、染糸などもてかざりなどもせしなる
 べし。さありしよりもとしこりきといひし木の名をも、いろどりなどせしより、
 いつとなく訓の通ふまゝに錦木ともいひつらむ。ものすべて初あるそかなりし
 も、後に委しくなるは世のつね
 な。さらば必この木なるべくおぼゆ、猶その草木などに心を用ふる人によく尋て
 定めまほしき事になん。又考るに、本居宣長が書玉勝間に、上古には人のもとへ使
 をやるには、梓の木に玉を付たるをもたせて、使のしるしとせしなり。玉づさの使
 ひといふはこの事なり。夫よりうつりてせうそ文をも同じく玉梓といふとみ
 えたり。この説によれば、古は神また尊き人に物を奉り、又人に物をおくり又文う
 たなどをおくるにも、多く木につけたるよし古き文にもみえたり。すべて古の事
 は、かへりて田舎のわざ、或は詞などに残れること多かれば、其古風のこのにしきと

に残りたるならんと思はるゝなり。古き書ども考合て、その證を一つ二つ見あたるるまゝにいはいはんまづ神佛あるは天皇などに物を奉る時、木に付たりしことは、古事記卷上石屋戸の段、日本紀仲哀天皇紀延喜内藏式等にみえたり。又、人に物をおくりしに木に付たることは、清少納言が枕草紙定考釋奠などの事を書ける條、又後撰集秋下の詞書、古本伊勢物語、源氏物語若紫の卷、同じく御幸のまき等にみえ、木を使のしるしとせしは、古事記卷下、石上穴穂宮の天皇の條、又日本紀安康天皇紀等にみえたり。木或は草に文をつけておくりたる事は、古今集戀五詞書、後撰集秋の上の詞書、大和物語又源氏物語梅がえの卷等にみえ、また木或は草に歌をつけておくりたるは、榮花物語玉のむら菊のまき、又枕草紙に清少納言が加茂のおくへ郭公聞にまかりたりし條、又後撰集戀二同戀五詞書、源氏物語夕顔の卷、同賢木の卷、同須磨のまき等にみえたり。さてかく上古は神佛などに物を奉るにも、人に物をおくるにも、木に付たりしが、文歌をもつくる事とはなりしならむ。その文うたなど付る事となりてはかならずいづれの木とも定めず、折につけたる花紅葉などに付て、其心ばへを文にも書き歌にもよみて、興とせしとみゆ。かのにしき木も、初はたゞ木のまゝにて立たりけむを後にはさまゝにいろどりなどして立しにもあるべし。又袖中抄の説のごとく、後にはふみなどをも付る事とはなりけん、一向には定めがたし。

希婦 狭布 細布

希婦は、鹿角郡古河村といふ所を、けふの郷といへり。今はわづかの村のみ残りけふの郡など見へて、古く言つたへしところなり。

新撰六帖

陸奥のけふの郡に織る布のせばしき世にも逢にけるかな
さてこの郷より出る布を、狭布細布せば布奥布などうたにもみえたり。
古今六帖

陸奥のけふのさ布のほどせはみ胸あひがたき戀もする哉

夫木抄

中務卿御子

思へたとけふのさ布の麻衣さても逢みぬむねのくるしさ

新古今集

光俊朝臣

今は世にあるもまれなる奥布のもちひられしはむかしなり

堀河院百首

仲實朝臣

石ぶみやけふのせば布はつくに逢みても猶あかぬけさかな

袖中抄

卯花のさける垣ねはをとめこが誰ためさらすけふの布ぞも

散木集卷二 卯花作壻

うの花の垣ねなりけり山賤のはつきにさらすけふとみつれば

後拾遺集戀二 題しらす

能因法師

にしきとは立ながらこそ朽にけれけふの細布胸あはじとや

夫木抄

俊成卿

錦木の千束のかずもけふみちてけふの細布むねやあふべき

題林抄

陸奥のけふのほそ布たが世にかつらきためしに織はじめけん

東鑑に文治五年九月十七日清衛以下三代堂舎を造立すといへる條に希婦細布二千端と見え、又同書に、文

應二年二月廿日壬子鶴岡の八幡宮にて仁王會行る條に佛布施出羽絹百匹、誦經物百端、講師文略絹裸物

一納奥布三端云々。袖中抄に云、希婦の細布とは、陸奥より出くるせばき布なり、せば

ければ狭布と書て、聲にけふと訓て、訓にほそぬのとよむ也と云々。又同抄に無名抄

に言、このけふの細布と言は、陸奥に鳥の毛して織ける布なり。おほからぬものにて

おるぬのなれば、機張もせばく尋も短かければ、うへにきる事はなくて小袖などのや

うに下にきるなり。されば脊中ばかりかくしてむねまでかゝらぬよしをよむなり

云々。

考るに、延喜式に、陸奥調、廣布廿三端、自餘輸、狭布、米穀庸、廣布十端、自餘輸、狭布、又同書

に望陀布長四丈二尺、廣二尺八寸、並三丁成端、狭布二丁成端長三丈七尺、廣一尺八寸、又日本逸史に、大同

五年春癸巳、太政官符應、陸奥國浮浪人準土人輸、狭布事、右當道觀察使正四位下兼陸

奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣奏狀備、陸奥守從五位上勳七等佐伯宿備清峰等申云、件

浮浪人共款云、土人調庸全輸、狭布、至于浪人、特進廣布、織作之勞、難易不同、齊民之貢、彼

是爲異。望請一準土人。同進狹布者。國司檢察所申有實。但黑川以北奥郡浮浪人。元來不在。差料之限者。臣商量此國地廣人稀。邊冠難防。不務懷集。何備非常。伏望令依件送者。右大臣宣備。奉勅依請云々。などみゆれば。古はもはら貢調とせしとみえたり。狹布せば布など歌によみたれば。後の世にははたばり狭きにつきて細ぬのともいへれど。必狹布の事なり。さてこの希婦の里より錦木塚まではほど近ければ。八丁ばかりけふの狭布に。錦木のことをよみあはせたりと見ゆ。又延喜式などに細布とあるは。諸國調庸のものにて。糸筋のこまやかなる事にて。此狹布とは異ものなり。又鳥の毛して織たる布なりといはれしは。袖中抄にあげたる武則真人の賤の女のしづはたぬのゝぬきにうつ菟の毛の布のほどのせば。さよとある歌をはやくみて無名抄にもしかいはれしなるべけれど。顯昭法師も武則真人が歌をば。定説しりがたし。かゝる事は其義いはんと思ふ人のよむこともあるなりといはれたり。さて今織いだし狹布は菟の毛して織ものにはあらずいとあら。しきものなり。この布は今常にはおらされども。事によりては織出すことあり。女のいまだ男せざるもの。七日ものいみして糸うむより織出すまで一日の業とするなり。こは貢に奉るもの

なれば、いにしへかくちごそかに
せるならはしの残りもしならん。さてこのけふの里を歌にも希婦の郡とよみ、奥儀抄にもけふの郡より出くる布なりなどいへるを、顯昭法師は陸奥の郡どもの中に、けふといふ郡なしといはれしはさることながら、陸奥國に眞郡と假に立し郡ありしやとおもはるる事みゆれば、こもその假郡のうちなるべければ、さまたげなし、猶假郡の事は岩手郡の條にいへり。

閉伊

閉伊は、今は郡の名となれり。古書にみえたるは、續紀に、靈龜元年朔乙卯丁丑。陸奥國蝦夷文略須賀君古麻比留等言。先祖以來貢獻昆布。常採此地。年時不闕。今國府國府は和名抄宮城郡に有と郭下。相去道遠。往還累旬。甚多辛苦。請於閉村。便建郡家。同於百姓。共率親族。永不闕貢。並みゆ許之。いにしへは閉とのみいへるを、今閉伊と二字に書ことは、延喜民部式に、凡諸國部
の内郡里等名。並用二字必取嘉名。とあればよき文字を撰み必二字に書べき定
となりしより伊字をば加へしなり。さて今はへいと唱ふれど本はへとのみ一言
の名なり。これは引聲の字を加へて二字になせるにて紀伊國の類ひなり。考るに、閉村とみえたるは、今の閉伊郡なる事うたがひなし。今郡の名となりしも、

雄勝村は、續紀に村の名とみゆれど、今は郡の名となり、志波村も郡の名と今はなれ
ば、閉村もさる類ひなるべし。其郡となりしは、いつばかりよりも考ねども、南
朝の時、閉伊十良左衛門尉光頼に賜ふところの宣旨の今も傳りたるに、既郡といへ
り、年號は闕て考べからねど、其宣旨の文左のごとし。

任宣旨狀早可令領掌之狀如件

正月廿一日

閉伊十郎左衛門尉光頼法師法名代子息親光謹言上。欲早下賜安堵國宣備龜鑑。陸

奥國閉伊郡内。呂木閉河閉河多久佐利。小山田閉崎赤前以下地頭職間事。

副進

一通 讓狀

一卷 御下知

右於彼所之者爲代々相傳地。覺實任讓狀。御下知旨。尙知行之上。口下賜安堵國宣爲備
永代龜鑑。恐々言上如件。かくのごとくみゆれば南朝の頃はやく郡の名となり
し事としられたり。

都島 沖の井

みやこ島は、今閉伊郡に宮古といふところあり、すなはち都島なりといふ。島とは、
ずしも海の中ならぬ、山川などにもあれ、周れる界限のある地をいふなり。こは、本居
宣長が國號考にいへり、秋つしまなどいふも、山のめぐれるもて名つけしならん。今
都といふところも、海中ならぬど、か
るよしもて名づけしものならん。

沖の井は、みやこ島のほとり淨土の濱と今いふところより、丑寅の方四五町ばかり海
中に眞水湧出る所あり、そこなりといひつたふ。かならずみむとするには、月の清ら
かなる夜、うしほのみちひをはかりてみればよく見ゆるなりといふ。

歌集に見えたるは、

古今集卷十物の名の部に おきのゐ みやこ島 小野 小町

おきのゐて身をやくよりも悲しきは都島への別れなりけり

伊勢物語に、むかしみちのくに、男女すみけり、をとこ都へいなんとて、この女いとか
なしうて、馬のはなむけをだにせんとて、沖の井都島といふところにて、酒のませてよ

める。

おきのゐて身をやくよりも悲しきは都島への別れなりけり

考るに、沖の井都じまは、同じ所なることうたがひなし、今のみやこを都島なりとし、又その海中に眞水の湧出る所あるを沖の井と定めしは、げにとおもはれぬ。しかれども今こゝなりと定めん證とすべきも見へず、もしたしかにそれといふ證あらば、全くこゝなるべし。沖の井都島陸奥にあるよしは、古書に見あたらず、古今集におきのゐみやこしまとよめるは、陸奥なるや、異所なるや、たしかにさだめがたし。しかるに伊勢物語に、みちのくにゝて男女のわかれによめるよし見ゆれば、そことせんもあしからねども、と伊勢物語は作りものがたりにて、こと／＼はよりがたし。そのことは眞淵が考あそはいかにとなれば、此歌古今集にてはおもふ人の京より島べといふべき遠き國へ行く別れをいふ意なるを、伊勢物語には、都へかへる夫の別れを悲しむことに意をかへてをかしくつくりなしたるものなればなり。されどいかに作りものなればとて、そこになき名所をそこなりと書くことなどはあるべくもあらねば、沖の井都島は陸奥なりといふ事、たしかなる事ありて書たる

にもあるべし。又古今集の歌も、陸奥の沖のゐみやこじまの名所をものゝ名にしてよめるしにもあるべし。又こと所に沖のゐみやこじまといふ所ありとも世に聞へねば、今の宮古と定めんもげにとこそおもはるれ。

尾 駢 牧

をふちの牧は、北郡の東の海邊に此牧の名残り、今は有戸野といふに移したりといひつたふ。

後撰集

よみ人しらず

陸奥のをふちの駒も野がふにはあれこそまされなづく物かは

後拾遺集

相 模

綱たえて離れ果にし陸奥のを駢の駒をきのふ見しかな

同集

良 暹 法 師

あふ坂の關の杉むら曳ときはをふちに見ゆる望月のこま

永久四年百首

きほひつるをぶちの駒の先立てかつみる人も戀しかりけり

壬生集

野べみればまだ名におはぬ櫻麻のをぶちの駒の雪のむらぎえ
考るに此牧の邊に鞍打村イサツキ市イサツキ繫村てふところありいにしへこの牧につきて名付たるが今に其名の残りたるならん。

宇曾利

うそりは、今北郡田名部ナナベにしかいふ村ありそこなり、陸奥話記曰、略上天喜五年秋九月進國解言上。誅伐頼時之狀備。臣使金爲時下毛野興重等。耳說奥地俘囚。令興官軍。於是鈍屋仁土呂志。宇曾利郡夷人云々。

考るに、今宇曾利村のあたりにある山を、やがて宇曾利山といふ、いま士人は乎曾禮山ともいへり。その邊を郡ともいひしにや、かの岩手郡の條にいへることく、假郡などなるべし。

又鈍屋仁土呂志もこの奥の地なりと見ゆ、今さる郷村などの名の残れる所あるにや、猶よくだづぬべし。

舊蹟遺聞卷四目錄

糠部 一 桂 末 野 野 十 壺
 府 松 田 田 府 十
 浦 山 一 玉 一 府 十
 橋 川 橋 浦 浦 浦 壺
 碑

舊蹟遺聞卷第四

糠部

糠部は、今二戸郡にこの名のこりて、糠部の郷といへり。東鑑に、文治五年九月三日庚申、泰衡被圍、數千兵爲遁、一旦命害、隱如鼠、退似鴉、差夷狄、赴糟部郡云々。又同書關山中尊寺の事書る條に、糠部、駿馬五十匹云々。また同六年二月十二日大河太郎兼任追伐の條に、於外濱與糠部間、宇多宇末井之梯、以件山爲城郭云々。

考るに、糠部は、外濱肥内などに隣れる事は東かゞみに見へたり、東かゞみに糠部とみえ、又桂泉の鐘銘にも糠部郡と書り。されどこの郡名いつのころよりいふことにか考ふべきよしなし。又東鑑に糟部郡とあるは、糠を糟にあやまりしか。又糟をやがてぬかとよみてこそ糠部に同きか。

一戸

一戸は二戸郡に今一戸村といふあり、則そこなり。太平紀關東の大勢上洛の事をいへる條に、上長崎惡四郎左衛門が、略吉野へ出立さまを言。こがねづくりの太刀を二ふりはき、一のへいぐるといふ坂東一の名馬五尺三寸ありけるにうちのり云々。考るに、陸奥よりよき馬出たること、國史および古書どもにみゆれば、この馬も一戸より出たるにつきてかくよびたりと見ゆ、そのころは郡なりしか郷なりしか、今考るよしなし。

桂泉

桂泉は二戸郡糠部といふ所に、八葉山天台寺桂壽院といふあり、すなはち桂泉なり、いまもさいへり。本尊は行基の作れる觀世音なりといひつたふ、こは古よりの傳も失たるよしなれば、しるべきよしなく、古書どもにもみえずたゞ鐘の銘によりて古きあとなることはしられたり。その鐘の銘、

大日本國奥州糠部郡桂泉八葉山天台寺鐘銘并序

當山迺聖武帝之勅建。行基師之權輿也。年序過速(六)載六百五十五歲矣。爰住侶道尊、募諸緣、鑄鉅鐘。永鎮山門。仍徵銘。銘曰。

維天之象 則之而然 絕于方隅
鏗乎渾圓 包容群有 震驚大千
慶喜質疑 羅云秉權 寅兮夕兮
扣擊弗愆 欲兮殷兮 教令明宣
佛運(港)洪洪 帝道平平 庶期來劫
永鎮桂泉

于時元中九年壬申三月廿六日

幹緣沙門土佐阿闍梨道尊敬誌

長久住持義山叟釋明恩 謹撰

大檀那左馬權頭源朝臣守行



寺に傳へたる古文書三通、

奉寄進

津輕鼻和郡目谷内

目谷川田代二ヶ村

天台寺爲造營渡申

候、仍執達如件

永享二年六月廿七日

源 家 行 (花押)

奉寄進

津輕田舎郡平内郷内

五千刈

渡申候、仍執達如件

永享二年六月廿七日

前伊勢守親經 (花押)

奥州津輕平賀郡内日照田

天台寺奉寄進處也、

此内藥師御立、如本可有造營候

右於彼所者、任先例

可有知行狀執達如件

永享五年六月十二日

修理亮家行

考るに、桂泉と名付たるは、堂のうしろに大なる桂の樹ありて、そのもとより泉の出たればかくいへりといひ傳へたり、今其桂は枯木となりて、わづかに朽残りたり。さて今別に山の麓に桂の木ありて、そのもとより水の湧いづる所あり、こは古しへの泉にまされりとぞいふなる。

末松山

末松山は二戸郡一戸と福岡との間に、波打坂といふあり、古歌に末の松山とよみしは

こゝなりといふ。歌集にみえたるは、

古今集卷六 寛平の御時きさいの宮の歌合のうた

藤原興風

浦近くふりくる雪は白波の末の松山こすかとぞ見る

同集卷廿 みちのくうた

君を置いてあだしこゝろを我もたば末の松山波もこえなん

後撰集卷九

よみ人しらず

いつしかとわが松山に今はとてこゆなる波にぬるゝそでかな

同集卷十 をとこのもとへ

土佐

我袖は名にたつ末の松山の空より波のこえぬ日はなし

同集卷十一 せうそこしける女のまたこと人にふみつかはすとききて、今はおもひ

たえねといひおくりて侍りける返しに、

贈太政大臣

松山につらきながらも波こさんことはさすがにかなしきものを

同集同卷 題しらず

おなじく

あぢきなくなどか松山波こさんことをはさらに思ひはなるゝ

かへし

伊勢

岸もなく鹽しみちなば松山をしたにて波はこえんとぞおもふ

同集同卷十二 かねみちの朝臣かれがたになりて、としこえてとふらひ侍りければ、

元平の御この女

あら玉のとしもこえぬる松山の波のこゝろはいかゝなるらん

同集卷十三 さだもとの親王に返し

土佐

松山の末こす波のえにしあらば君か袖にはあともとまらじ

同集卷十四 かひに人の物いふと聞て

藤原守文

松山に波たかきねぞ聞ゆなる我よりこゆる人はあらしを

右の外もろゝの集に、松山のうたおほくみえたれど、ことごとくあげんもわづ

らはしければ、古今集後撰集にみえたる歌をあげたり。

又、夫木抄卷廿に、仁安二年二月、清輔朝臣家歌合、海邊霞、從三位頼政、はる霞へだつる頃はしら浪のこすともみえぬすゑのまつやま。判詞に、此うた判者衆議、末のま

つ山の歌はいとゞをかしく侍るに、海のほとりの霞にはへだゝりたるこゝちす。かの末の松山は、まことに波のこゆるにはあらず、山より遠にはるかたのきたる海のみ山のはよりみられて、こゆるやうに見ゆるなり。されば題のこゝろにはかなはずや、中にもへだつとよまれたれば、山よりこなたにたてるかすみこそと、申人もありしかど、ちかく江中納言の歌に、末のまつやまなみこそさばみねのはつ雪きえもこそすれ、とよまれたれば、それをひがことにはよむと申さるゝひと侍りしかばとがなくなりぬと云々。袖中抄卷十八に、顯昭言、末のまつ山は、みちのくにあり。能因坤元儀には、末の松山中のまつやまもとのまつ山と三重にあり、又或本には末のまつ山中の松やまともいへり中略。末のまつ山波こそといふ言は、むかし男女にあひて、すゑの松山波こそとよむなり。何事によりておもひかけず山になみのこえんことをばちかひけるぞとおほつかなきに、かの山は遠くしてみれば、山よりあなたに浪のたつがやまより上にみこされて、山をこゆとみゆるによりて、まことの波のこゆべきよしをちかへるなめり。

考るに、古今集のみちのく歌にもみえ、袖中抄にもみちのくにありといへれば、この

國の名所なることうたがひなかるべし。されどかの山の岩ねに貝のからのおほくつきであるゆゑに、むかし波こえしところなりといふ説などのあるは、いとあたらず。貝のからのつきてある所、國々に有とぞいふなる。自ら右に引ける歌ども、おほく誓言によみて、波こえし所をいふにはあらず、古はすべて人と誓に、あらぬこともてちぎりたるあり。そは日本紀に、皇后新羅を征新羅王云々。即素旆而自服云々。則重誓之曰、非東日更出西。且除阿利那禮河返以之逆流。及河石昇爲星辰。而殊闕春秋之朝、忍廢梳鞭之貢。天神地祇共討焉云々。又萬葉卷十一に、天地言名絶。有汝吾相事止。などの類ひにて、この末の松山を波こえける所として、はたがへり。袖中抄にもこゝになづまれたるにや、何事によりておもひかけず、山に波のこえむ事をばちぎりけるぞとおほつかなきに、かの山遠くに見れば、やまよりあなたに、波のたかく山より上にみこされて云々と、みえたるは、いかにぞや。前にもいへるごとく、なきこともて誓言にせしといふ事におもひよられざるより、かうやうの論ひあり、あらぬこともて誓を立しなりといふことゝすれば、山よりあなたに波のみえずとも、しかよみてあしからざるをや。また閉伊郡宮古都島なりといふ事は別條にいへり。の郷に松

山村てふ所ありそこに大松澤山小松澤山大松山大松下山などいふ山ありて海をはなるゝ事一里ばかりなり。こゝをも土人は末の松山といひし所也といひ傳へたるも、さもおもはるれど、なへてふる人の物語には、波打坂なりとぞいひつたへたる。

野田 玉川

玉川は九戸郡野田の郷にあり、海にながれ出る所なり、歌集にみえたるは、新古今集卷六　みちのくにゝまかりけるときよみ侍りける

能因法師

夕されば汐風こして陸奥の野田の玉川ちどりなくなり

順徳院御製

續古今集卷

みちのくの野田の玉川見わたせばしほ風こして氷る月かけ

續後撰集卷十雜の部に

鴨　祐　夏

五月雨は夕しほながらみちのくの野田の玉川淺き瀬もなし

夫木抄卷一

爲　家

さと人や野田のわかさをすゝぐらん汀ぞにござるたま川のみづ

同抄卷廿四

後鳥羽院御製

冬されは野田の玉川こほりゐて萩こす波は夜はのしら雪

ひかりそふのだの玉川月きよみ夕しほ千鳥夜はに鳴なり

考るに、この玉川の名、所々（一）にあり、六玉川と後の世にいひならはせしは、いつばかりよりいふことにかあらん。その六玉川は井出の玉川山城萩の玉川近江擣衣の玉川攝津調布の玉川武藏千鳥の玉川陸奥高野の玉川紀伊といへり。この中に山城なる玉川と武藏なる玉川とは故ありげなり。まづ井出といふ名は、萬葉にもみえたる地名にていとふるし。調布は武藏多麻郡（摩）のうちなる川なれば、玉川といふもあたれり。ほかのはさだかなる説もなし、よめる歌なども、大かたは後の世の歌

集にのみ入たり。そが中に此野田の玉川はその邊に玉の形に似たる石おほくあるゆゑに名づけしといふは、さもおもはるれど、たしかなる文どもにもみえねばさだめがたし。今も玉川の邊より、玉の形してまろかなる石おほく出。

野田、一橋

九戸郡野田の郷に、今も一橋の名のこれり、歌集に見えたるは、

夫木抄卷廿一

平政村朝臣

朽のこる野田の入江の一橋こゝろほそくて(も)身ぞふりにける

考るに、今土人の一橋といふなるは、ほそき川にわたせる橋なりとぞ。右に引る歌に入江とあれば、今ほそき川なるはいかゞといふ人有れど、古は川に江といふ事つねなり。大る川入江の松ともよみまゝの江に繼橋をよめるなどもあり。又、夫木抄に爲家朝臣、せきかくる野田の入江の澤水に氷てよどむ冬のうき草。とあるなど澤水とあればほそき川なる事もしるし。

十府、浦

十府の浦は九戸郡野田の郷よりすがこもを出す、これを十ふの菅ごもといへば、野田の海べたをしかいひしにや、委しくは奥に論ひぬ、歌集にみえたるは仲實朝臣綺語抄、範兼卿の童蒙抄等に、

みちのくの十府の菅ごも七ふには君をねさせてみふに我ねんこのうたいつ

さいふはしらねともことばつ
さいとふるくきこえたり。

金葉集卷四 水満池上といへることをよめる 大納言經信

水鳥のつらゝのまくら隙もなしうべさえけらし十ふの菅ごも

新古今集卷十 みちのくにゝ侍る頃、八月十五夜に京をおもひいでゝ大宮の女房の

もとへつかはしける 橘 爲 仲

見し人もとふの浦風音せぬにつれなくすめる秋のよの月

夫木抄卷廿五 中務卿親王家歌合のうた秋風を 道 因 法 師

陸奥の野田の菅ごもかた敷て假寝さびしき十府の浦風

この外八代集より以下菅ごものうたはほくあれど、おほつかなくあふ事あれば
もらしつ、そのことは下にあげつらひぬ。こゝにはそが中にもいさゝか古きうた
にみえたるをひき出しぬ。又夫木抄の菅ごもを野田の菅ごもといひ、またとふの浦風と
いへるなど、今野田のうらより十ふの菅ごもを出せるありしにとてあげつ。
袖中抄に曰、みちのくとふの菅ごもは、あみを十してあみたるなり菅ごもとは、菅にて
あみたるこもなり、菅がさ菅みのすがまくら、菅わらだなど、いふがことし。薦は大様
は菰蔕にてあみたればもとの名にしたがひてこもとはいへど、藁にてあみたるはわ
らごもといひ、菅にてあみたるは菅ごもといふなり。こもはもと菰蔕の名なれど、轉
十ふあらんことは、ひろからん料なり、されば綺語抄には、十ふとは十府あみたるをい
ふといへり、又陸奥とつゞくるは、このひろきこもの奥州にあるなめり。これは人を
おもふ心にて七ふには君をねさせて、みふには我ねんとよめるなり。それを童蒙抄
綺語抄などに、みちのくにてとふの郡よりとふあみたるこもの出くるよしいへるこ
ゝろえず。ひ、これまでは童蒙抄綺語抄の文を論ひ、これより下は顯昭法師の説なり。奥州の郡の中にまたくとふの郡な
し、又十ふあみたらばさて侍りなん、とふの郡よりとふあみたるこも出くるといふ事
げにと聞へず。又とふの郡といふ所に生るこもの十ふしあるといふもいはれず、こ

ものふしいか(七)と十ふあるべき云々。

考るに、此とふといふ事、伊勢國人本居宣長云、萬葉集三丹生女王の長歌に、名湯竹迺
十、縁皇子云々。天有左佐羅能小野之七相菅云々。この七ふ菅はみちのくのとな
の菅こも七ふにはとよめる七ふにて、七節の儀也といへり。しからば七ふ十ふは
かならず七節十節にはあらで、ふし多きをいひそのたけの長きならんか。又、江戸
人、橋千蔭か萬葉略解に、麻乎其母能布能未知可久氏といへるうたの註に、武烈紀に、
於彌能姑能耶賦能之麻柯枳。又、とふの菅ごもなどいへる、みなゆひめあみめをふ
しといふ略にて、ふといへりと、有などをもておもへば、七ふ菅はそのふしのこと、
おもはるれど、十ふの菅ごも、やふのしまかきまをこものふのみじかきなどは、あみ
めの事とおもはるゝなり。さてこの十ふの菅ごものこと、袖中抄にのみ見へて、外
に考るよしなし。まことに十府は顯昭法師のいはれたることく、所の名にはあら
じとおもはるれど、十ふの浦など地名となしてよめる歌、ややふるき世より見ゆれ
ば、今しばらく名所の數にかきくはへぬ。

壺碑ツボノイソフミ 千引明神宮チビキ

つぼの碑は北郡七戸と野邊地との間に、壺村石ぶみ村といふところあり、この所にむかし碑ありしゆゑに壺碑と名づけしといひ傳ふ、今はその碑なし。土人いひつたふるには、壺村と石ぶみ村との此間二里計へだたりぬ。中らに、千引明神の宮あり、むかしこの宮の下に、かの石はうづめたりとぞいふ。猶土人の語は、後に委くいへり、古書にみえたるは、袖中抄卷十九に、石ぶみやけふのせばぬのはつくにあひみても猶あかぬけさかな。顯昭云、いしぶみとは、みちのくのおくにつものいしぶみあり、日本のはてといへり。但、田村將軍征夷の時、弓のはづにて、石の面に日本の中央のよしをかきつけたれば、石文といふといへり。信家侍従の申しは、石面ながき四五丈許なるに、文ゑりつけたり、そのところをばつほといふ云々、それをつもとはいふなり。私云、みちのくには東のはてとおもへどもその島おほくて、千島ともいふは、陸地をいはんに、日本の中央にても待るにこそ。

夫木抄卷三十二 文部

寂蓮

同抄同卷 清輔朝臣
みちのおく壺の碑ありときく何れか戀のさかひなるらん

碑やつがろ(る)の遠に有と聞くえそ世の中を思ひはなれぬ

六百番歌合 遠戀 顯昭

おもひこそ千島の奥を隔ねどえぞ通はさぬつぼのいし文

山家集 西行

みちのくの奥ゆかしくぞおほゆるは壺の碑そとのほま風

拾玉集 慈圓

みちのくの壺の碑行て見むそれにもかくし唯まよへとは

新古今集雜下 前大僧正慈圓ふみにては、おもふほとのことも申盡しがたきよし申

遣しける返事に

右大將頼朝

みちのくのいはてしのぶはえぞしらぬかき盡してよつぼの碑

かへし 慈圓

考るに土人の云むかしこのあたりに碑あり。いと大なる石なりしをいつの頃に
か有けんその邊りを田畑などにせんとにや、便りあしとて、かの石碑をひき退んと
するに、おほくの人物しけれども、かのいしぶみうごくべくもあらず。しかるに其
あたりに壺といへる女有て、この女壺人にて引ければ、いとこゝろよくおもふまゝ
にひかれたりとぞ。さるあやしきことのありしによりて、ぞを土中にうづめて、そ
の上に宮を立て神といはひ、千引明神と申けりと云り。またいしぶみをたてんと
せし時、その所に大なる石ありけるを碑にもせんとておほくの人して引せしに、
うごくべくもあらずしを壺といふ女の引たりしよりいふともいひ傳たり。い
づれかまことならん、今さだめがたし。この古きつたへともはいとあやしきこと
どもにて、うたがはしくおもふ人もありぬべけれど、ふるき傳説また風土記などに
は、今ひと際あやしきことのみおほかれれば、後の世の心もて一向にうたかふべきに
あらず。ふる人の語れるは、いつばかりの事にか有けん。この石ぶみを見んとて、
ほらせけるに、一村疫やみはやりて、人おほくなくなりければ、この神のた
まれりとて、其ことと。さてこの碑を土中に埋めたるは、いかなるよし有けるか、

今しるべきよしなし。千引明神と申せしも、いつの頃よりとたしかにはしられね
ど、古くよりしかいひけるならん。そは大なる石のことを、たゞにちひき石、千引い
はなどいへること、古事記、萬葉集などにみえたり。さてこの碑は、文字をきさみて
其所のしるしとして、人のさだかにわかつべきためのものなれば、大なる石なり
けん。後に故ありて、神といはひて、千引明神と申奉りしは、其所の民どもなどの名
づけ奉りしともおほえずかし。されどむかしは詞もおのづからみやびたれば、土
人もかく名づけ奉りしにもあるべし。今もかたぬなには、かへりて古
言ののこれる事あればなり。そのくはし
きことのつたはらぬはいと口をし。さて今千引明神の宮所は、壺村へもいしぶみ
村へも、二里ほどづゝへだゝれり。又、壺の碑といふことは、その石ぶみの形に付て
いふ名にてそのかたちのまろき自然の石に文字を彫りたりしにもあらんか。そ
をいかにといふに、まろきつぼといひしことあるやうにおもはるればなり。つぼ
壺といふ草の名も、常の壺とは形かはりて、葉のまろきより名づけしならんと本居
宣長はいへり。けにもつぶらの大臣といふ人名、つぶら江などいふ地名も、圓の字
をよめり。つぼ、つぶ通へれば、石碑の形丸かりしより、圓碑なるを、古へ借字にて壺

と書しより、女の名なりといひて傳へたるにや、こはいとくしひたる説なめれど、
いさゝかいひおくになむ。

舊蹟遺聞卷第四終

とりかなく東の國の道のおく膽澤の郡より、奥のかたはしも千重に五百重に山かさ
なりて、百たら受八十隈しおほかれは、千はやふるあら振えみし等そえて、かしこくも
おほみことに、ぞむきまつりしをりくなきにしもあらさりけるを、我君の遠つみお
やのうしはきたまひしよりのちは、やゝしつまりにたりしを今はしも、大王のみ世さ
くはなの匂ふか如く、いやさかえにさかえてかの目のかゝやくくさくさの寶おほか
る國人も、季のはに舟なめてさをかちほさすまゐき、千島の山の奥ありそのくまにす
めるえみしかともいよゝ大みゑみをたふとみまつろひにしより、目にはたてのな
ひきをみす耳に高ともひゝきを聞す、たのしき大み世となむなれりける。されは
我君かゝるおほみ世に逢たまへるをよろこほひまし、かつ皇み國の上つ代の手風を
十府のすかこもしきしのひたまひて、かゝるをりにこそ萬の絶たる千々のすたれた
るをも、千引石のひきも起さめとおもほすあまりしろしめせるみ國の中に、むかしよ
り書に、歌にいひもてはやせる名くはしきところくあるはいにしへゆゑよしあり
し地々の古事とも、世をへてみなおほめかしく成て天放るひな人の、野田の玉川なか
れての世に其ところの名をさへに、ほゝゆかめてかたり傳へあるはそこをかしこと、

尾駁の牧のあらこま引たかへなとして、末つひに岩手山の谷のうもれき人しらす成
行なむ事をふかくうれたみたまひて、こたひ坂牛助丁、梅内祐訓、三輪秀福等におほせ
て、古きふみに歌に沖の井のふかくしもさくりもとめて、あやまれるをたゞしかつ其
ところにする老人などの、かたりつたへし古事をしも、宮古嶋へに寄る白玉ひろひ
あつめて、壺のいしふみかきつめさせたまひしを、うつしまきにてつたへたらましか
は、山の名におふ末の世にまつ、落葉ちりほひゆきにしき木のいたつらにくち果な
ん事もこそとてかくすりまきとはせられしになむありける。

文化三とせといふとし霜月

黒川盛隆

上關光三校訂

北奥路程記

壹

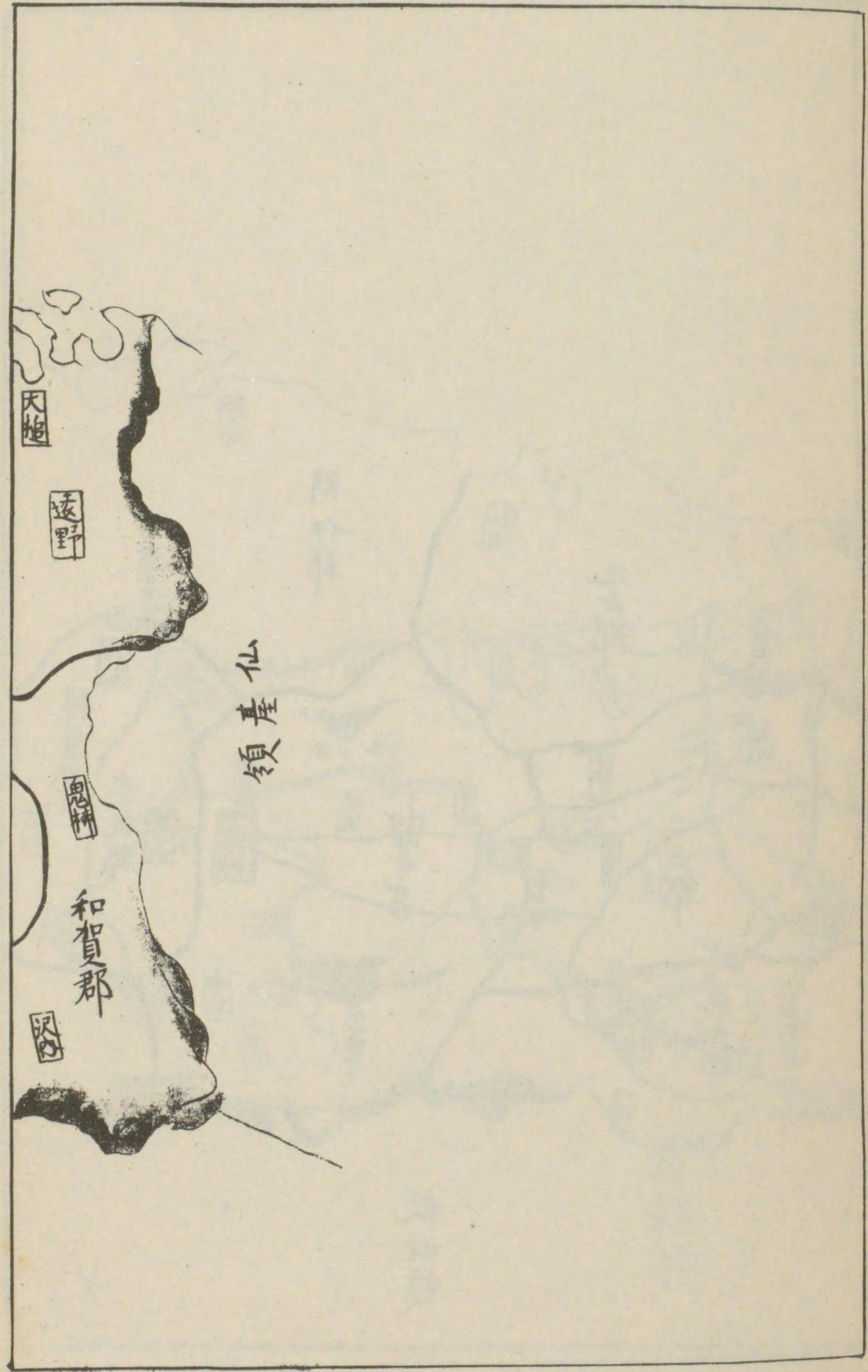
解題

『北奥路程記』は漆戸茂樹の筆になり校訂者所蔵の自筆本に據つたもので、盛岡城下以北の領地たる現青森縣下北部の尖端に至る間を見取圖に添ふて解説を附した地理案内記である。文中まゝ簡略に失するの嫌ひはないではないがよく繪圖がその短を補つてゐる。圖中の書損じや未定稿と思はるゝ箇所は便宜削除した。

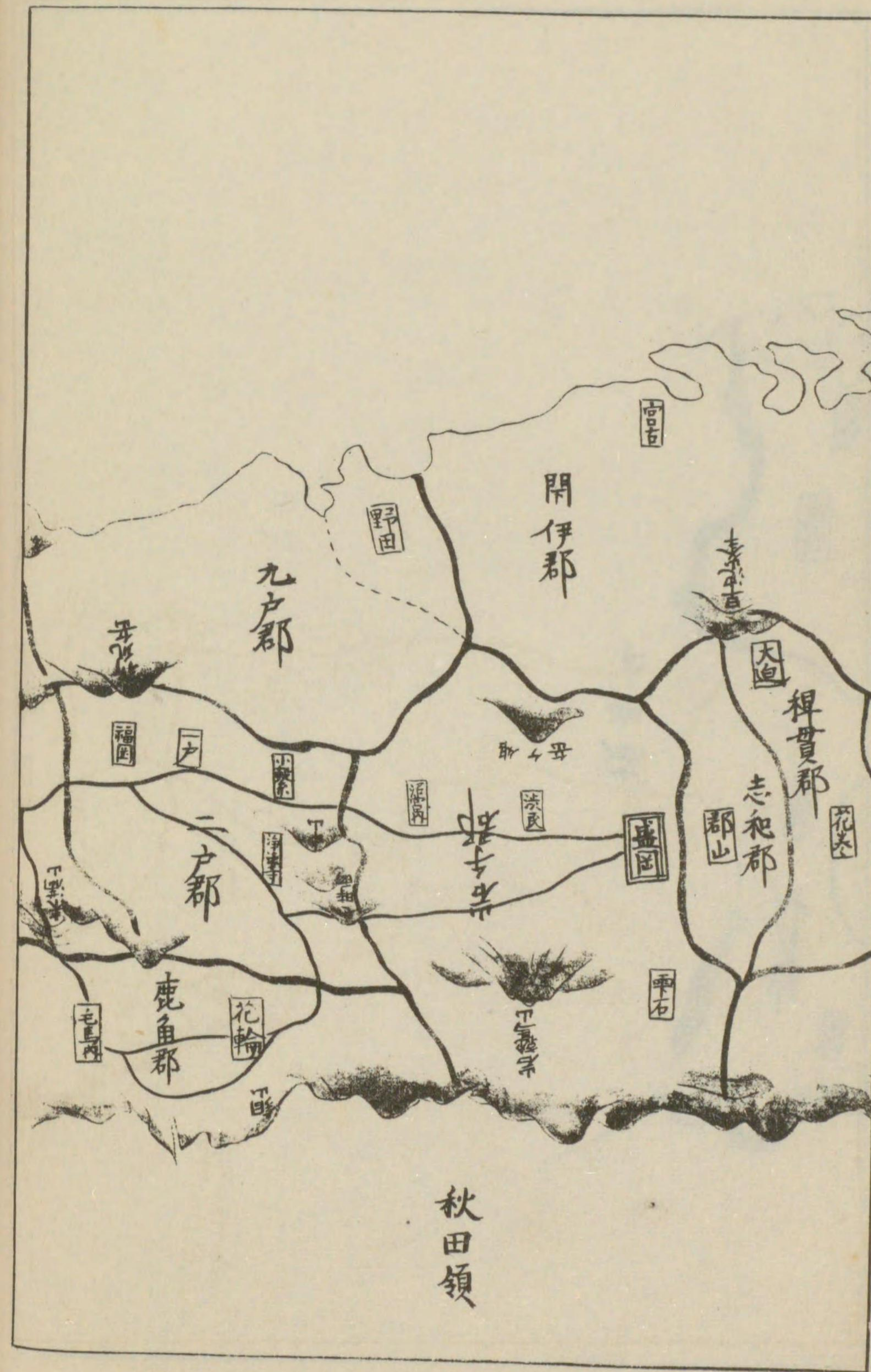
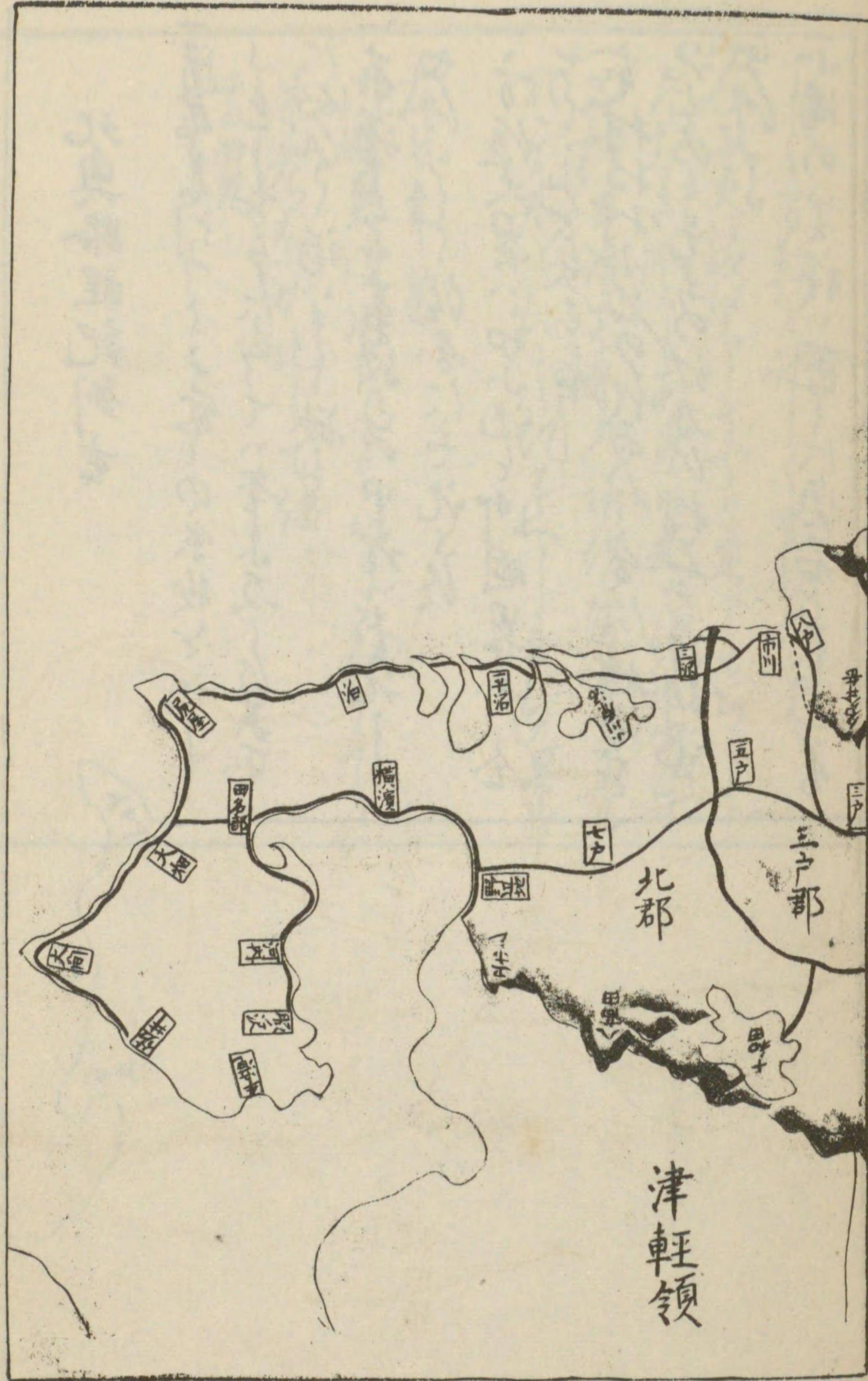
本書は明治九年 明治天皇東北御巡幸の折若葉の幣と共に献上を願出、御聞届があつたが後本書は叡覽の上に御下戻しになり奇特に思召されて金一封を賜つた由緒あるものである。

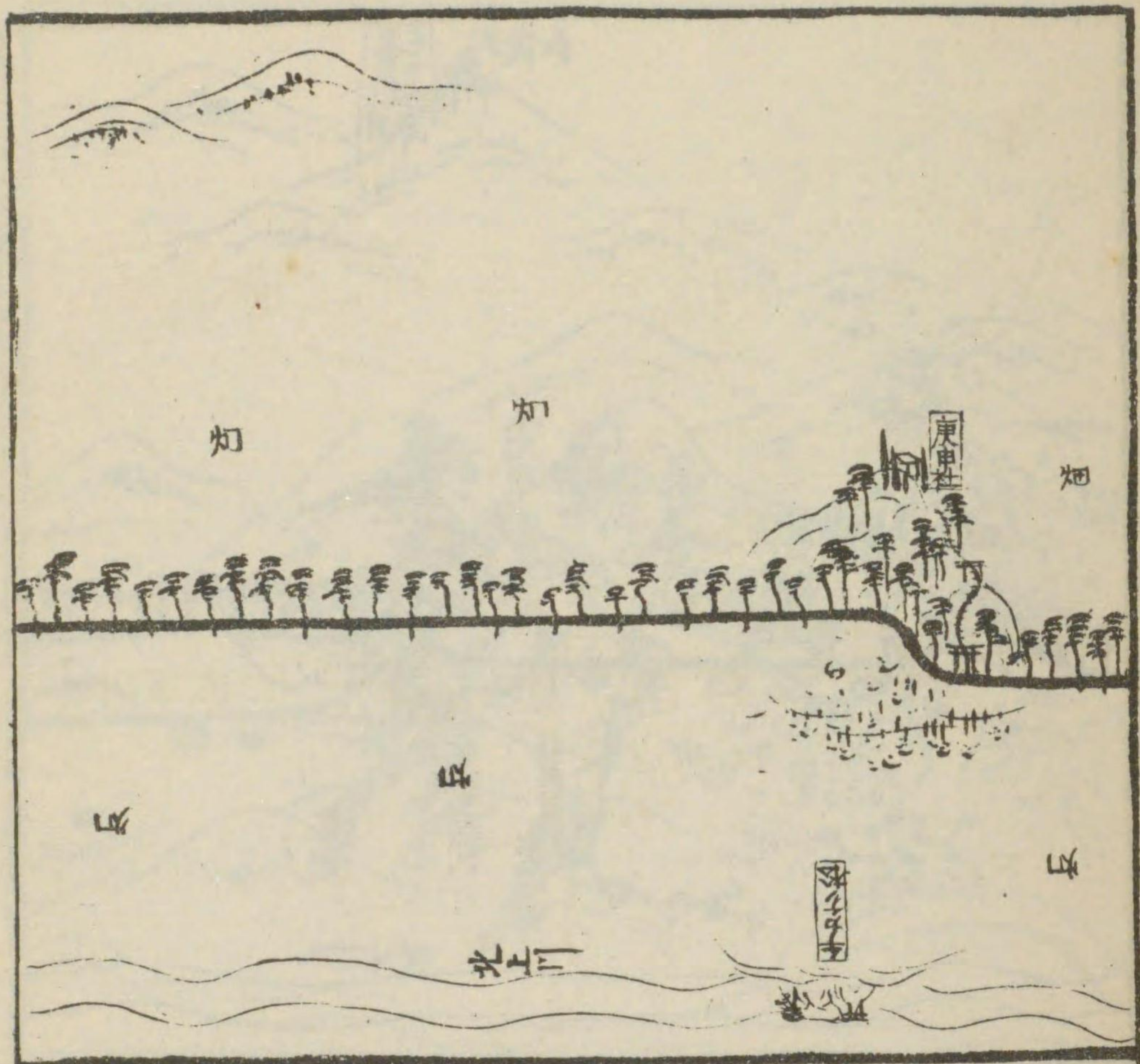
漆戸茂樹は直矢と稱へ藩の新當流師範役として傍ら書畫をよくし明治六年十月二日八十四才を以て歿した。墳塋は市内北山報恩寺にある。

その著に本書の外若葉の幣隣國便覽秘集八冊分量勘定考はあるが、本書と若葉の幣の外は散逸してない。

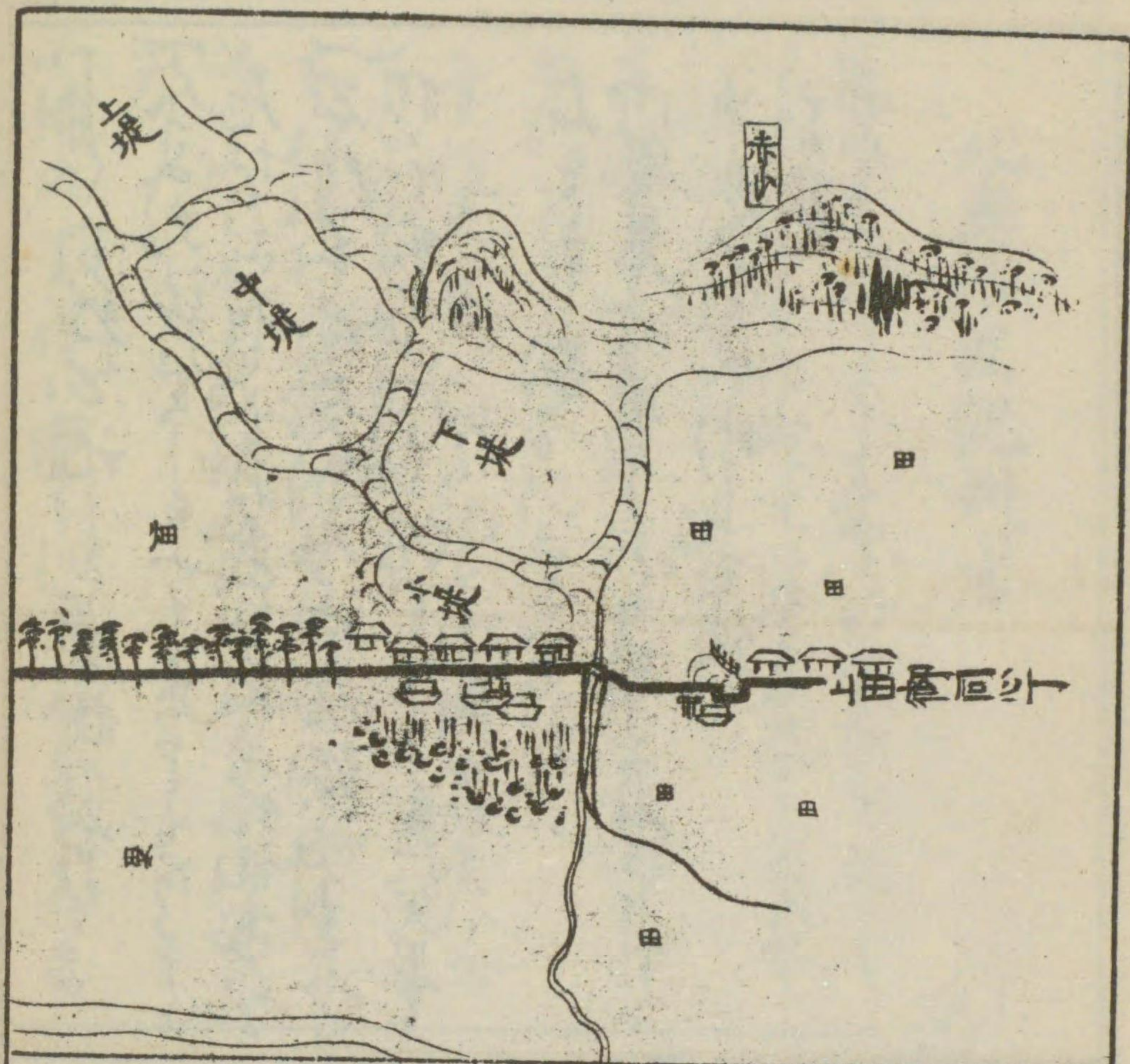


仙臺領
和賀郡
遠野
天槍

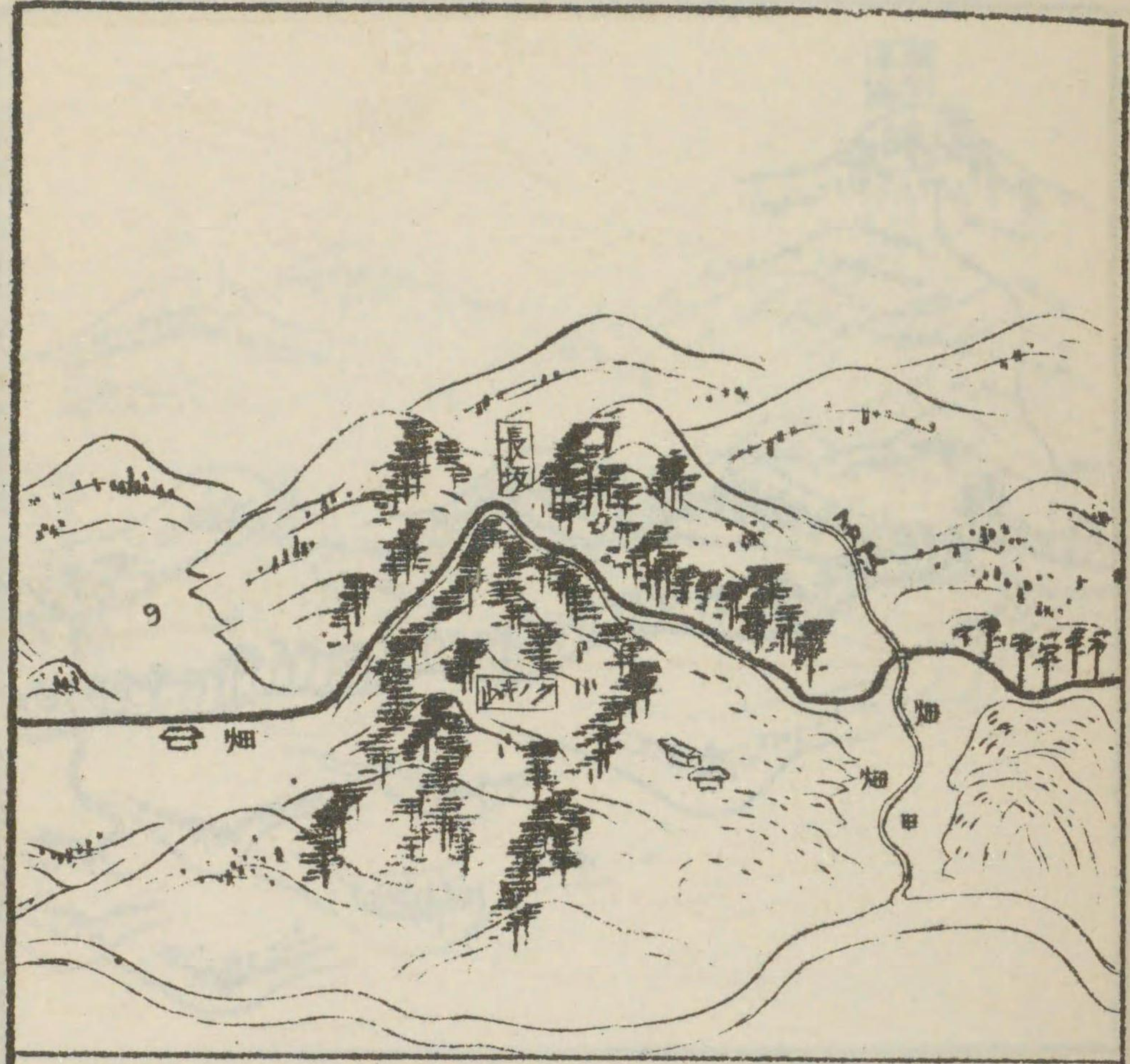




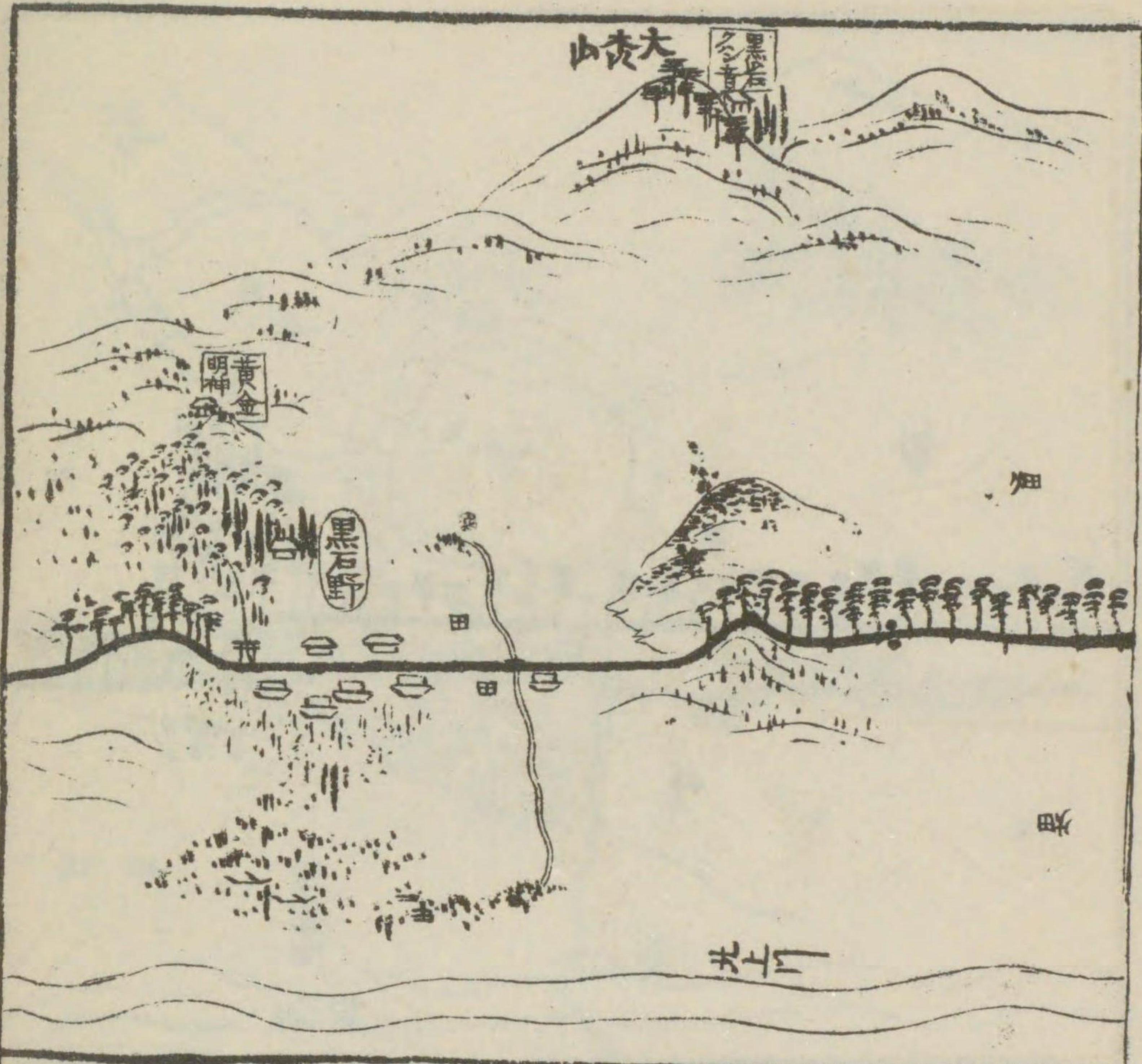
上回能丁外坪取回を了
 行ちて上回の桑屋敷
 新有右の地並木松樹
 道とく右に庚申山上
 に社ありた右知程因
 街乃乃て
 一里塚



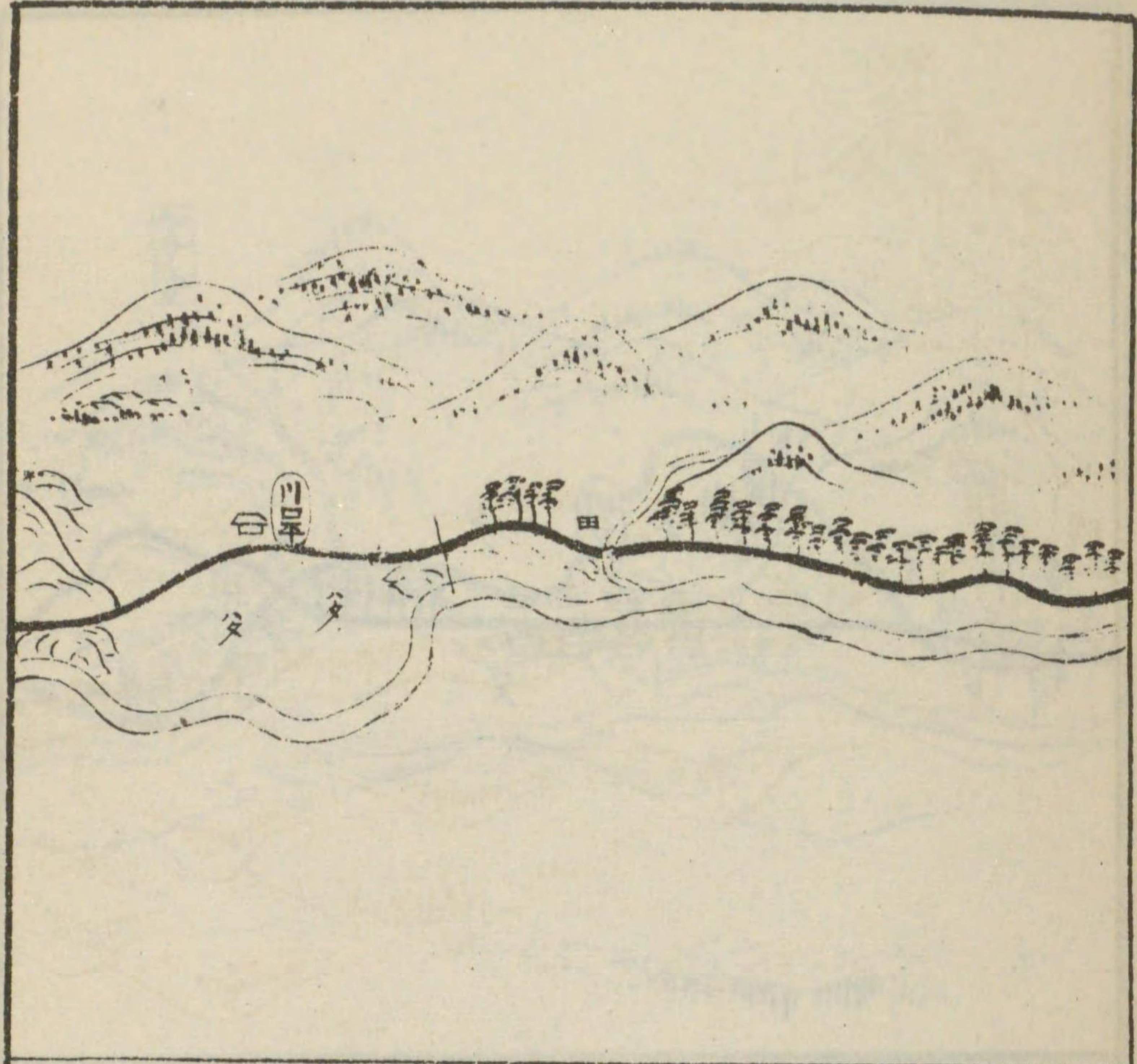
盛岡の 四里六拾七町
 濃民の 四拾六町
 以街道筋右尖が小山
 續に松籬木小柴立山
 込入細地も有た大が小
 上川の流小派也河川向
 厨川通れ廣野小く町
 村とわ西角に西根が
 見付向に岩礫山村續
 上回村川俣村駒邊村濃
 民村とつと申に小村小
 名也



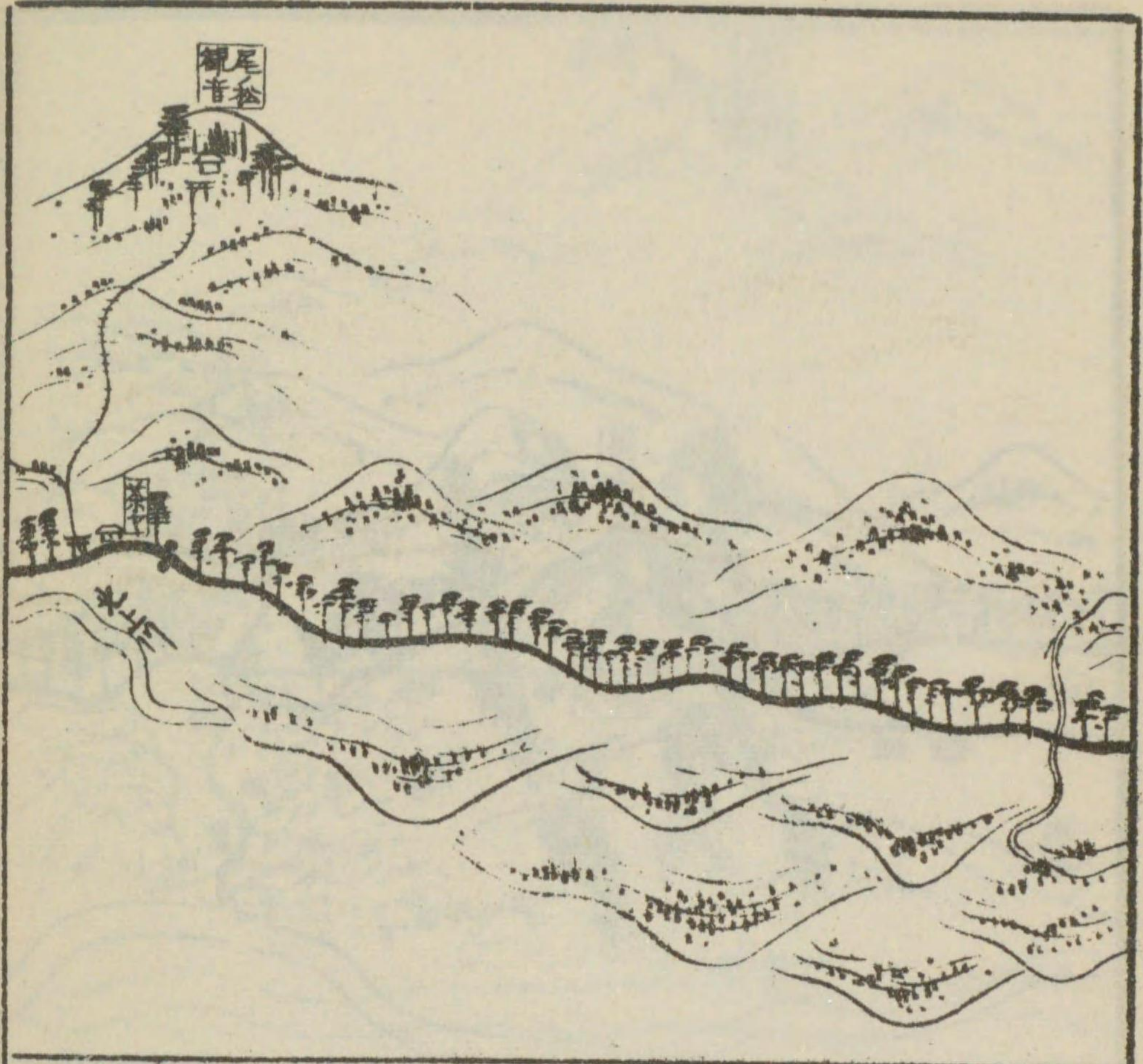
あゝ松街道軽くゆ也



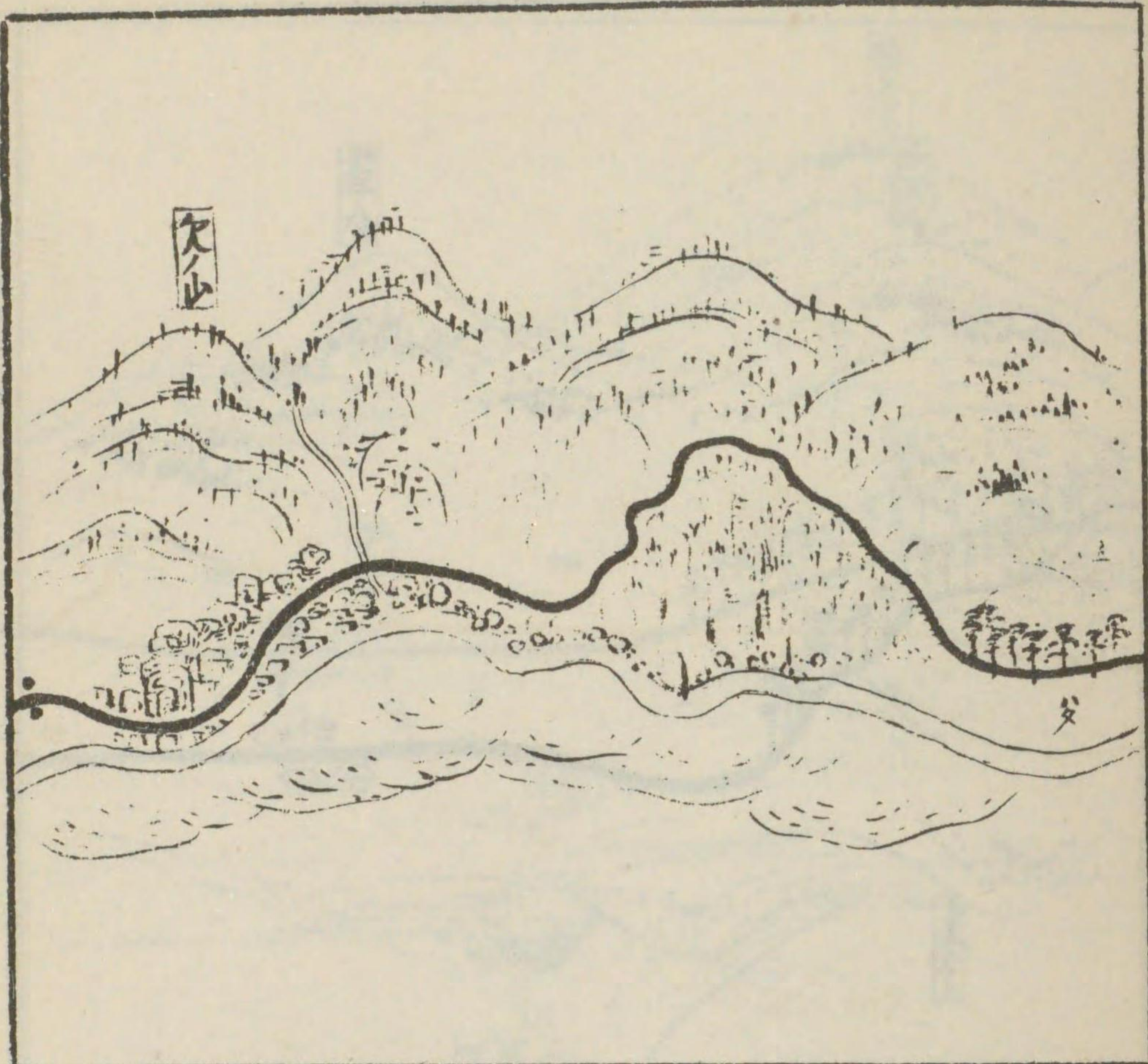
黒石野 家町に十六町
 少一乃坂とよア下りに
 小上川と見えお湯も多
 俗にたぬこロハシと云行
 坂とよ長坂とよ長
 坂道なると坂を下り家



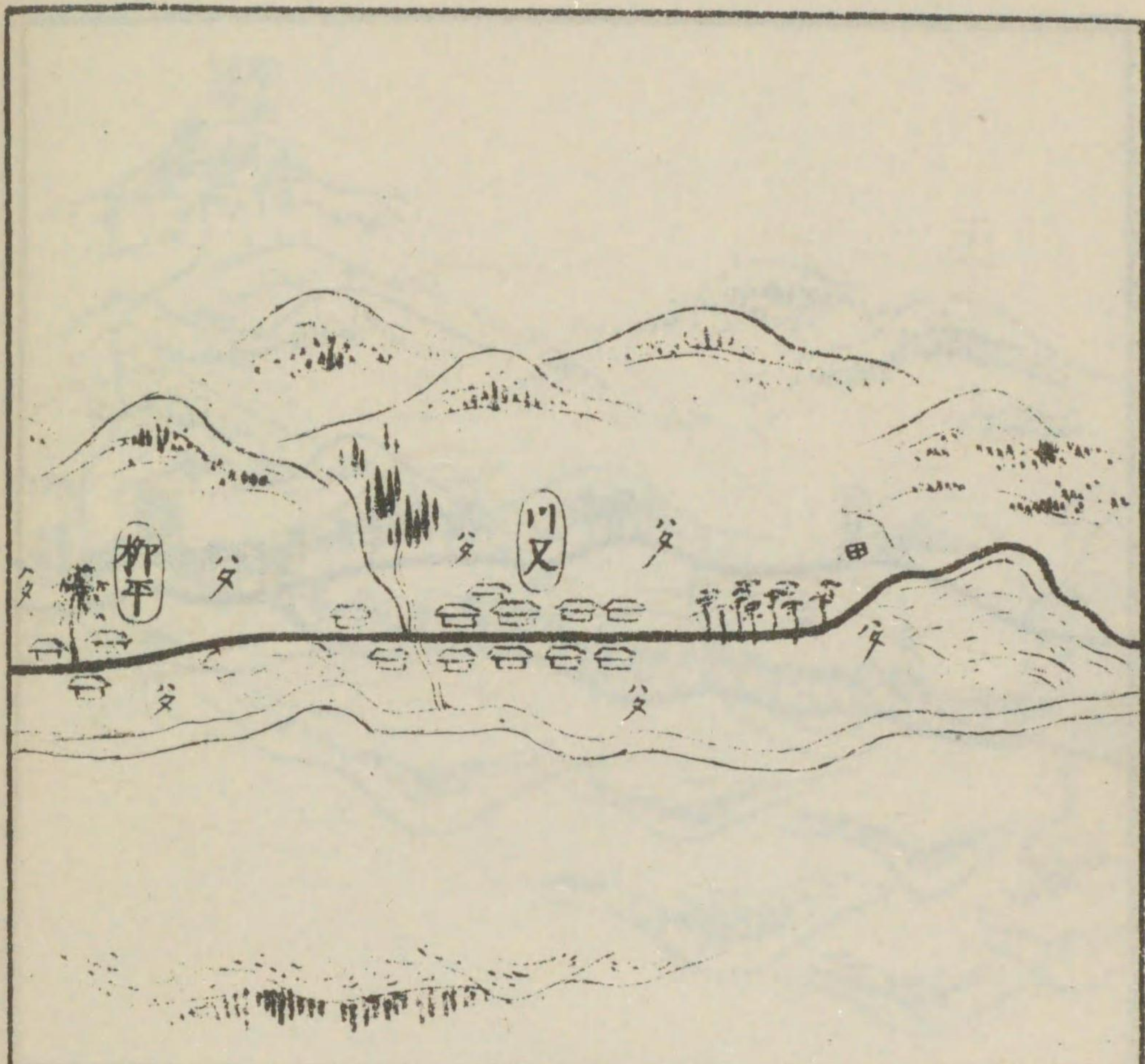
守に金像一寸芥縁
 祀不傳山と小堂於内
 クリト小舟有て見ん更
 夫も川端(出船)の
 こと



一里塚
 小野松 家少くも
 右に観音の居るその並
 列當れ家もあつた観音
 後奈良天皇御宇に教宗
 龍中将れ子後若れ肌の

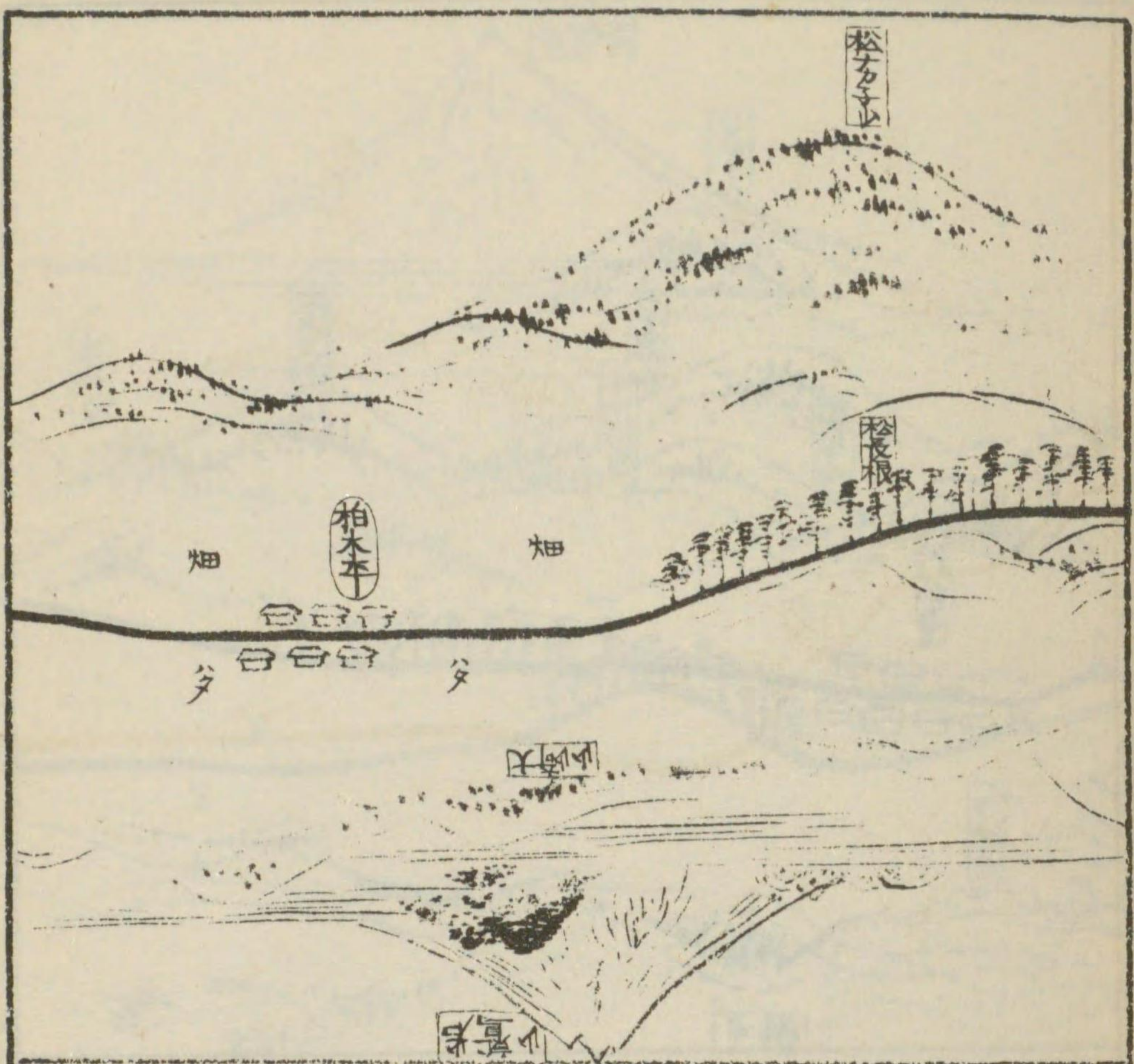


大止のふりそを
 谷山と云と田通の
 河より深宮の通に感

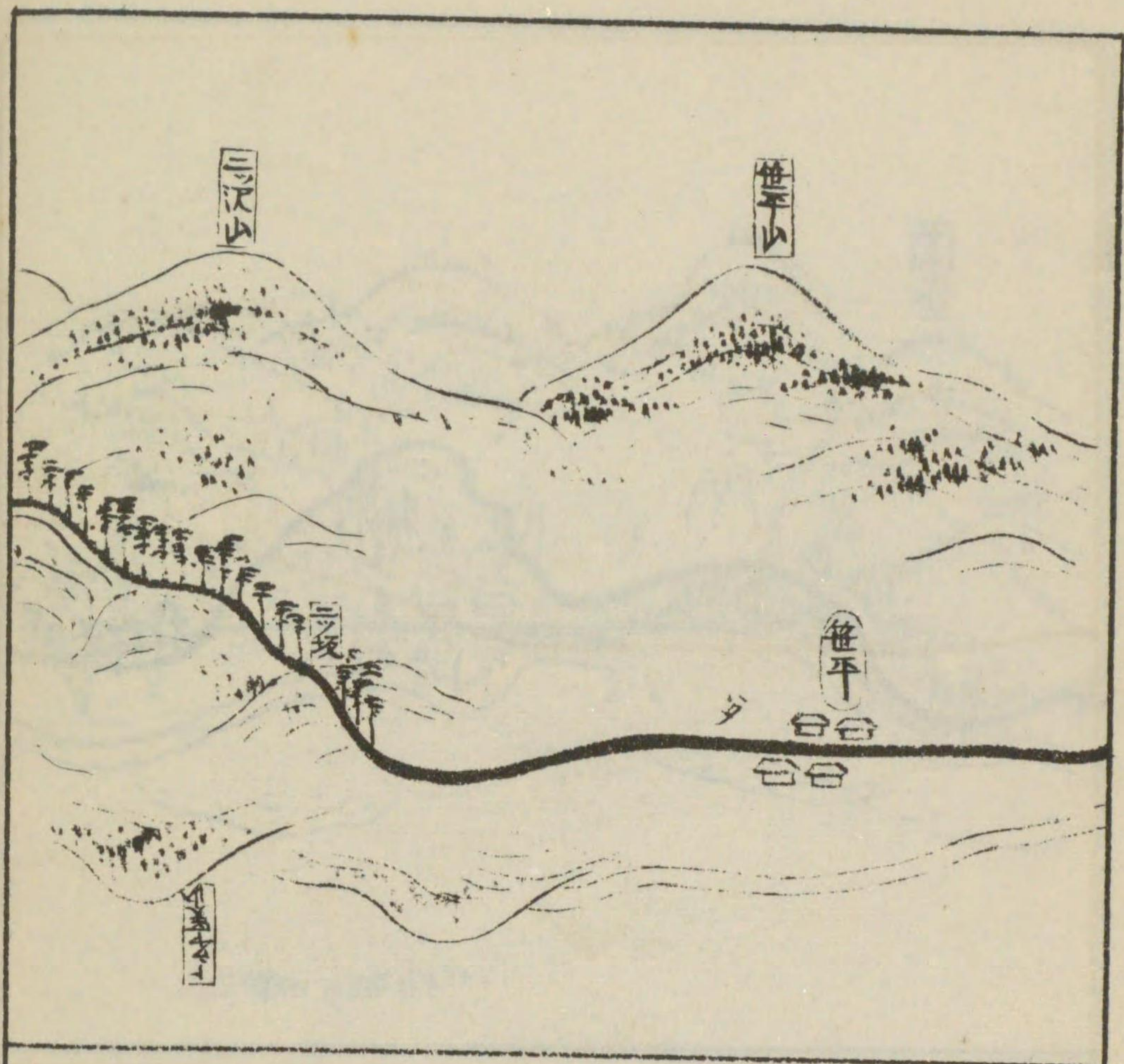


川俣村 家十八軒
 茶屋有その前に井戸
 わくまら

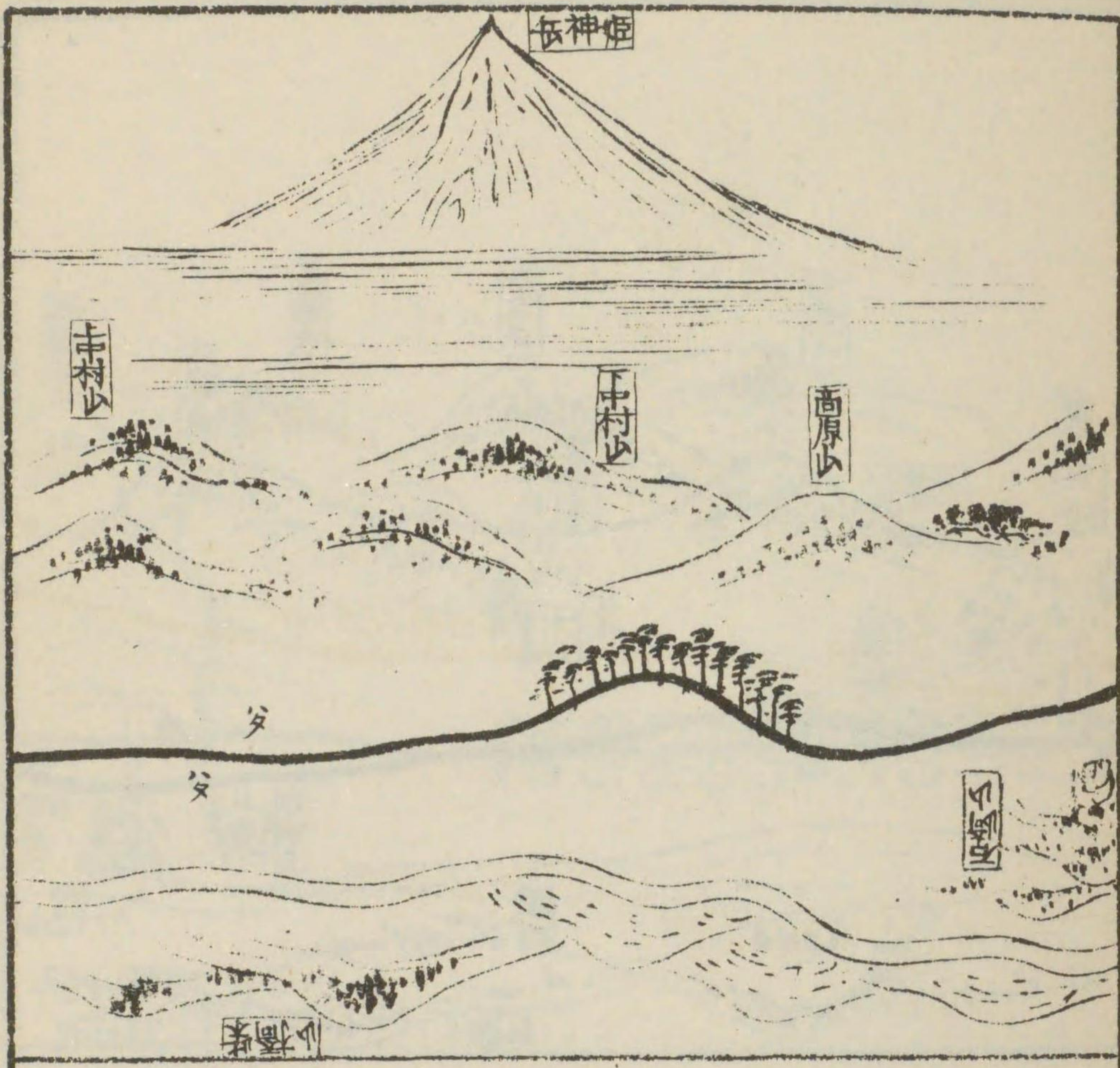
柳平
 是より岩倉の小山坂と
 下つて小沢谷間橋あり



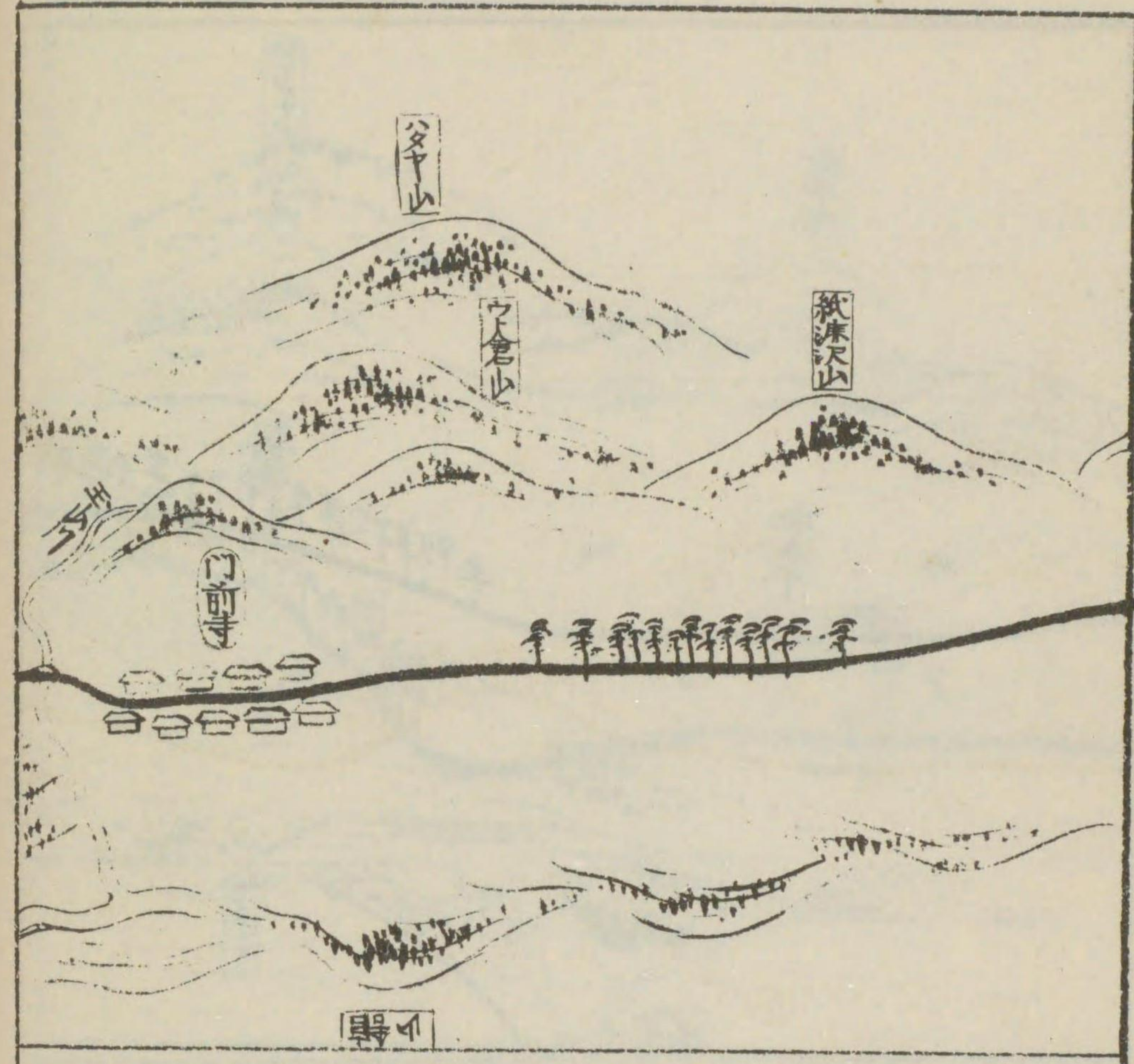
柏木平 家三軒
 北取左右細松街石
 子三



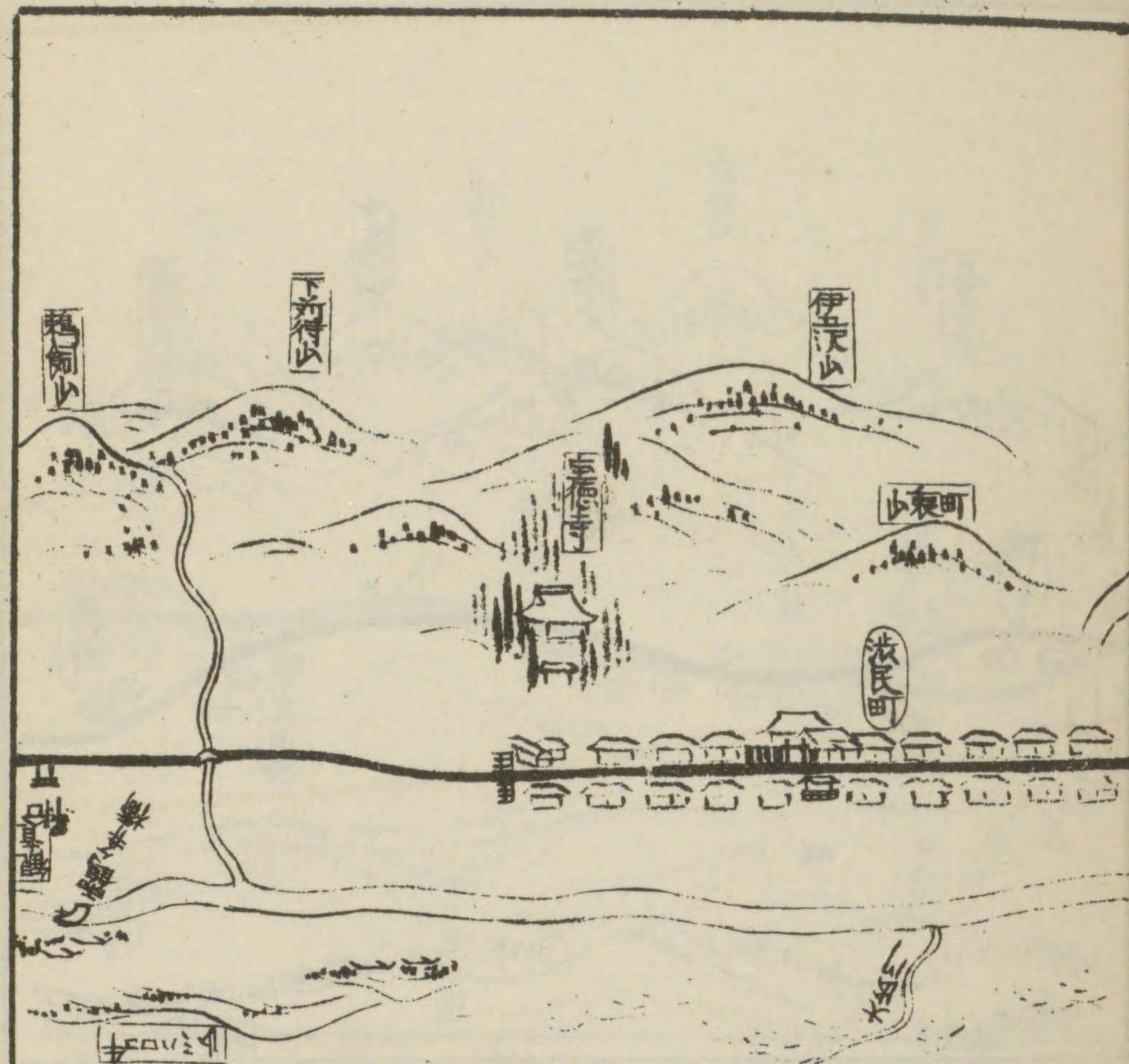
一里塚
 笹平 家三軒
 先下り松長根三坂と
 京坂とより交に十本松
 とり小石岩嶺山西に
 得又事おと坂と下
 て



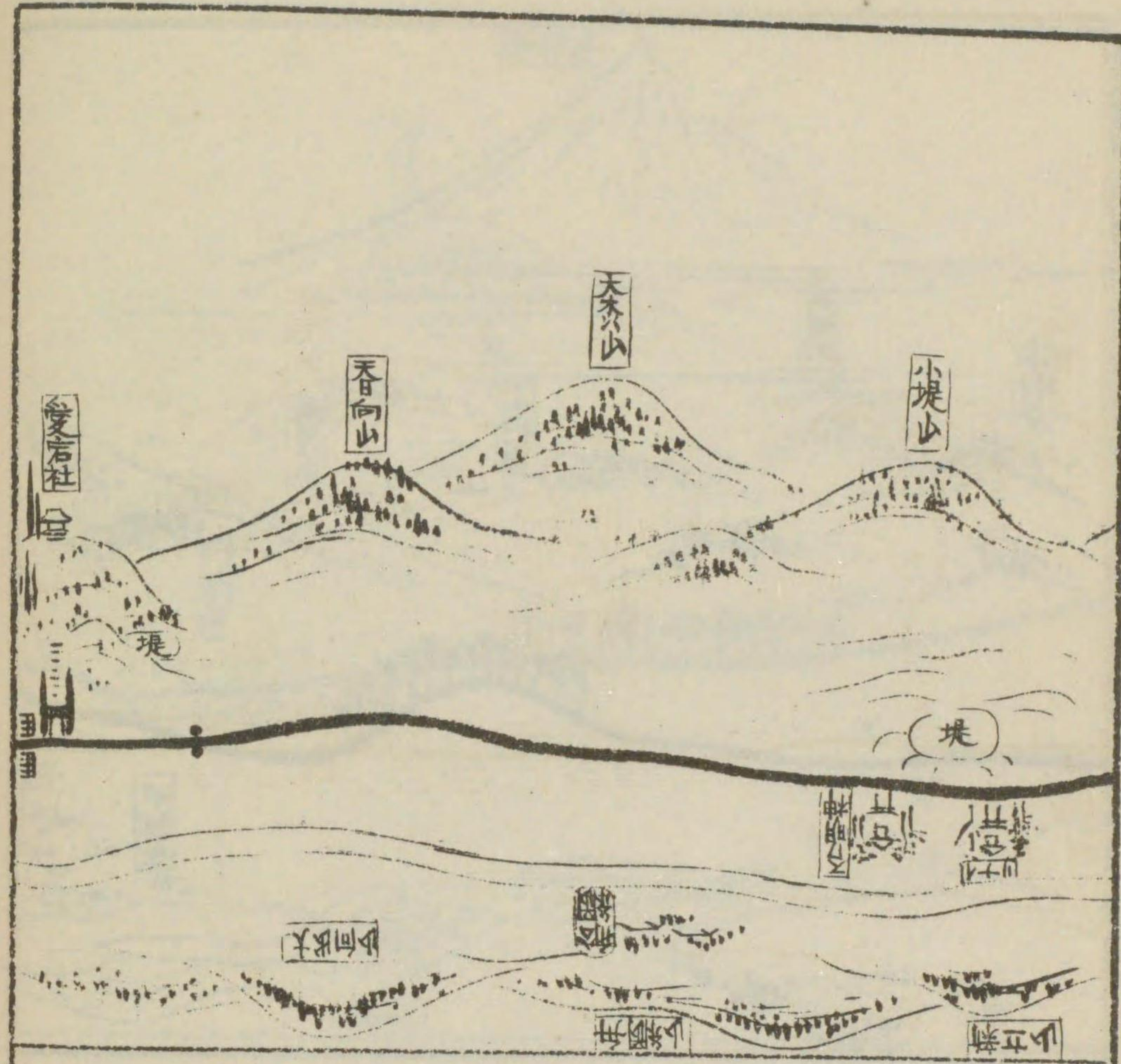
にく大漢有れむらむ
 村と門前寺と噴水谷
 八幡堂なる村は向山
 川土橋を濁川と云
 右に小堤左に輪荷並
 沼尾明神の祠あり



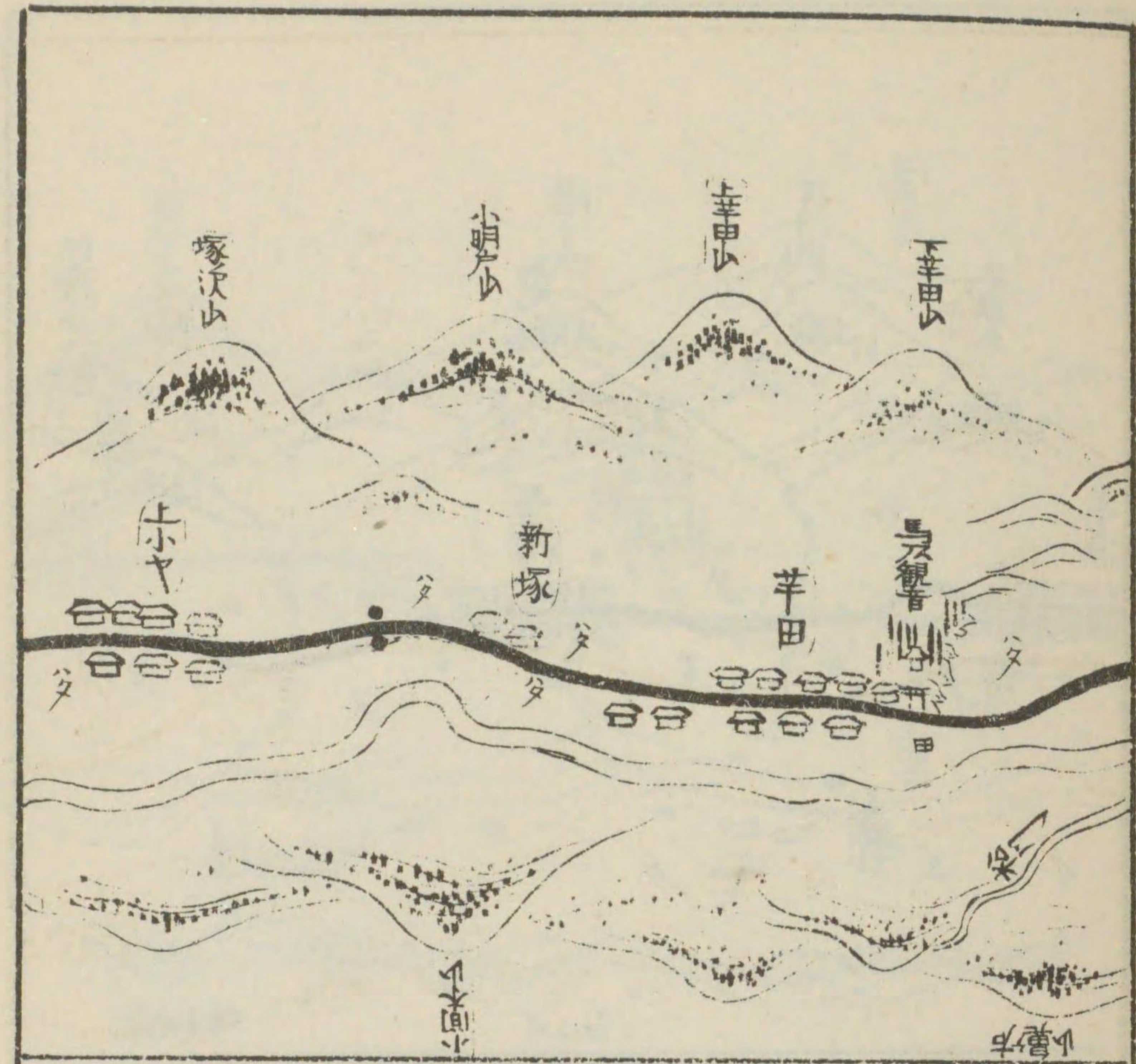
賜邊村 家九郎
 け村と細中館山外
 多と河水上川と下
 大築有河屋寺の築



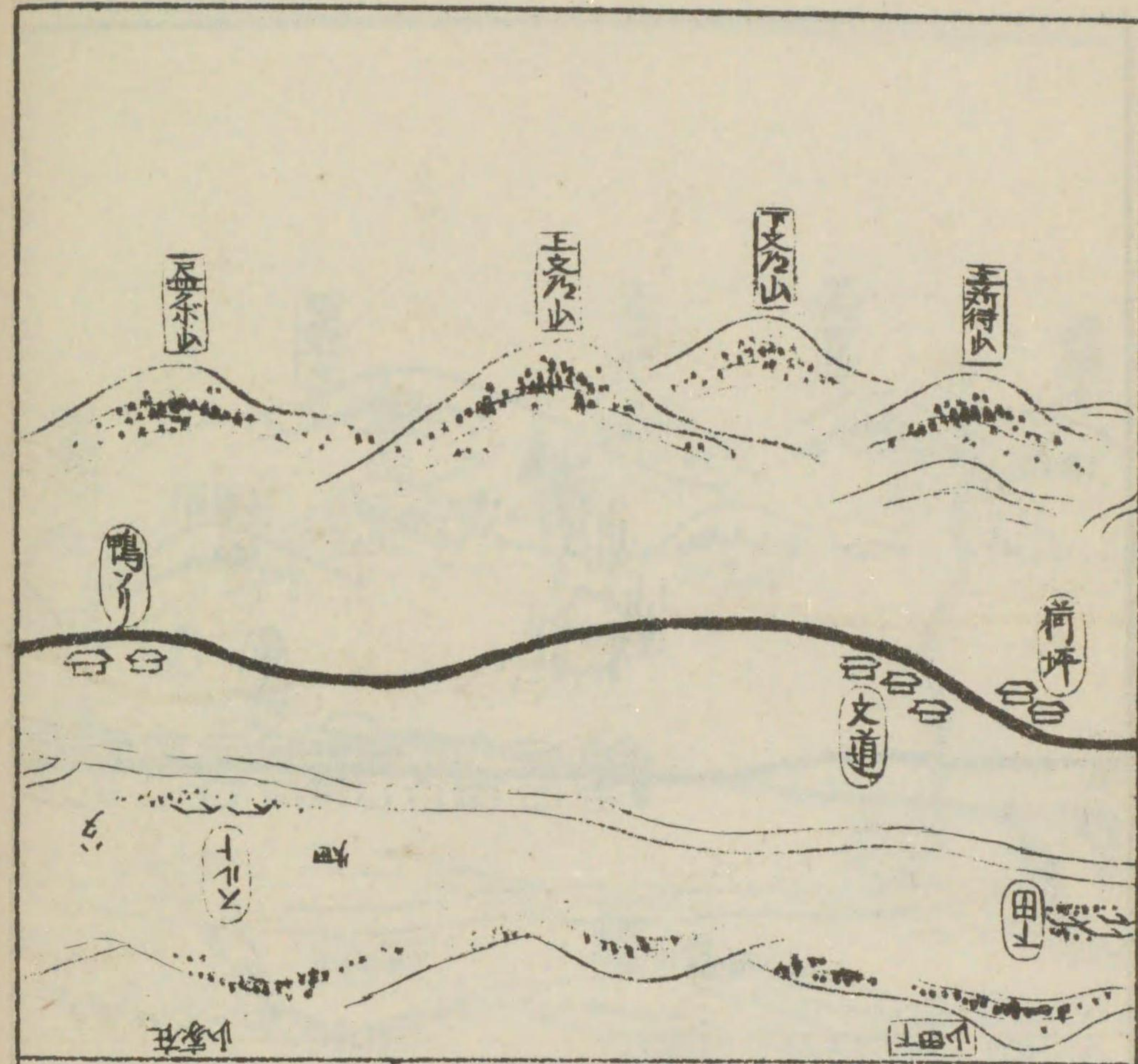
淡民より 四里三町五拾間
 淡民村町造りも家並
 まりから以酒屋家より
 所の並後い道田細川
 橋向小田村と云ゆ所也
 橋橋と云ゆ所に
 小橋あり



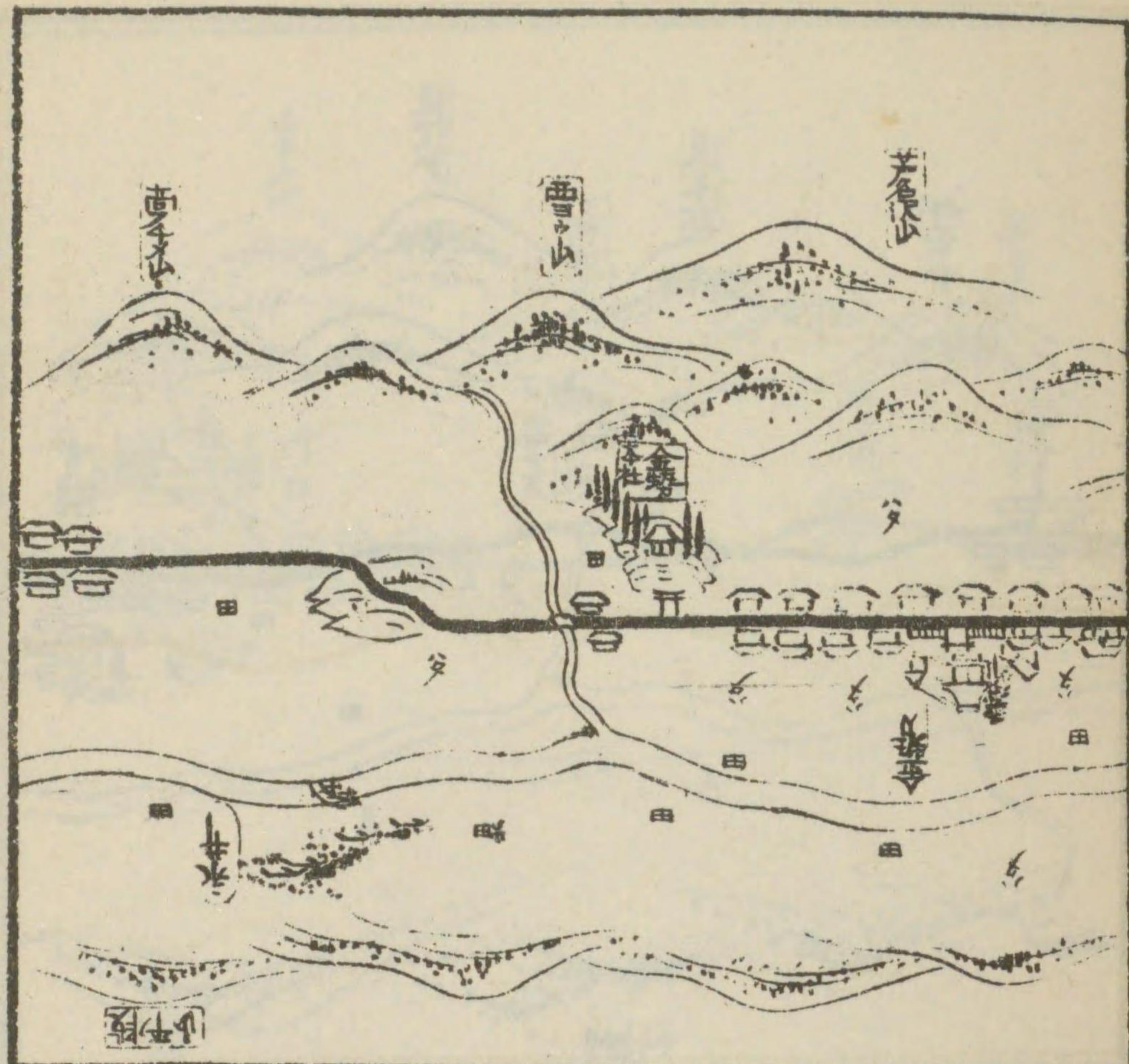
一里塚
 淡民村入右に愛宕
 尾田細大川は道に
 淡



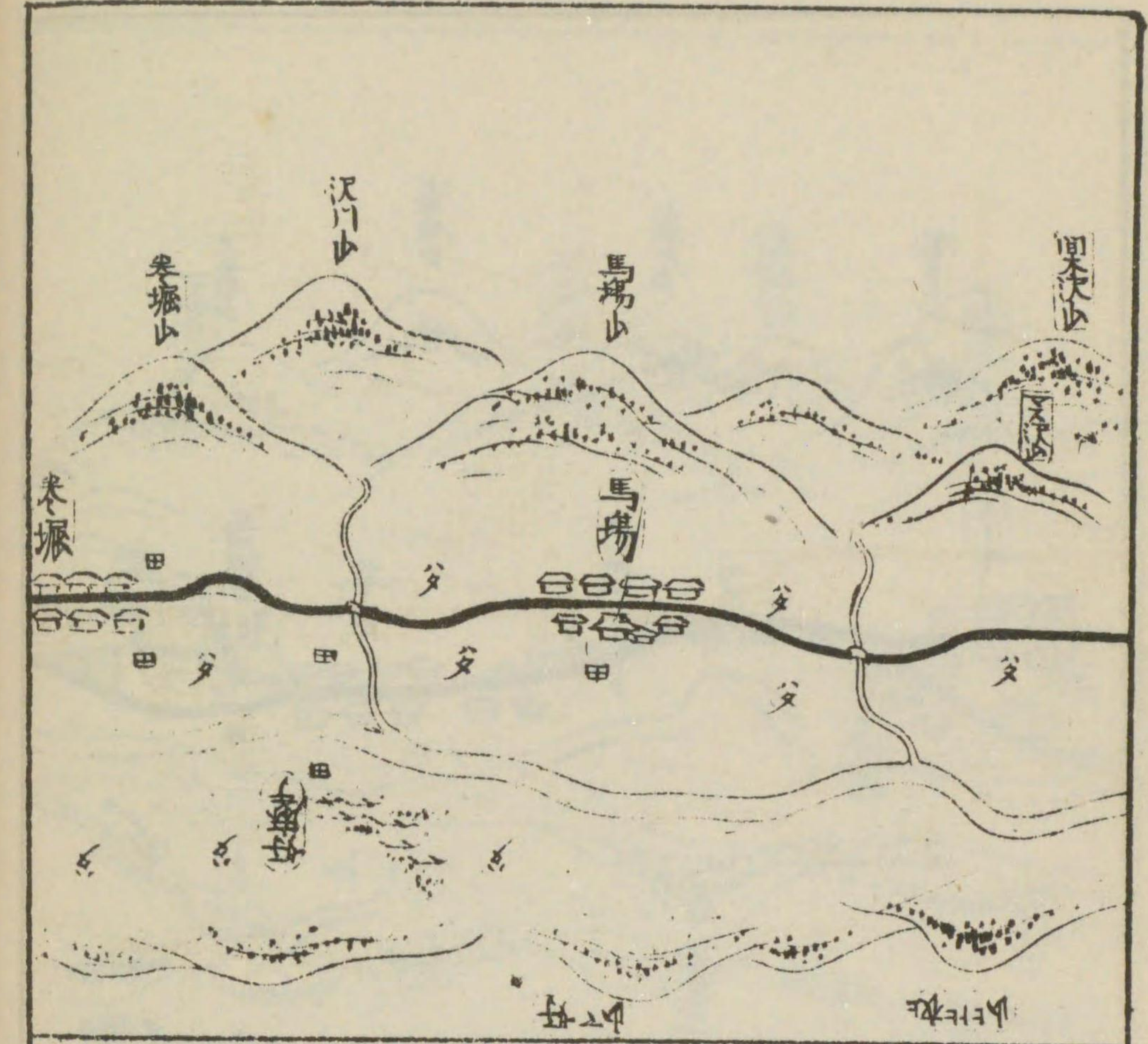
小川 小橋 家拾
 状小原 家拾
 一里塚
 新塚 家三
 芋田 家拾五



鴨 家五
 荷坪 家拾
 文道 家拾
蒲荷

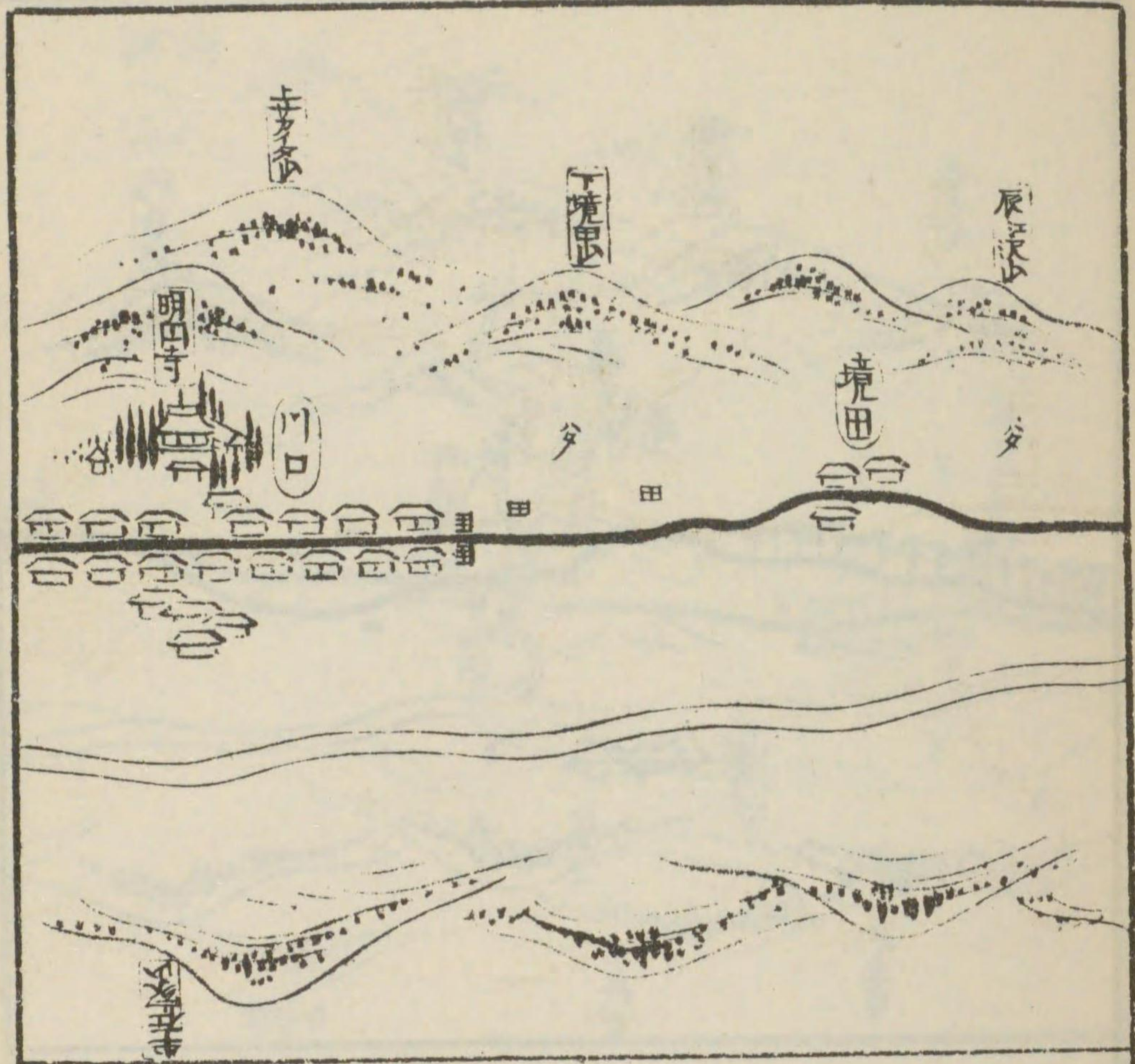


此の所小金路堂に
 有瓦に川筋の家
 後に金路本林といふ
 あらう古作といふ縁記
 有まもさかたらしと
 ちを坂といふ寺林村小
 のり



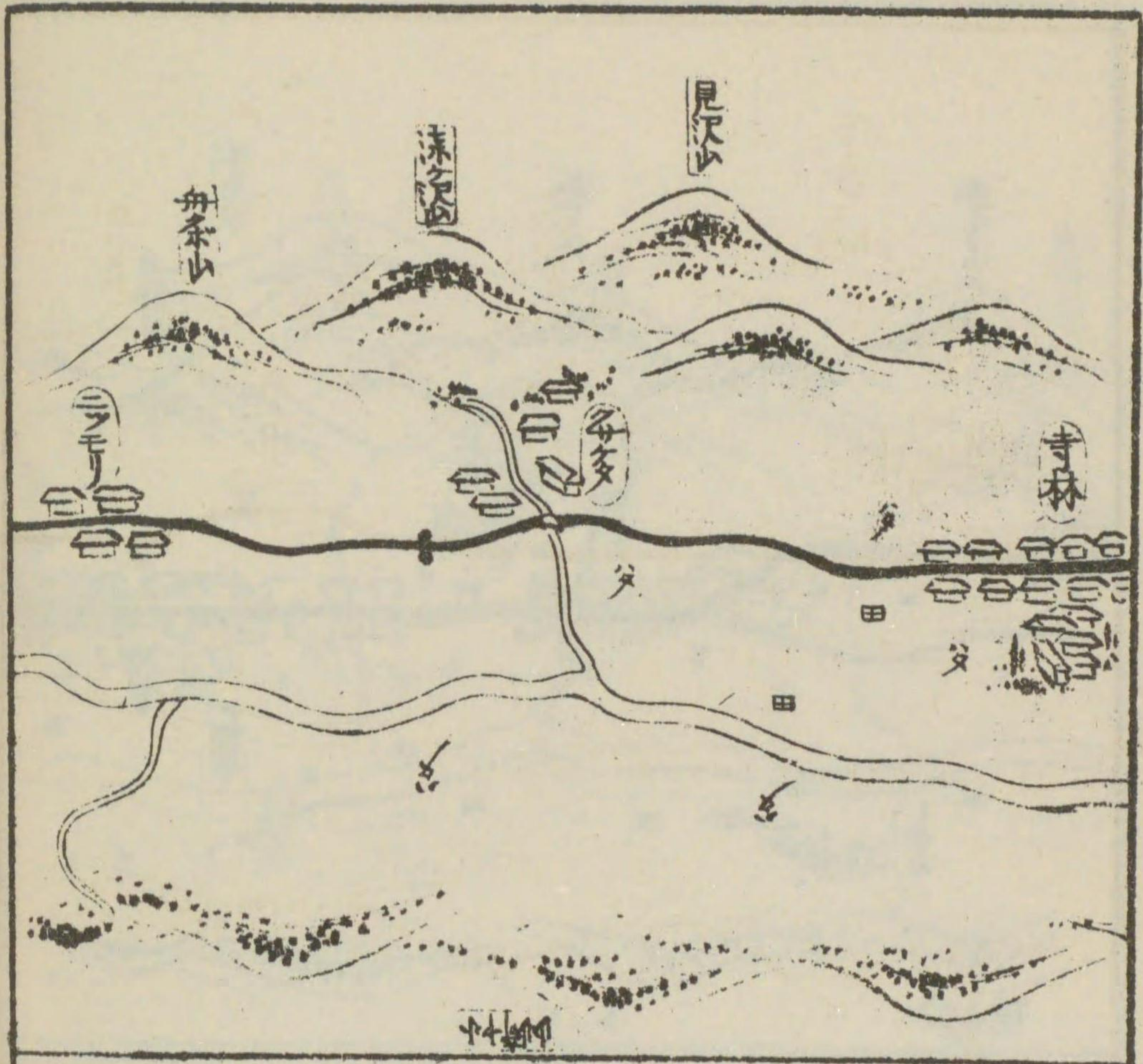
馬場村 家九軒
 坂といふ

巻西村 家六拾之軒
 終に村なきといふ旧知完
 小と川向好村といふ通



境田 家三軒

川村 家三軒
 能く村下町屋造り
 以て海屋も有り町裏
 右に明田寺旧館あり
 祠もあり小川あり
 京大に兵天社館あり
 以て堂あり松並木あり

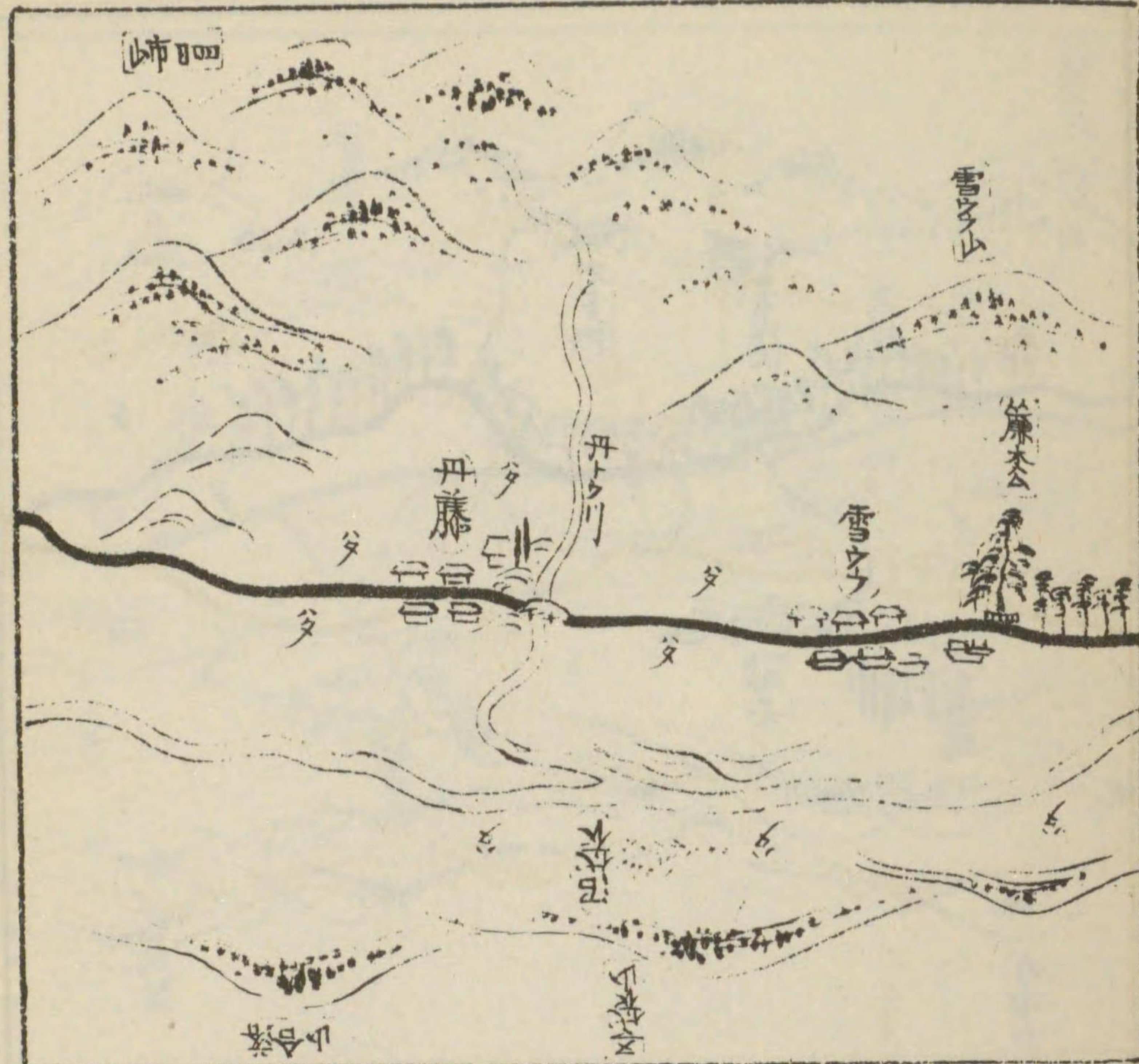


寺林 家三軒

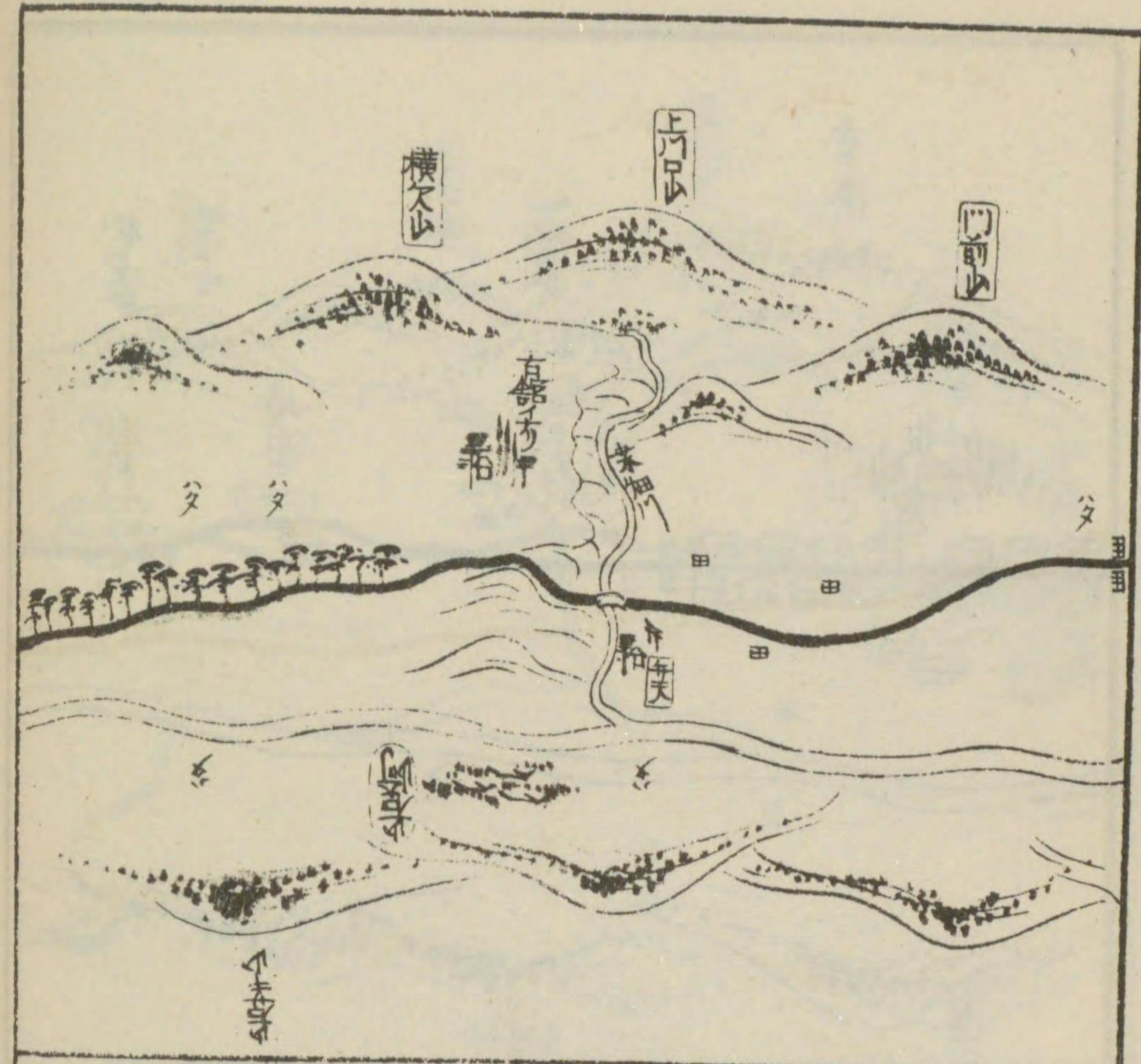
草折 家五軒

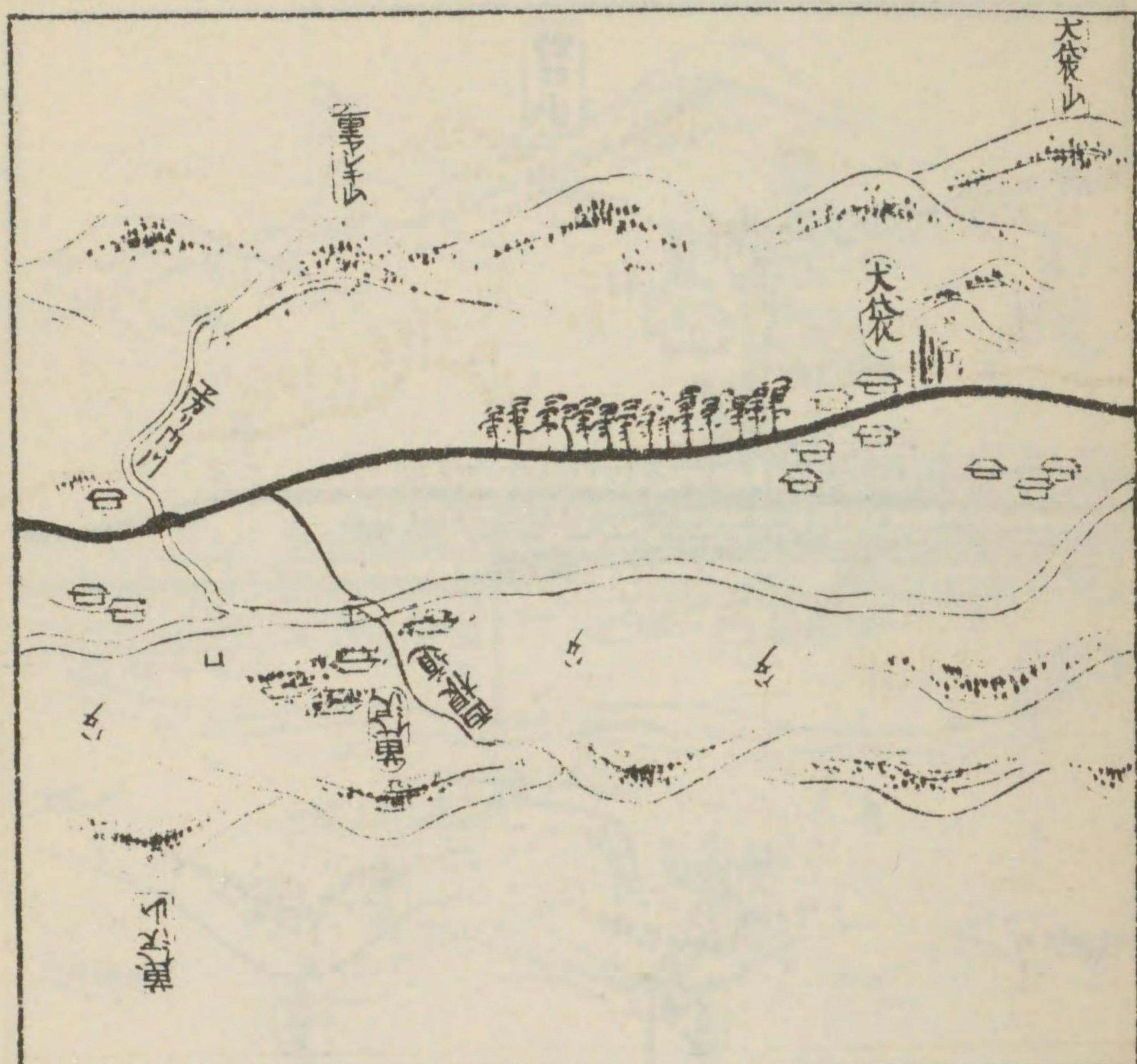
一里塚

二家 家三軒

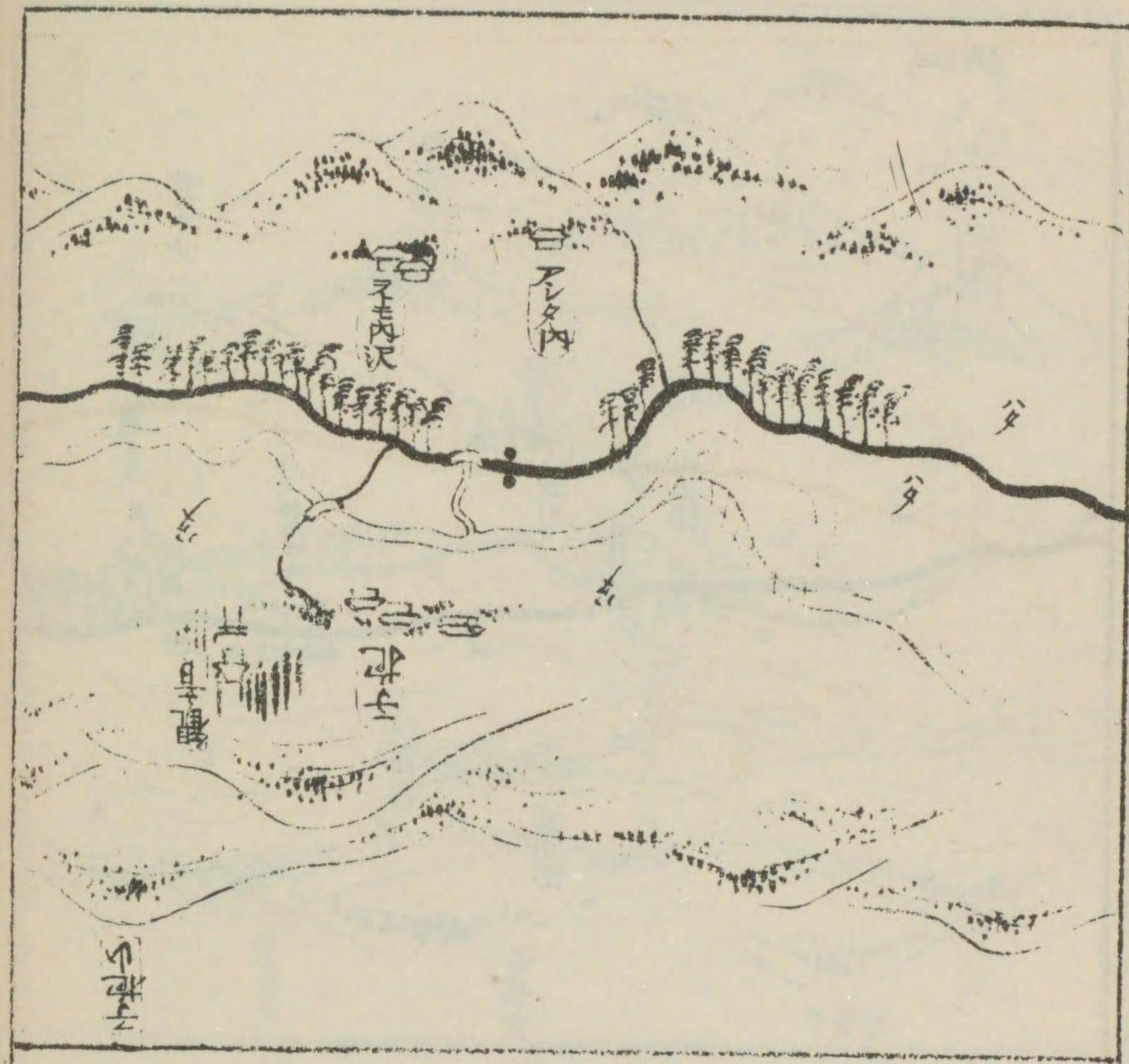


雪平 家拾新
 谷のまき松ふくく之可也
 小休取給り音浦乃まふ
 此松よりいささち丹波
 此流の通るをたに念
 此の流筋昇り来りて
 断乃とよほを細く之流
 流おもいあさる形
 丹波川い迫の大川なり
 川水原此神岳の流
 菟川村辺より流し居
 川也向村
 丹藤 家五新



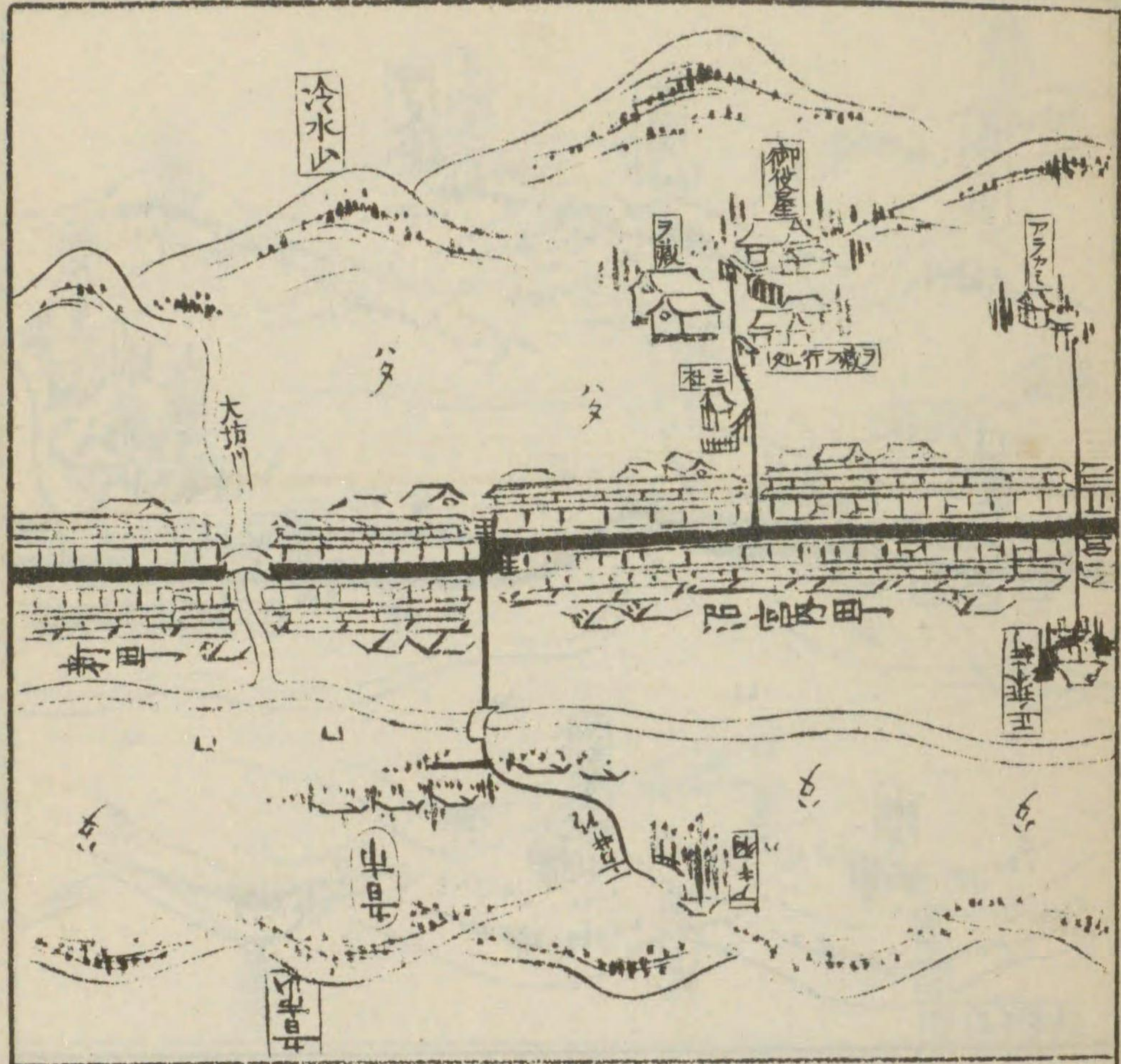


大袋 家七軒
 並本松より小と川に橋
 多の苗代はとて西
 根村一過不可なり

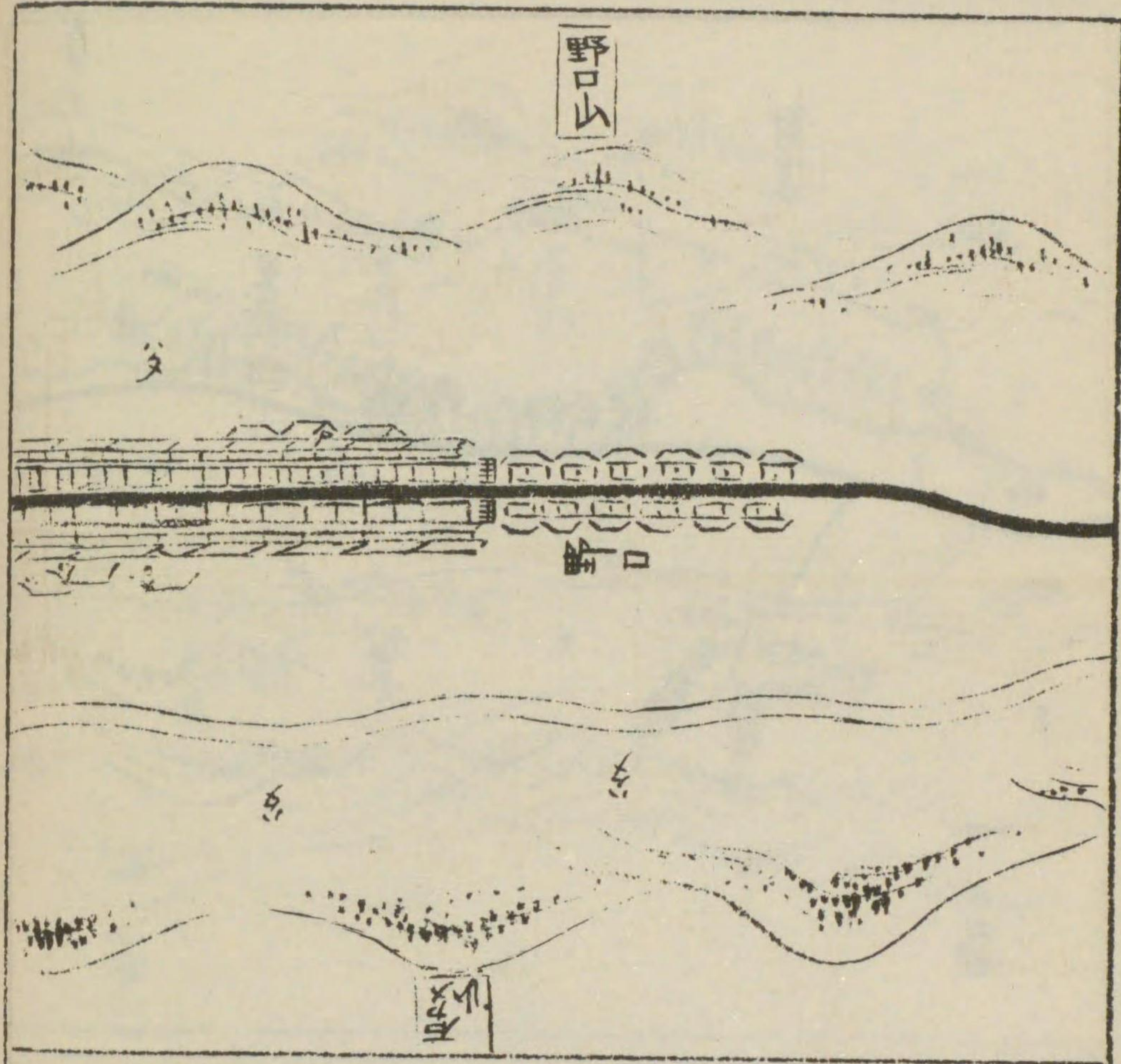


小と川の子抱村は道知れ
 松の並本松右方は合
 苗代村と子抱村あり

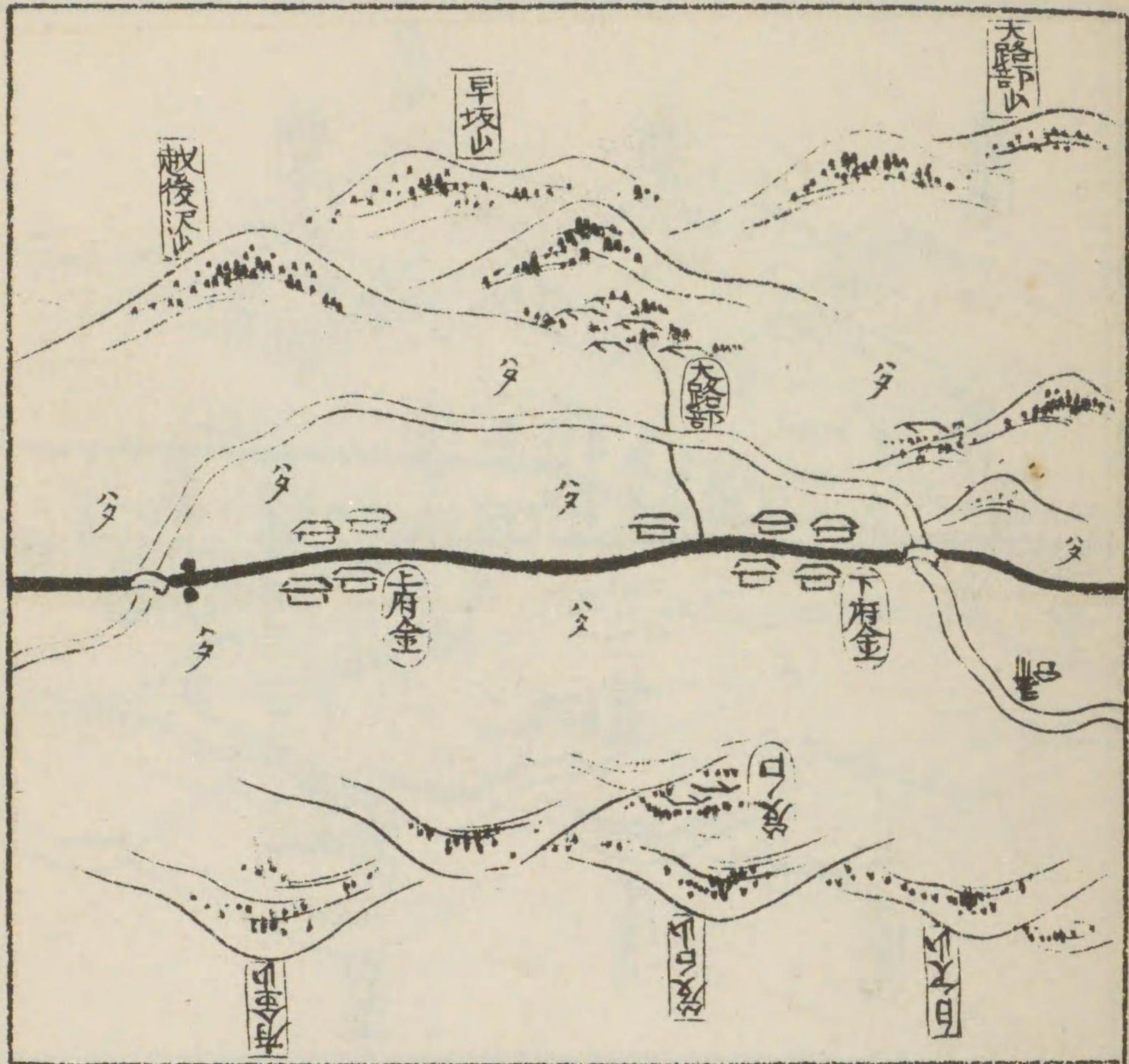
一里塚
 並本松より



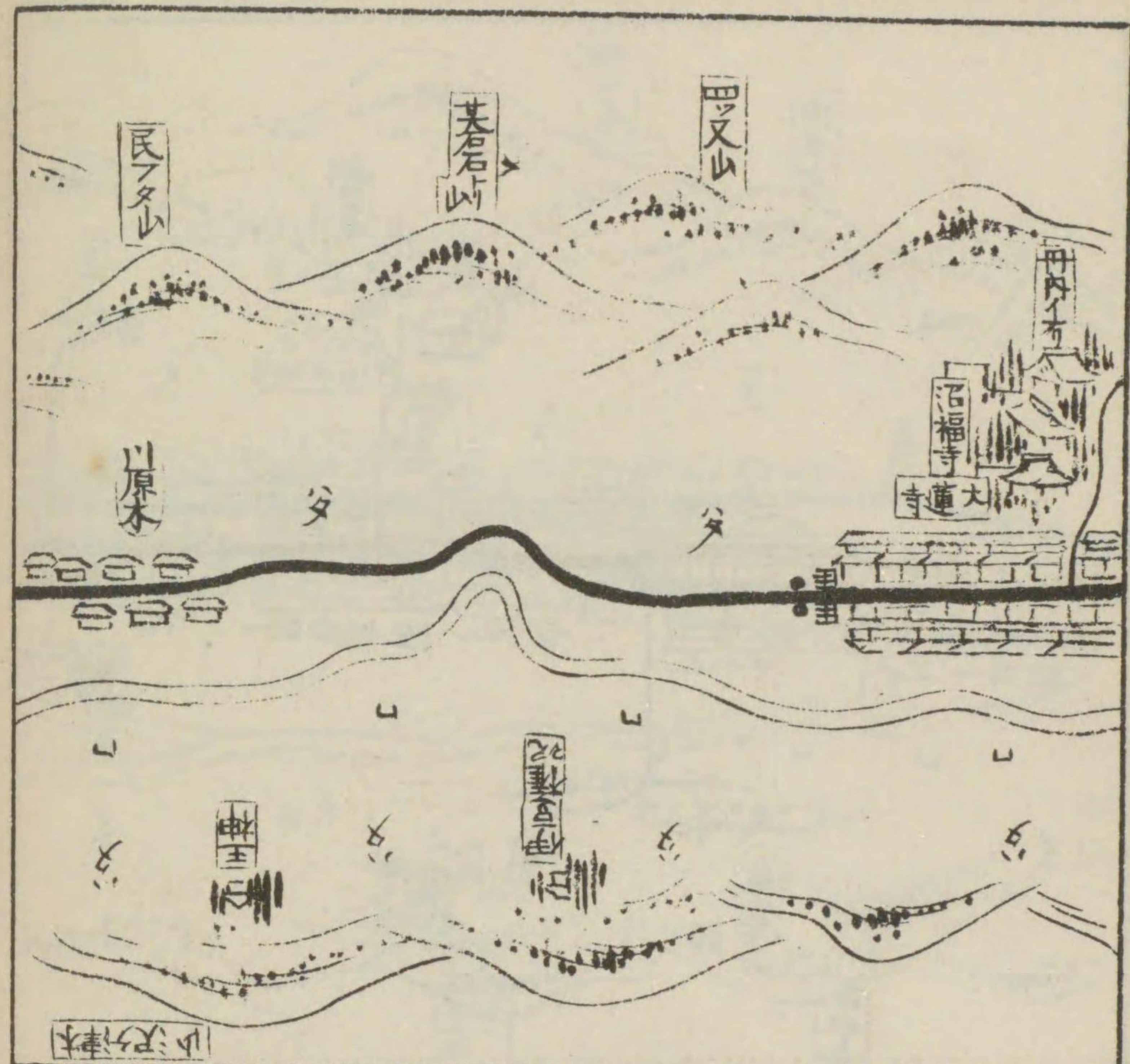
八戸領界は長くを越
 有るその法合に宇列村
 平橋村旧北村等約村西
 村師平村採村を多く有
 止とも大く沃の内合を云
 之の也たは中山岳を以
 宮内迎らると小岳より福
 迎らると小岳と唱ふは中山
 岳の麓端山野合を以
 不灰林を不なり小藪村
 前後も軽く山を較る有
 灰土下り坂も多し山中
 とを以右に小川の流を



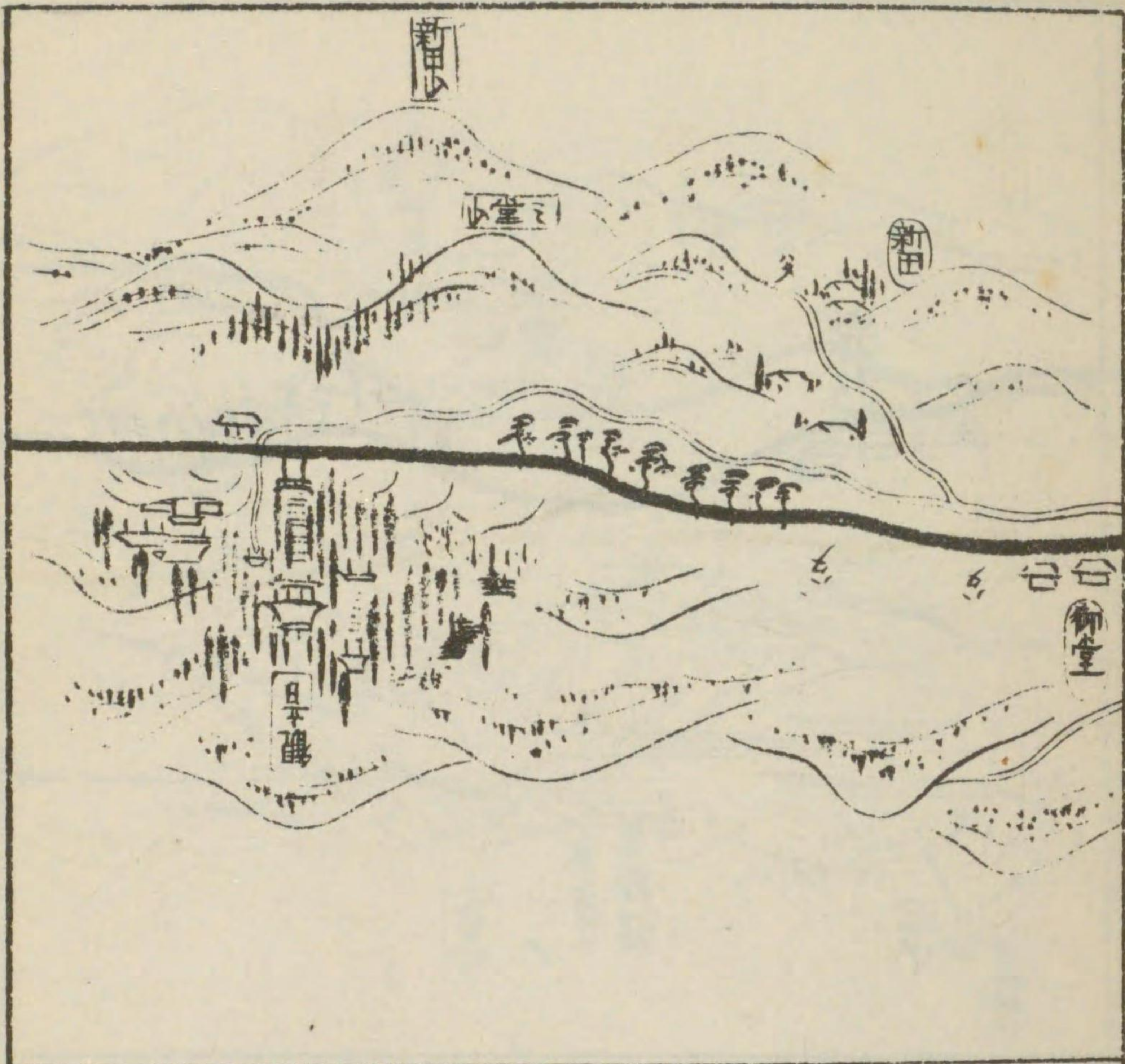
浪宮町より南に在る愛
 宕山を以てする江内内
 川小橋浪宮内町合野
 には京町優むる
 浪宮町を 八里八町拾二間
 一戸に
 以通海津堂村を以て右
 方小山つきた北上川田
 もあり津堂村を以て右
 山坂に入福園通には是を
 二戸那を以て右に



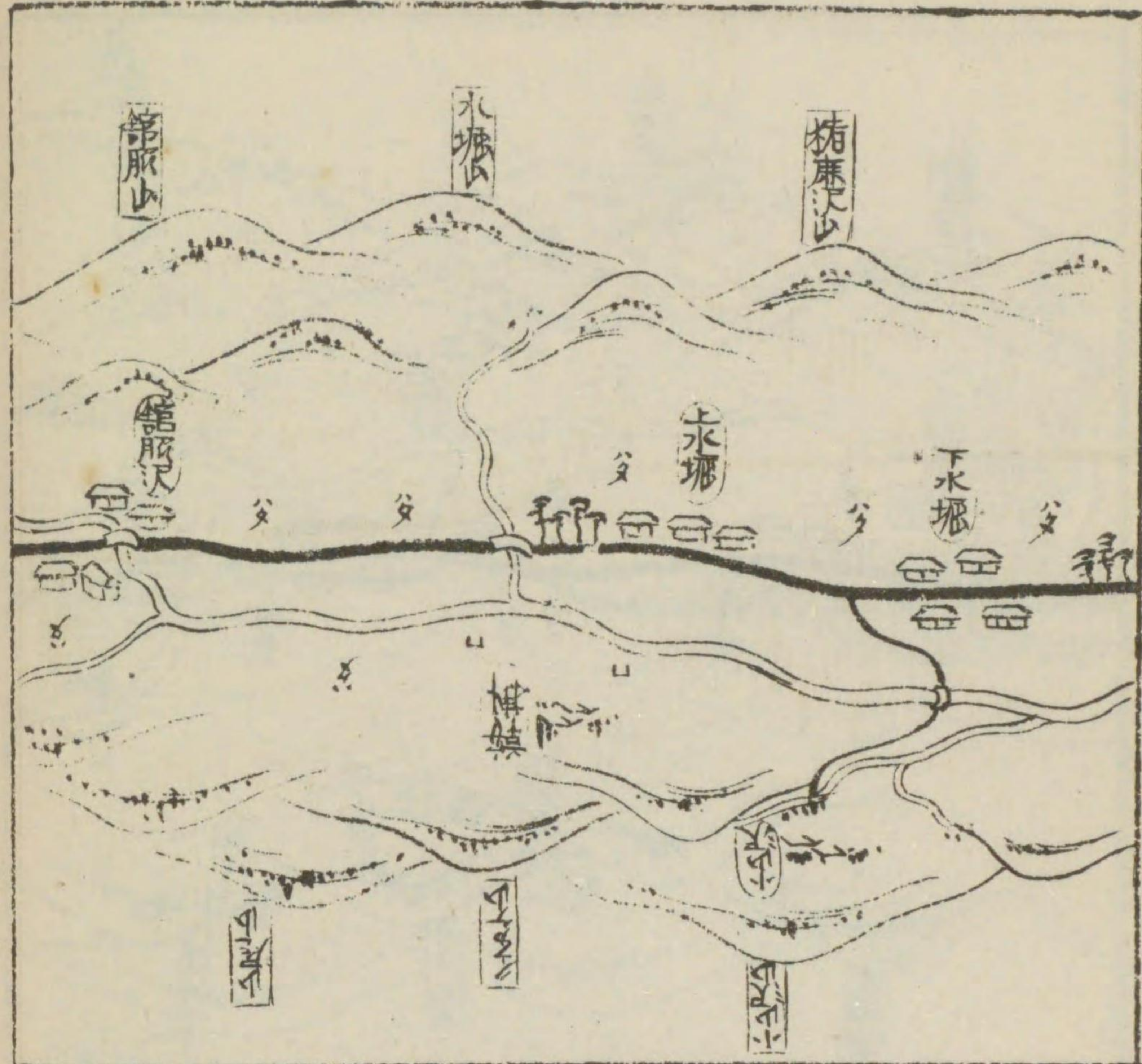
之社の社より
 寺ハ
 宿外は新所と云れハ
 村がなれり所は遠所
 後乃新が
 一里塚
 右里塚の下の塚有
 北に地といふ中記堂
 教に合ふと云はる
 て巡見は通乃乃河新
 一里塚村を建てて
 塚に抱く所也既に舊
 といはれ文内と八里



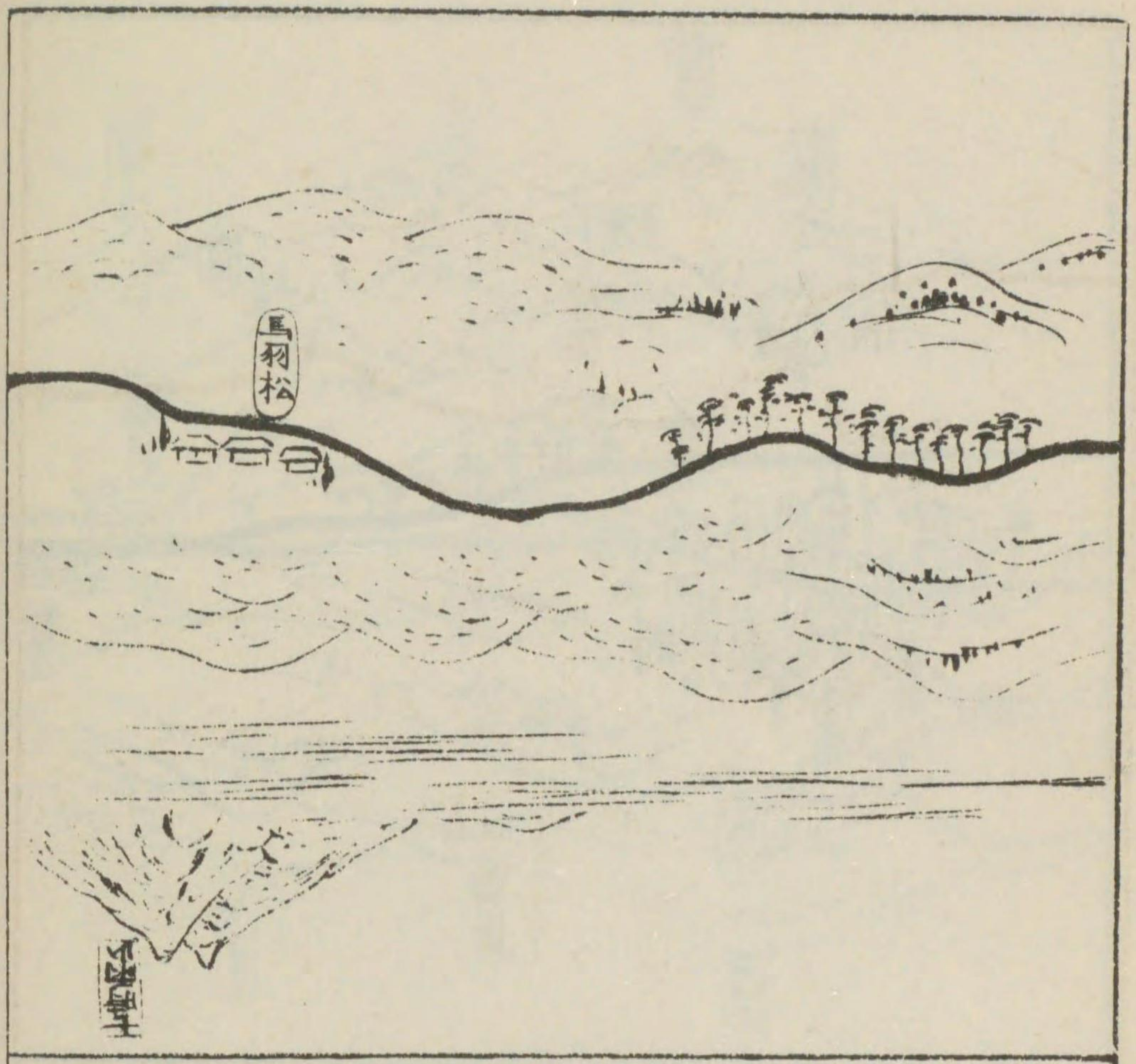
又曰は川馬割川の如と
 なり一戸村に在り川も廣
 く成り村方も完け田地
 餘りあり是れ福園中
 係を有する所と云知
 法会といふ係本は
 あり福係殿と云れ
 法文内訳所入七社と云
 新所つと云也南無呂
 にも福原と教有能
 所なり家石七拾新
 所六拾二新右方には
 宿所は清流あり有



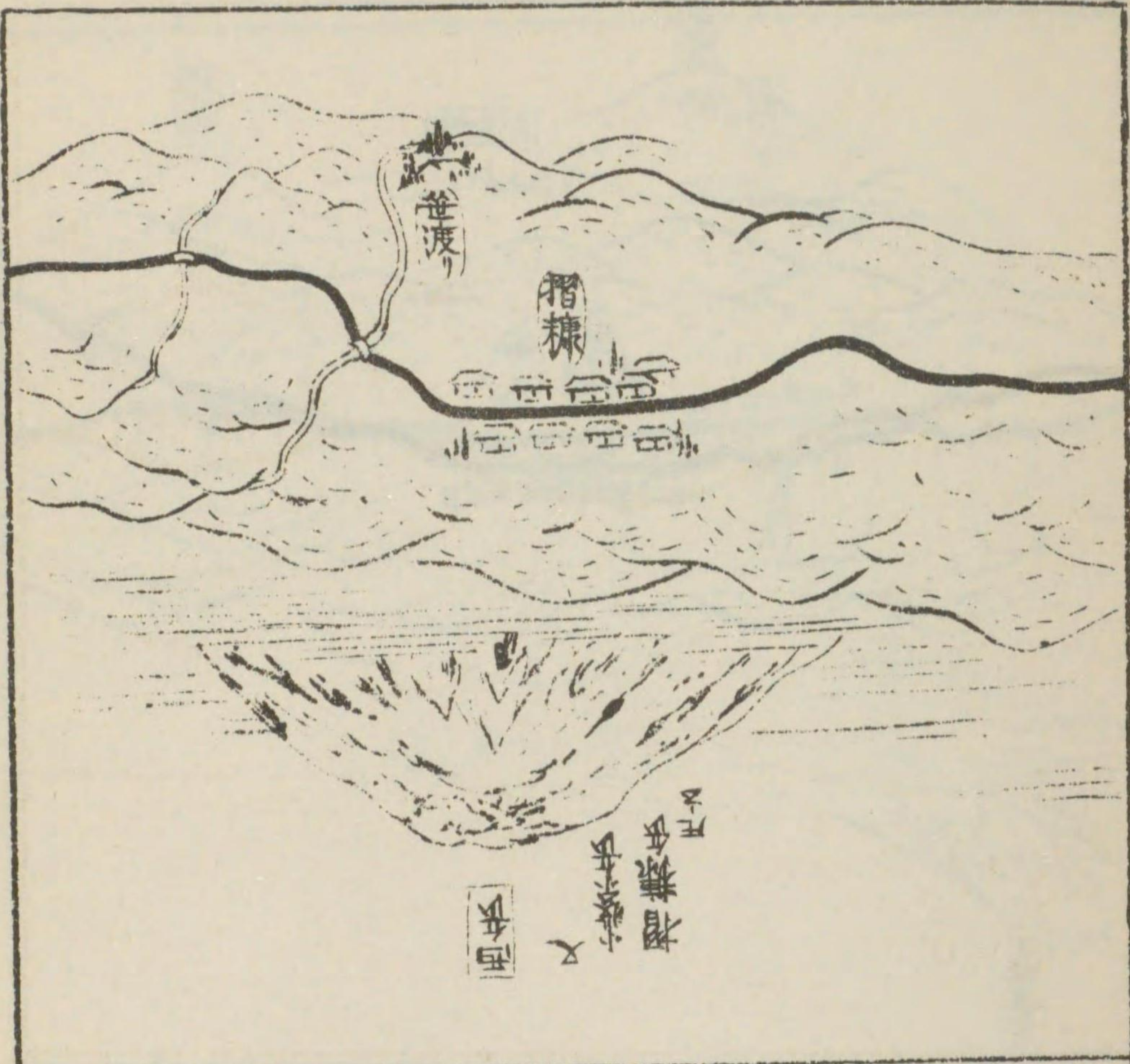
御堂村 家八軒
 此村は向小山のとお小観音
 堂あり從來は丸也を若
 茶に茶や小休場と観音
 乃縁祀古祀皆人れを
 取ち了堂に向右眼
 古杉ありてそに流あり
 涌出は是則小上川乃
 水原なるそそに河
 尚の家庭よりそ
 堂に向たの山中に
 姥杉なと云古杉あり



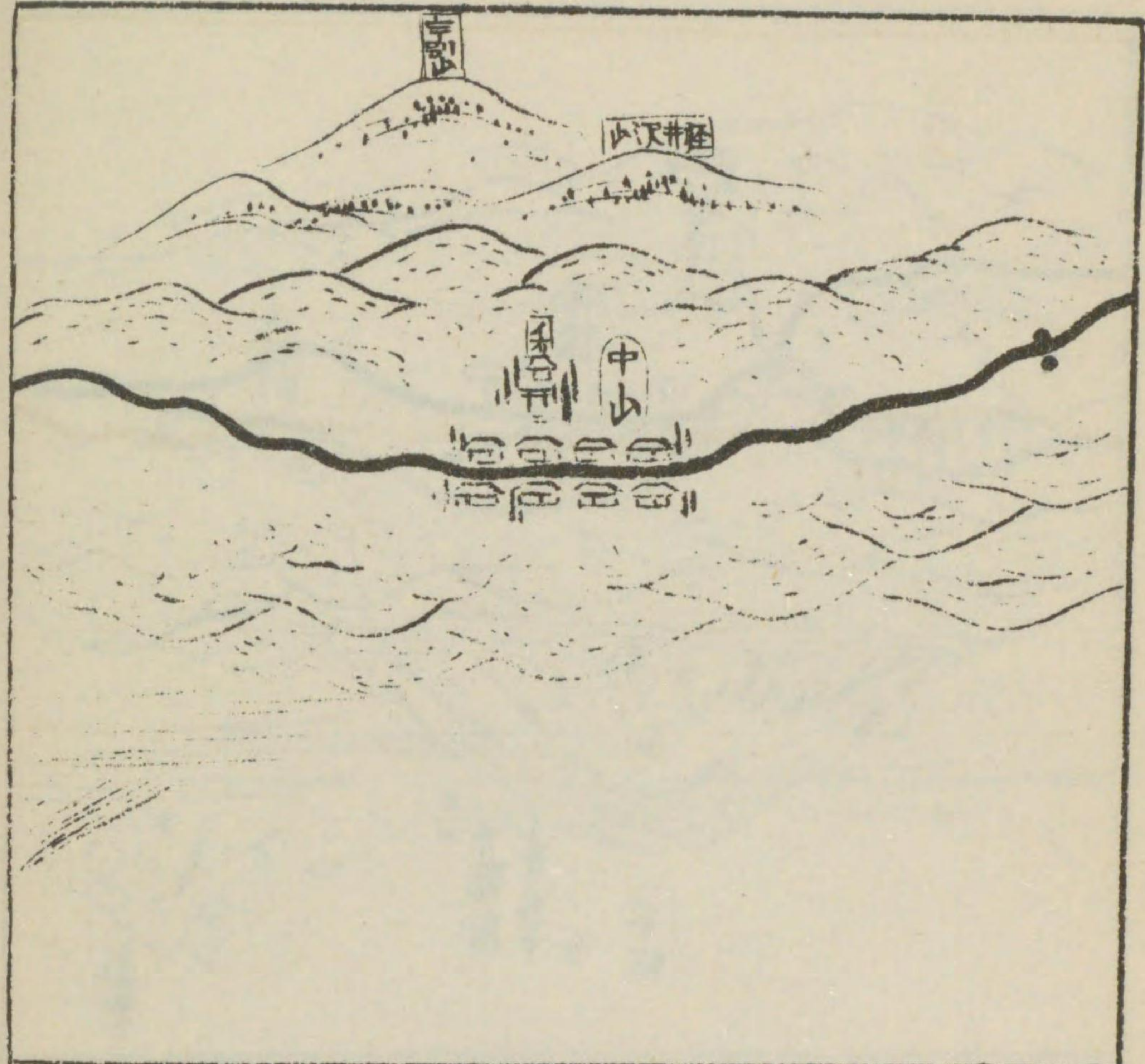
之格丁竹なれり塚は
 新所と八里なる墓邊
 せり世に才決る事な
 世より後に記す所な
 以次丁敷間敷付おを
 此間敷に合せ考へ
 川原木 家十一軒
 下符金 家十二軒
 上符金 家十三軒
 一里塚
 水堀 家二軒
 館服沃
 右小村何とそそ農家小



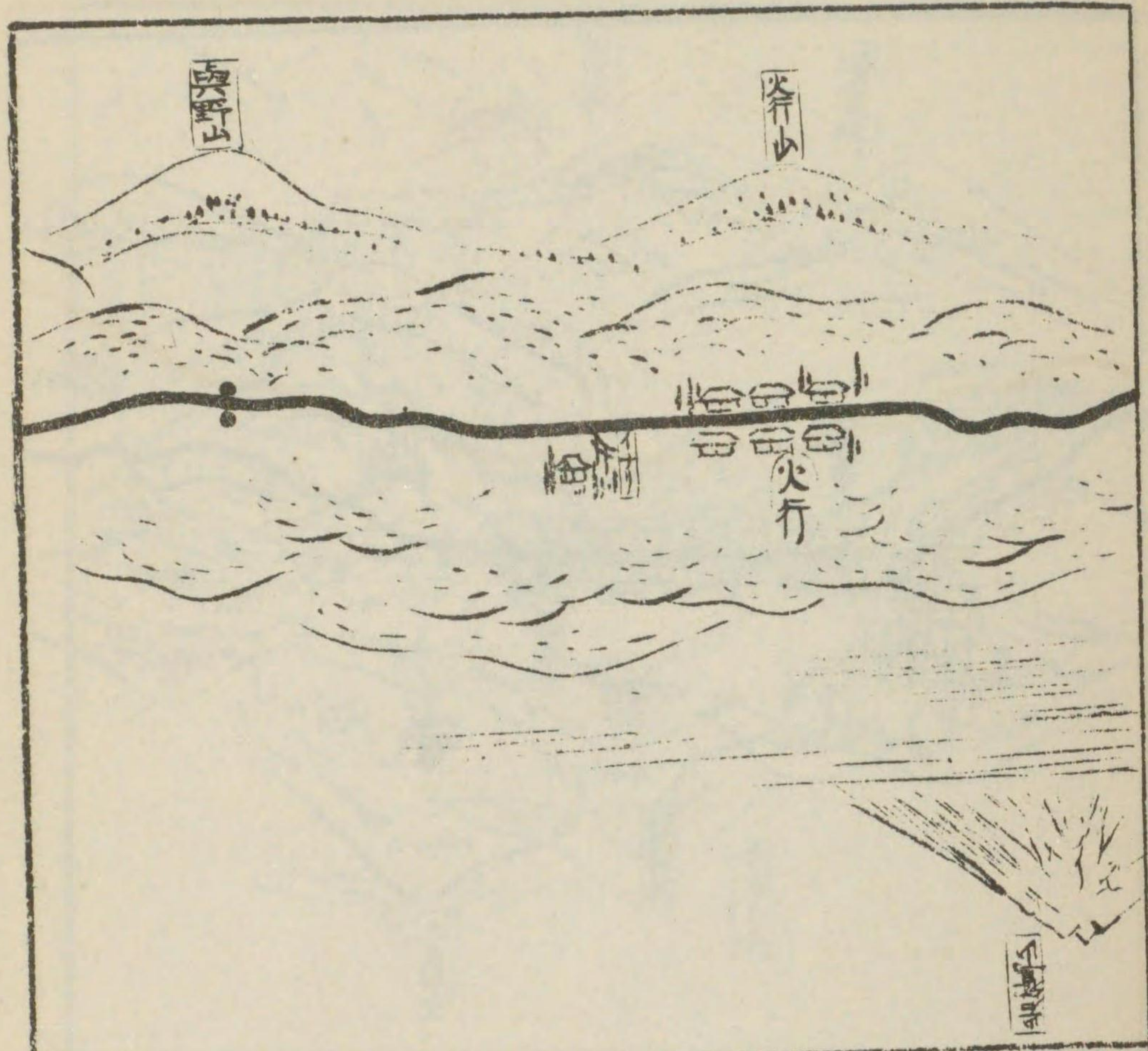
又湯立に用ひたる古物也
も宝物と云ふ
湯堂観音本尊イニス
一寸八寸康平年中源
義家以下に陣を官
軍水に渴と義家天
を祈り了る筆を以杉根
を穿つ小泉則涌出
水ありとの臺中に人京
於に陣後小臺井の八
帳と云ふその在事也と
又云此本尊は義家守を
首にす之に初法也



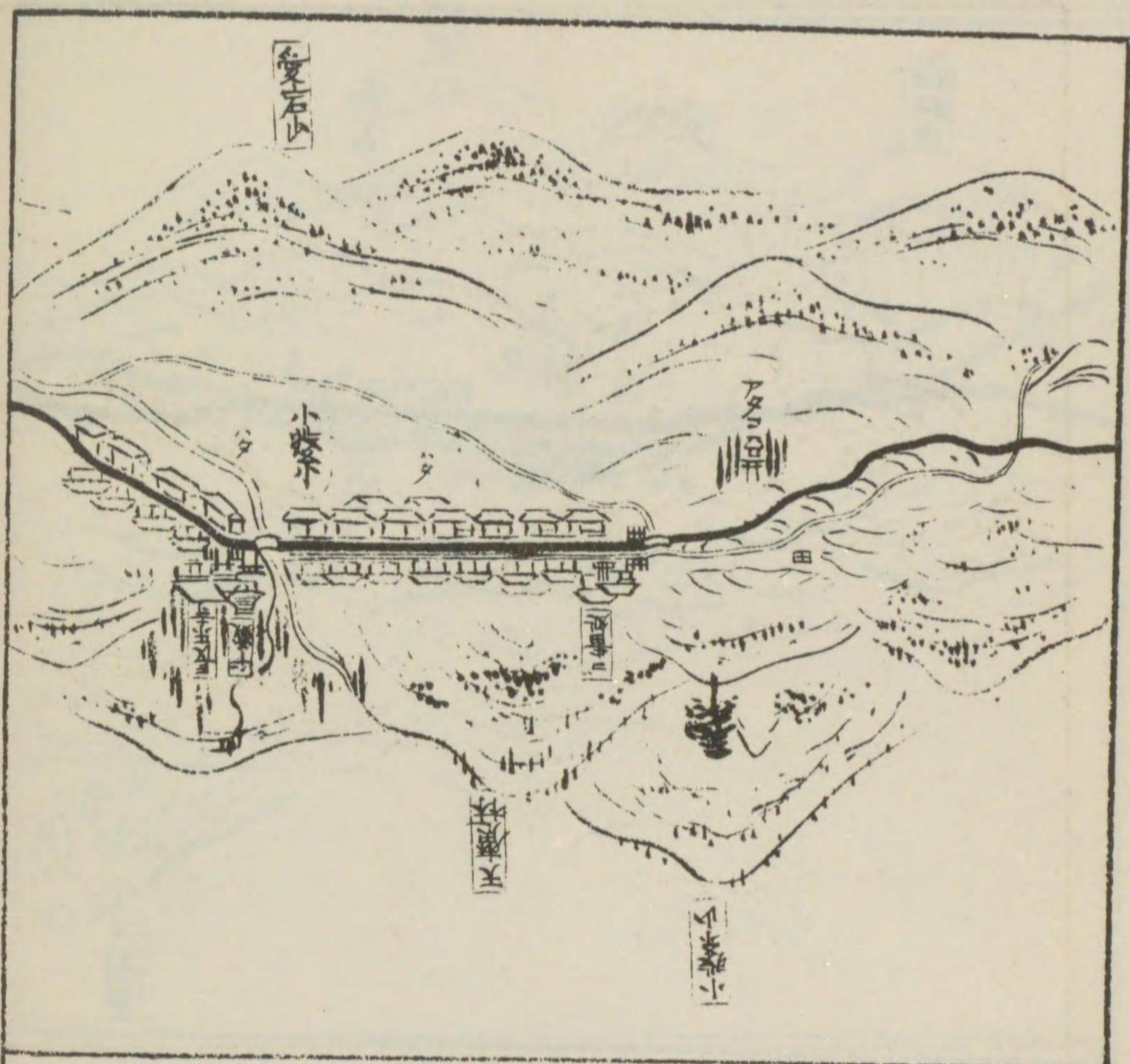
此は河内國の老邊に
依り高村観音像を
乃本尊也然に
利幹公は夫人松平氏
州候之姫君なり
候常に七佛を好む
に以て觀音を求め
一秘に奥州北上湯
堂の観音と記す
昔夫人乞と云
利幹公に奉侍乞と
御本九丈奥に初法
中ぬ實に不思議の靈



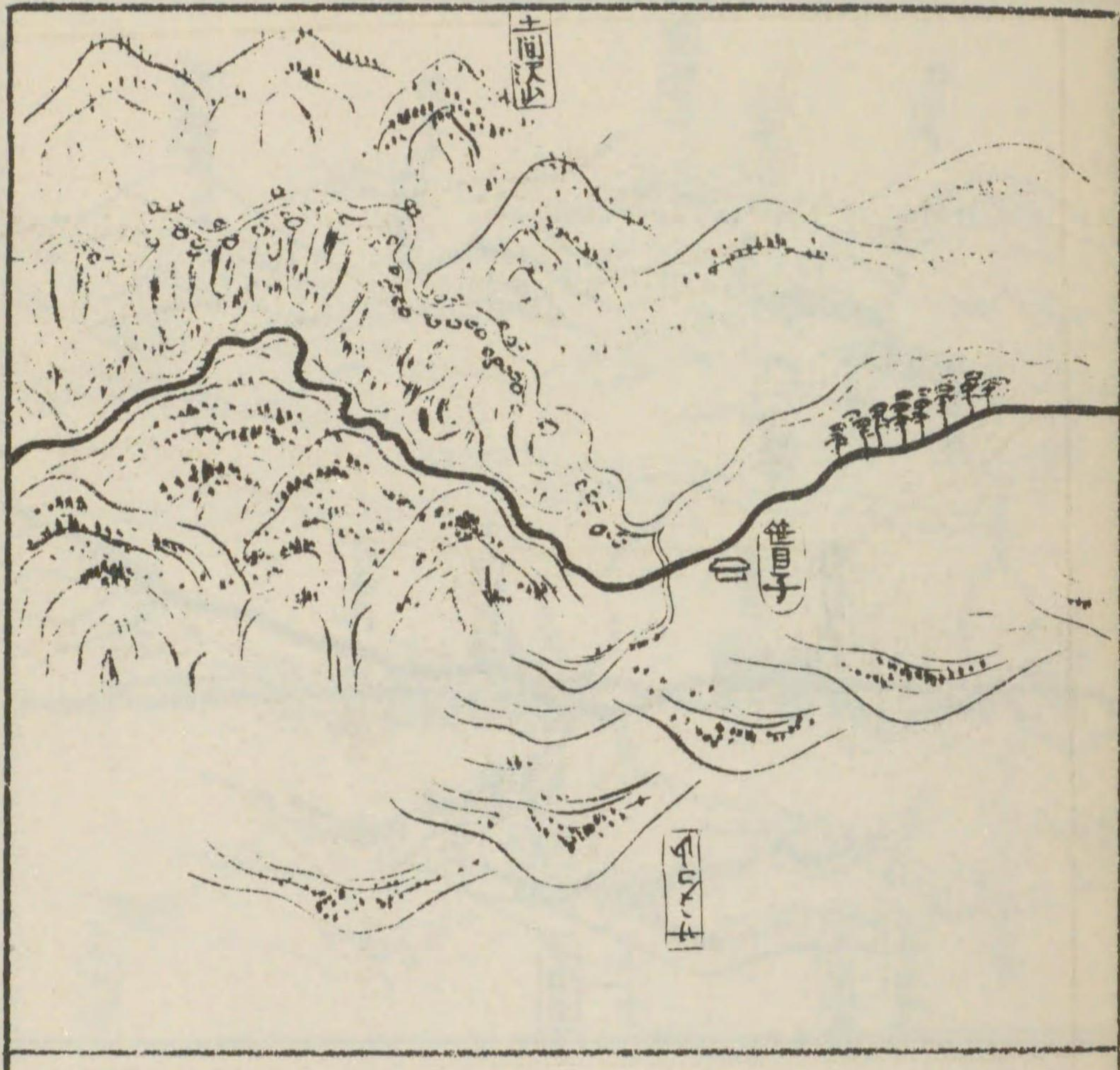
獲わす
 観音堂三間四面
 釜堂 義家の陣釜
 とり
 朽穴ありて乞と寒
 糸車の前湯立用
 別當 北上山
 三拾石 正覚院
 法輪院末寺
 乞と乞と小坂を
 若くして山の平に江
 文内通福園通の坂
 文内と乞と部乞と



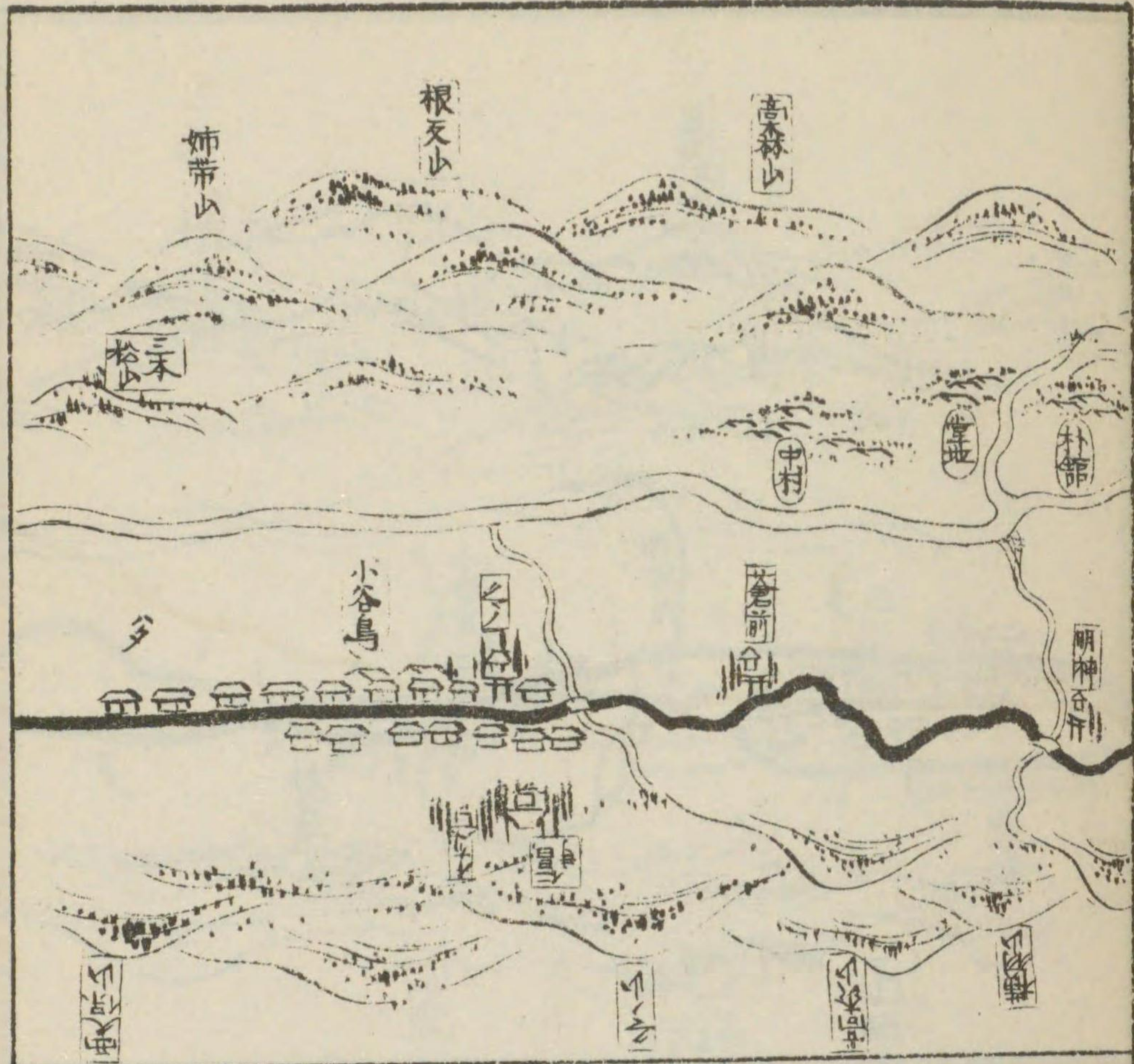
二戸郡也
 一里塚
 馬好松 家三軒
 白境より二丁下りて馬
 好松村を介し八丁迄は
 招標 家九軒
 い村の向去橋有たに神
 の祠あり右の方野原の
 て並流りより一軒家有
 招標より六拾六丁あり
 一里塚
 中山 家十九軒
 浪文内と乞と二戸を



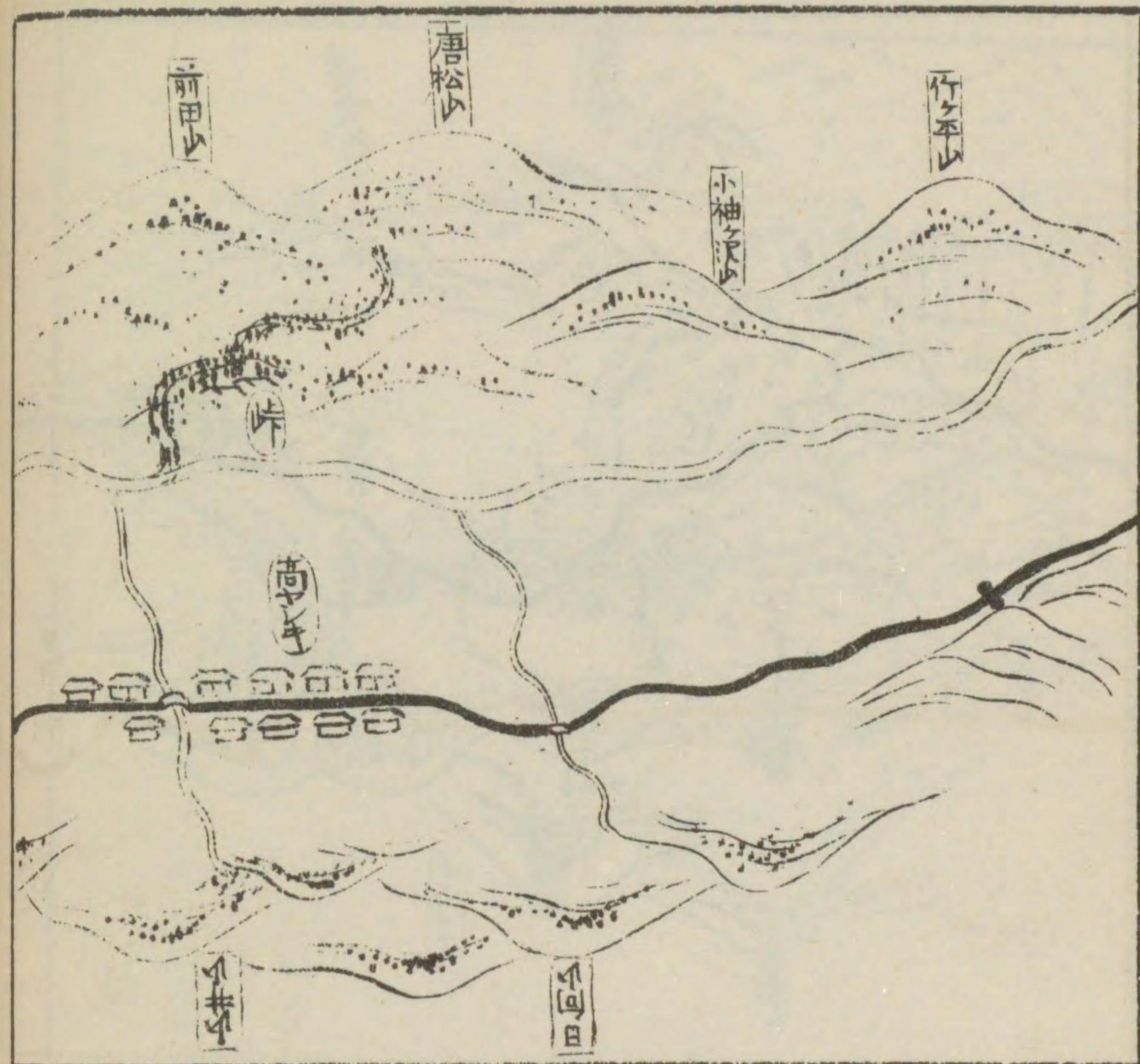
是を尻世村に申渡さ
 りあり是は用の外也
 農家なり大いなる家
 あり右に稲荷の祠を
 申ふも拾八丁程と
 火行村 家六軒
 火行村より平塚村の
 左ありかゝりてたり
 八坂の祠をまたよみ坂を
 了なり
 一里塚
 此塚と火行村を拾五丁
 たり是も拾八丁程にて



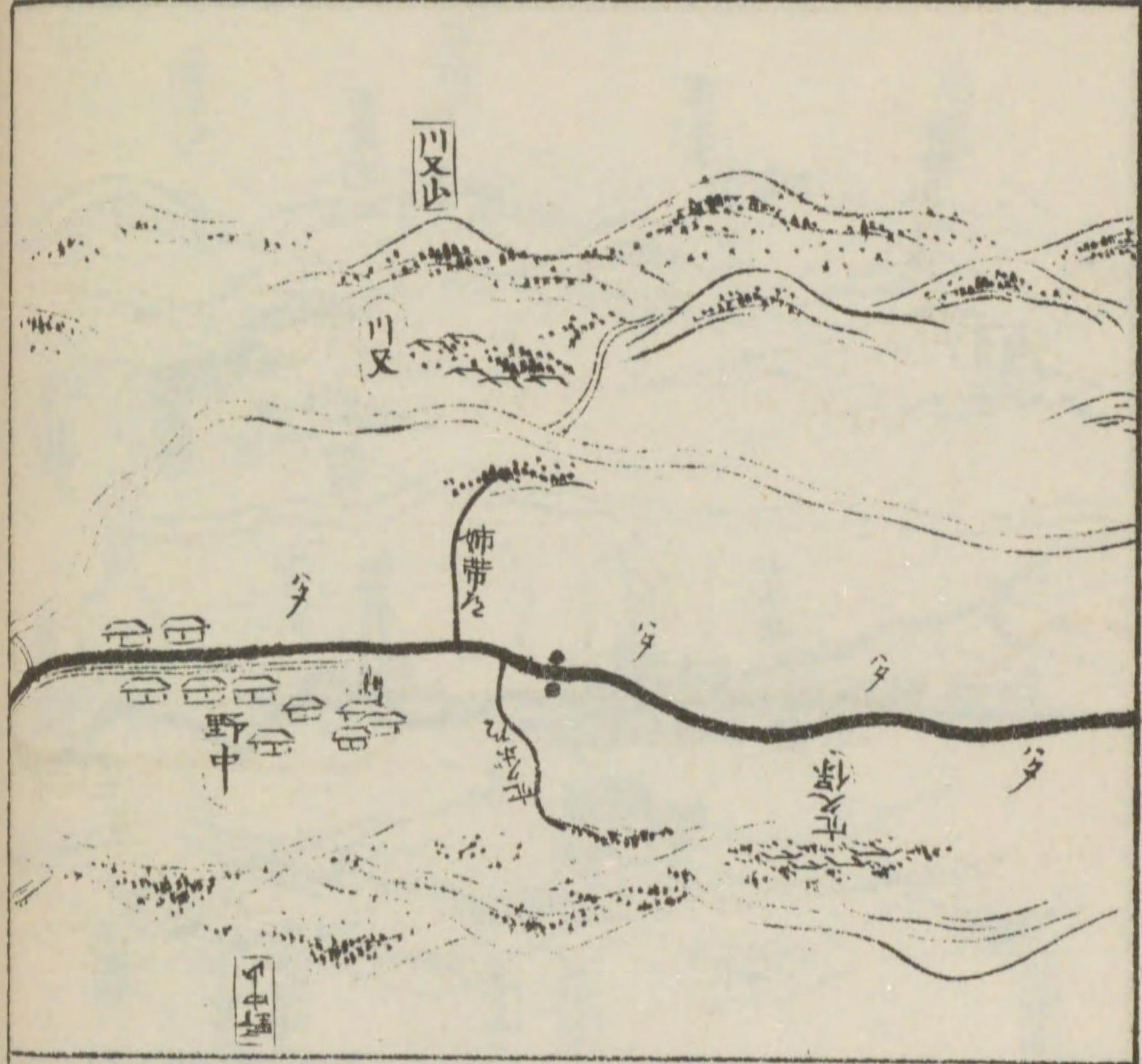
小繫村也此方に巻前の祠
 右に五坂と小坂ありかゝ
 田形あり小繫入小橋渡
 了なり小橋より右
 小繫
 所折也小橋より小橋
 向流をたれ入山坂あり
 桂馬あり通河津目方
 かりけり地蔵堂
 延命地藏堂
 別當小繫山長樂寺
 千蔵坊
 法輪院末寺



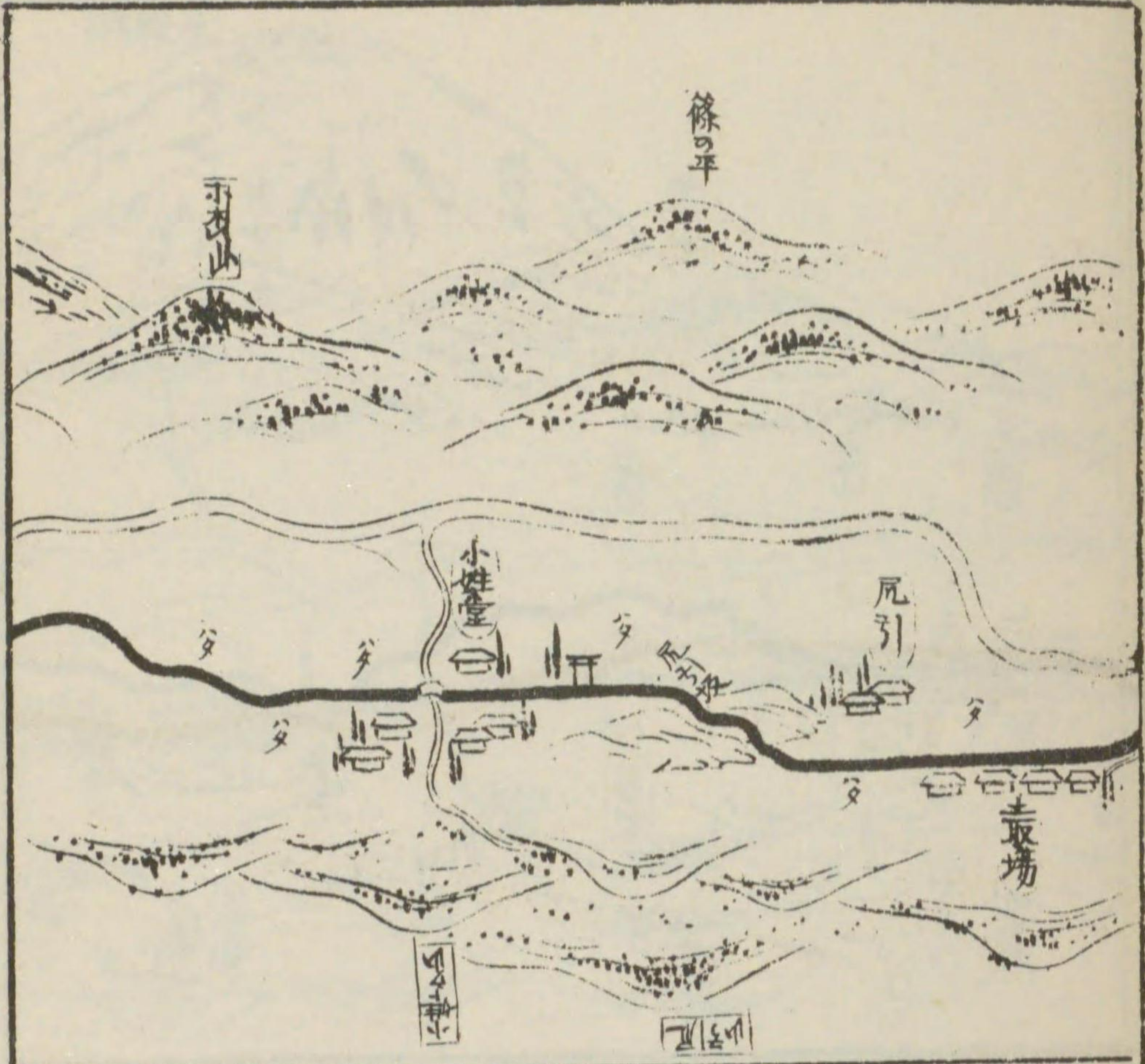
此村初よりとて村中
 小橋を以て迎ふとて
 右の字川を隔て村を
 朴彼堂地中村橋を
 せよとて家合て守也
 乃初よりとて村中
 程めて小谷村也
 小鳥谷
 村中よりとて村中
 仁品寺右に徳神堂又
 平橋のなりとて
 中谷谷十とて野屋



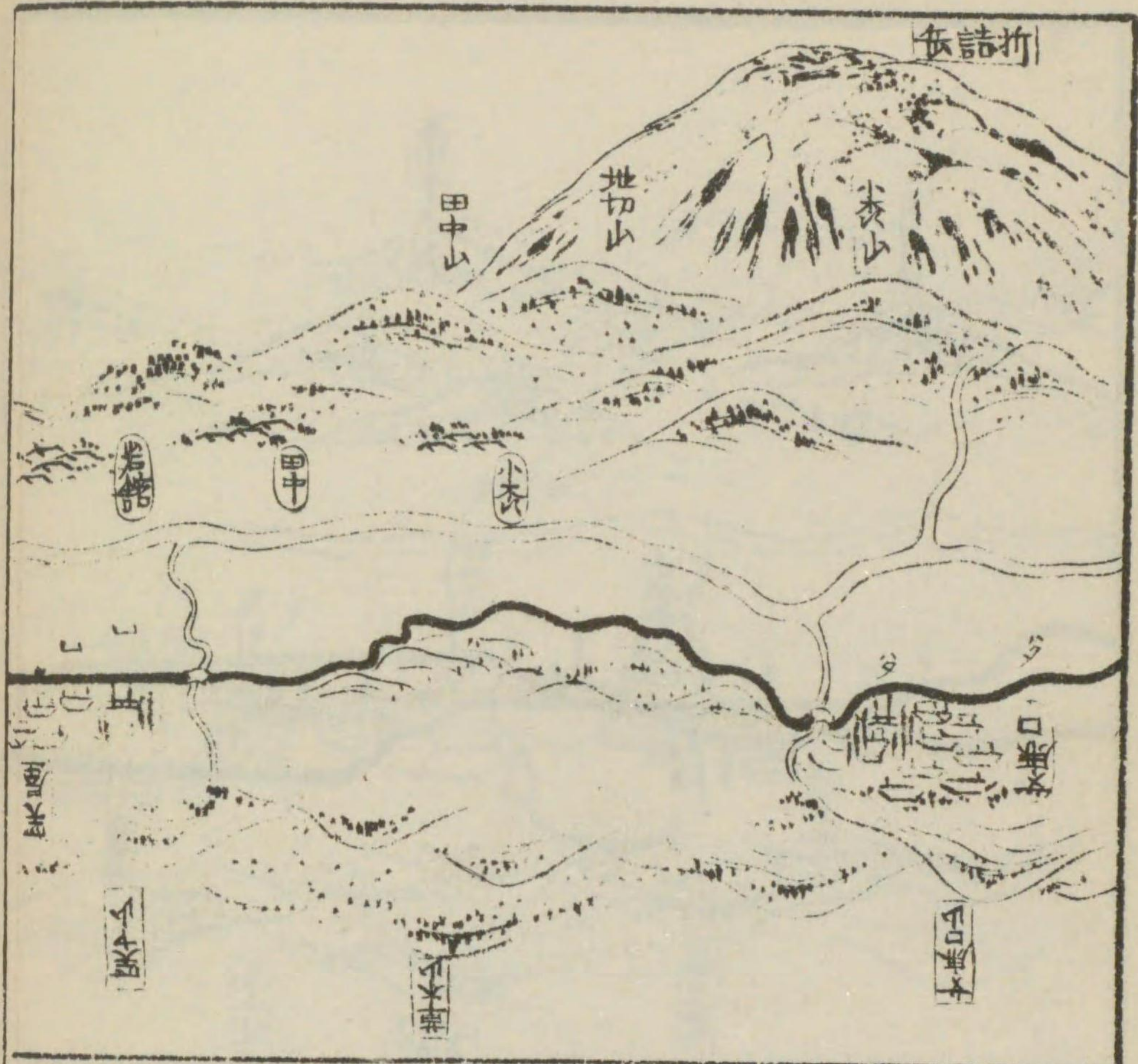
本堂之間に西本寺
 作秘佛と云同基大同二
 年と云由来不傳
 村のたつ方也
 此道乃初よりとて
 川流ふかしく田畑あり
 毎日子とて家合
 小谷とて村中
 一里塚
 此一里塚とて
 高子村に
 小橋あり
 高子 家合



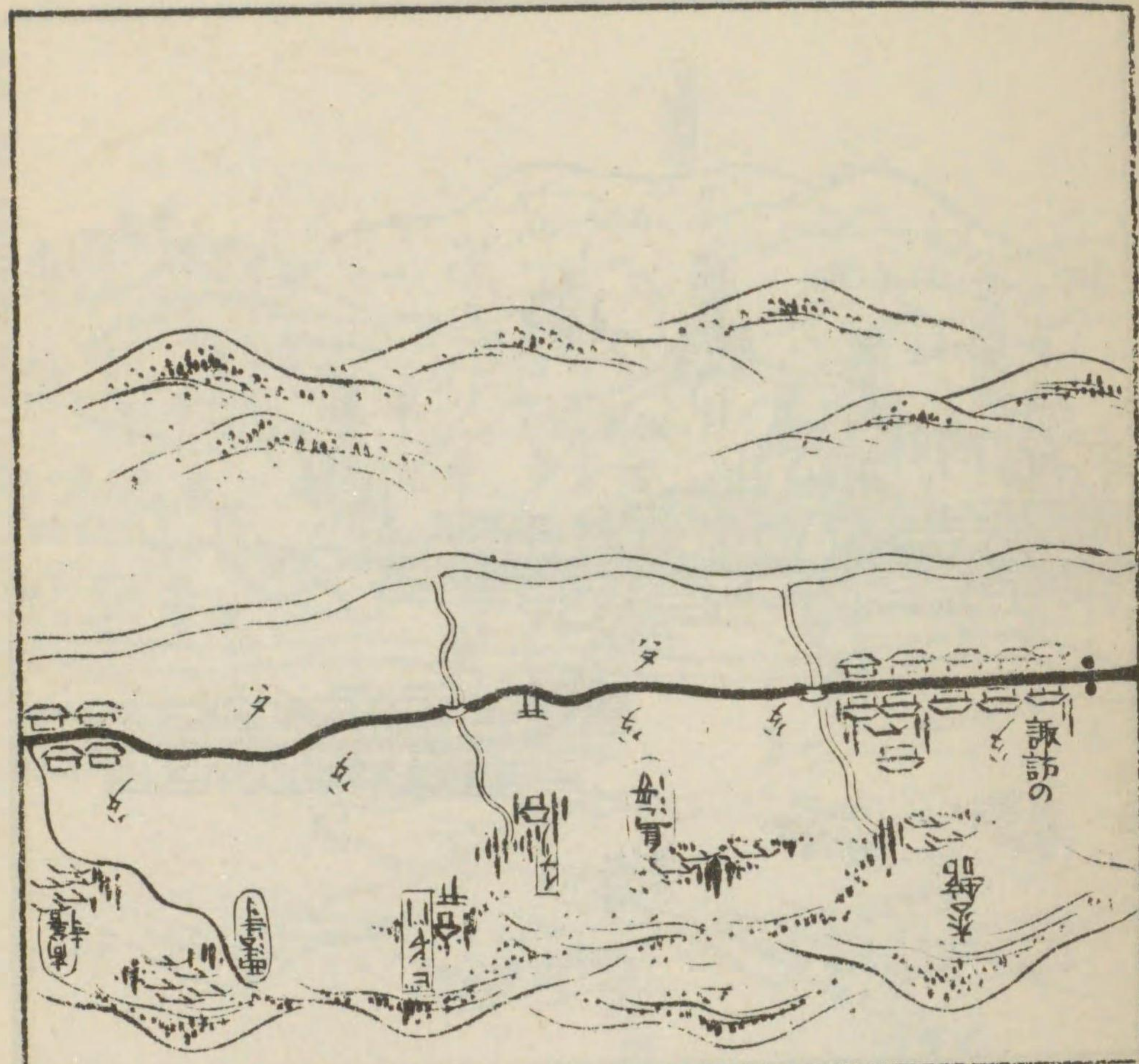
一里塚
 川又山 川又
 野中
 一里塚
 中津



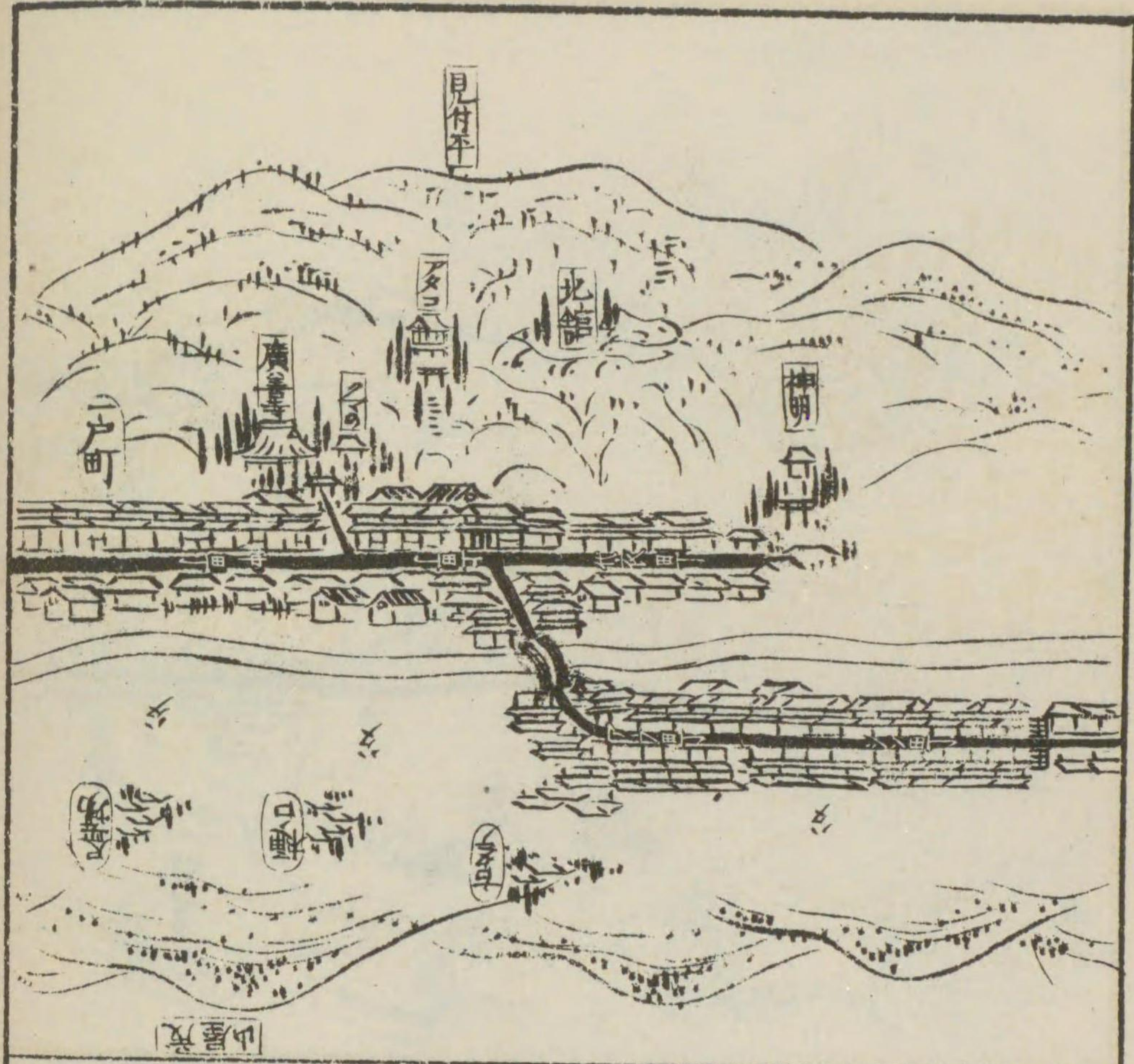
小畑 家七坊
 一里塚
 瓦引
 吉場
 一里塚



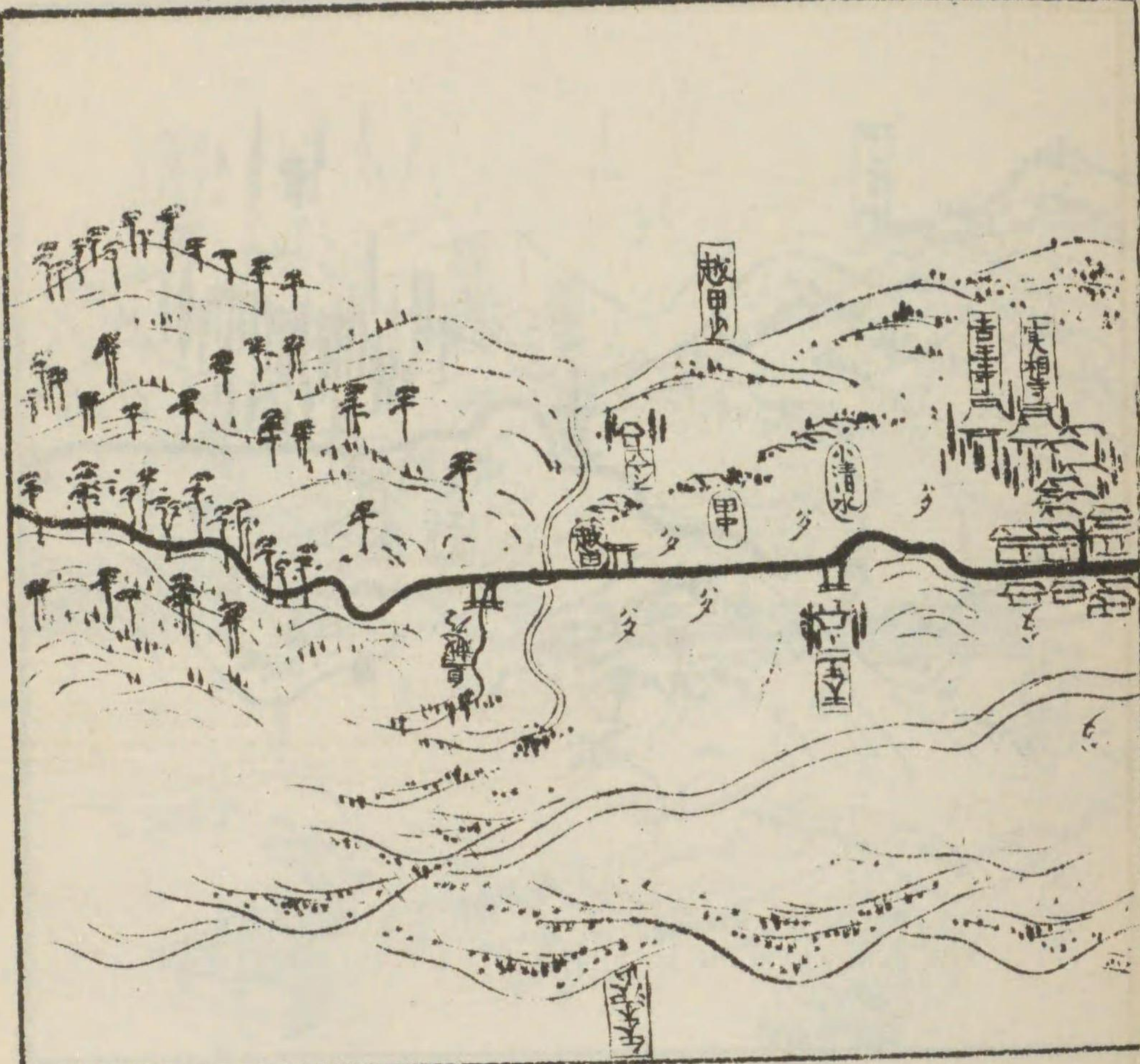
九折田中三折土取折
 岩壁なる小村の東
 山あり
 飯詰川に橋あり
 舟に松波三折急海
 三折福前社島あり
 小川あり
 舟あり
 舟村西法寺村あり
 小川あり
 一里折
 一戸入の方天王祠あり



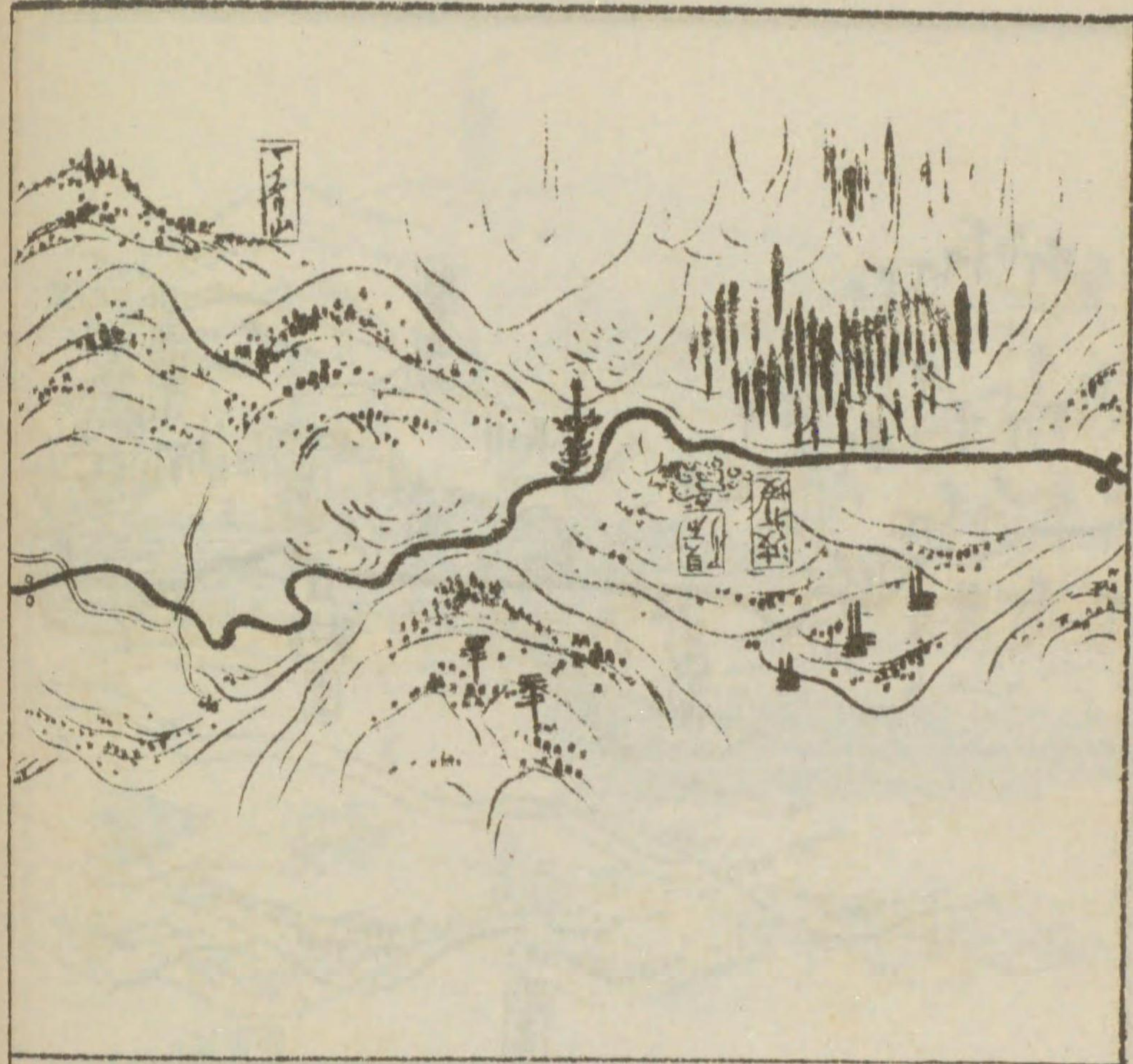
向一町家又拾七折入
 橋と一石又橋の間町裏
 に中田右館一折樋
 折至場又折右村あり
 屋山と云ふの麓に川
 自前入村也町中板橋
 之橋六折渡して一町也
 九折町迄
 一里三町四十六間
 五日町迄
 一里六折甲甲八間
 福岡江



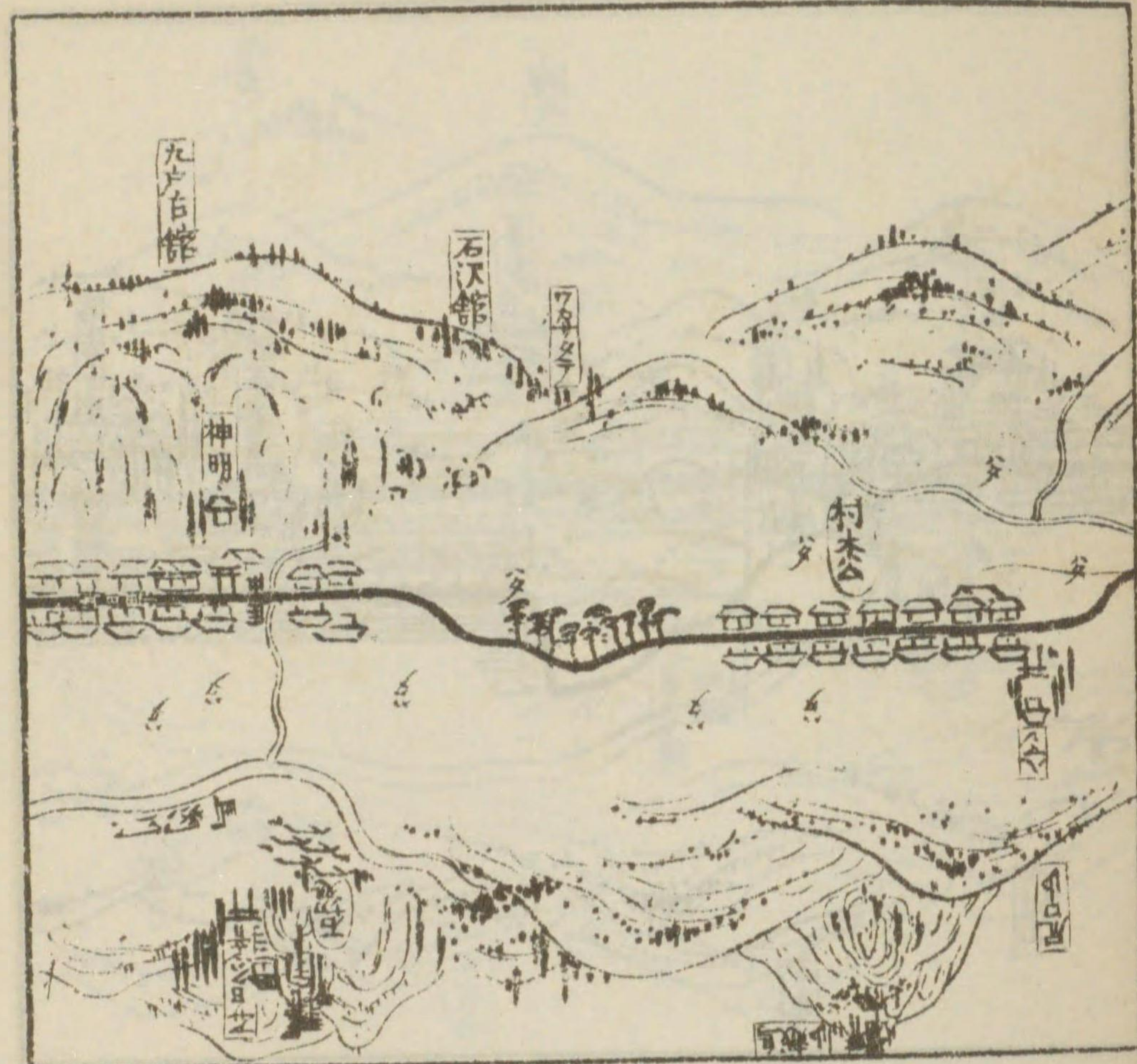
向町六十七町盛丁守神
 的東の方に小館と云古館と
 旧館北館云南館
 彦太郎行朝一戸を領地
 に任す後天正中北松笠曾
 主馬秀愛城代より十九
 年二月九戸政実夜來て
 是を奪ふ云々
 次小倉宗熊野廣金寺
 実相寺吉王寺ふかり
 町外に天正後念三
 右に小倉又新田中一
 就旧之新八坂の地名



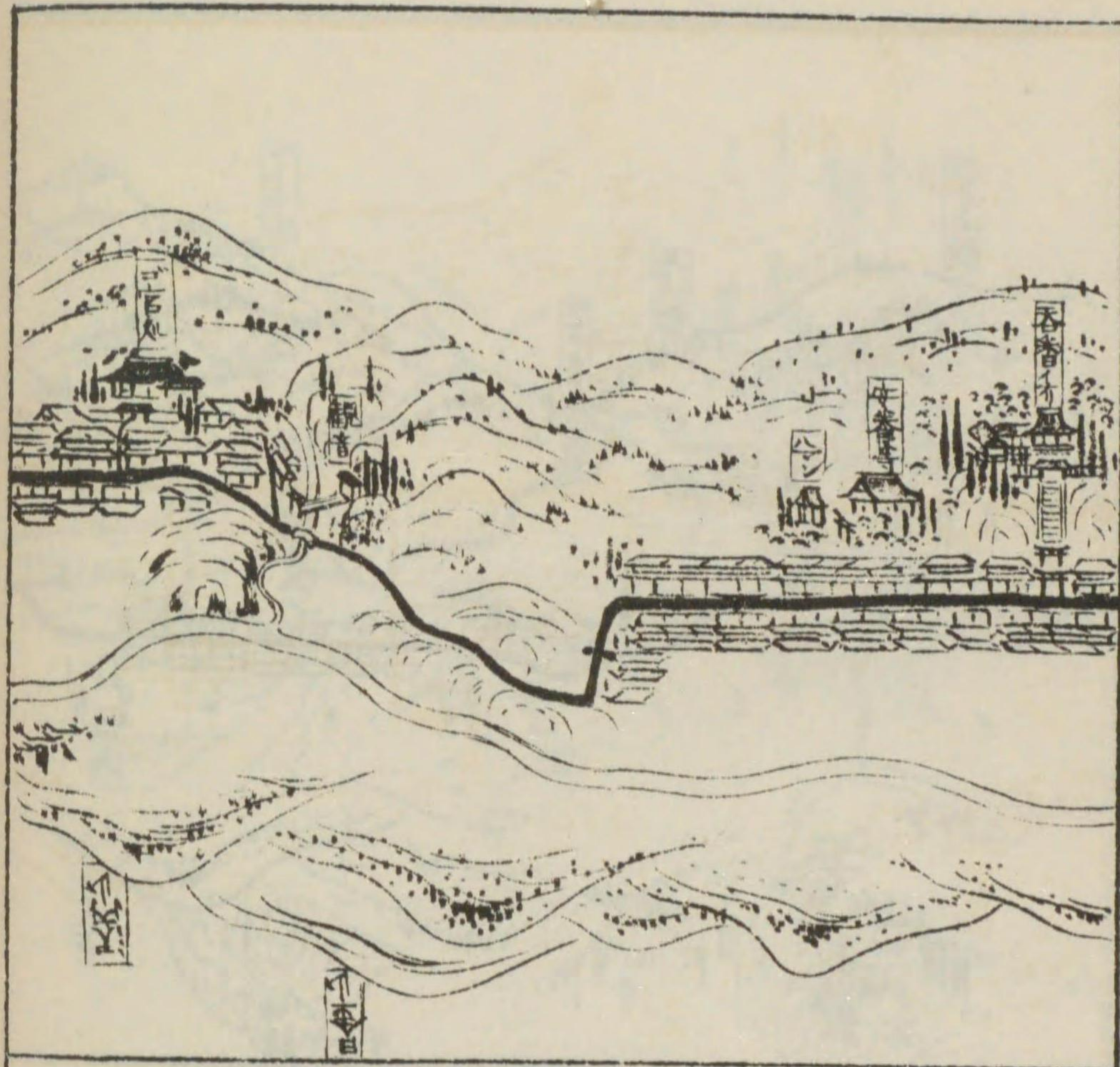
あり就旧橋十間世と
 一戸町出といふ九所杉
 右に本た波打坂といふ
 然るの山を云々
 一戸町は是の大郷に
 といふ村に根通る云々
 村は村役の云々
 取らる
 波打坂を云々
 といふ山に云々
 かりといふ谷に云々
 也といふの松云々の
 坂中に



一里塚 此塚は波打津と
 我田橋の波打津と七
 石軍百重之伴に貝敷
 付の所大光寺小体場
 波打津と名取の山坂を
 下り坂中に浦島と名
 坂と名小橋あり津と名
 と之石松七間と名岩
 津小橋の白に七一里塚と
 之向在に養正相丸小
 橋浦島地蔵右岩と名
 あり村松と十町松
 村松合丸小八坂社村中

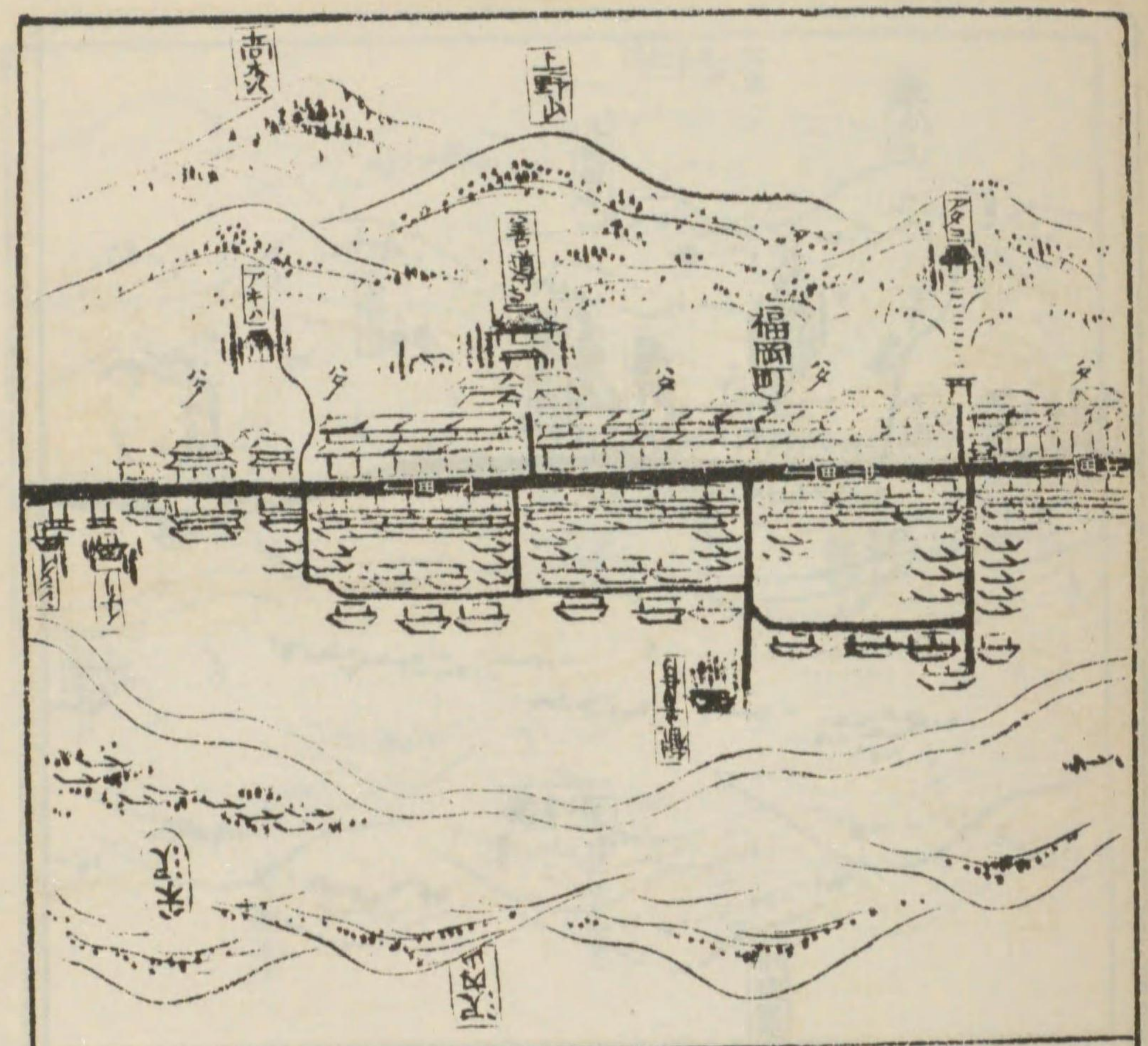


此石松九戸家教其橋前也
 ありと石府小松と名石川家
 其府小松ありと石府
 坂と名九戸古館の二九
 へ通り一古名之石府坂
 ありと石府町入と名九戸
 小橋あり
 在府小松
 文祿慶長中
 信直公沖立城の所諸士
 を之分けしと一と福園小
 石府と名教月小と名
 石と名と名石府小松と名

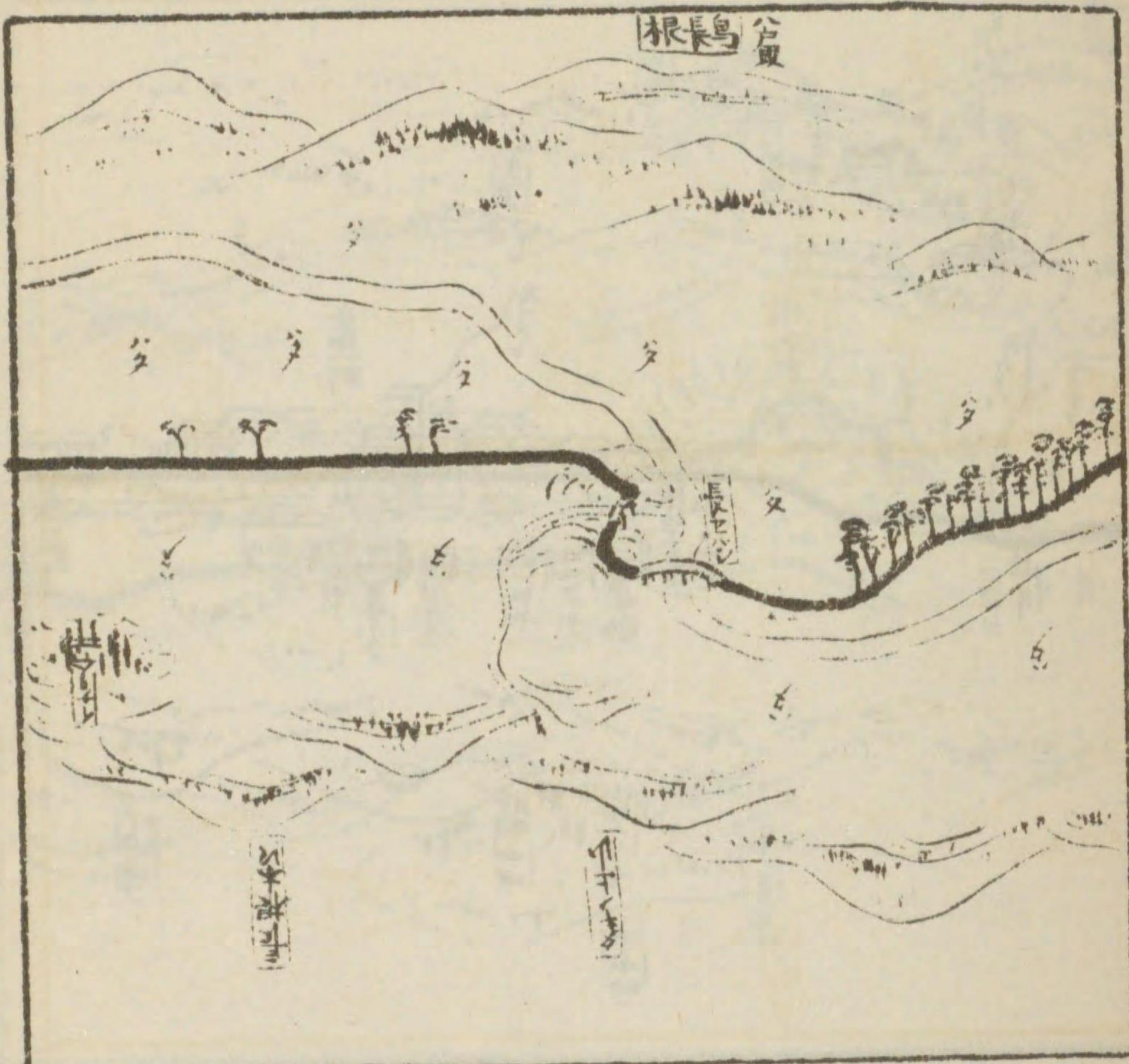


福園九町ヨリ
 一里四町二拾五間
 金田五日ヨリ
 一里十町十九間

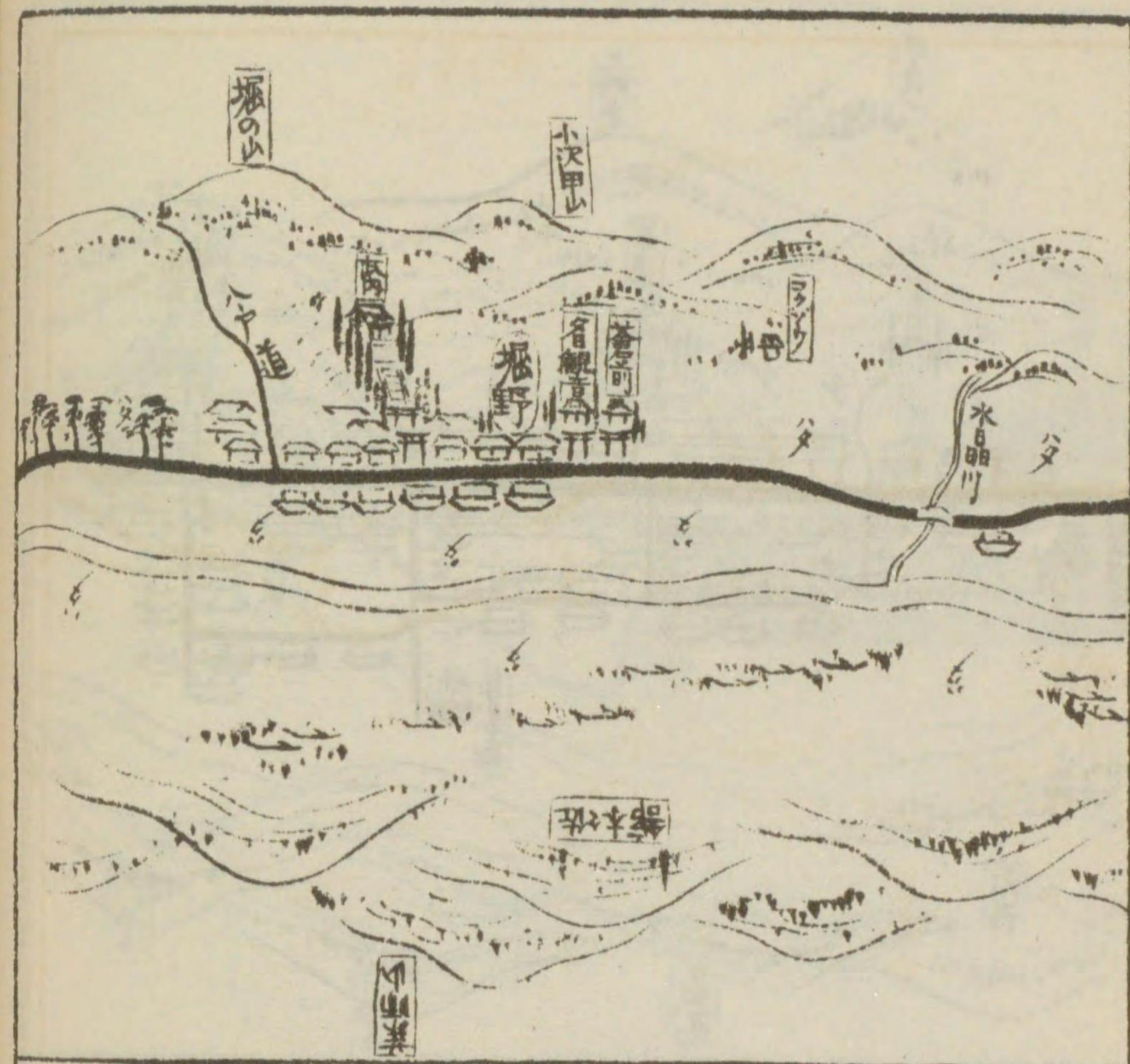
各所右方神の堂吞香福荷
 石壇也了能事社也々
 吞香福荷別當
 社領三石 小保内 某
 堂之間は面神興堂二間四間
 竈堂三間は面
 往古ハ羽黒流終後天和二年
 別當孫次郎神祇官に於て
 始て吞香福荷と号ス
 貞享三年



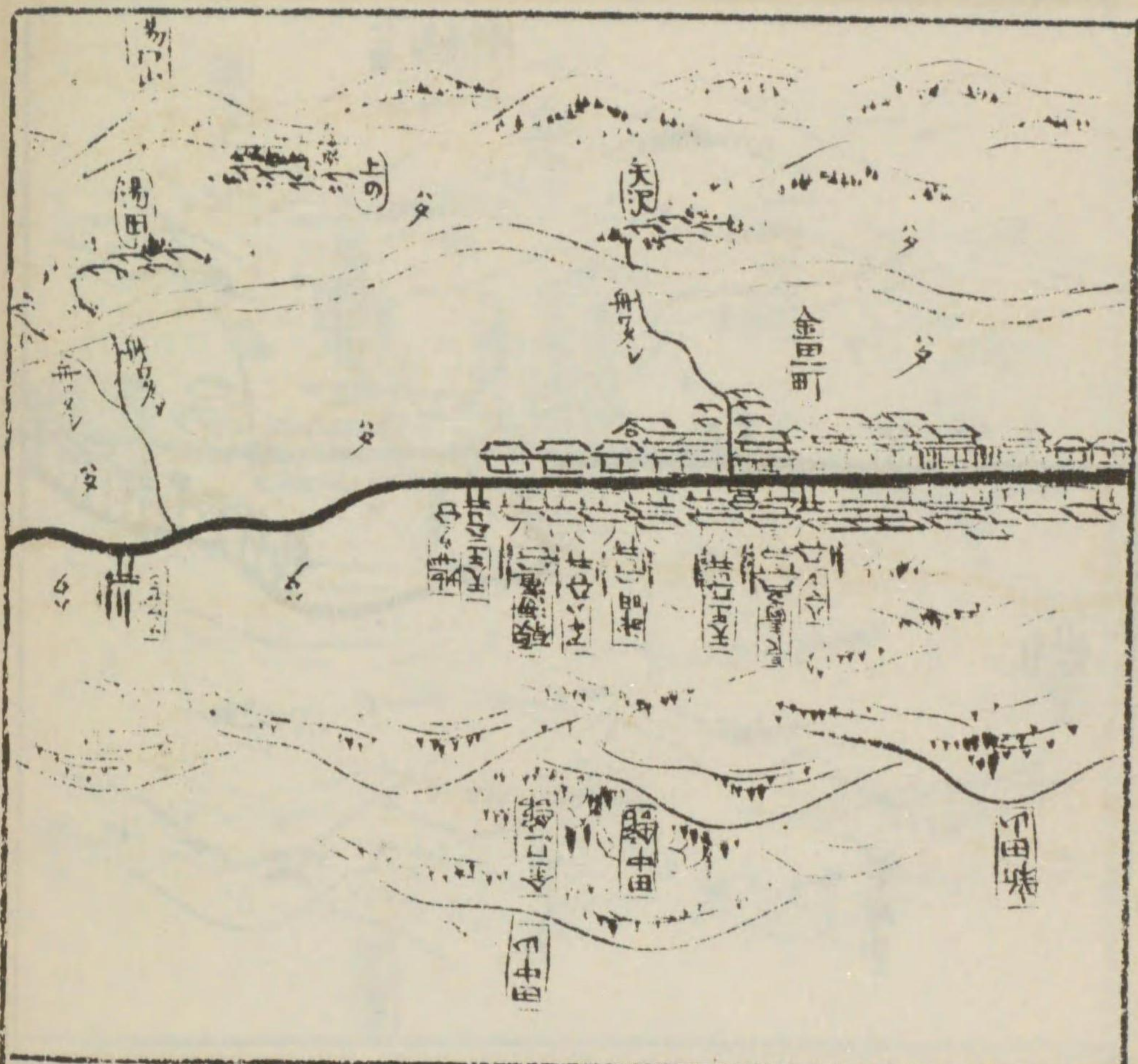
重信公社之御遺立今存スル
 不堂としなり元禄十六年
 信恩公社領と揚小祭礼七
 月十七日十九日神興渡り
 け福島の社地九ヶ古城の松丸
 乃り也次り安養寺八橋
 もあり又口町長サ百十間半
 家敷六十四町
 右云福長八町ハ西方ハ
 以道あり又ハ浄法寺街
 乃小て馬創川土橋あり
 石切村に下ハ朝日觀音
 山と云ふなり又ハ



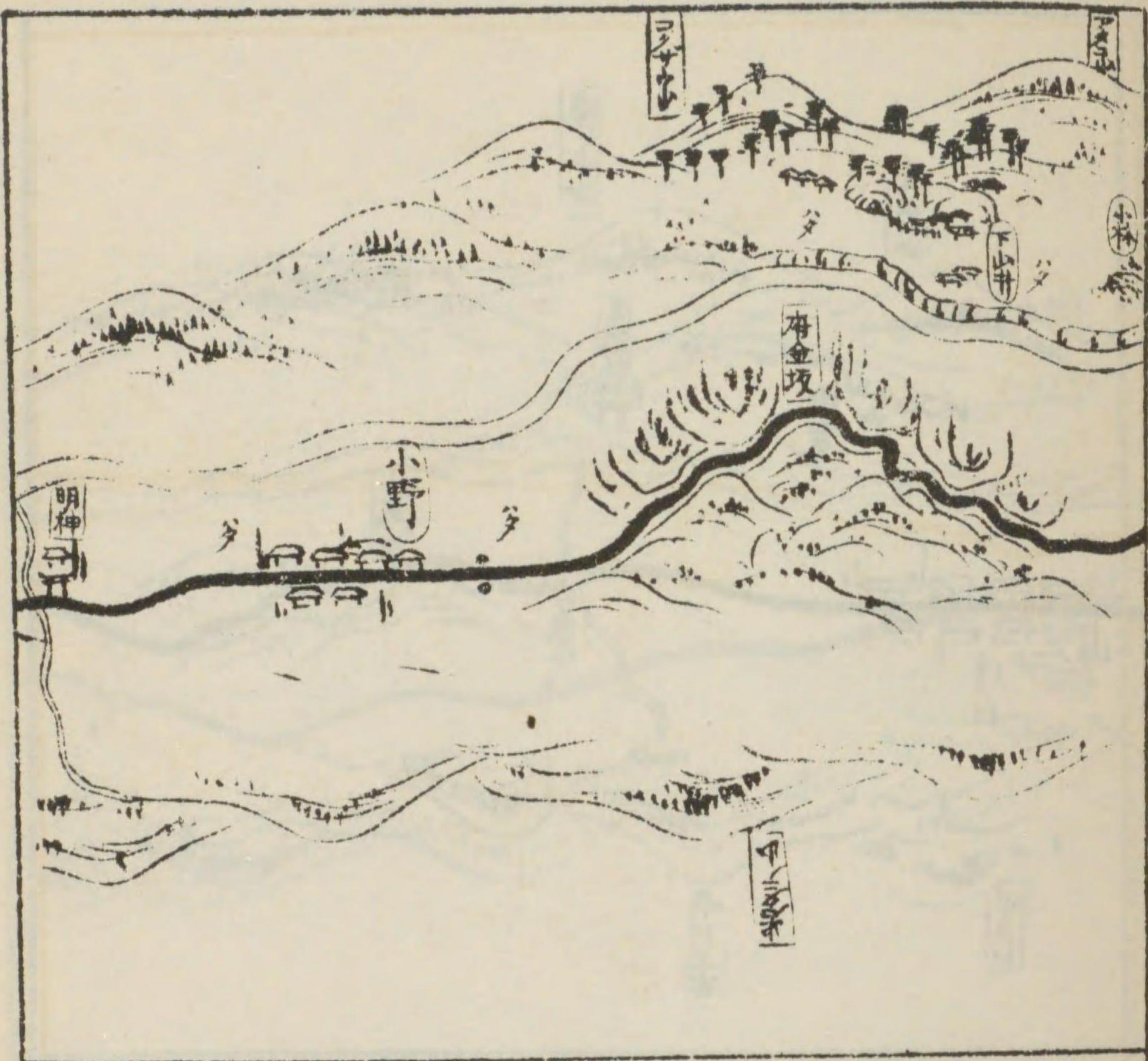
鳥取村観音別當
 三石 東福院
 法輪院末寺
 長七
 長七年
 利直公賜三石本尊慈覺
 大師作寛文十二年
 重信公御再興
 石橋於郡之松之所の頓
 礼寺ニ由観光上人永正
 九年六月之草創也傳
 之久祭礼九月十七日
 遊子をやさく炭窟堅
 四回斗棧之間斗の取に



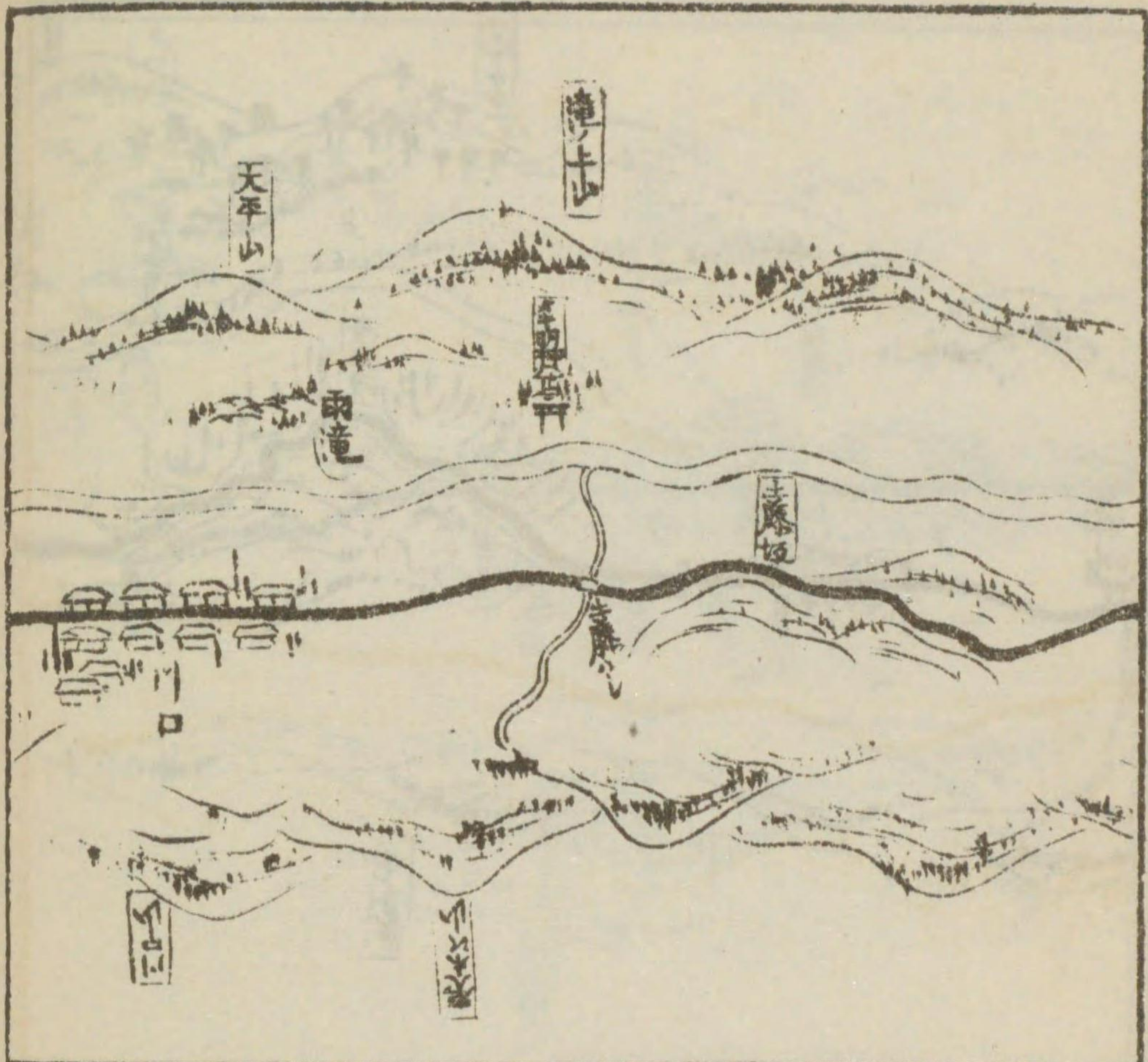
乃けに田神女神とて意
 あく向ふとて山をたす
 朽とふに座置り也その
 乃向り岩ありては田
 安比川流せり則川の
 為今所知也出りては則川
 二戸にたつ大川小川と
 中へ流せ入河せ流仕
 とふりふふやうな
 鳥取村のふりて流せ
 出たはる為今中へ川
 とふり也
 鳥取村観音是ハツカ



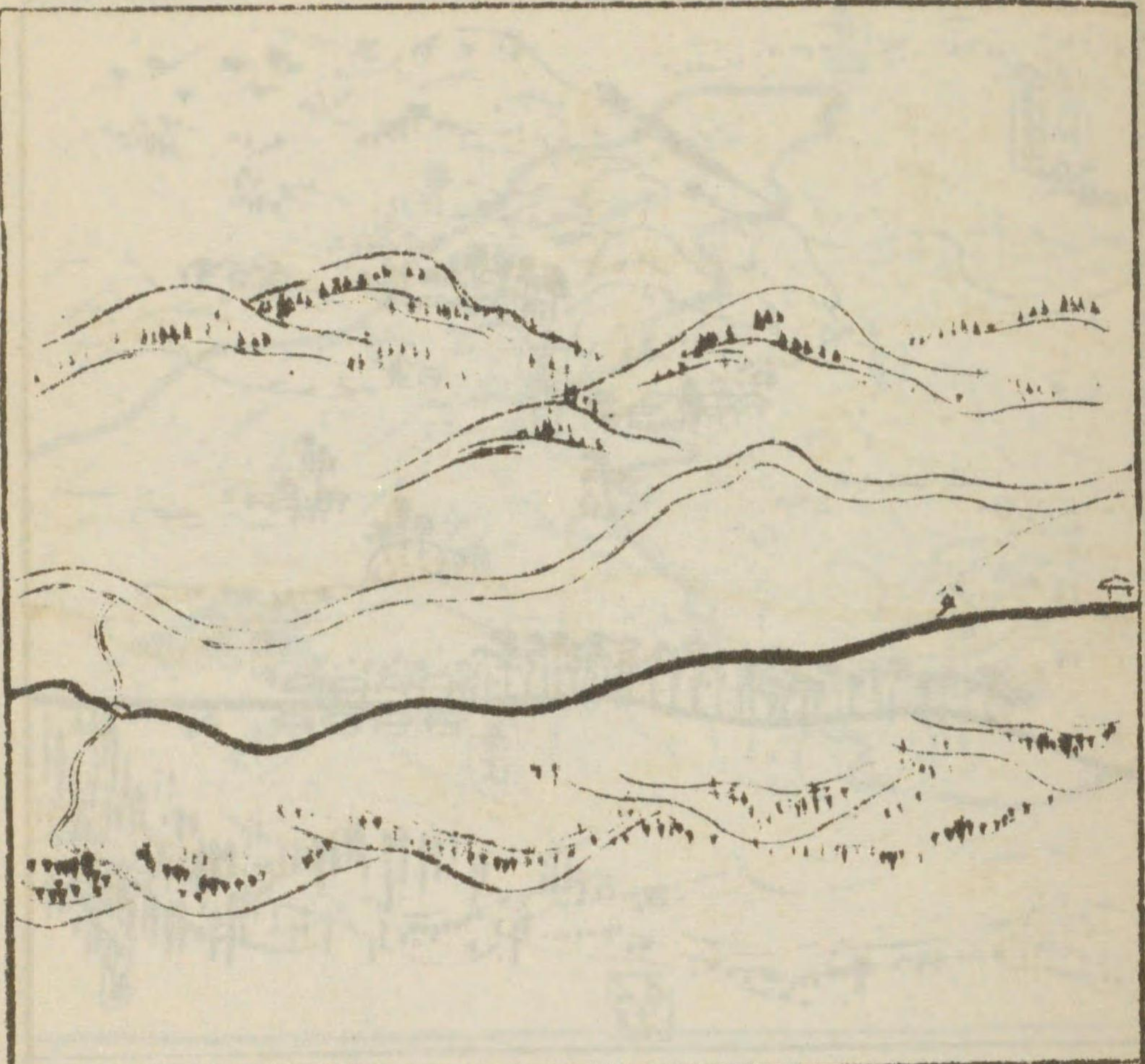
安宅又たの取極景の
 中九戸大坂久と云ふ大
 坂獨走冷胆佳景を依
 かりまより又丁作と
 尻口坂と云ふに依りて
 中九戸の乱に官軍一戸
 して志利宮へに出る
 村舎に軍立と云ふ
 名誠村 竹篠に依りて
 天正の後蒲生氏白村
 松小陣入浅野長政并伴



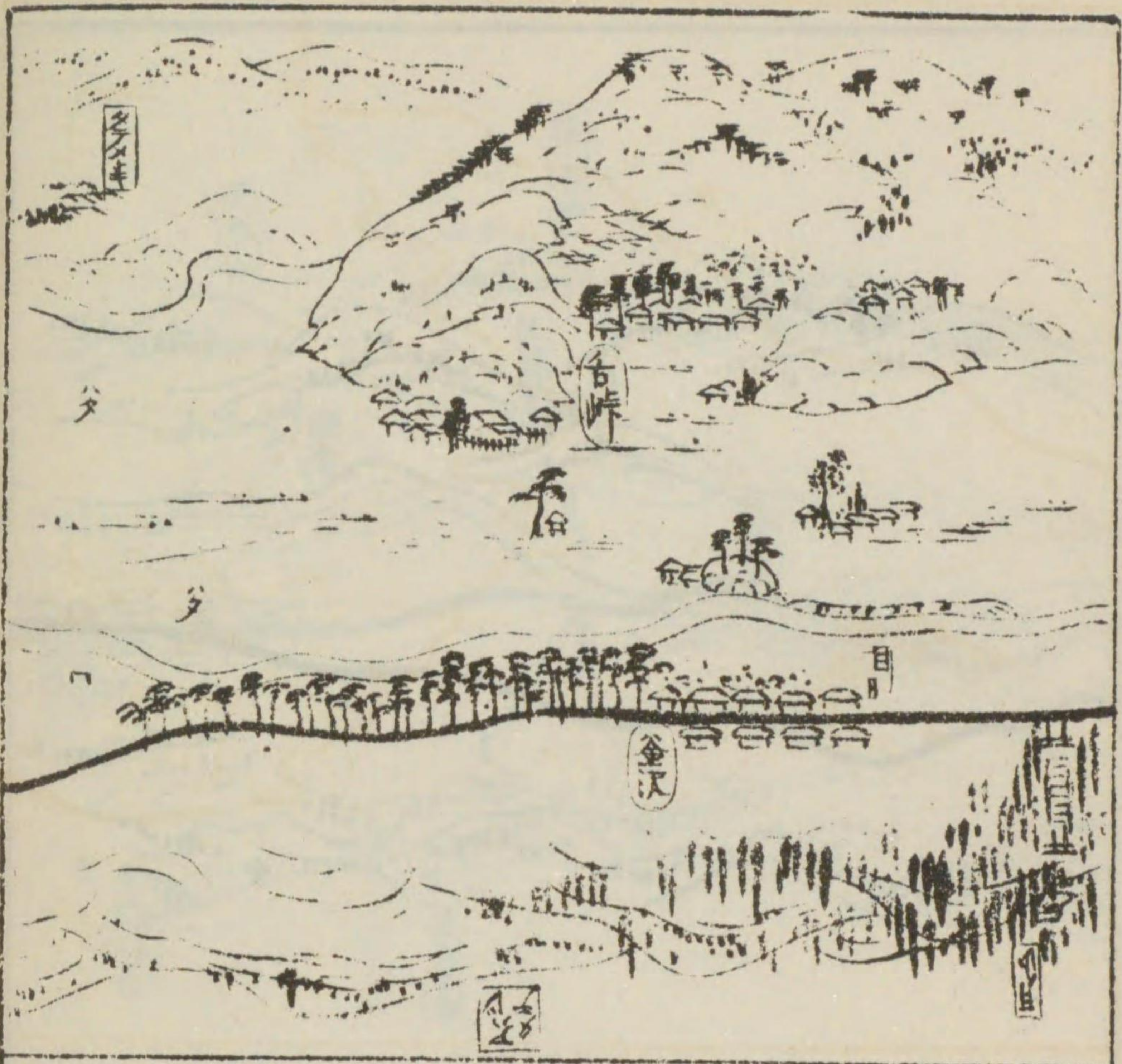
直政坂尾吉晴西八橋
 に陣スレシ云ふ
 福岡入町喜多のり
 山々也了云ふと云ふ
 才木ガケより小野と云ふ
 け取坂下に村と云ふ
 一とて云ふ云ふ也いふ
 カケ下と云ふと云ふ
 實に尾馬に結ゆ
 面云と云ふと云ふ
 ねこの才木ガケのよ
 成く云と云ふと云ふ
 小野と云ふと云ふ



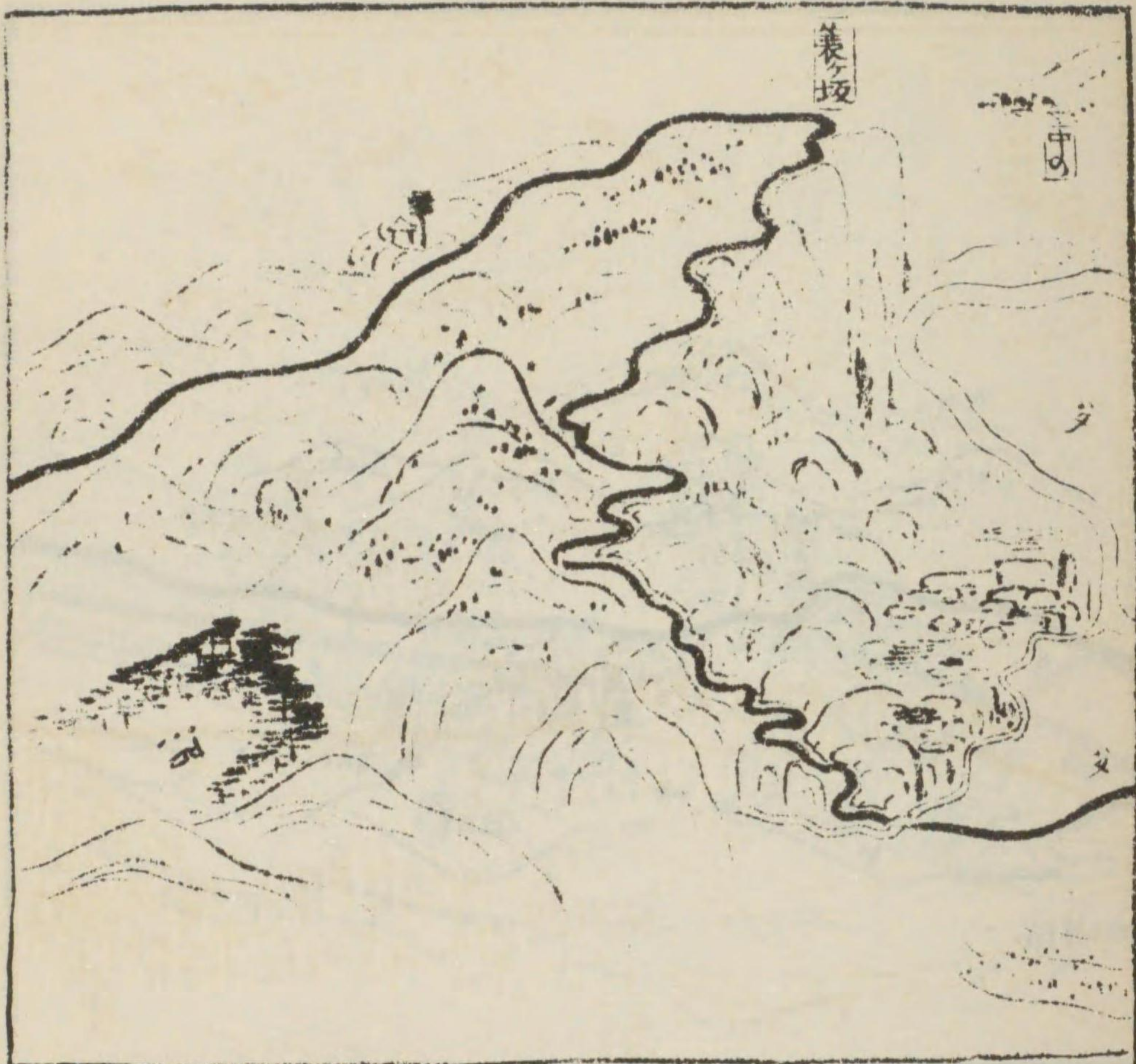
に初宿せし一里に
 此の寺信ス奇妙なる
 堂なりしりあり
 又四町所出たに清
 石ありたし
 一里塚 いづれとけいの
 川端に出るはる川
 せ川端七柱はりて
 橋あり岩や橋と云
 石川と云小川端に
 立岩ありてその岩と
 と云ゆ岩や現も



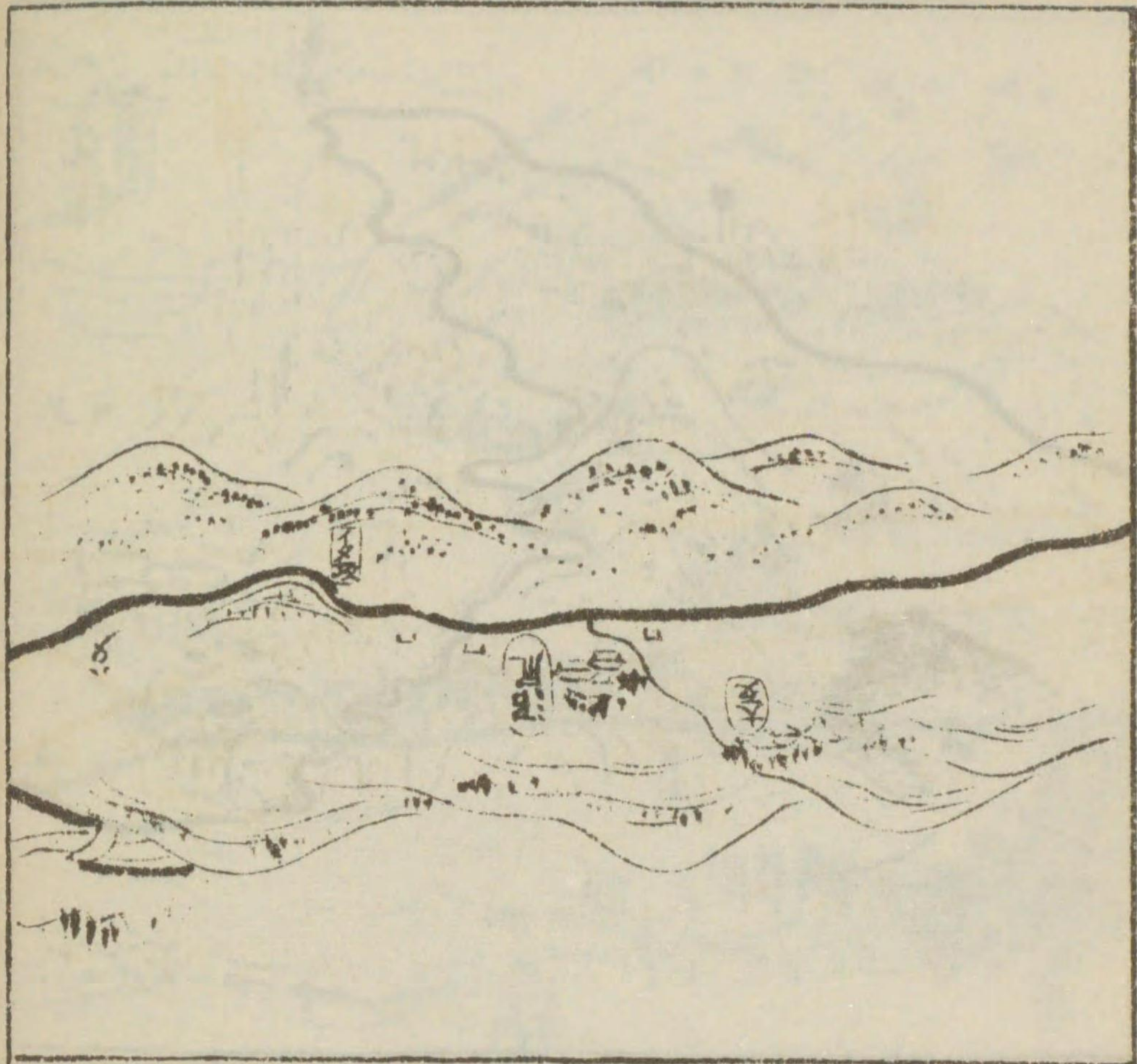
り奇妙の事ありたの方
 川端をさしに寺あり
 かと平河ありは押
 流し寺中は庵地と
 成りし中町裏に寺
 建立せりこの寺は
 寺と云ふに清蘇礼
 場とて
 信直公の清由縁あり
 大岩を橋と云ふ右
 方ハ川又下た九町
 入にわたり所入に清
 信所ありは所と云



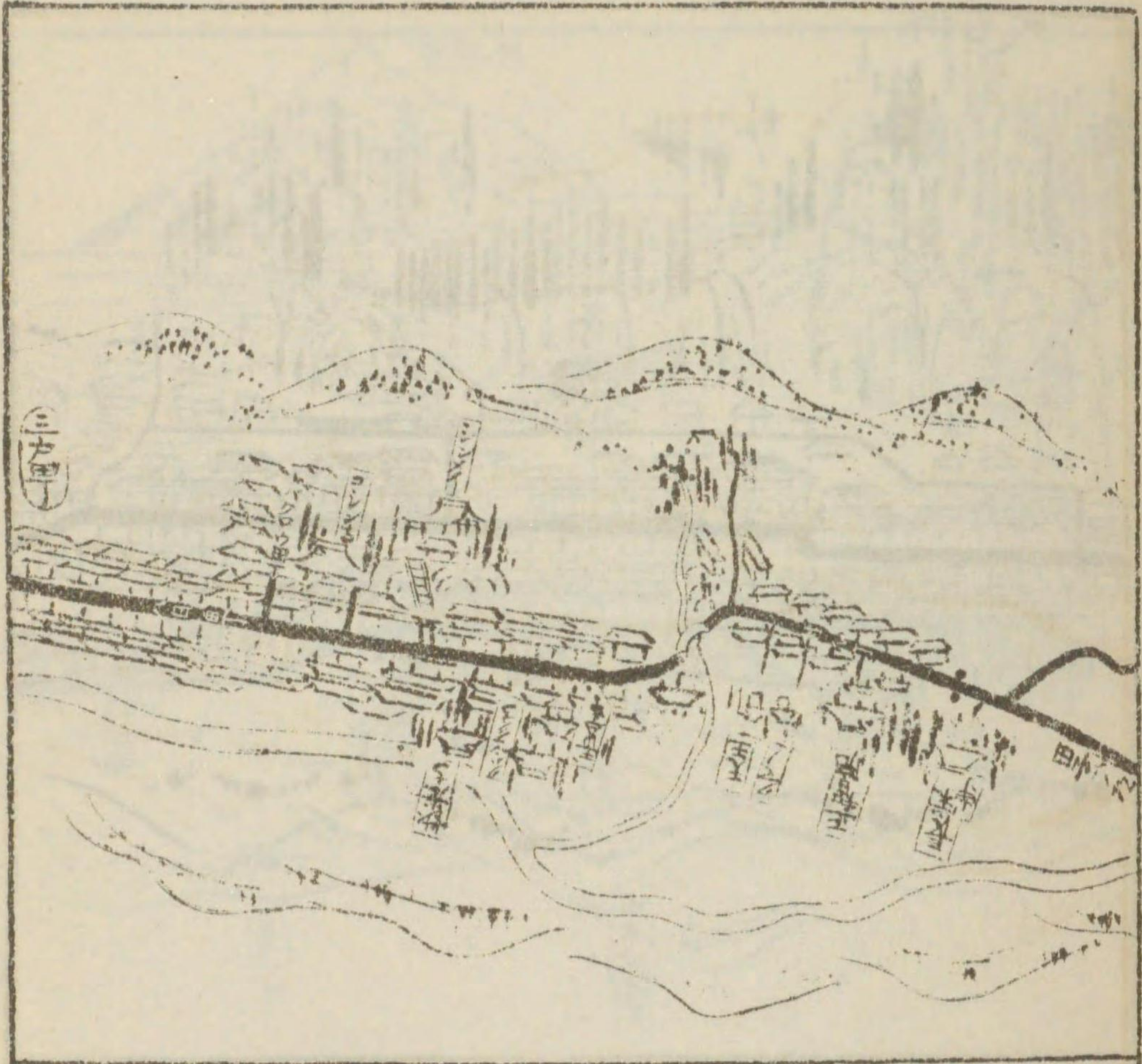
久保町と云七十四町あり
 松又杉上町 松野中町
 野原右に愛宕祠あり
 横丁次下中町 松八町
 下町 野原右に松八町
 九に清蘇礼場下町あり
 に右方秋葉堂あり
 次小田町ありた小橋あり
 乃坂あり次に神の宮
 右福景九町あり又此町
 乃右方に清陣場あり
 云々平山あり
 信真公九戸陣の所清



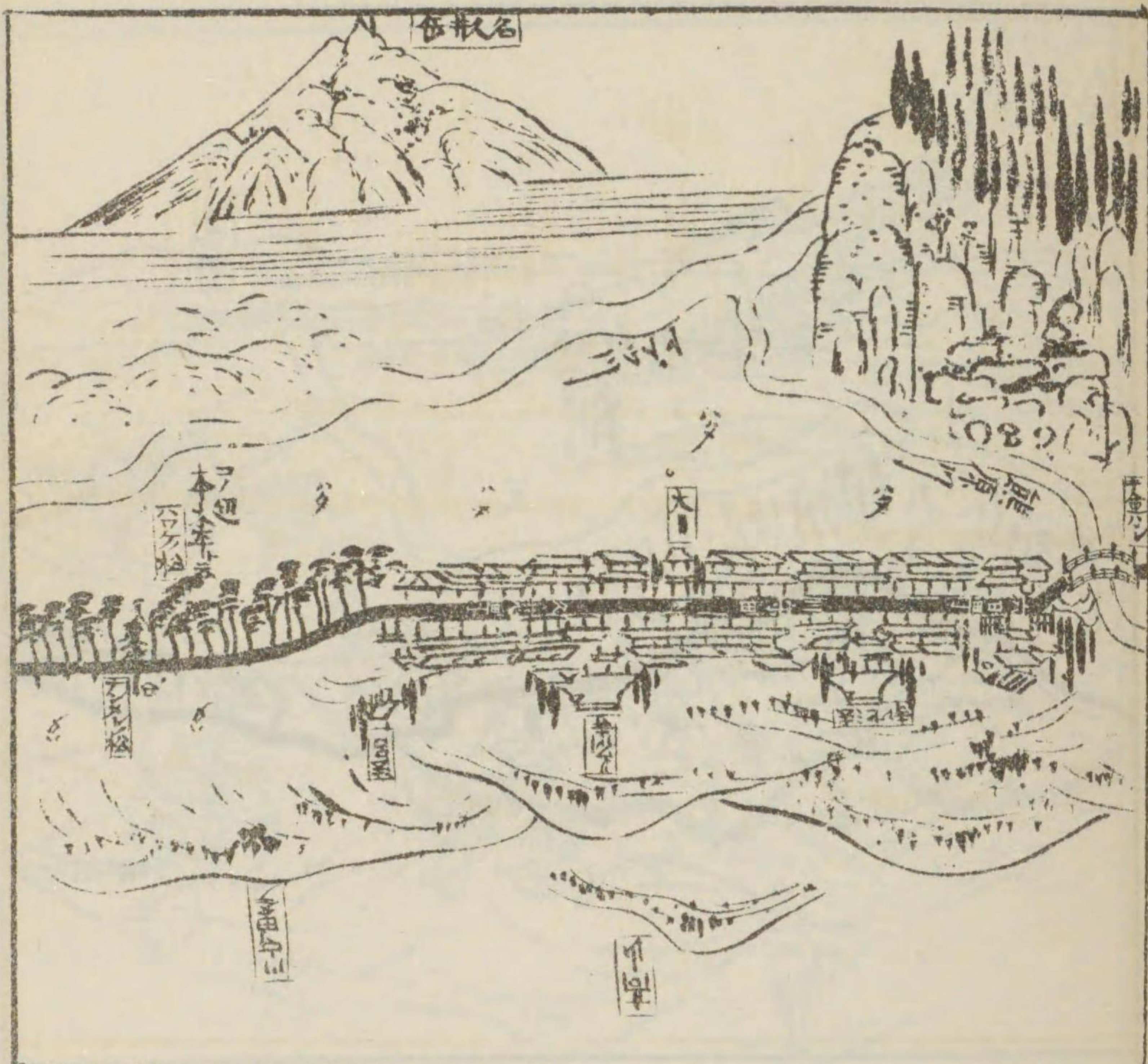
陣場也
 福岡町外は田町あり
 此下は清水川あり
 右に云水晶川の九に神
 祠あり此は御守り能く
 御守りにて実なるを
 了る下なる川あり
 流川あり下井村あり
 流といふは村あり
 の古館あり昔は
 某頼朝の令に云山
 氏と云に云に下



寺と島山、浄土宗、彼小
 居、浄土宗の宗源、浄土
 寺、文成、後、松平氏、
 なる、桂馬、ある、室物
 此、回、に、重忠、の、陣、見、
 あ、り、
 右、水、品、川、の、九、丁、程、以、て
 堀、野、村、也、村、入、上、の、方
 に、菴、茶、夕、日、觀、音、寺
 又、輪、堂、と、あ、り、
 堀、野、村、町、三、丁、程
 村、中、町、倉、造、と、あ、り、右、方
 に、武、内、社、と、武、内、宿、林



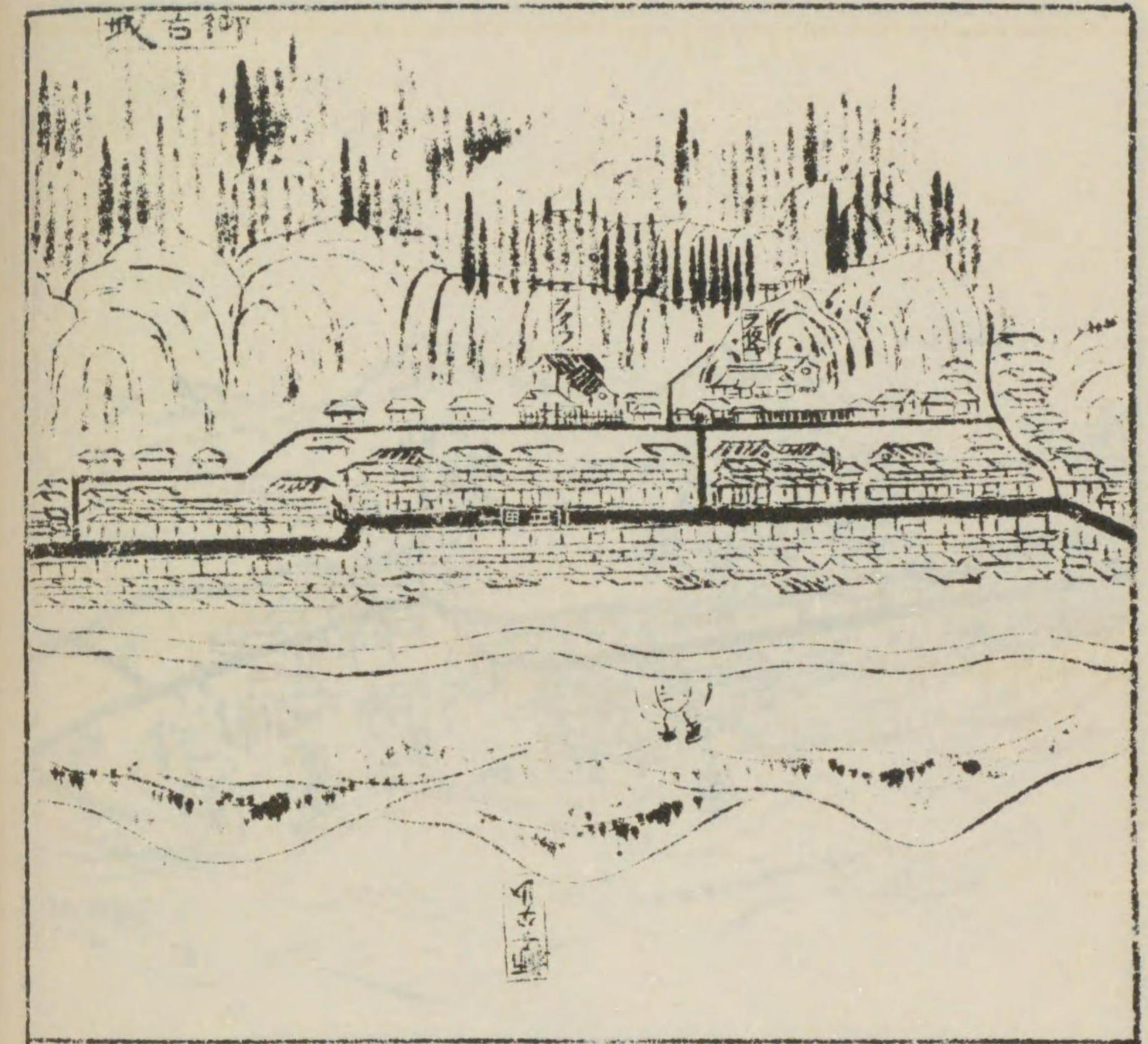
武、内、大、明、神、別、當、野、流
 社、地、三、石、大、泉、坊
 堂、三、間、半
 信、直、公、天、正、十、九、年、九、戸
 政、実、涉、誅、伐、の、附、流、祈、願
 二、石、九、斗、五、升、と、あ、り、
 信、直、公
 利、直、公、由、緒、中、の、由、緒、を、ま
 と、云、い、云、信、と、い、ふ、ら、ぬ
 文、を、わ、か、ら、ぬ、後、の、田、畠、と
 村、あ、り、右、方、に、道、有、
 仁、依、平、村、と、い、つ、て、八、戸、御、道



名取の川に有る名取山
 千七百餘り金田村
 金田村に小橋神社
 あつた村打尾けしは
 物取の所也

金田村 三里五町九間
 三戸江

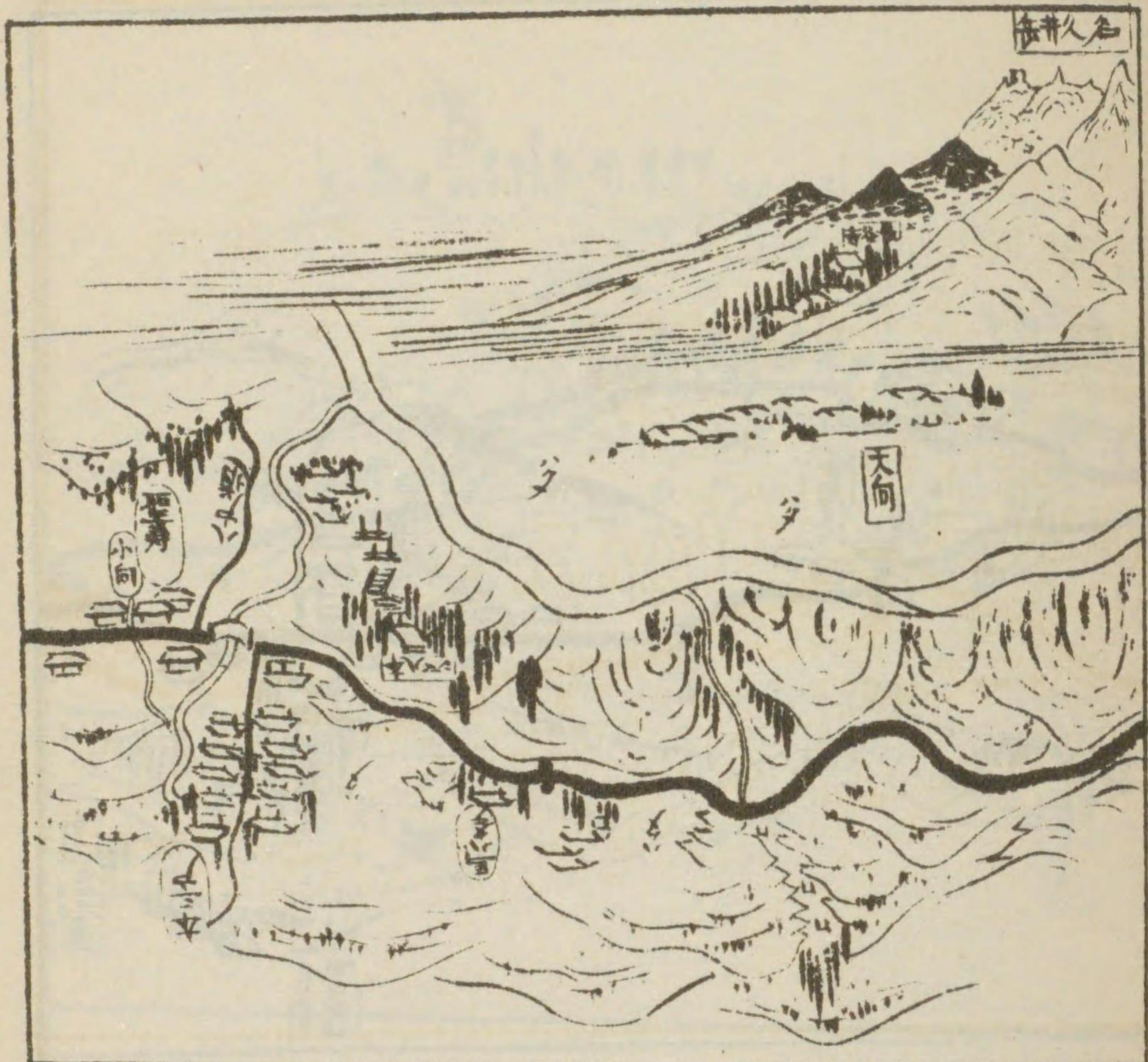
金田村町を造りて町中
 六百八十間家石を造りて
 在所方八幡社長壽寺
 天王神明社を其の村賴治
 店ホありその又後に四戸



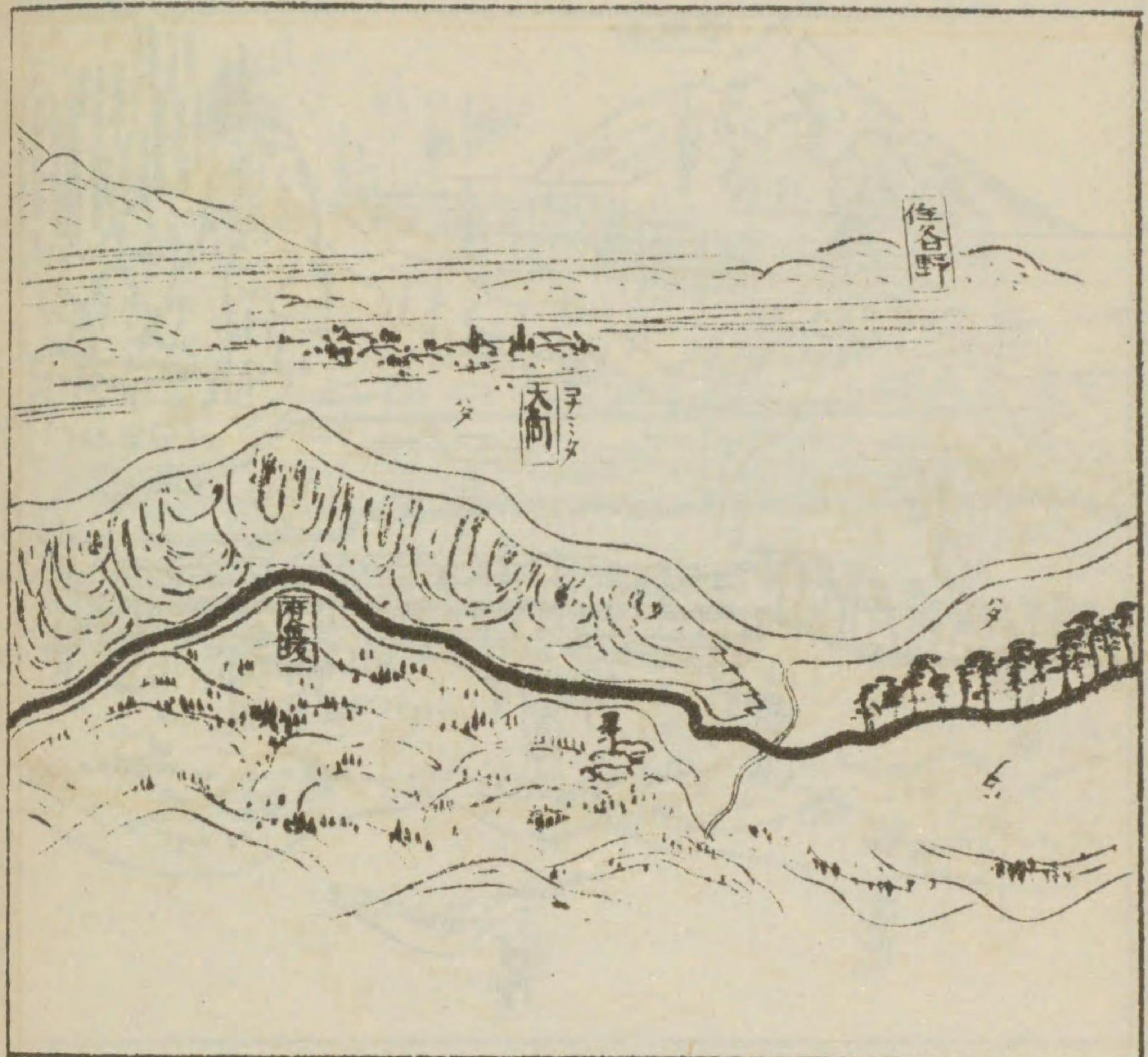
名取の川に有る名取山
 千七百餘り金田村
 金田村に小橋神社
 あつた村打尾けしは
 物取の所也

金田村 三里五町九間
 三戸江

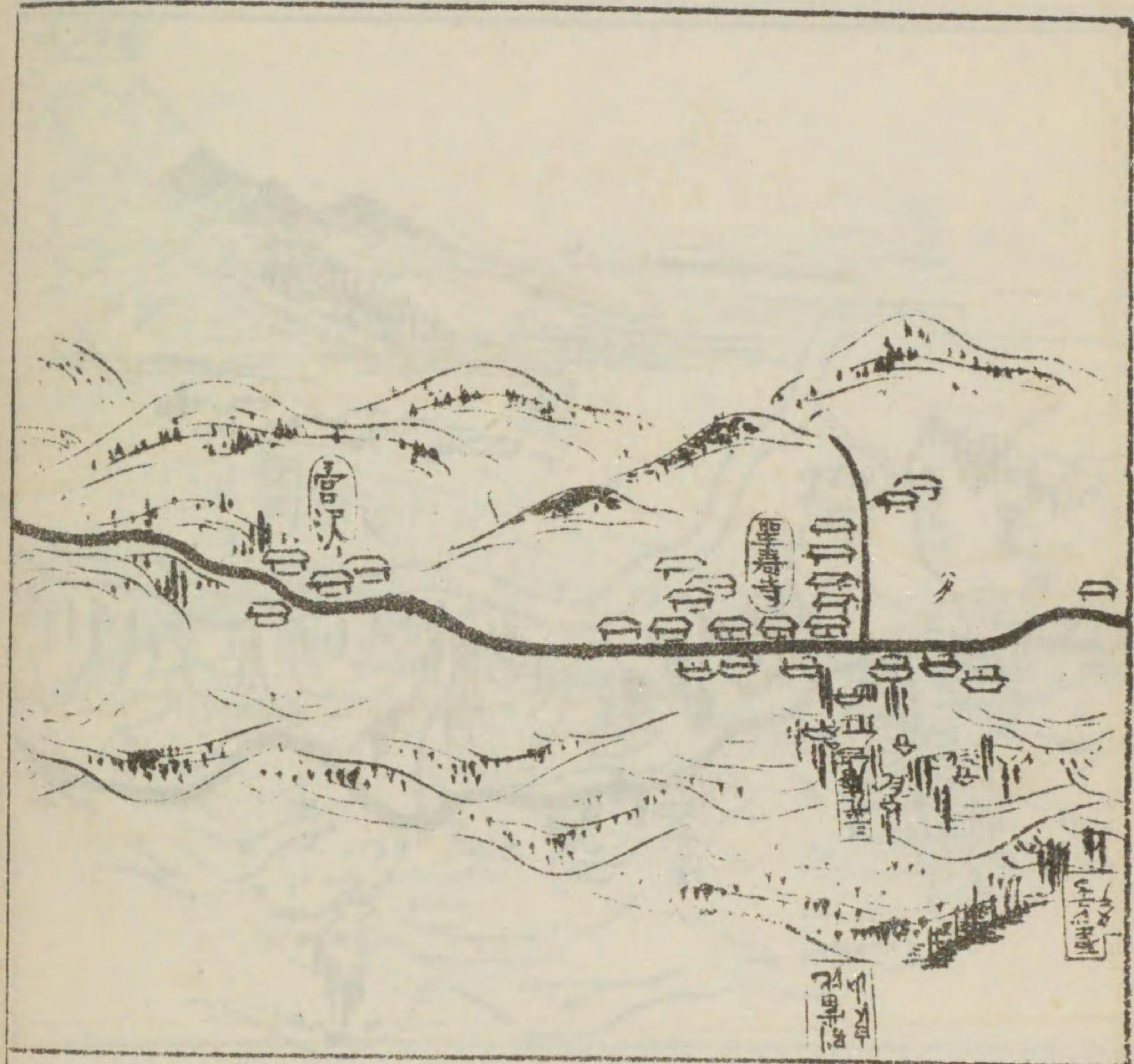
金田村町を造りて町中
 六百八十間家石を造りて
 在所方八幡社長壽寺
 天王神明社を其の村賴治
 店ホありその又後に四戸



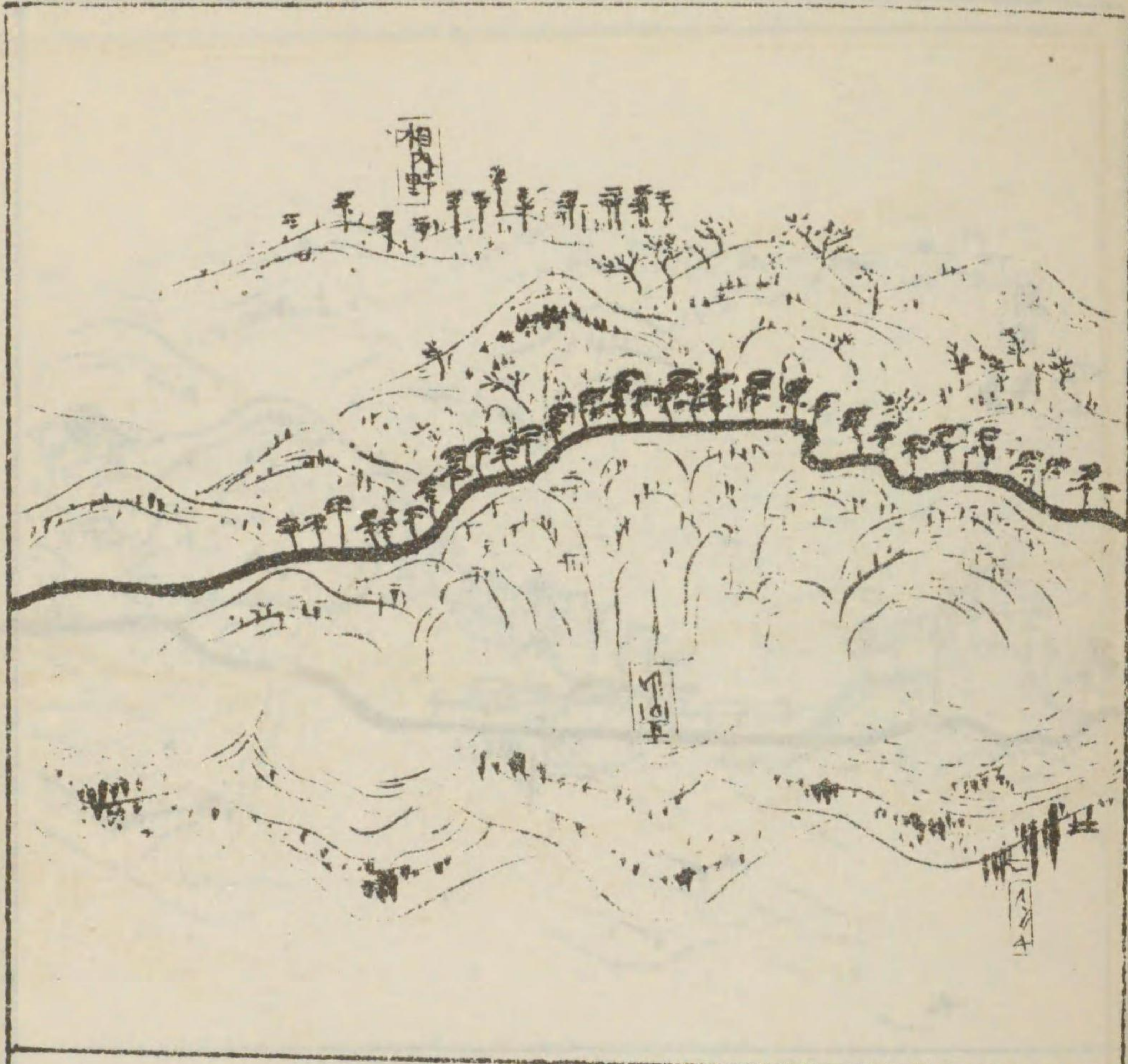
村よりつるむら
 右岸より二百七十七間あり
 一里塚
 この塚は福屋宮の
 一里塚より四百六十
 果のむらに塚は此
 塚者のむらに村
 又は通合白河
 へくむらやむら
 といふは村の二塚を
 一の一里塚はむら
 右塚より二百六十
 小村 六十六
 良七坊



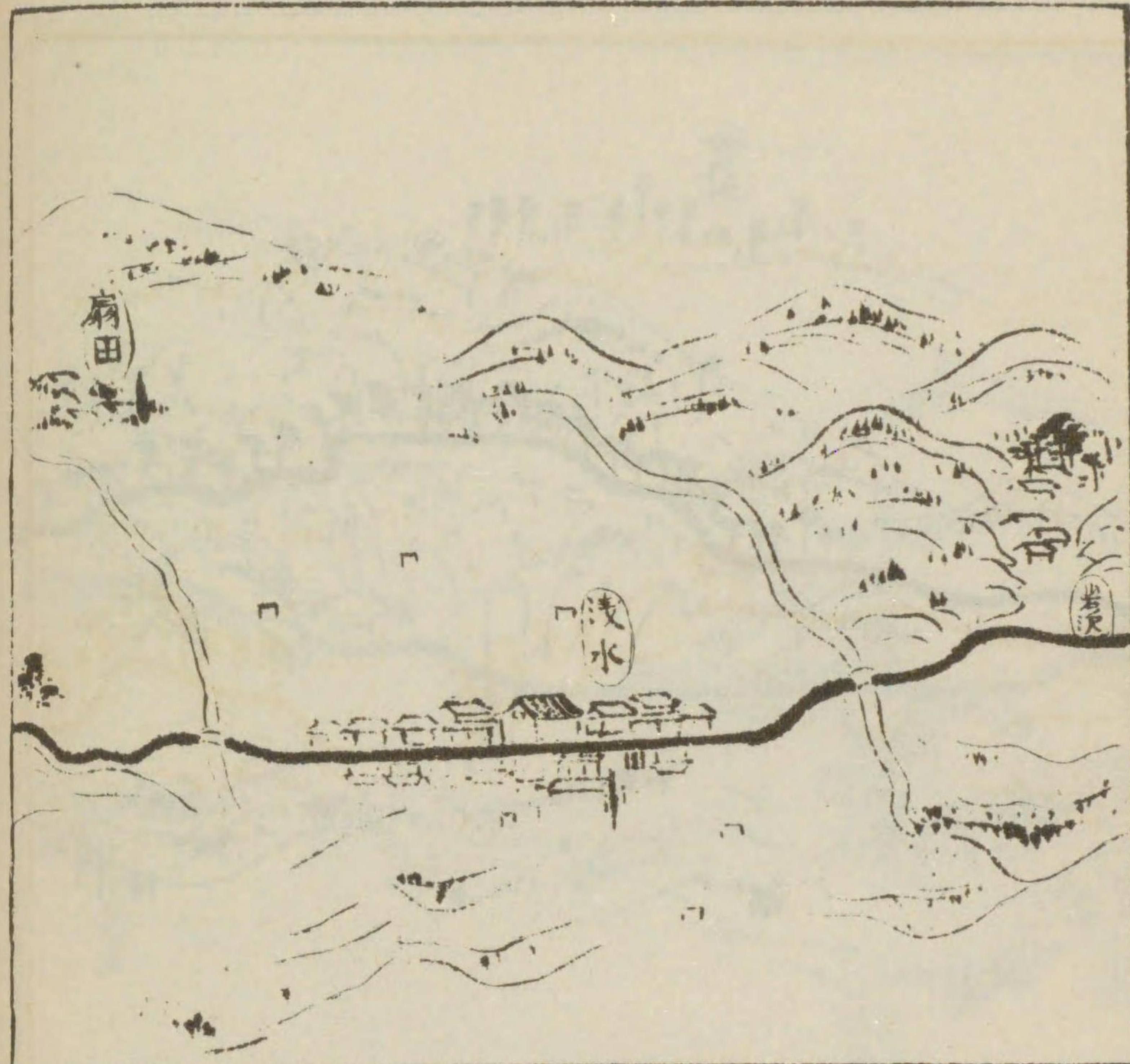
宿金田彼より右方矢伏
 村舟場より通るなり
 所外したるに天王の位
 英地は堂ありて此に
 菴前堂ありて右小林
 村道ありて小林と
 に出るなり
 町出より六十間あり
 坂ありて子坂と云ふ坂
 下より流ると右岸
 下より流ると右岸
 右小川ありて右岸
 右小川ありて右岸



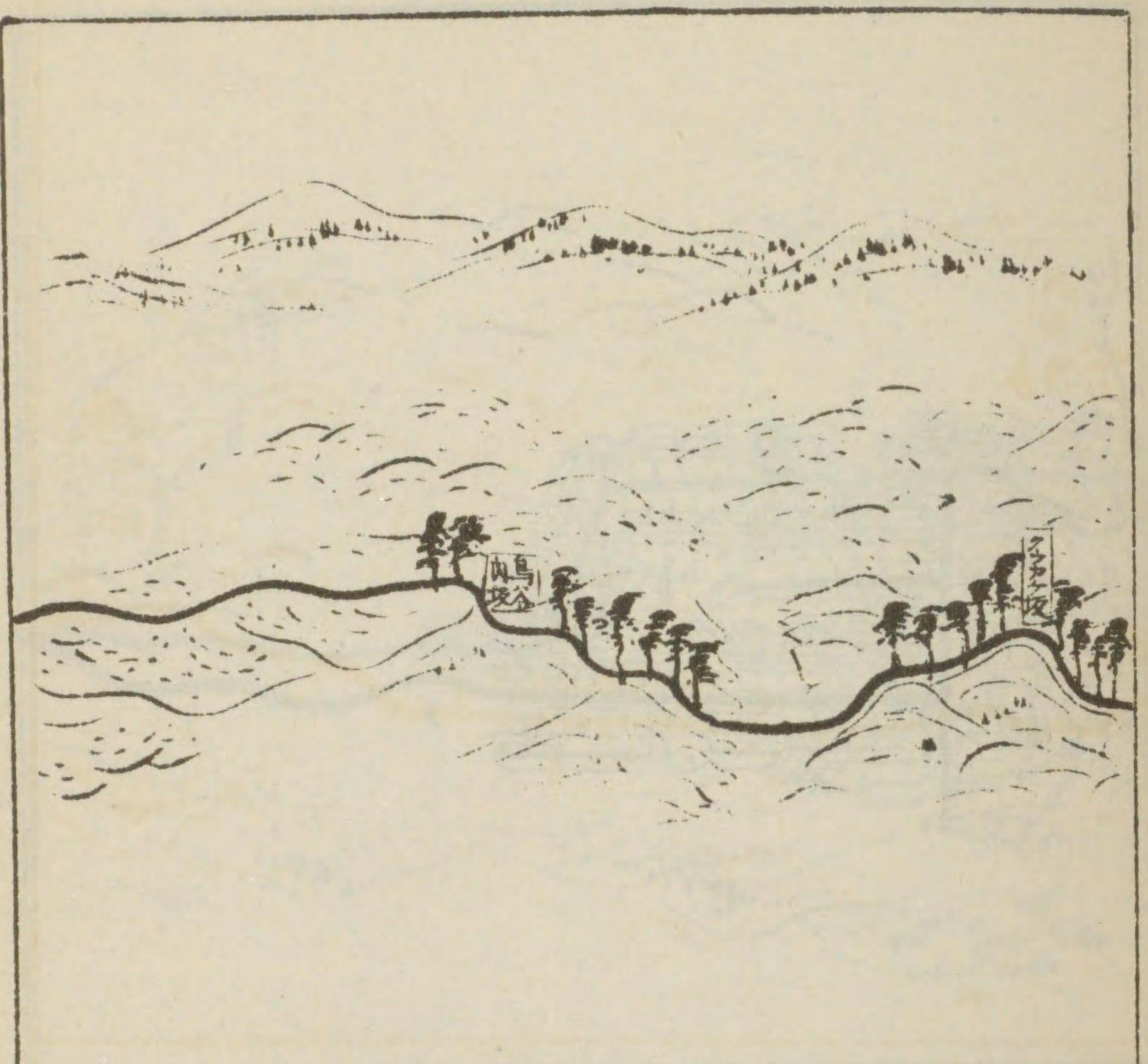
村中丸小荒神の祠と小
 野村の石七拾分あり
 て法昌は小橋三間右小
 向神と是の土屋坂と
 と石屋坂は坂とあり石
 六八号土屋橋と云小橋は
 万平橋と云石七間あり
 川口村 村中石六号
 家土坊
 此村入丸に養老寺有
 大川の雨滝と云村長
 新あり此川と雨滝の明
 神あり川下して別
 之戸通七拾村也



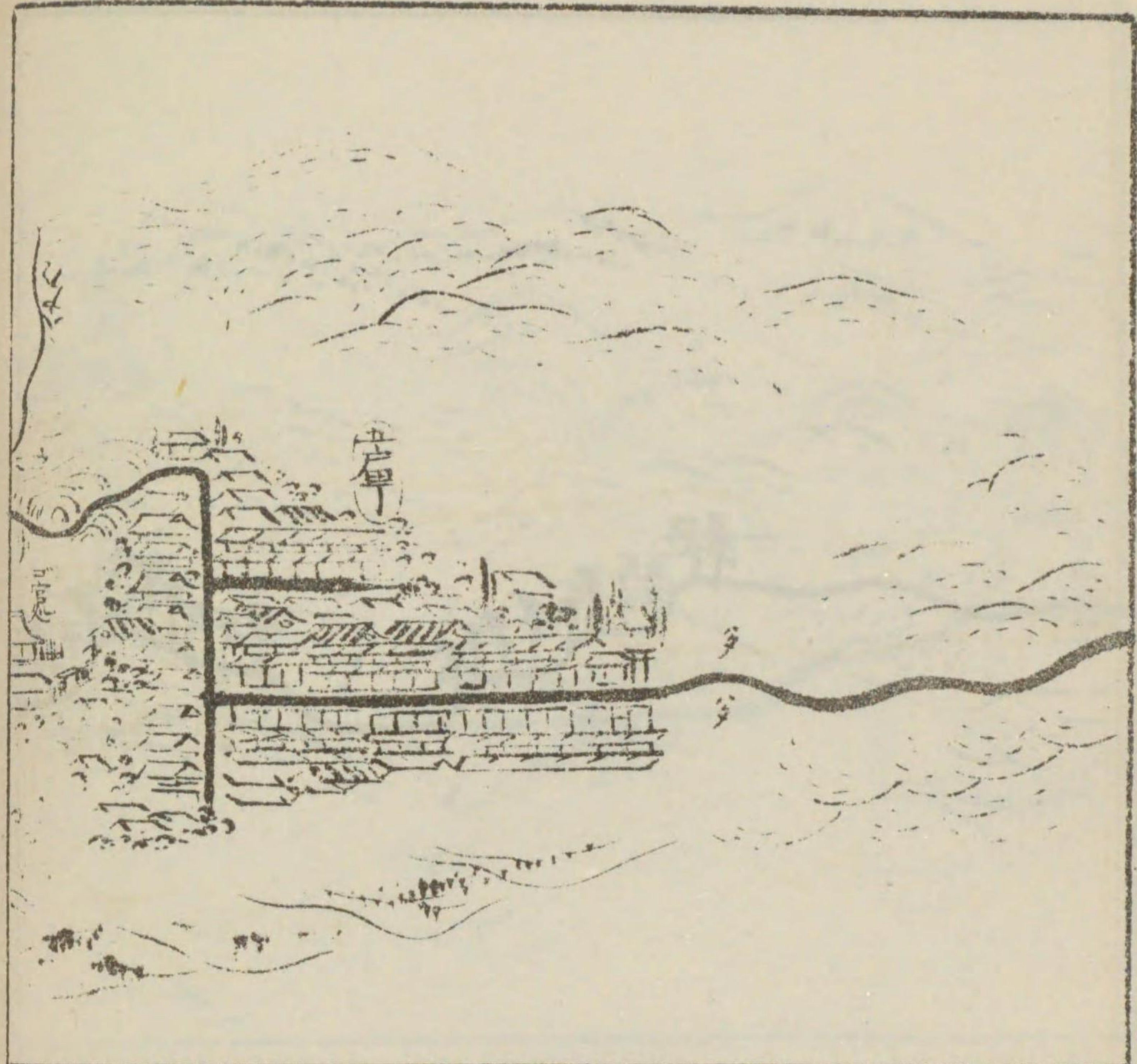
川口村出丸に十二間あり
 福登通之戸通西友和屋之
 釜沃 家土坊
 谷法村の法川向之戸
 通小丸の御守殿あり
 山林つとま之川小川あり
 社神あり之川通
 あり今小名久井岳あり
 新あり家村と云養
 ヶ坂と云坂の石七拾
 右屋ありは法に御守化
 物ありはと云之氏の御
 守あり之御守あり



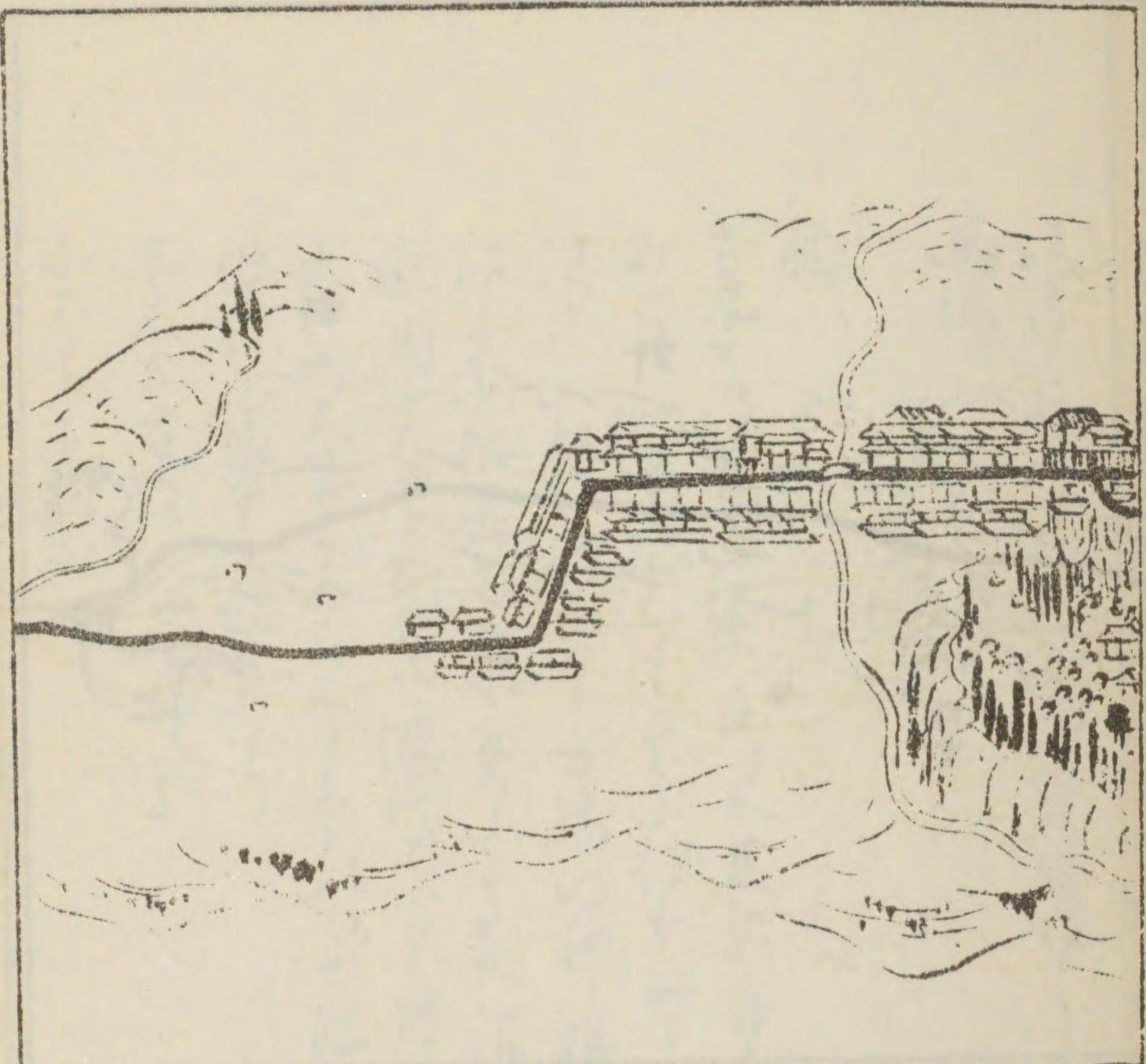
る関川号の如く江津内
に流れて巖の下の
杉山・梅内村と流ると
と通河川と川と小川の
再渡り有て古橋村の
如廣らや
この坂にて急直に
右邊より下りてんん
中くたをゆるくとる
雨を載る坂とて
杉小やとてなあたら
この坂と通一の三切小
休場とて古橋をうるに



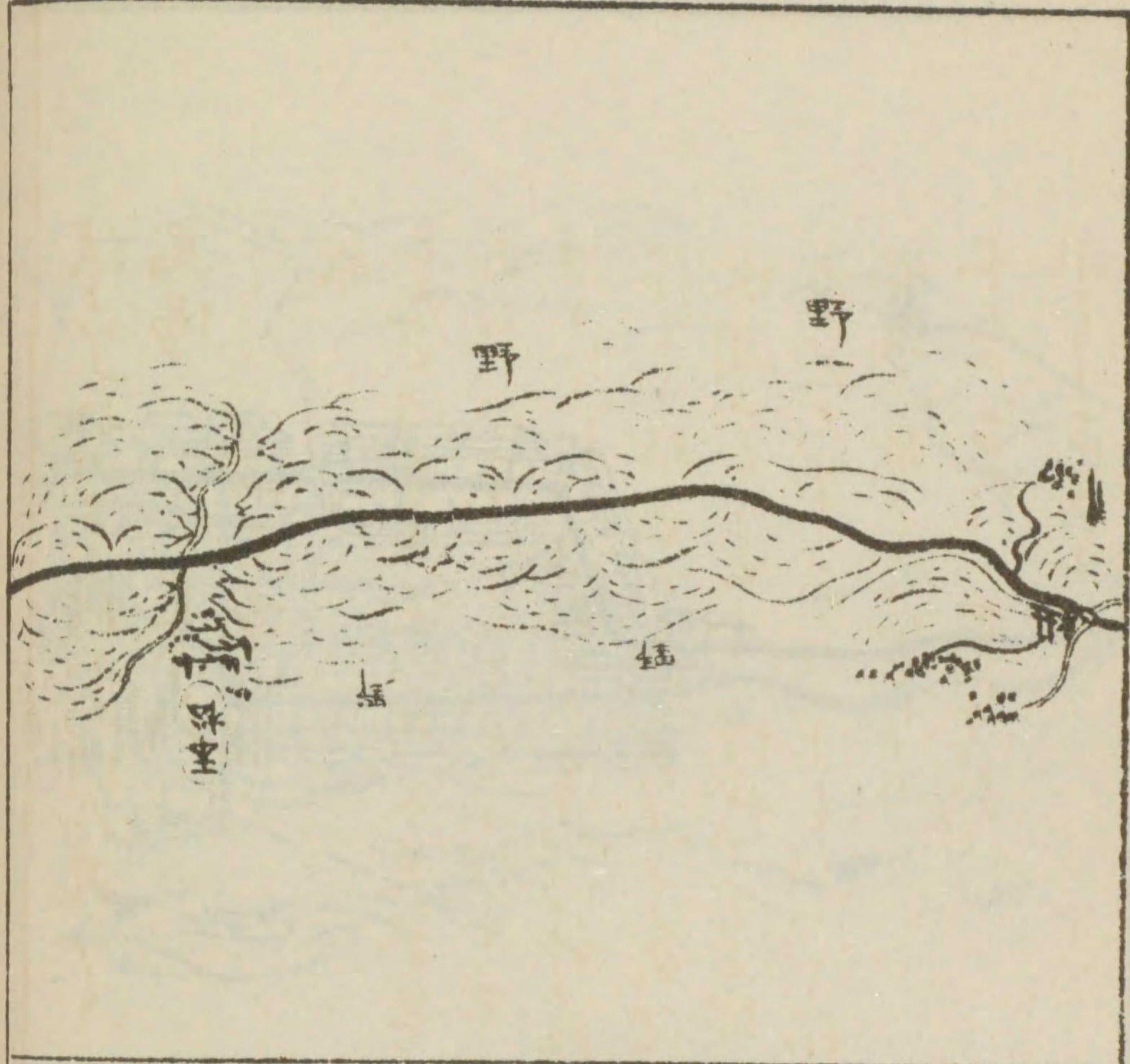
坂下にえかり一氣
おろし一は坂の坂
わりの戸に通うと
この坂とて一里小
山坂自右にあり
大友 民が
江尻 川
山坂乃内にかき田
まらと坂坂と云と
江津内とて
此道西のり田と通
川の街たかと東のり
戸町也向ふに長



正智院寺前の通に堰を
 一里塚
 同心組丁三河町右方神
 明社次に護心寺左方玉
 峯寺観満寺妙光寺小
 川
 二河町右方寺官所との
 河右城也
 三河
 浅水江
 三河按町四河
 三河沖右城寺との寺
 也東方馬淵川の流津城



下と上との間に橋を云はる
 原川と云ふ合流原川
 黄金橋あり皆人の志不
 かり
 河八河町 六河町 二河町 九河町
 六河町 早久野久慈河 七河町
 谷河八河町と二里十二河町
 八河町長と下と上は河乃
 東横丁と云ふ河町と二河
 町中野小坂ありて坂を南
 と二河町坂の下と二河町と
 云所の長と下と上は河乃
 黄金橋と云ふ河町 西河町
 東河町



横谷と所の長沙丁の所
 小つきて川守田村
 二丁の処
 三丁半

府金坂

此処に毎年の景物あり

府金門跡

本本平と河津と府金坂
 乃せり二三拾遺の書に
 此は河津と城乃前此の
 の堅小戸東流の

本本平と河津と府金坂

河津川田村小の村乃界なりまよる

馬場 家十郎

一里塚

伝

古老云傳昔河津の所不足安害ありとらぬに若水と文傳あり
 あり河津に河津と云ふ小伝ありと今さら家十郎の西小川
 伝より河津に河津と云ふ文傳あり河津に云ふ一里塚あり
 河津と云ふ河津と云ふ河津の所河津と云ふ河津と云ふ河津
 水洞と云ふ今河津と云ふ河津と云ふ河津と云ふ河津と云ふ
 家十郎大事あり河津と云ふ河津と云ふ河津と云ふ河津と云ふ
 俗説小伝と云ふ河津と云ふ河津と云ふ河津と云ふ河津と云ふ
 本本平と河津と府金坂
 小つきて

小向村 家土坊

東の方より北の方へ八戸道之北に八幡社あり

八幡宮 自甲州建座 光行公御建立 社領 二十石 花菱坊

右八幡本地に量壽佛

光行公奉 宗敬甲次氏田代城中に祝

光行公 大將軍実朝公の令に飯承久元年正月下总明年渡

甲次御过彦道中 沖神麻津嶋家供奉と云

聖壽寺 家土坊

右西の方に古館あり

三光店 福壽山と云 聖壽寺地あり

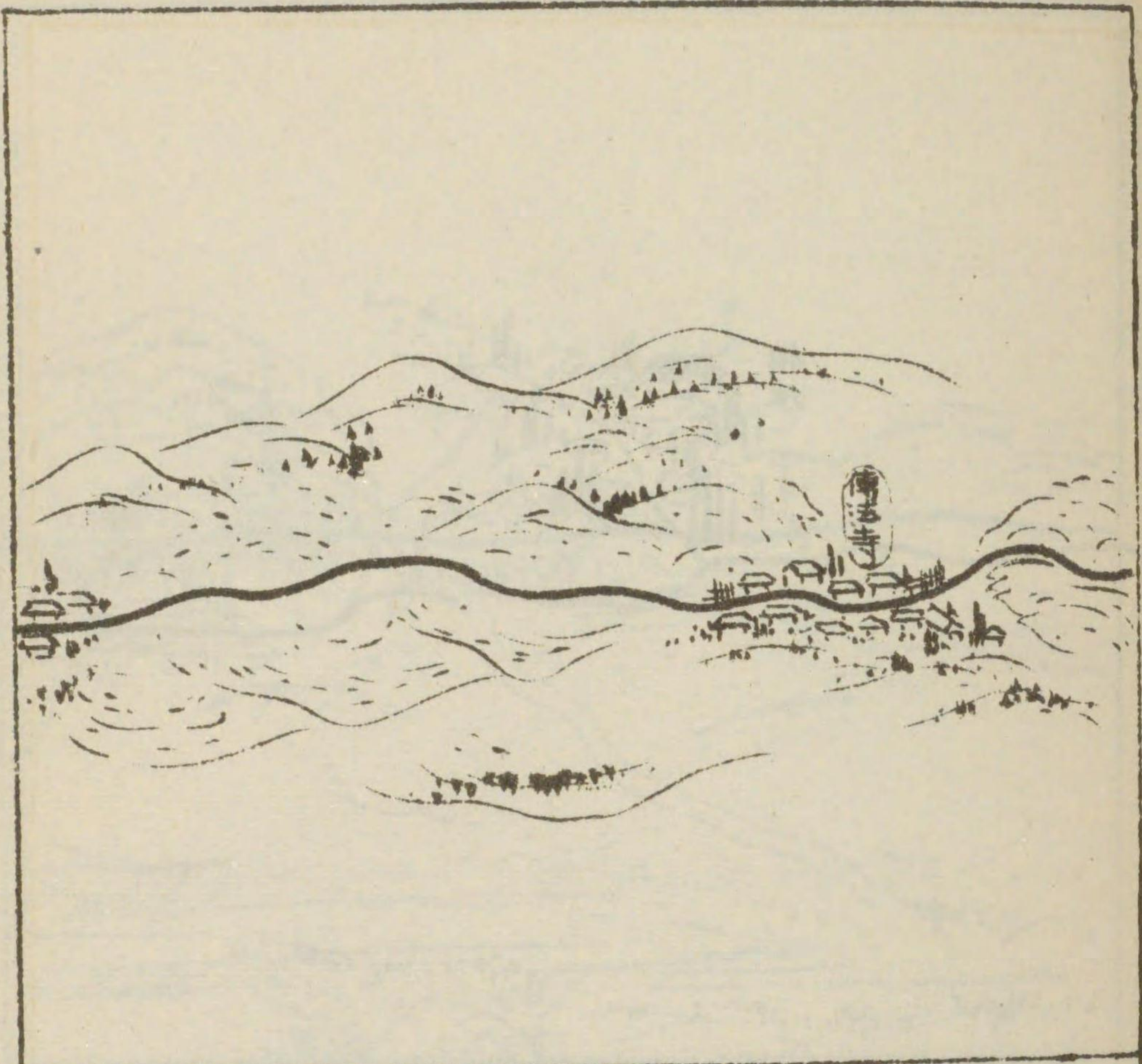
信直公御廟

利直公 沖登屋守清光地十九石 右京助

茂九郎君 沖登屋守 一石 平之丞

宮浜 家土坊

坂を登りて之戸通ハ戸通の界あり此界は小向より二十丁松原迄
は長根と清水長根より長根の中丸小葉師の文鳥居と云
長根の右に右方木乃有る是は八戸清領乃方と云る丸の方又
戸通七戸通の山一處に之又戸村の村屋成り市川を道の村
の方より手を遙に度と云は流す是所の外より一處
修りりり此の流より又た地よりにはおかくあり川を清水川
小川と云ふ扇田村なり



溪水と

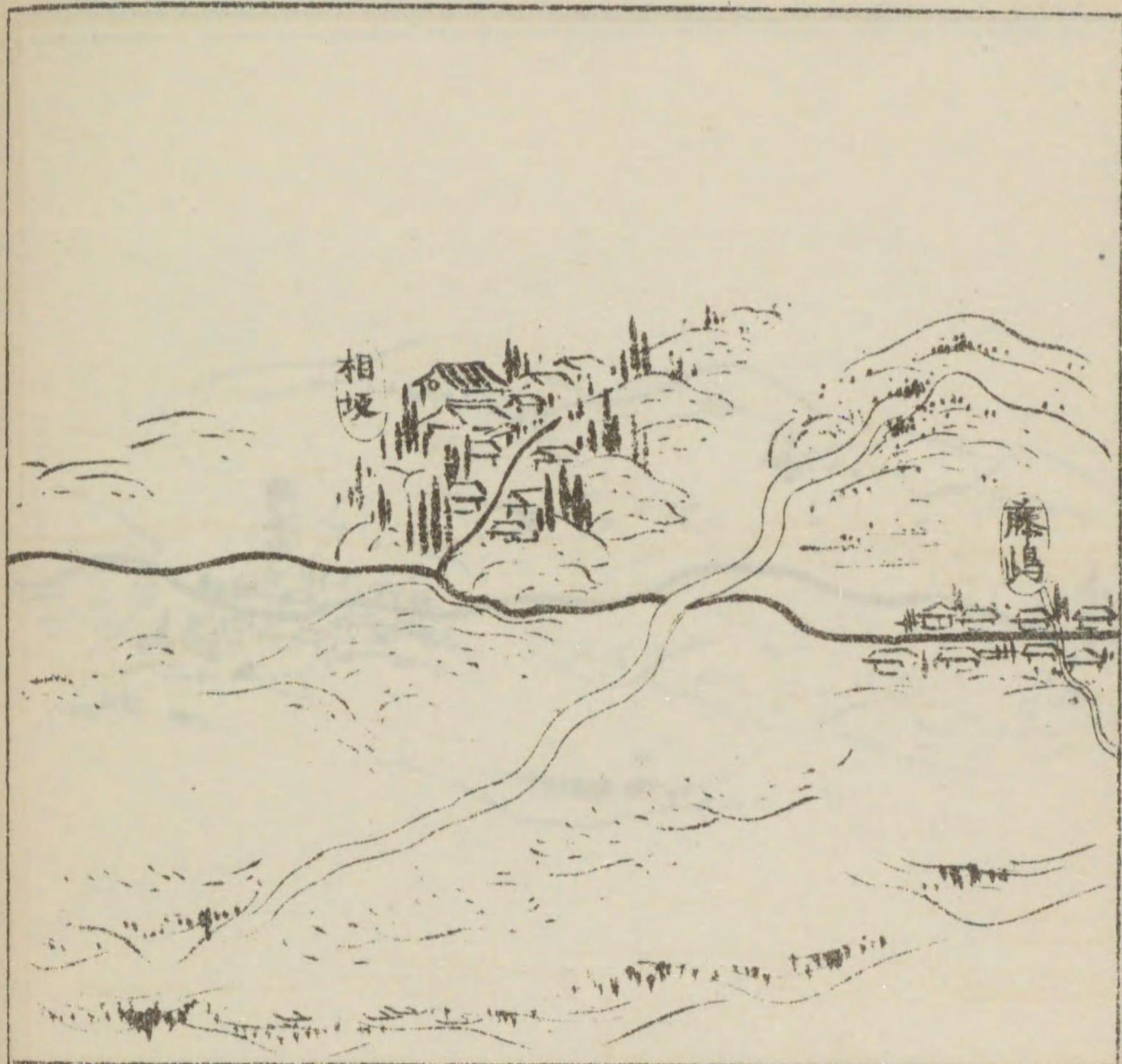
一里十七町半間

五戸に

溪水村

家百二十軒

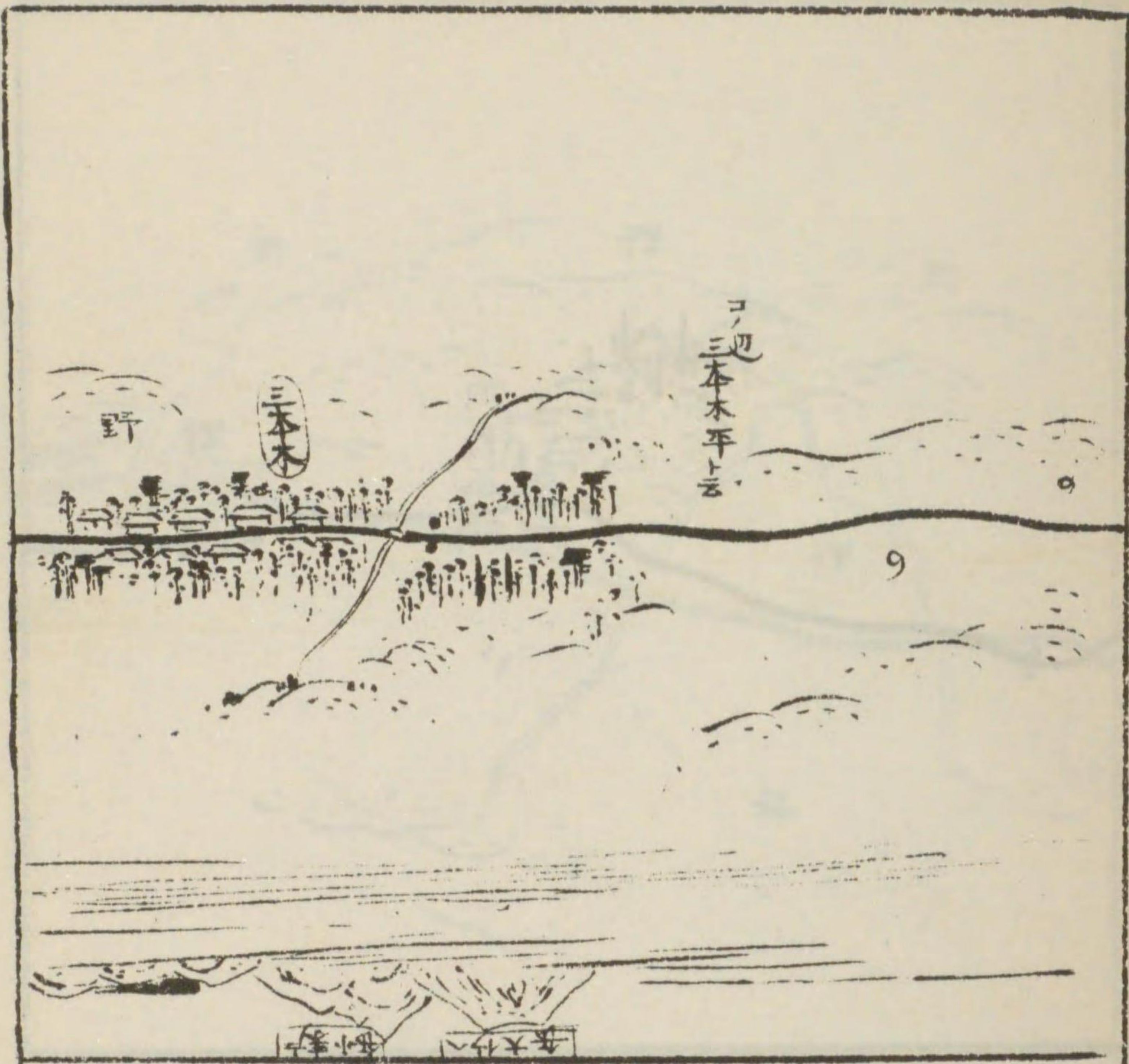
溪水入に小橋ありは秋町並
 少ゆる大なる暮家とて成
 小昔より所也町中にも橋と
 溪水村と云ふ名も内坂より
 山懐らとて名をさるるゆゑ
 六戸入にせしむる所は
 神心つきとて名に下り
 海は田細ありは名に下り
 八戸ありとて名をさるるゆゑ
 て八戸津領とて名をさるる



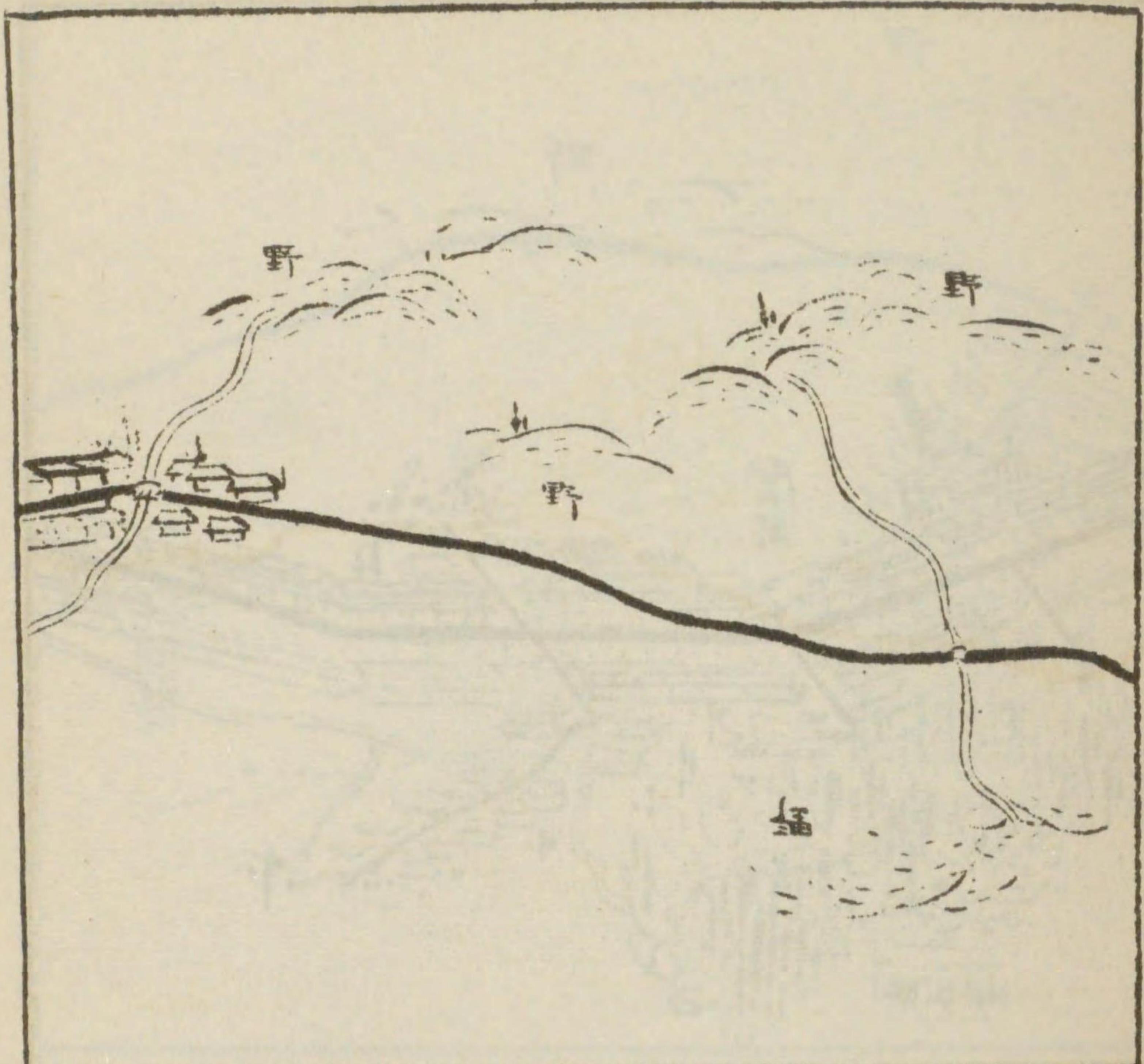
五戸より
傳法寺

一里六町半七間

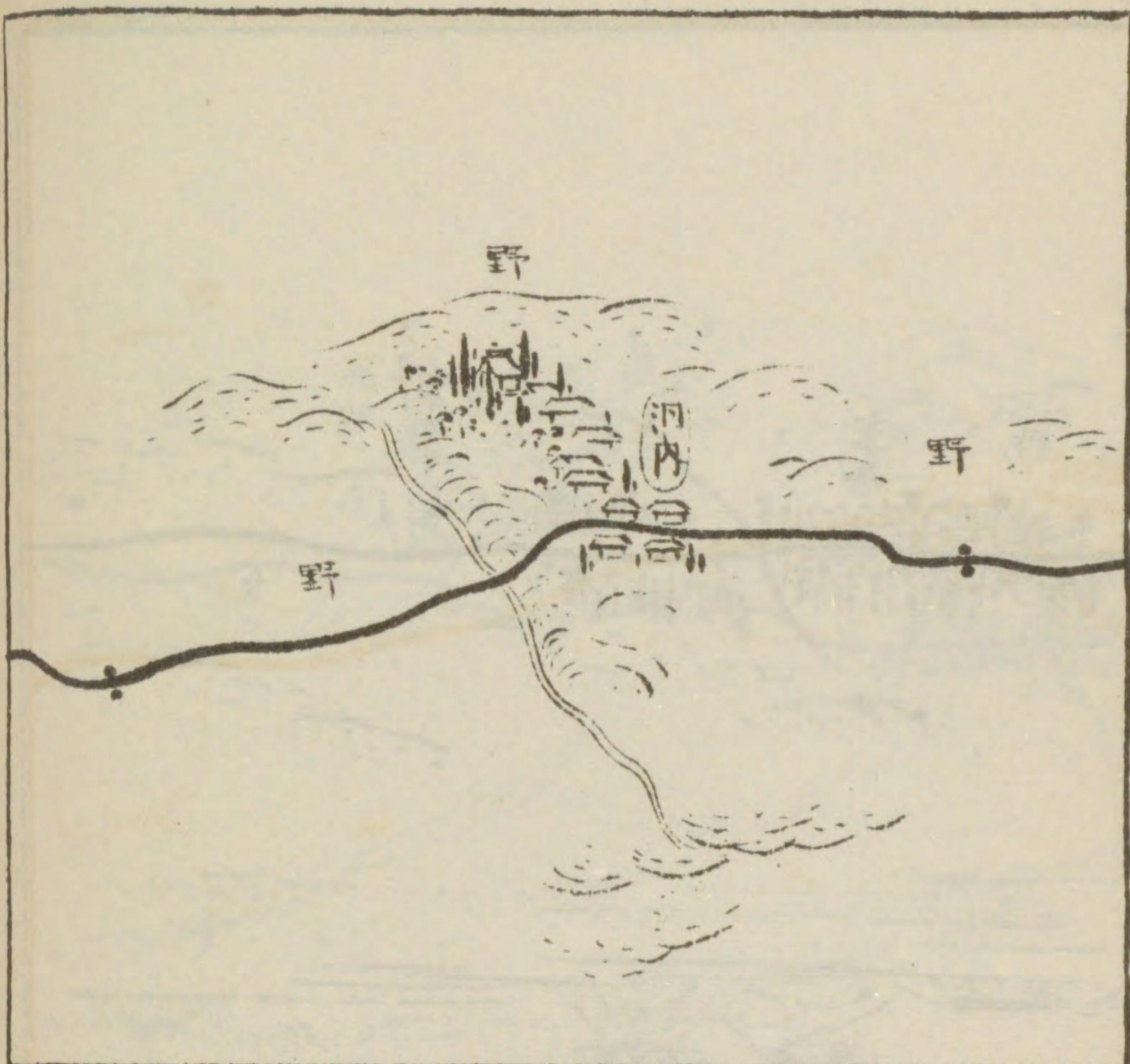
六戸町大町新町荒町馬丁
表町川原町家右松原村
上町川原町右松原村
傳法寺家七松原村六戸町
茶にくさくさ町通下道一
六戸村修験庵下田新町
馬丁中市村界東の方の
市川村の通津代宿下小
さき古坂の嶺より小の方
川原町の方より九松原小
又山家川原町又市川の尻



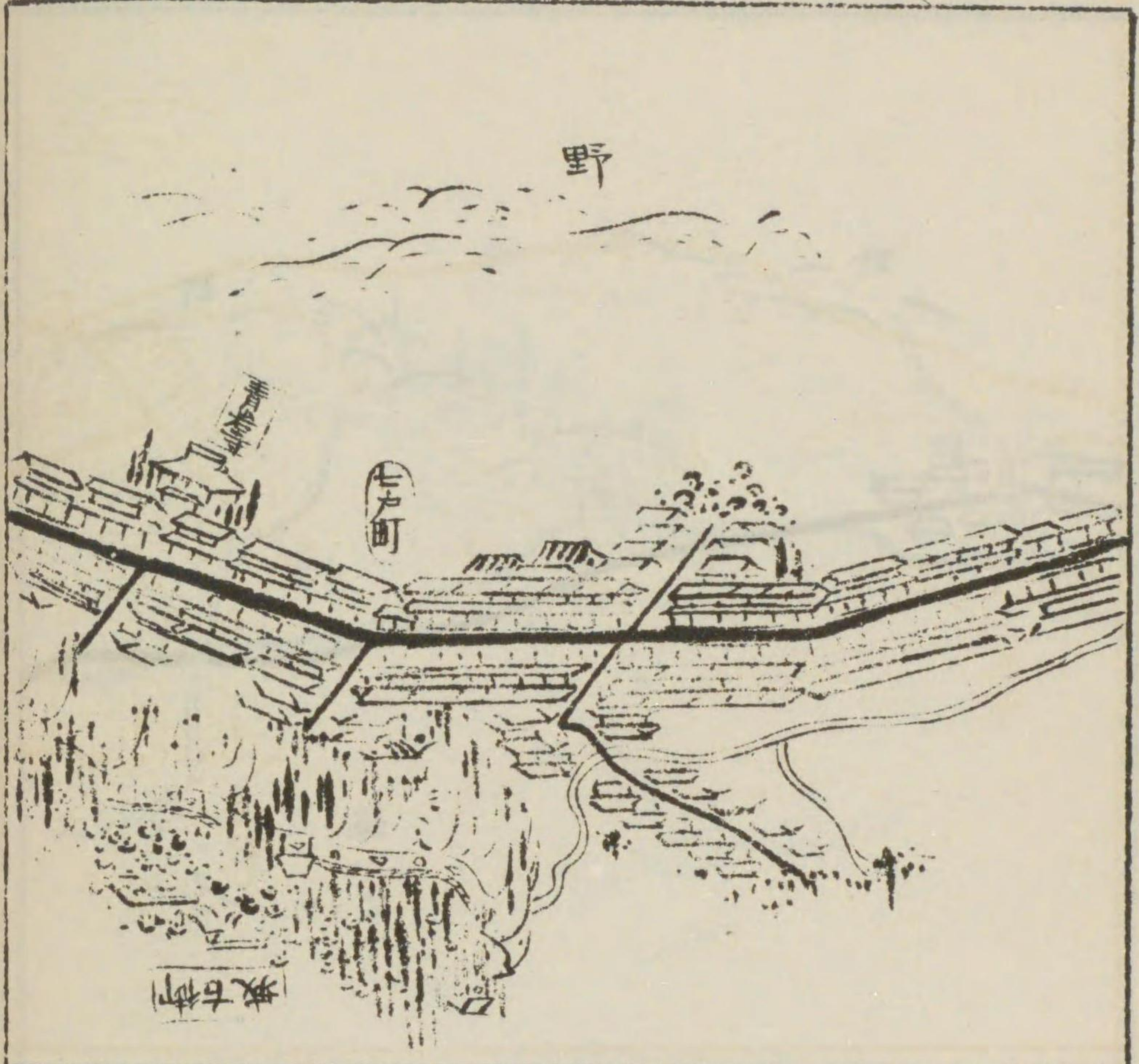
と小橋ありて川原下東へ
行け切谷岡村と市川村下市
川村とつき河原通下道一
右六戸村田新の北東に松原
平に又き牧場あり
六戸町外し小坂とせり時平
に松原一本松より小村並の
西に松原の村並は西方に流
石村へつき東に渡嶺村高
村下田村へおき下小川の
流はとま一本松がしりて小坂
とせり下りて傳法寺村へ
とせりしき小坂つきの山中



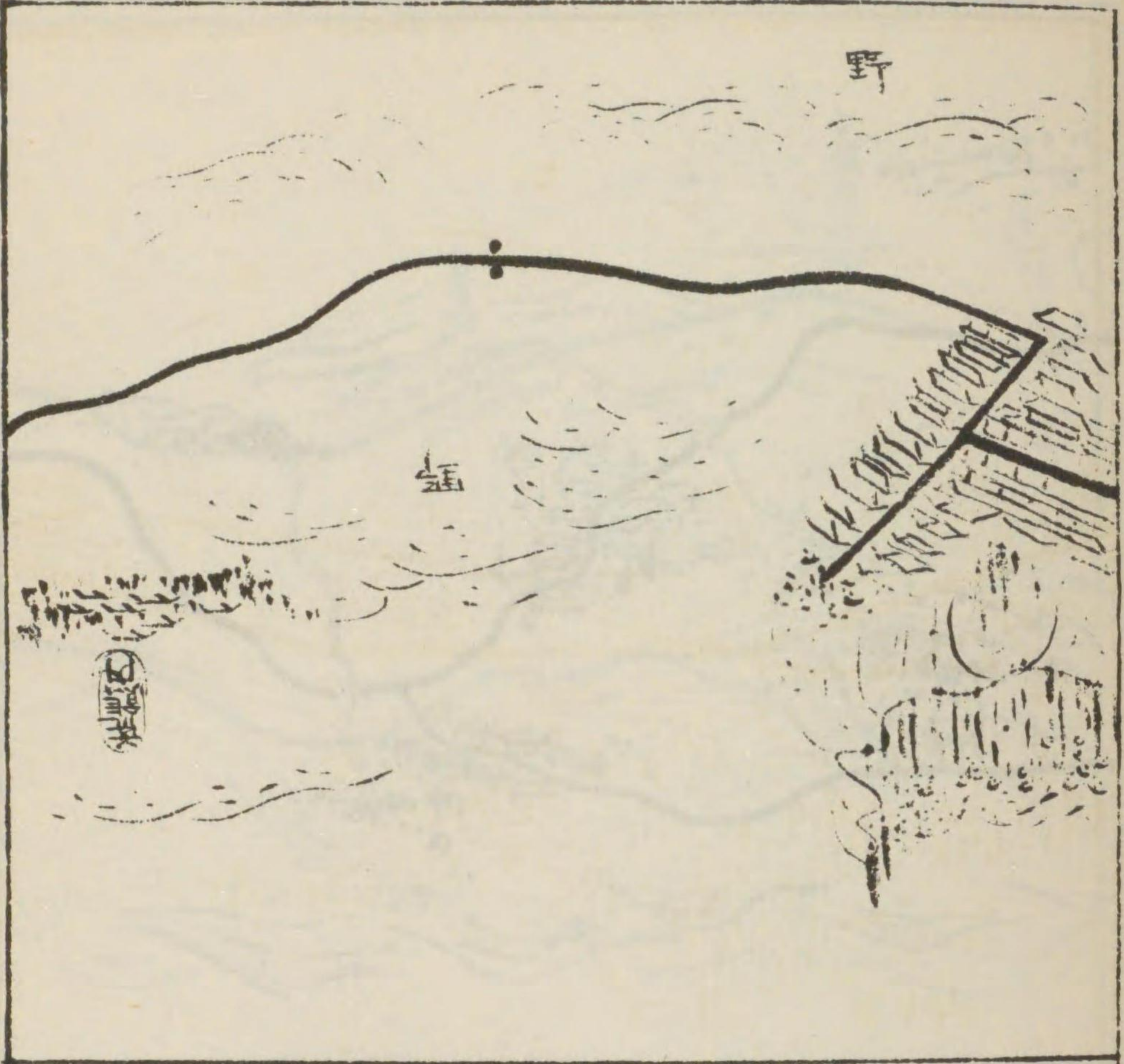
ありては、おたかふり、おたかふり、
 村外に、おたかふり、おたかふり、
 酒一、おたかふり、おたかふり、
 相坂村、おたかふり、おたかふり、
 おたかふり、おたかふり、おたかふり、
 東の方、おたかふり、おたかふり、
 石、おたかふり、おたかふり、
 村、おたかふり、おたかふり、
 おたかふり、おたかふり、おたかふり、
 おたかふり、おたかふり、おたかふり、
 おたかふり、おたかふり、おたかふり、
 おたかふり、おたかふり、おたかふり、



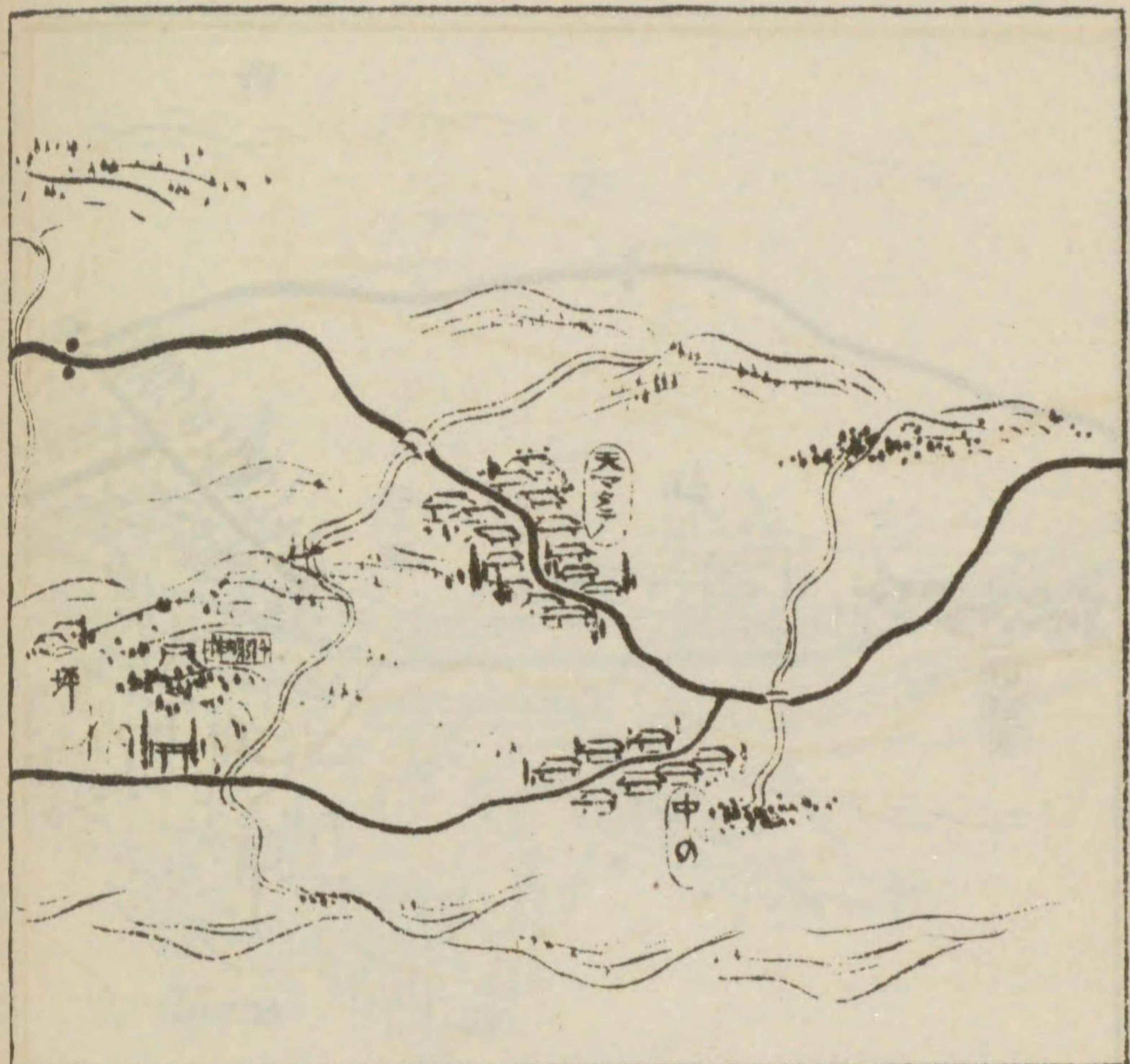
かつ、おたかふり、おたかふり、
 傳法寺村、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、
 道、おたかふり、おたかふり、



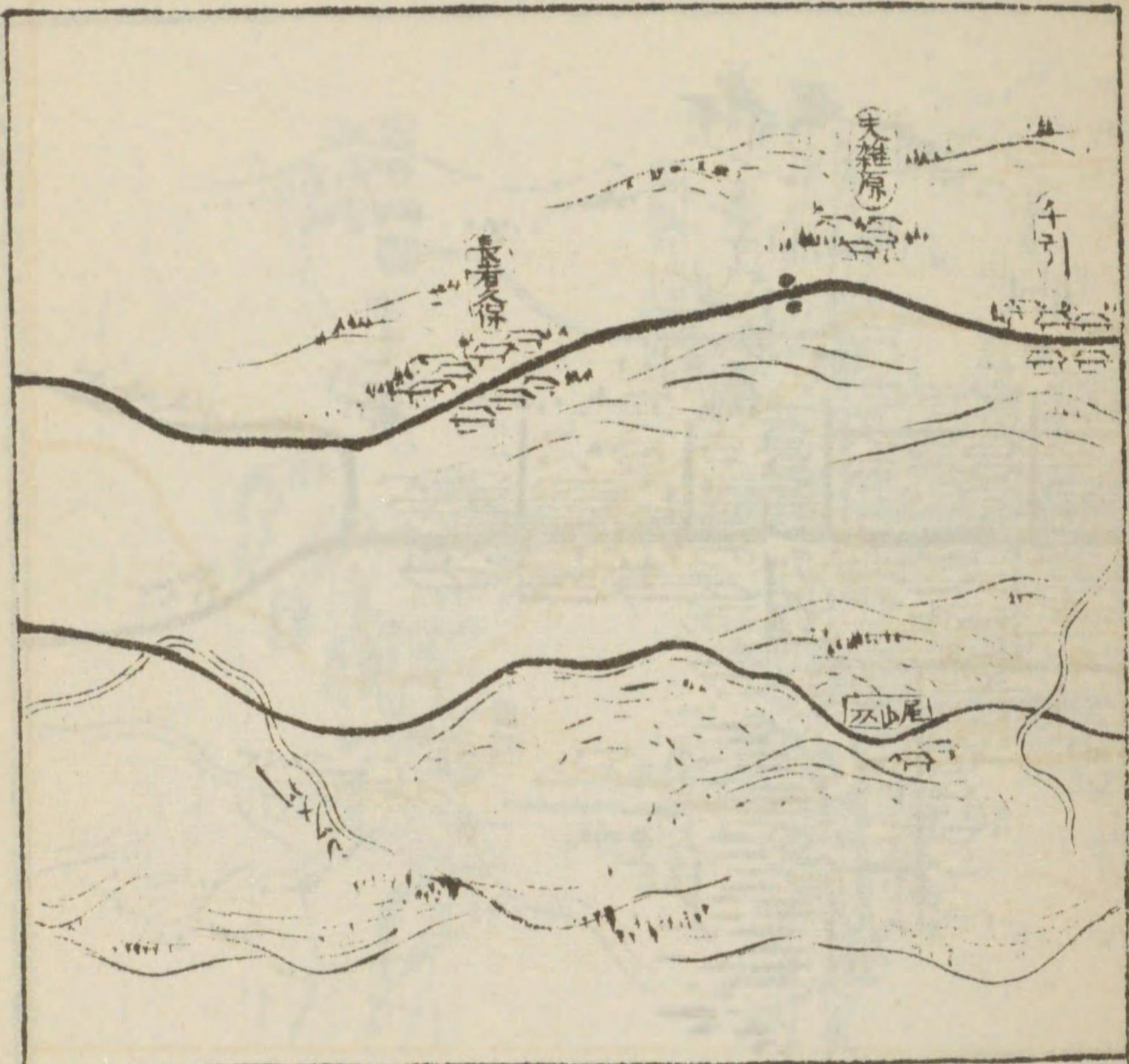
黄崎のりて橋を平野也
 之木村 家口松林
 此道より西へたつた
 丁実にも毛地なり
 近年下田物産松林
 大極之風流の地原凡
 乃如く云ふと松林
 一ノノ歳なりと松林
 云ふと云ふなりと松林
 松林なりと云ふなり
 松林なりと云ふなり
 松林なりと云ふなり
 松林なりと云ふなり



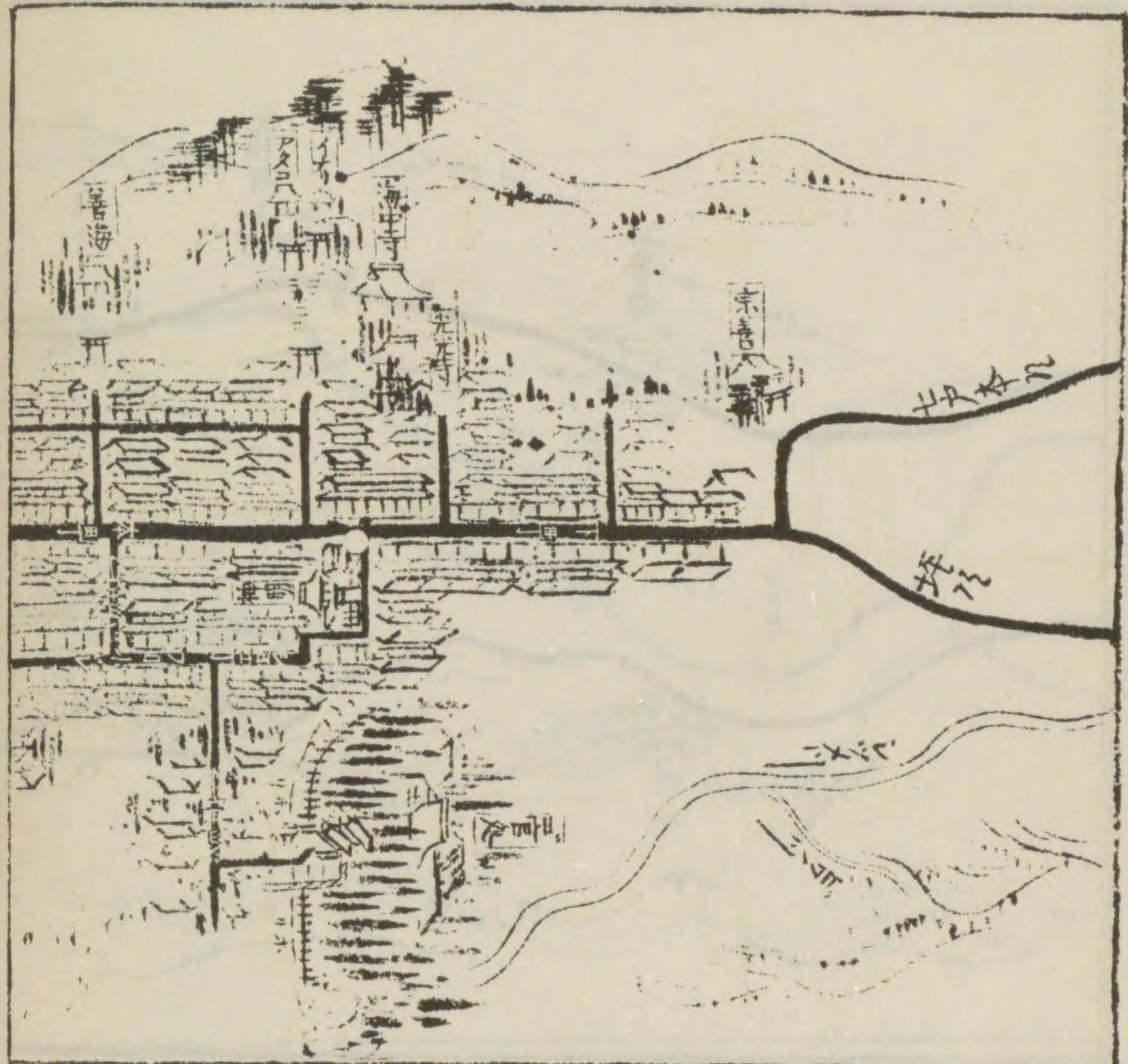
ちて水のりて松林
 新田より松林
 なる松林なりと松林
 家より松林なりと松林
 此道西へ松林なりと松林
 八甲田より松林なりと松林
 属松林なりと松林
 六甲松林なりと松林
 七甲松林なりと松林
 八甲松林なりと松林
 九甲松林なりと松林
 十甲松林なりと松林
 十一甲松林なりと松林
 十二甲松林なりと松林
 十三甲松林なりと松林
 十四甲松林なりと松林
 十五甲松林なりと松林
 十六甲松林なりと松林
 十七甲松林なりと松林
 十八甲松林なりと松林
 十九甲松林なりと松林
 二十甲松林なりと松林



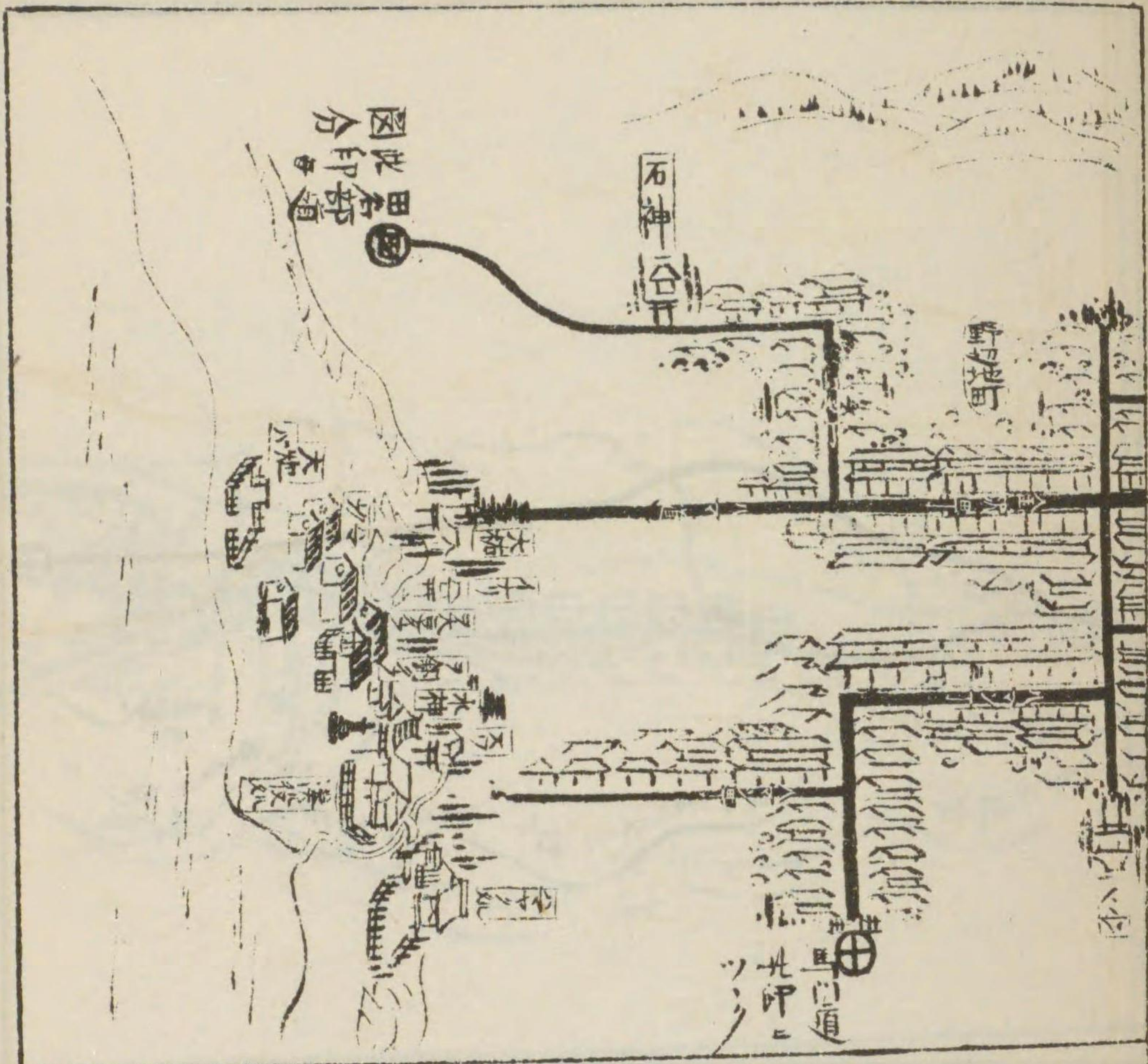
洞内村 家守新井
 法蓮寺と小寺と小川
 小寺と法蓮寺と
 一里塚
 境松原と小川と
 小川と小橋と
 一里塚
 坂有りと七戸町に
 洞内村と一里塚
 七戸町
 一里塚九町十間
 野辺地



七戸入口小川橋有町家数
 百七拾新町新町又
 七戸市右城 市本丸 市殿
 市樓 市代官役所
 町本所 市本所 横町 市本所
 下町 市本所 小川町 市本所
 新川原町 市本所 裏町 市本所
 袋町 市本所 南町 市本所
 新町 市本所 川原町 市本所
 町中 市本所 瑞龍寺
 通る所 市本所
 瑞龍寺
 七戸年人直時墓所也



右方青岩寺
 二十石 龍潜山 青岩寺
 左方 河城内櫓之塔系
 町外之在池形之地畑地
 小平地より方の方
 荒熊内 家村之
 倉呂川と小川と河
 一里
 中野村 家九軒
 此河より北の方坪村坪
 川より小川と此地畑地の方
 一里の方本郷の方



天麿後村 家十四軒
 村外之坪川橋之天徳寺
 一里の方石交川の方
 千引村 家四軒
 一里の方
 支雅原村 家七八軒
 一里の方
 長者久保 家九軒
 是より丁方より七戸通地
 辺地通の界
 又左方中村の方入坪川
 一里の方坪村の方
 尾山の方